

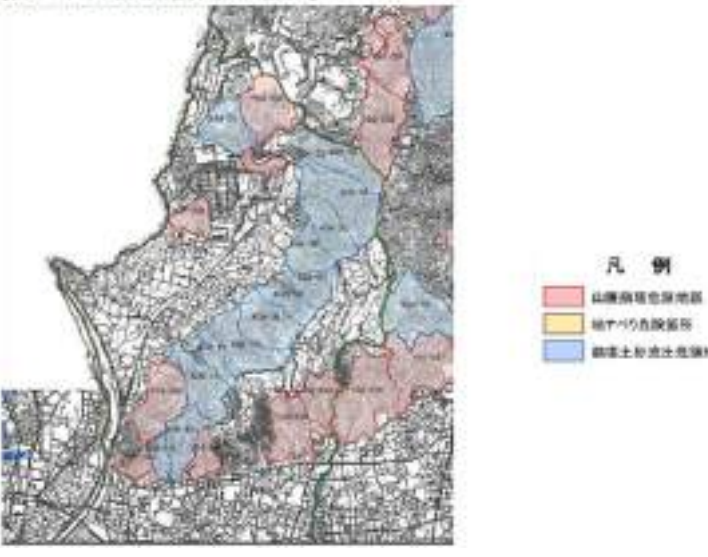

池田市地域防災計画（関係資料）（令和7年度修正案）
新旧対照表

R 8 . 3 . 2 5
池田市防災会議

新旧対照表(1/81)

現行計画	修正案	備考																																				
<p>1 災害想定 1-1 地震災害</p> <p>【参考:大阪府地域防災計画関連資料集【平成22年修正】等による】</p> <table border="1" data-bbox="116 304 734 632"> <thead> <tr> <th colspan="2">被害予測</th> <th>生駒 断層系</th> <th>中央 構造線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">予測計測震度</td> <td>5弱～5強</td> <td>4～5弱</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物被害</td> <td>全壊(棟)</td> <td>43</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>半壊(棟)</td> <td>113</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人的被害</td> <td>死者</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>34</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>避難生活者</td> <td>173</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">炎上出火件数(18時)</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)炎上出火件数は、地震発生後3日間の総数</p>	被害予測		生駒 断層系	中央 構造線	予測計測震度		5弱～5強	4～5弱	建物被害	全壊(棟)	43	0	半壊(棟)	113	0	人的被害	死者	0	0	負傷者	34	0	避難生活者	173	1	炎上出火件数(18時)		0	0	<p>1 1-1 地震災害</p> <p>(削除)</p>	<p>P1 ⑥削除理由 15年が経過しており、府計画にも記述がなく、表1-1により内容も網羅されるため</p>							
被害予測		生駒 断層系	中央 構造線																																			
予測計測震度		5弱～5強	4～5弱																																			
建物被害	全壊(棟)	43	0																																			
	半壊(棟)	113	0																																			
人的被害	死者	0	0																																			
	負傷者	34	0																																			
	避難生活者	173	1																																			
炎上出火件数(18時)		0	0																																			
<p>2 災害履歴 2-1 風水害 表2-1 災害年表</p> <p>【表2-1 災害年表】</p> <table border="1" data-bbox="116 791 913 895"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>内容</th> <th>日最大雨量</th> <th>時間最大雨量</th> <th>総雨量</th> <th>被害状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和53年 9月7日</td> <td>大雨</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>床下浸水4箇所、道路陥没</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="116 935 913 991"> <tbody> <tr> <td>平成30年 9月4日</td> <td>台風21号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>最大瞬間風速 39.8m/s(消防本部) 市内一円停電</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	内容	日最大雨量	時間最大雨量	総雨量	被害状況	昭和53年 9月7日	大雨				床下浸水4箇所、道路陥没	平成30年 9月4日	台風21号				最大瞬間風速 39.8m/s(消防本部) 市内一円停電	<p>2 災害履歴 2-1 風水害 表2-1 災害年表</p> <p>【表2-1 災害年表】</p> <table border="1" data-bbox="965 791 1762 895"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>内容</th> <th>日最大雨量</th> <th>時間最大雨量</th> <th>総雨量</th> <th>被害状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和53年 9月7日</td> <td>大雨</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>床下浸水4箇所、道路陥没</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="965 935 1762 991"> <tbody> <tr> <td>平成30年 9月4日</td> <td>台風21号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>最大瞬間風速 39.8m/s(消防本部) 市内一円停電</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	内容	日最大雨量	時間最大雨量	総雨量	被害状況	昭和53年 9月7日	大雨				床下浸水4箇所、道路陥没	平成30年 9月4日	台風21号				最大瞬間風速 39.8m/s(消防本部) 市内一円停電	<p>P3 ⑩空欄の修正 ⑩誤植の修正</p>
年月日	内容	日最大雨量	時間最大雨量	総雨量	被害状況																																	
昭和53年 9月7日	大雨				床下浸水4箇所、道路陥没																																	
平成30年 9月4日	台風21号				最大瞬間風速 39.8m/s(消防本部) 市内一円停電																																	
年月日	内容	日最大雨量	時間最大雨量	総雨量	被害状況																																	
昭和53年 9月7日	大雨				床下浸水4箇所、道路陥没																																	
平成30年 9月4日	台風21号				最大瞬間風速 39.8m/s(消防本部) 市内一円停電																																	
<p>府2-2 地震災害 【表2-2 地震概要】 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="116 1110 913 1326"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>震源地</th> <th>規模(M)</th> <th>震源深さ(km)</th> <th>震度</th> <th>被害概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年 (2018年) 6月18日</td> <td>大阪北部地震</td> <td>6.1</td> <td>24.8</td> <td>175.6</td> <td>震度6弱</td> <td>・大阪府を中心に死者6人、重傷者22人、軽傷者347人、全壊16戸、半壊512戸、一部半壊56,081戸(30,11,2現在) ・池田市:震度5弱 軽傷7人、半壊1戸、一部損壊247戸(1.1.7現在(被災証明申請))</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	震源地	規模(M)	震源深さ(km)	震度	被害概要	平成30年 (2018年) 6月18日	大阪北部地震	6.1	24.8	175.6	震度6弱	・大阪府を中心に死者6人、重傷者22人、軽傷者347人、全壊16戸、半壊512戸、一部半壊56,081戸(30,11,2現在) ・池田市:震度5弱 軽傷7人、半壊1戸、一部損壊247戸(1.1.7現在(被災証明申請))	<p>2-2 地震災害 【表2-2 地震概要】 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="965 1110 1762 1326"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>震源地</th> <th>規模(M)</th> <th>震源深さ(km)</th> <th>震度</th> <th>被害概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年 (2018年) 6月18日</td> <td>大阪北部地震</td> <td>6.1</td> <td>24.8</td> <td>175.6</td> <td>震度6弱</td> <td>・大阪府を中心に死者6人、重傷者22人、軽傷者347人、全壊21戸、半壊483戸、一部半壊81,268戸 ・池田市:震度5弱 軽傷7人、半壊1戸、一部損壊247戸</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	震源地	規模(M)	震源深さ(km)	震度	被害概要	平成30年 (2018年) 6月18日	大阪北部地震	6.1	24.8	175.6	震度6弱	・大阪府を中心に死者6人、重傷者22人、軽傷者347人、全壊21戸、半壊483戸、一部半壊81,268戸 ・池田市:震度5弱 軽傷7人、半壊1戸、一部損壊247戸	<p>P9～10 ⑥記載情報の修正 (現行計画は集計途中のもの)</p>										
年月日	震源地	規模(M)	震源深さ(km)	震度	被害概要																																	
平成30年 (2018年) 6月18日	大阪北部地震	6.1	24.8	175.6	震度6弱	・大阪府を中心に死者6人、重傷者22人、軽傷者347人、全壊16戸、半壊512戸、一部半壊56,081戸(30,11,2現在) ・池田市:震度5弱 軽傷7人、半壊1戸、一部損壊247戸(1.1.7現在(被災証明申請))																																
年月日	震源地	規模(M)	震源深さ(km)	震度	被害概要																																	
平成30年 (2018年) 6月18日	大阪北部地震	6.1	24.8	175.6	震度6弱	・大阪府を中心に死者6人、重傷者22人、軽傷者347人、全壊21戸、半壊483戸、一部半壊81,268戸 ・池田市:震度5弱 軽傷7人、半壊1戸、一部損壊247戸																																

新旧対照表(2/81)

現行計画	修正案	備考																																																																																																																																
<p>3 危険箇所</p> <p>3-1 地すべり・急傾斜地崩壊 (略)</p> <p>3-2 土石流 (略)</p> <p>3-3 山地災害</p> <p>【表3-4 山地災害危険地】 平成30年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="114 427 819 858"> <caption>山地災害危険地一覧表</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">山腹崩壊危険地区</th> <th colspan="2">崩壊土砂流出危険地区</th> </tr> <tr> <th>危険地区番号</th> <th>所在地</th> <th>危険地区番号</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Y04-001</td><td>吉田町</td><td>K04-01</td><td>伏見町(老尾)</td></tr> <tr><td>Y04-002</td><td>水部町</td><td>K04-02</td><td>伏見町(老尾)</td></tr> <tr><td>Y04-003</td><td>畑3丁目</td><td>K04-03</td><td>伏見町(老尾)</td></tr> <tr><td>Y04-004</td><td>畑2丁目</td><td>K04-04</td><td>伏見町(大谷)</td></tr> <tr><td>Y04-005</td><td>五月丘5丁目</td><td>K04-05</td><td>伏見町(堀木谷)・東山町</td></tr> <tr><td>Y04-006</td><td>畑3丁目</td><td>K04-06</td><td>東山町</td></tr> <tr><td>Y04-007</td><td>伏見町</td><td>K04-07</td><td>東山町(東麓山)</td></tr> <tr><td>Y04-008</td><td>伏見町・伏見台2丁目</td><td>K04-08</td><td>東山町(東麓山)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>K04-09</td><td>東山町(東麓山)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>K04-10</td><td>東山町(東麓山)・中川町</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>K04-11</td><td>中川町</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>K04-12</td><td>中川町・水部町</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>K04-13</td><td>五月丘5丁目</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>K04-14</td><td>畑2丁目</td></tr> </tbody> </table> <p>【図3-1 山地災害危険地区位置図】</p> 	山腹崩壊危険地区		崩壊土砂流出危険地区		危険地区番号	所在地	危険地区番号	所在地	Y04-001	吉田町	K04-01	伏見町(老尾)	Y04-002	水部町	K04-02	伏見町(老尾)	Y04-003	畑3丁目	K04-03	伏見町(老尾)	Y04-004	畑2丁目	K04-04	伏見町(大谷)	Y04-005	五月丘5丁目	K04-05	伏見町(堀木谷)・東山町	Y04-006	畑3丁目	K04-06	東山町	Y04-007	伏見町	K04-07	東山町(東麓山)	Y04-008	伏見町・伏見台2丁目	K04-08	東山町(東麓山)			K04-09	東山町(東麓山)			K04-10	東山町(東麓山)・中川町			K04-11	中川町			K04-12	中川町・水部町			K04-13	五月丘5丁目			K04-14	畑2丁目	<p>3 危険箇所</p> <p>(3-1 削除)</p> <p>(3-2 削除)</p> <p>3-1 山地災害</p> <p>【表3-1 山地災害危険地】 令和5年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="963 427 1668 858"> <caption>山地災害危険地一覧表</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">山腹崩壊危険地区</th> <th colspan="2">崩壊土砂流出危険地区</th> </tr> <tr> <th>危険地区番号</th> <th>所在地</th> <th>危険地区番号</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>204-1</td><td>吉田町</td><td>204-1</td><td>伏見町(1)</td></tr> <tr><td>204-2</td><td>水部町</td><td>204-2</td><td>伏見町(2)</td></tr> <tr><td>204-3</td><td>畑3丁目(1)</td><td>204-3</td><td>伏見町(3)</td></tr> <tr><td>204-4</td><td>畑2丁目</td><td>204-4</td><td>伏見町(4)</td></tr> <tr><td>204-5</td><td>五月丘5丁目</td><td>204-5</td><td>伏見町(5)</td></tr> <tr><td>204-6</td><td>畑3丁目(2)</td><td>204-6</td><td>伏見町(6)</td></tr> <tr><td>204-7</td><td>伏見町</td><td>204-7</td><td>東山町(1)</td></tr> <tr><td>204-8</td><td>伏見町・伏見台2丁目</td><td>204-8</td><td>東山町(2)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>204-9</td><td>東山町(3)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>204-10</td><td>東山町(4)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>204-11</td><td>中川町(1)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>204-12</td><td>中川町(2)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>204-13</td><td>五月丘</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>204-14</td><td>畑2丁目</td></tr> </tbody> </table> <p>【図3-1 山地災害危険地区位置図】</p> 	山腹崩壊危険地区		崩壊土砂流出危険地区		危険地区番号	所在地	危険地区番号	所在地	204-1	吉田町	204-1	伏見町(1)	204-2	水部町	204-2	伏見町(2)	204-3	畑3丁目(1)	204-3	伏見町(3)	204-4	畑2丁目	204-4	伏見町(4)	204-5	五月丘5丁目	204-5	伏見町(5)	204-6	畑3丁目(2)	204-6	伏見町(6)	204-7	伏見町	204-7	東山町(1)	204-8	伏見町・伏見台2丁目	204-8	東山町(2)			204-9	東山町(3)			204-10	東山町(4)			204-11	中川町(1)			204-12	中川町(2)			204-13	五月丘			204-14	畑2丁目	<p>P12</p> <p>⑦削除理由</p> <p>国水砂第208号(令和5年11月10日)「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて」により、令和6年度より、「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」及びこれらの総称としての「土砂災害警戒区域等」を使用し、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」を使用しないこととされたため</p> <p>(項目番号の前詰め)</p> <p>⑥山地災害の表及び図経年変化による修正</p>
山腹崩壊危険地区		崩壊土砂流出危険地区																																																																																																																																
危険地区番号	所在地	危険地区番号	所在地																																																																																																																															
Y04-001	吉田町	K04-01	伏見町(老尾)																																																																																																																															
Y04-002	水部町	K04-02	伏見町(老尾)																																																																																																																															
Y04-003	畑3丁目	K04-03	伏見町(老尾)																																																																																																																															
Y04-004	畑2丁目	K04-04	伏見町(大谷)																																																																																																																															
Y04-005	五月丘5丁目	K04-05	伏見町(堀木谷)・東山町																																																																																																																															
Y04-006	畑3丁目	K04-06	東山町																																																																																																																															
Y04-007	伏見町	K04-07	東山町(東麓山)																																																																																																																															
Y04-008	伏見町・伏見台2丁目	K04-08	東山町(東麓山)																																																																																																																															
		K04-09	東山町(東麓山)																																																																																																																															
		K04-10	東山町(東麓山)・中川町																																																																																																																															
		K04-11	中川町																																																																																																																															
		K04-12	中川町・水部町																																																																																																																															
		K04-13	五月丘5丁目																																																																																																																															
		K04-14	畑2丁目																																																																																																																															
山腹崩壊危険地区		崩壊土砂流出危険地区																																																																																																																																
危険地区番号	所在地	危険地区番号	所在地																																																																																																																															
204-1	吉田町	204-1	伏見町(1)																																																																																																																															
204-2	水部町	204-2	伏見町(2)																																																																																																																															
204-3	畑3丁目(1)	204-3	伏見町(3)																																																																																																																															
204-4	畑2丁目	204-4	伏見町(4)																																																																																																																															
204-5	五月丘5丁目	204-5	伏見町(5)																																																																																																																															
204-6	畑3丁目(2)	204-6	伏見町(6)																																																																																																																															
204-7	伏見町	204-7	東山町(1)																																																																																																																															
204-8	伏見町・伏見台2丁目	204-8	東山町(2)																																																																																																																															
		204-9	東山町(3)																																																																																																																															
		204-10	東山町(4)																																																																																																																															
		204-11	中川町(1)																																																																																																																															
		204-12	中川町(2)																																																																																																																															
		204-13	五月丘																																																																																																																															
		204-14	畑2丁目																																																																																																																															

新旧対照表(6/81)

現行計画					修正案					備考								
D0940040	播磨川左2右一(大宮寺川)	○	—	池田市藤原3丁目	H27.5.7	D0940040	播磨川左2右一(大宮寺川)	○	—	池田市藤原3丁目	H27.5.7	P16 ⑩誤植の修正 ⑥データの更新 ⑧組織名変更に伴う修正						
D0940020	播磨川左2右一	○	—	池田市五月丘6丁目	H27.5.7	D0940020	播磨川左2右一	○	—	池田市五月丘5丁目	H27.5.7							
D0940020	播磨川左3(橋野川)	○	○	池田市藤原3丁目	H27.5.7	D0940020	播磨川左3(橋野川)	○	○	池田市藤原3丁目	H27.5.7							
D0940020	播磨川左4	○	○	池田市本郷町	H27.5.7	D0940020	播磨川左4	○	○	池田市本郷町	H27.5.7							
D0940020	播磨川左5(木野川沿)	○	—	池田市本郷町	H27.5.7	D0940020	播磨川左5(木野川沿)	○	—	池田市本郷町	H27.5.7							
D0940020	播磨川左6(木野川沿)	○	○	池田市本郷町	H27.5.7	D0940020	播磨川左6(木野川沿)	○	○	池田市本郷町	H27.5.7							
D0940020	播磨川左7	○	—	池田市古沢町	H27.5.7	D0940020	播磨川左7	○	—	池田市古沢町	H27.5.7							
D0940054	真瀬川右1	○	○	池田市横谷丁目	H27.5.7	D0940054	真瀬川右1	○	○	池田市横谷丁目	H27.5.7							
D0940040	真瀬川右1右一(堂丸本川)	○	○	池田市横4丁目	H27.5.7	D0940040	真瀬川右1右一(堂丸本川)	○	○	池田市横5丁目	H27.5.7							
D0940040	真瀬川右1右二	○	—	池田市横3丁目	H27.5.7	D0940040	真瀬川右1右一(堂丸本川)	○	○	池田市横4丁目	H27.5.7							
D0940052	真瀬川右1右三	○	—	池田市横3丁目	H27.5.7	D0940051	真瀬川右1右二	○	—	池田市横3丁目	H27.5.7							
D0940052	真瀬川右1右四	○	○	池田市横3丁目	H27.5.7	D0940052	真瀬川右1右三	○	—	池田市横3丁目	H27.5.7							
D0940055	真瀬川右1右一	○	○	池田市横3丁目	H27.5.7	D0940050	真瀬川右1右四	○	○	池田市横3丁目	H27.5.7							
D0940055	真瀬川右1右一	○	○	池田市横3丁目	H27.5.7	D0940055	真瀬川右1右一	○	○	池田市横3丁目	H27.5.7							
※図面は、池田土木事務所、池田市役所都市建設部に於いて閲覧できる。					※図面は、池田土木事務所、池田市役所都市建設部に於いて閲覧できる。													
3 危険箇所 3-5 土砂災害警戒区域等・浸水区域内の公共施設・要配慮者利用施設等 (新規追加)					3 危険箇所 3-3 土砂災害警戒区域等・浸水区域内の公共施設・要配慮者利用施設等 1 要配慮者利用施設とは、 本府会及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)において、「社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として社会的利益を著する施設」と規定。 2 対象施設の種類 大阪府府民における対象施設は以下の通り。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、介護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、若年者児童健全育成事業の用に供する施設、子育て支援事業の用に供する施設、一時的な事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康支援センター など。</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等専門学校を置く専修学校 など。</td> </tr> <tr> <td>医療施設</td> <td>病院、診療所、介護施設 など。</td> </tr> </tbody> </table>					区分	対象施設	社会福祉施設	老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、介護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、若年者児童健全育成事業の用に供する施設、子育て支援事業の用に供する施設、一時的な事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康支援センター など。	学校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等専門学校を置く専修学校 など。	医療施設	病院、診療所、介護施設 など。	P17 (項目番号の前詰め) ⑨ 要配慮者利用施設に係る定義の追加(具体的な施設は大阪府の定義を使用)
区分	対象施設																	
社会福祉施設	老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、介護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、若年者児童健全育成事業の用に供する施設、子育て支援事業の用に供する施設、一時的な事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康支援センター など。																	
学校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等専門学校を置く専修学校 など。																	
医療施設	病院、診療所、介護施設 など。																	

新旧対照表(7/81)

現行計画		修正案		備考
3 危険箇所		3 危険箇所		P17 (項目番号の前詰め)
3-5 土砂災害警戒区域等・浸水区域内の公共施設・要配慮者利用施設等		3-3 土砂災害警戒区域等・浸水区域内の公共施設・要配慮者利用施設等		
【表3-5 被害想定区域内に在る要配慮者利用施設(避難確保計画作成・避難訓練施設等)】 (土砂災害警戒区域等)		【表3-3 被害想定区域内に在る要配慮者利用施設等】 (土砂災害警戒区域等)		⑥データの更新
令和7年4月1日現在		令和7年4月1日現在		
№	施設名	住 居	避難所・保護名	
1	スマイルファクトリー	池田市伏見台2-1-1	伏見台(9)	
2	特別介護老人ホーム ハートフルふしじ	池田市伏見町1-2-1	伏見(22)	
3	アルパカ工房	池田市新町6-02	新町(7)	
4	酒谷中学校	池田市五月丘4-1-1	五月丘(9)	
5	緑河保育園	池田市東山町312	余野川左5(東山側谷)	
6	五月丘保育園	池田市五月丘3-2-14	五月丘(9)	
7	はたがね保育園	池田市榎1-22-1	榎川左1左(才の木町)	
8	老人ホームレリーサボプラ	池田市東山町546	余野川左5(東山側谷)	
9	老人ホームボプラ	池田市東山町555-1	余野川左5(東山側谷)	
10	グループホームボプラ東山	池田市東山町555-1	余野川左5(東山側谷)	
11	東山作業所	池田市東山町589	余野川左5(東山側谷)	
12	プラナナライフ木津	池田市木津町141-2	榎川左6(木津側谷)	
13	小規模多機能型 居宅介護支援施設	池田市酒谷3-14-19	榎川左1(兜塚町)	
14	てりは東照 デイサービスセンター	池田市榎5-1-20	榎川右1左(兜九本町)	
1	スマイルファクトリー	池田市伏見台2-1-1	伏見台(9)	
2	ハッピークラブ デイサービス	池田市伏見町0-1-1	伏見台(9)	
3	特別介護老人ホーム ハートフルふしじ・紅葉館	池田市伏見町1-2-1	伏見(22)	
4	福河保育園	池田市東山町312	余野川左6(東山側谷)	
5	介護付有料老人ホーム レリーサボプラ	池田市東山町546	余野川左5(東山側谷)	
6	ニッセイメゾン東山	池田市東山町555-1	余野川左5(東山側谷)	
7	特別介護老人ホームボプラ	池田市東山町555-1	余野川左5(東山側谷)	
8	グループホームボプラ東山	池田市東山町555-1	余野川左5(東山側谷)	
9	Love Lea(クアデア)	池田市東山町589	余野川左5(東山側谷)	
10	プラナナライフ木津	池田市木津町141-2	榎川左6(木津側谷)	
11	アルパカ工房	池田市新町6-2	新町(7)	
12	五月丘こども園	池田市五月丘3-4-12	榎川右1(八雲側町)	
13	池田市立こすのき学園	池田市五月丘3-4-7	榎川左1右(五月谷)	
14	酒谷中学校	池田市五月丘4-1-1	五月丘(9)	
15	はたがね保育園	池田市榎1-22-1	榎川左1左(才の木町)	
16	はたがね保育園	池田市榎3-15-8	榎川左1左	
17	南立総合病院	池田市榎4-1-1	榎川左1左(才の木町)	
18	こおろぎ	池田市榎5-1-20	榎川右1右(兜九本町)	
19	すぎな渋谷	池田市酒谷3-14-19	榎川左1(兜塚町)	
20	グッドタイムリビング 池田緑荘	池田市榎5-1-4-23	榎川左1左(才の木町)	
21	グッドタイムリビング 池田緑荘	池田市榎5-1-4-23	榎川一丁目(3)	

新旧対照表(8/81)

現行計画				修正案				備考
3 危険箇所				3 危険箇所				P18 (項目番号の前詰め)
3-5 土砂災害警戒区域等・浸水区域内の公共施設・要配慮者利用施設等				3-3 土砂災害警戒区域等・浸水区域内の公共施設・要配慮者利用施設等				
(浸水区域内) 令和2年4月1日現在				(浸水区域内) 令和7年9月1日現在				⑥データの更新
No	番	施設名	住所	No	番	施設名	住所	
1		高野小学校	池田市神田1-10-1	1		スマイルファーム緑研 ¹	池田市古江町224-1 ¹	
2		池田青年会議所	池田市神田10-1	2		アルパカ工房 ¹	池田市神田6-1 ¹	
3		神田小学校	池田市神田2-4-1	3		うかんぼと保育園 ¹	池田市神田10-7 1059神田11 ¹	
4		神田青年会議所	池田市神田2-4-1	4		ハートフル ¹	池田市神田2-15 ¹	
5		池田子ども育成センター	池田市美町9-17	5		パナソニックエイジフリーアサセンタ ¹	池田市神田5-2 ¹	
6		きらきら保育園	池田市神田7-7	6		池田・デイサービス ¹	Nグラン・ラール1階 ¹	
7		ひめひこ保育園	池田市神田10-1	7		池田女子事務所の文芸部 ¹	池田市神田5-5イオ南田1下 ¹	
8		宝町幼稚園	池田市神田7-4	8		グループホームうらら ¹	池田市神田10-9 ¹	
9		カトリック聖マリア幼稚園	池田市美町9-26	9		あひま保育園 ¹	池田市神田4-15(カ)2階11 ¹	
10		ひかりこども園	池田市神田2-4-1	10		グループホームかろめ ¹	池田市神田4-37 ¹	
11		アルパカ工房	池田市神田6-1	11		たけいま ¹	池田市神田4-37 ¹	
12		パナソニックエイジフリー 池田デイセンター	池田市神田6-2 Nグランラール1階	12		デイサービス緑研 ¹	池田市神田4-44 ¹	
13		ちさの輪物店	池田市神田5-5	13		フィットネスリハビリセンター ¹	池田市神田7-3 ¹	
14		うらら	池田市神田10-9	14		あひま保育園 ¹	池田市神田7-4 ¹	
15		すてっぷ	池田市神田11-9	15		まなま保育園 ¹	池田市神田7-7 ¹	
16		ウエルカム	池田市神田2-10	16		グループホームまゆみ ¹	池田市神田7-7 ¹	
17		かろめ	池田市神田4-37	17		池田女子事務所の文芸部 ¹	池田市神田11-27 ¹	
18		たけいま	池田市神田4-37	18		デイサービス ちかえい ¹	池田市神田1-2-9 ¹	
19		フィットネスリハビリセンター	池田市神田7-3	19		高野小学校 ¹	池田市神田10-1 ¹	
20		あひま	池田市神田7-7	20		池田青年会議所	池田市神田10-1 ¹	
21		ナチュラレクア池田	池田市神田10-23	21		フィットネスリハビリセンター ¹	池田市神田10-23 ¹	
22		デイサービス ちかえい	池田市神田1-2	22		リハビリデイサービス ¹	池田市神田6-6 ¹	
23		池田ナッシングホームさくら	池田市美町2-14	23		カレハリア ¹	池田市神田7-10 ¹	
24		テゾリーナ	池田市美町2-19地下1	24		池田ナッシングホームさくら ¹	池田市美町2-14 ¹	
25		メルシーますみ	池田市美町8-16	25		あひま保育園 ¹	池田市美町2-25 ¹	
26		認知介護ステーションりんく	池田市神田1-3-11	26		メルシーますみ ¹	池田市美町8-16 ¹	
27		ハートフルこうど	池田市神田2-6-7	27		カトリック聖マリア幼稚園 ¹	池田市美町9-26 ¹	
28		ポアタライブケア	池田市神田2-3-23	28		ニチメゾン神田 ¹	池田市神田2-3-22 ¹	
29		シェールメゾン ポプラ神田	池田市神田2-3-22	29		神田小学校 ¹	池田市神田2-4-1 ¹	
30		でっちゃん	池田市神田2-21-7	30		ひかりこども園 ¹	池田市神田2-4-1 ¹	
31		アイフロント神田	池田市神田3-2-2	31		エベッサ神田 ¹	池田市神田2-4-7 ¹	
32		さんぽの家池田	池田市神田3-11-1	32		神田調理学人ホーム ハートフルこうど ¹	池田市神田2-6-7 ¹	
				33		ひばり ¹	池田市神田2-18-32 ¹	
				34		でっちゃん ¹	池田市神田2-21-7 ¹	
				35		アイフロント神田 ¹	池田市神田3-2-2 ¹	
				36		さんぽの家池田 ¹	池田市神田3-11-1 ¹	

※：対象災害種別が不明な施設

新旧対照表(9/81)

現行計画				修正案				備考																																																																																																																																																
3 危険箇所				3 危険箇所				P19 (項目番号の前詰め)																																																																																																																																																
3-5 土砂災害警戒区域等・浸水区域内の公共施設・要配慮者利用施設等				3-3 土砂災害警戒区域等・浸水区域内の公共施設・要配慮者利用施設等																																																																																																																																																				
33	老人ホームボプラ	酒田市東山町5 5 5-1	余野川 0.5m未満	33	特別養護老人ホーム ハートフルふし舎	酒田市大町1 2-1	余野川 準既立済み	⑥データの更新																																																																																																																																																
34	グループホームボプラ東山	酒田市東山町5 5 3-1	余野川 0.5m未満	33	介護付特別養護老人ホーム レリーサボプラ	酒田市東山町5 4 6	余野川 3.5m未満																																																																																																																																																	
35	東山作業所	酒田市東山町5 8 3	余野川 0.5m未満	33	ニデイメゾン東山	酒田市東山町5 5 1	余野川 3.5m未満																																																																																																																																																	
36	老人ホームレリーサボプラ	酒田市東山町5 4 6	余野川 0.5m未満	34	特別養護老人ホームボプラ	酒田市東山町5 5 5-1	余野川 3.5m未満																																																																																																																																																	
37	本豊島小学校	酒田市豊島北2-1 2-1	筑前川 0.5m未満	34	グループホームボプラ東山	酒田市東山町5 5 5-1	余野川 3.5m未満																																																																																																																																																	
38	本豊島留守児童福祉会	酒田市豊島北2-1 2-1	筑前川 0.5m未満	34	Kou Lee ケブレア	酒田市東山町5 6 9	余野川 3.5m未満																																																																																																																																																	
39	本豊島中学校	酒田市豊島北1-1-1	筑前川 0.5m未満	43	ウキウキはるか石橋新築	酒田市井口南1-6-19-1F	筑前川 0.5m未満																																																																																																																																																	
40	天神保育園	酒田市天神1-1-1 3	筑前川 0.5m未満	44	リノのりライオンはし	酒田市井口南1-10-19	筑前川 3.5m未満																																																																																																																																																	
41	宣真認定こども園	酒田市天神1-1-4 1	筑前川 0.5m未満	45	ふくまなっ公園	酒田市井口南1-10-25	筑前川 3.5m未満																																																																																																																																																	
42	作古保育園	酒田市作古1-5-8	筑前川 0.5m未満	46	スーパーコートプレナム酒田	酒田市井口南3-1-9	筑前川 準既立済み																																																																																																																																																	
43	養の院介護老人保健施設	酒田市天神1-3-2 2	筑前川 0.5m未満	47	石橋中学校	酒田市井口南3-3-30	筑前川 3.5m未満																																																																																																																																																	
44	アイフォン1神田	酒田市神田3-2-2	津名川 1日以上浸水	47	石橋中学校	酒田市井口南3-3-30	筑前川 3.5m未満																																																																																																																																																	
45	そんばの家酒田	酒田市神田3-1 1-1	津名川 3.0m未満	48	特別養護老人福祉会酒田	酒田市井口南3-3-30	筑前川 3.5m未満																																																																																																																																																	
1	内	ワークスペースぎつき	酒田市神田1-2-1	浸水深 0.5m未満	49	石橋中学校	酒田市井口南3-6-1	筑前川 0.5m未満																																																																																																																																																
2	水	せせらぎ	酒田市八王寺1-8-107-108	浸水深 1.0m未満	50	特別養護老人ホーム石橋西2	酒田市井口南3-7-14	筑前川 準既立済み																																																																																																																																																
※：対象災害種別が複数の施設				※：対象災害種別が複数の施設																																																																																																																																																				
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>住所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>51</td><td>ディサービスあめりか</td><td>酒田市井口南3-10-7</td><td>筑前川 3.5m未満</td></tr> <tr><td>52</td><td>ラゼリア</td><td>酒田市井口南3-10-7</td><td>筑前川 3.5m未満</td></tr> <tr><td>53</td><td>4階建ての賃貸ビル</td><td>酒田市井口南3-10-7</td><td>筑前川 3.5m未満</td></tr> <tr><td>54</td><td>ウーリス石橋</td><td>酒田市石橋1-23-16</td><td>筑前川 3.5m未満</td></tr> <tr><td>55</td><td>わくわく保育園</td><td>酒田市石橋2-12-11</td><td>筑前川 0.5m未満</td></tr> <tr><td>56</td><td>石橋文芸会館</td><td>酒田市石橋2-12-13</td><td>筑前川 0.5m未満</td></tr> <tr><td>57</td><td>天神保育園</td><td>酒田市天神1-1-13</td><td>筑前川 0.5m未満</td></tr> <tr><td>58</td><td>宣真認定こども園</td><td>酒田市天神1-1-4</td><td>筑前川 0.5m未満</td></tr> <tr><td>59</td><td>あいのこ保育園</td><td>酒田市天神1-2-5</td><td>筑前川 0.5m未満</td></tr> <tr><td>60</td><td>ふるまのこ酒田</td><td>酒田市天神1-3-12</td><td>筑前川 3.5m未満</td></tr> <tr><td>61</td><td>養の院</td><td>酒田市天神1-5-22</td><td>筑前川 3.5m未満</td></tr> <tr><td>62</td><td>特別養護老人福祉会酒田</td><td>酒田市天神1-5-22</td><td>筑前川 3.5m未満</td></tr> <tr><td>63</td><td>マックス九龍岡特別保育園</td><td>酒田市天神1-6-22-2F</td><td>筑前川 3.5m未満</td></tr> <tr><td>64</td><td>いなかディサービス石橋</td><td>酒田市石橋2-1-3</td><td>筑前川 3.5m未満</td></tr> <tr><td>65</td><td>特別養護老人福祉会酒田 石橋の家</td><td>酒田市石橋2-3-7</td><td>筑前川 3.5m未満</td></tr> <tr><td>66</td><td>特別養護老人ホーム ディサービス</td><td>酒田市石橋2-3-7-1</td><td>筑前川 3.5m未満</td></tr> <tr><td>67</td><td>作古保育園</td><td>酒田市作古1-5-8</td><td>筑前川 3.5m未満</td></tr> <tr><td>68</td><td>D-Fest酒田住吉</td><td>酒田市住吉1-16-7</td><td>筑前川 3.5m未満</td></tr> <tr><td>69</td><td>私立宣真病院</td><td>酒田市住吉2-3-12</td><td>筑前川 0.5m未満</td></tr> <tr><td>70</td><td>リノのりディサービスATCはるか</td><td>酒田市住吉2-5-14</td><td>筑前川 0.5m未満</td></tr> <tr><td>71</td><td>酒田西児童館</td><td>酒田市八王寺2-5-1</td><td>筑前川 0.5m未満</td></tr> <tr><td>72</td><td>本豊島中学校</td><td>酒田市豊島北1-1-1</td><td>筑前川 0.5m未満</td></tr> <tr><td>73</td><td>はつアール酒田</td><td>酒田市豊島北1-6-5</td><td>筑前川 3.5m未満</td></tr> <tr><td>74</td><td>リハビリテーションサービス 333</td><td>酒田市豊島北2-1-22</td><td>筑前川 3.5m未満</td></tr> <tr><td>75</td><td>112酒田</td><td>酒田市豊島北2-6-7</td><td>筑前川 3.5m未満</td></tr> <tr><td>76</td><td>ディサービス梅の香</td><td>酒田市豊島北2-7-19</td><td>筑前川 3.5m未満</td></tr> <tr><td>77</td><td>本豊島小学校</td><td>酒田市豊島北2-1 2-1</td><td>筑前川 3.5m未満</td></tr> <tr><td>78</td><td>本豊島留守児童福祉会</td><td>酒田市豊島北2-1 2-1</td><td>筑前川 3.5m未満</td></tr> <tr><td>79</td><td>ニデイメゾン北豊島</td><td>酒田市豊島北2-1 3-2</td><td>筑前川 3.5m未満</td></tr> <tr><td>80</td><td>アベック酒田</td><td>酒田市豊島北2-1 3-1 0</td><td>筑前川 0.5m未満</td></tr> <tr><td>81</td><td>松竹ディサービスセンター</td><td>酒田市神田2-1 7-7</td><td>筑前川 0.5m未満</td></tr> <tr><td>82</td><td>ニデイケアセンター六味</td><td>酒田市神田3-2 0-1 5</td><td>筑前川 0.5m未満</td></tr> <tr><td>83</td><td>ニデイライフケア赤松苑はるか</td><td>酒田市神田3-2 0-1 6</td><td>筑前川 0.5m未満</td></tr> <tr><td>84</td><td>あいのこ</td><td>酒田市神田3-2 0-1 6</td><td>筑前川 0.5m未満</td></tr> <tr><td>84</td><td>ワークスペースぎつき</td><td>酒田市神田3-1 1-2 4</td><td>浸水深 0.5m未満</td></tr> </tbody> </table>				No.	施設名	住所	備考	51	ディサービスあめりか	酒田市井口南3-10-7	筑前川 3.5m未満	52	ラゼリア	酒田市井口南3-10-7	筑前川 3.5m未満	53	4階建ての賃貸ビル	酒田市井口南3-10-7	筑前川 3.5m未満	54	ウーリス石橋	酒田市石橋1-23-16	筑前川 3.5m未満	55	わくわく保育園	酒田市石橋2-12-11	筑前川 0.5m未満	56	石橋文芸会館	酒田市石橋2-12-13	筑前川 0.5m未満	57	天神保育園	酒田市天神1-1-13	筑前川 0.5m未満	58	宣真認定こども園	酒田市天神1-1-4	筑前川 0.5m未満	59	あいのこ保育園	酒田市天神1-2-5	筑前川 0.5m未満	60	ふるまのこ酒田	酒田市天神1-3-12	筑前川 3.5m未満	61	養の院	酒田市天神1-5-22	筑前川 3.5m未満	62	特別養護老人福祉会酒田	酒田市天神1-5-22	筑前川 3.5m未満	63	マックス九龍岡特別保育園	酒田市天神1-6-22-2F	筑前川 3.5m未満	64	いなかディサービス石橋	酒田市石橋2-1-3	筑前川 3.5m未満	65	特別養護老人福祉会酒田 石橋の家	酒田市石橋2-3-7	筑前川 3.5m未満	66	特別養護老人ホーム ディサービス	酒田市石橋2-3-7-1	筑前川 3.5m未満	67	作古保育園	酒田市作古1-5-8	筑前川 3.5m未満	68	D-Fest酒田住吉	酒田市住吉1-16-7	筑前川 3.5m未満	69	私立宣真病院	酒田市住吉2-3-12	筑前川 0.5m未満	70	リノのりディサービスATCはるか	酒田市住吉2-5-14	筑前川 0.5m未満	71	酒田西児童館	酒田市八王寺2-5-1	筑前川 0.5m未満	72	本豊島中学校	酒田市豊島北1-1-1	筑前川 0.5m未満	73	はつアール酒田	酒田市豊島北1-6-5	筑前川 3.5m未満	74	リハビリテーションサービス 333	酒田市豊島北2-1-22	筑前川 3.5m未満	75	112酒田	酒田市豊島北2-6-7	筑前川 3.5m未満	76	ディサービス梅の香	酒田市豊島北2-7-19	筑前川 3.5m未満	77	本豊島小学校	酒田市豊島北2-1 2-1	筑前川 3.5m未満	78	本豊島留守児童福祉会	酒田市豊島北2-1 2-1	筑前川 3.5m未満	79	ニデイメゾン北豊島	酒田市豊島北2-1 3-2	筑前川 3.5m未満	80	アベック酒田	酒田市豊島北2-1 3-1 0	筑前川 0.5m未満	81	松竹ディサービスセンター	酒田市神田2-1 7-7	筑前川 0.5m未満	82	ニデイケアセンター六味	酒田市神田3-2 0-1 5	筑前川 0.5m未満	83	ニデイライフケア赤松苑はるか	酒田市神田3-2 0-1 6	筑前川 0.5m未満	84	あいのこ	酒田市神田3-2 0-1 6	筑前川 0.5m未満	84	ワークスペースぎつき	酒田市神田3-1 1-2 4	浸水深 0.5m未満	
No.	施設名	住所	備考																																																																																																																																																					
51	ディサービスあめりか	酒田市井口南3-10-7	筑前川 3.5m未満																																																																																																																																																					
52	ラゼリア	酒田市井口南3-10-7	筑前川 3.5m未満																																																																																																																																																					
53	4階建ての賃貸ビル	酒田市井口南3-10-7	筑前川 3.5m未満																																																																																																																																																					
54	ウーリス石橋	酒田市石橋1-23-16	筑前川 3.5m未満																																																																																																																																																					
55	わくわく保育園	酒田市石橋2-12-11	筑前川 0.5m未満																																																																																																																																																					
56	石橋文芸会館	酒田市石橋2-12-13	筑前川 0.5m未満																																																																																																																																																					
57	天神保育園	酒田市天神1-1-13	筑前川 0.5m未満																																																																																																																																																					
58	宣真認定こども園	酒田市天神1-1-4	筑前川 0.5m未満																																																																																																																																																					
59	あいのこ保育園	酒田市天神1-2-5	筑前川 0.5m未満																																																																																																																																																					
60	ふるまのこ酒田	酒田市天神1-3-12	筑前川 3.5m未満																																																																																																																																																					
61	養の院	酒田市天神1-5-22	筑前川 3.5m未満																																																																																																																																																					
62	特別養護老人福祉会酒田	酒田市天神1-5-22	筑前川 3.5m未満																																																																																																																																																					
63	マックス九龍岡特別保育園	酒田市天神1-6-22-2F	筑前川 3.5m未満																																																																																																																																																					
64	いなかディサービス石橋	酒田市石橋2-1-3	筑前川 3.5m未満																																																																																																																																																					
65	特別養護老人福祉会酒田 石橋の家	酒田市石橋2-3-7	筑前川 3.5m未満																																																																																																																																																					
66	特別養護老人ホーム ディサービス	酒田市石橋2-3-7-1	筑前川 3.5m未満																																																																																																																																																					
67	作古保育園	酒田市作古1-5-8	筑前川 3.5m未満																																																																																																																																																					
68	D-Fest酒田住吉	酒田市住吉1-16-7	筑前川 3.5m未満																																																																																																																																																					
69	私立宣真病院	酒田市住吉2-3-12	筑前川 0.5m未満																																																																																																																																																					
70	リノのりディサービスATCはるか	酒田市住吉2-5-14	筑前川 0.5m未満																																																																																																																																																					
71	酒田西児童館	酒田市八王寺2-5-1	筑前川 0.5m未満																																																																																																																																																					
72	本豊島中学校	酒田市豊島北1-1-1	筑前川 0.5m未満																																																																																																																																																					
73	はつアール酒田	酒田市豊島北1-6-5	筑前川 3.5m未満																																																																																																																																																					
74	リハビリテーションサービス 333	酒田市豊島北2-1-22	筑前川 3.5m未満																																																																																																																																																					
75	112酒田	酒田市豊島北2-6-7	筑前川 3.5m未満																																																																																																																																																					
76	ディサービス梅の香	酒田市豊島北2-7-19	筑前川 3.5m未満																																																																																																																																																					
77	本豊島小学校	酒田市豊島北2-1 2-1	筑前川 3.5m未満																																																																																																																																																					
78	本豊島留守児童福祉会	酒田市豊島北2-1 2-1	筑前川 3.5m未満																																																																																																																																																					
79	ニデイメゾン北豊島	酒田市豊島北2-1 3-2	筑前川 3.5m未満																																																																																																																																																					
80	アベック酒田	酒田市豊島北2-1 3-1 0	筑前川 0.5m未満																																																																																																																																																					
81	松竹ディサービスセンター	酒田市神田2-1 7-7	筑前川 0.5m未満																																																																																																																																																					
82	ニデイケアセンター六味	酒田市神田3-2 0-1 5	筑前川 0.5m未満																																																																																																																																																					
83	ニデイライフケア赤松苑はるか	酒田市神田3-2 0-1 6	筑前川 0.5m未満																																																																																																																																																					
84	あいのこ	酒田市神田3-2 0-1 6	筑前川 0.5m未満																																																																																																																																																					
84	ワークスペースぎつき	酒田市神田3-1 1-2 4	浸水深 0.5m未満																																																																																																																																																					
※：対象災害種別が複数の施設				※：対象災害種別が複数の施設																																																																																																																																																				

新 旧 対 照 表 (10/81)

現 行 計 画		修 正 案		備 考
3 危険箇所 3-5 土砂災害警戒区域等・浸水区域内の公共施設・要配慮者利用施設等		3 危険箇所 3-3 土砂災害警戒区域等・浸水区域内の公共施設・要配慮者利用施設等		P20 (項目番号の前詰め)
【表3-7 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内の公共施設等】		【表3-4 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内の公共施設等】		
令和2年4月1日現在		令和7年4月1日現在		
No.	施設名	住 所	避難区域番号	箇所・河川名
1	田代尾合小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040009	伏見台(9)
2	田代尾合小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040010	伏見台(9)
3	田代尾合小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040011	伏見台(9)
4	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040012	伏見台(9)
5	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040013	伏見台(9)
6	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040014	伏見台(9)
7	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040015	伏見台(9)
8	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040016	伏見台(9)
9	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040017	伏見台(9)
10	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040018	伏見台(9)
11	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040019	伏見台(9)
12	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040020	伏見台(9)
13	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040021	伏見台(9)
14	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040022	伏見台(9)
15	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040023	伏見台(9)
16	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040024	伏見台(9)
17	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040025	伏見台(9)
18	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040026	伏見台(9)
19	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040027	伏見台(9)
20	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040028	伏見台(9)
21	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040029	伏見台(9)
22	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040030	伏見台(9)
23	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040031	伏見台(9)
24	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040032	伏見台(9)
25	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040033	伏見台(9)
26	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040034	伏見台(9)
27	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040035	伏見台(9)
28	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040036	伏見台(9)
29	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040037	伏見台(9)
30	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040038	伏見台(9)
No.	施設名	住 所	避難区域番号	箇所・河川名
1	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040039	伏見台(9)
2	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040040	伏見台(9)
3	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040041	伏見台(9)
4	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040042	伏見台(9)
5	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040043	伏見台(9)
6	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040044	伏見台(9)
7	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040045	伏見台(9)
8	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040046	伏見台(9)
9	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040047	伏見台(9)
10	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040048	伏見台(9)
11	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040049	伏見台(9)
12	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040050	伏見台(9)
13	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040051	伏見台(9)
14	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040052	伏見台(9)
15	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040053	伏見台(9)
16	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040054	伏見台(9)
17	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040055	伏見台(9)
18	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040056	伏見台(9)
19	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040057	伏見台(9)
20	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040058	伏見台(9)
21	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040059	伏見台(9)
22	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040060	伏見台(9)
23	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040061	伏見台(9)
24	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040062	伏見台(9)
25	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040063	伏見台(9)
26	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040064	伏見台(9)
27	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040065	伏見台(9)
28	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040066	伏見台(9)
29	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040067	伏見台(9)
30	伏見台小学校	池田市伏見台2-1-1	K2040068	伏見台(9)

⑥データの更新

新旧対照表(11/81)

現行計画				修正案				備考			
3 危険箇所				3 危険箇所				P20～21 (項目番号の前詰め)			
3-5 土砂災害警戒区域等・浸水区域内の公共施設・要配慮者利用施設等				3-3 土砂災害警戒区域等・浸水区域内の公共施設・要配慮者利用施設等							
【表3-5 浸水区域内の公共施設等】				【表3-5 浸水区域内の公共施設等】				⑥データの更新・整理			
令和2年4月1日現在				令和7年4月1日現在							
No	種別	施設名	住所	備考	No	種別	施設名	住所	備考		
1	区 民 館	北豊島小学校	池田市豊島北3-1-2-1	箕面川 0.5m未満	17	区 民 館	赤口堂北会館	池田市赤口堂1-6-4	箕面川 0.5m未満		
2		北豊島中学校	池田市豊島北1-1-1	箕面川 0.5m未満	18		ツナガエ石橋	池田市石橋1-23-6	箕面川 0.5m未満		
3		私立南法高校	池田市入生寺2-5-1	箕面川 0.5m未満	19		石橋北会館	池田市石橋2-4-16	箕面川 0.5m未満		
4		私立南法高校	池田市南園2-3-12	箕面川 0.5m未満	20		カルチャープラザ	池田市天神1-9-1	箕面川 0.5m未満		
5		総合スポーツセンター	池田市南園2-7-30	箕面川 0.5m未満	21		次喜急合館	池田市天神2-2-15	箕面川 2.0m未満		
6		カルチャープラザ	池田市天神1-9-1	箕面川 0.5m未満	22		とどろき館	池田市住吉1-15-6	箕面川 0.5m未満		
7		とどろき館	池田市住吉1-15-6	箕面川 0.5m未満	23		総合スポーツセンター	池田市南園2-7-30	箕面川 0.5m未満		
8		豊島南会館	池田市豊島南1-3-5	箕面川 0.5m未満	24		豊島北会館	池田市豊島北1-7-17	箕面川 0.5m未満		
9		北今在家教会堂兼倉庫	池田市豊島北2-2-4	箕面川 0.5m未満	25		西市場南会館	池田市豊島北1-10-5	箕面川 0.5m未満		
10		豊島北会館	池田市豊島北1-7-17	箕面川 0.5m未満	26		きたてしまプラザ	池田市豊島北2-2-18	箕面川 0.5m未満		
11		西山市場会館	池田市豊島北1-10-5	箕面川 0.5m未満	27		石橋駅前会館	池田市石橋1-23-6	箕面川 0.5m未満		
12		きたてしまプラザ	池田市豊島北2-2-18	箕面川 0.5m未満	28		石橋プラザ	池田市石橋2-1-1	箕面川 0.5m未満		
13		石橋駅前会館	池田市石橋1-23-6	箕面川 0.5m未満	29		石橋北会館	池田市石橋2-4-16	箕面川 0.5m未満		
14		石橋プラザ	池田市石橋2-1-1	箕面川 0.5m未満	30		井口堂北会館	池田市井口堂1-6-4	箕面川 0.5m未満		
15		石橋北会館	池田市石橋2-4-16	箕面川 0.5m未満	31		北豊島分館	池田市石橋1-23-6	箕面川 0.5m未満		
16		井口堂北会館	池田市井口堂1-6-4	箕面川 0.5m未満	32		池田警察署石橋支署	池田市石橋1-5-27	箕面川 0.5m未満		
17		北豊島分館	池田市石橋1-23-6	箕面川 0.5m未満							
18		池田警察署石橋支署	池田市石橋1-5-27	箕面川 0.5m未満							
No	種別	施設名	住所	備考	No	種別	施設名	住所	備考		
19	区 民 館	白旗小学校	池田市白旗町10-1	鎌名川 3.0m未満	13	区 民 館	古江浄水場	池田市古江町160	鎌名川 3.0m未満		
20		神田小学校	池田市神田2-4-1	鎌名川 3.0m未満	14		貯水池埋場	池田市神田町488	鎌名川 早期立派き		
21		池田会館	池田市神田1-8	鎌名川 0.5m未満	15		市民活動交流センター	池田市神田1-8	鎌名川 0.5m未満		
22		榊木会館	池田市榊木町2	鎌名川 3.0m未満	16		榊木会館	池田市榊木町2	鎌名川 3.0m未満		
23		池田駅前北会館	池田市駅前町3-1-30B	鎌名川 0.5m未満	17		池田駅前北会館	池田市駅前町3-1-30B	鎌名川 0.5m未満		
24		駅前・駅前会館	池田市駅前町3-1	鎌名川 3.0m未満	18		駅前会館	池田市駅前町7-13	鎌名川 3.0m未満		
25		駅前会館	池田市駅前町7-13	鎌名川 3.0m未満	19		駅前・駅前会館	池田市駅前町3-1	鎌名川 3.0m未満		
26		林園会館	池田市林園1-9-12	鎌名川 3.0m未満	20		池田駅前南会館	池田市色原町1-1-211	鎌名川 3.0m未満		
27		池田駅前南会館	池田市色原町1-1-211	鎌名川 3.0m未満	21		高原会館	池田市色原町11-1	鎌名川 3.0m未満		
28		白旗会館	池田市白旗町11-1	鎌名川 3.0m未満	22		湯野美会館	池田市湯野美町5-2	鎌名川 0.5m未満		
29		湯野美会館	池田市湯野美町5-2	鎌名川 0.5m未満	23		高原分館	池田市湯野美町5-2	鎌名川 0.5m未満		
30		藤原会館	池田市神田2-18-32	鎌名川 3.0m未満	24		藤原会館	池田市林園1-9-12	鎌名川 3.0m未満		
31		北神田会館	池田市神田2-21-28	箕面川 0.5m未満	25		大森橋	池田市林園2-2-5	鎌名川 3.0m未満		
32		神田会館	池田市神田3-6-18	鎌名川 5.0m未満 箕面川 3.0m未満	26		高橋	池田市林園2-2-5	鎌名川 3.0m未満		
33		河原島会館	池田市神田3-6-21	鎌名川 1m以上浸水 箕面川 0.5m未満	27		やすらぎ会館	池田市林園2-2-5	鎌名川 3.0m未満		
34		中之嶋会館	池田市神田3-8-12	鎌名川 1m以上浸水 箕面川 3.0m未満	28		業務センター	池田市林園2-3-1	鎌名川 3.0m未満		
35		早富の森会館	池田市神田4-7-2	鎌名川 3.0m未満	29		鎌名川運動公園事務所	池田市林園2-1782	鎌名川 3.0m未満		
36		宮之原会館	池田市神田4-10-10	鎌名川 3.0m未満							
37		古江浄水場	池田市古江町160	鎌名川 3.0m未満							
38		貯水池埋場	池田市神田町488	鎌名川 早期立派き							
39		火葬場	池田市林園2-2-5	鎌名川 3.0m未満							
40		斎場	池田市林園2-2-5	鎌名川 3.0m未満							
41		やすらぎ会館	池田市林園2-2-5	鎌名川 3.0m未満							
42		業務センター	池田市林園2-3-1	鎌名川 3.0m未満							
43		鎌名川運動公園事務所	池田市林園2-1782	鎌名川 3.0m未満							

新旧対照表(12/81)

現行計画				修正案				備考
3 危険箇所				3 危険箇所				P21 (項目番号の前詰め)
3-5 土砂災害警戒区域等・浸水区域内の公共施設・要配慮者利用施設等				3-3 土砂災害警戒区域等・浸水区域内の公共施設・要配慮者利用施設等				
44	河野分庁	池田市満寿町5-2	猪名川 0.5m未満	30	川 船場会館	池田市神田2-18-32	猪名川 3.0m未満 箕面川 4.5m未満	⑥データの更新
45	神田分庁	池田市神田4-17-22	猪名川 3.0m未満	31	北神田会館	池田市神田2-21-28	猪名川 5.0m未満 箕面川 8.5m未満	
46	神田事務所	池田市神田4-19-8	猪名川 1日以上浸水	32	神田会館	池田市神田3-5-16	猪名川 3.0m未満 箕面川 3.0m未満	
47	施設管理センター	池田市神田4-19-8	猪名川 1日以上浸水	33	河原島会館	池田市神田3-5-21	猪名川 1日以上浸水 箕面川 8.5m未満	
48	下水処理場	池田市ダイハツ町3-1	箕面川 3.0m未満	34	中之島会館	池田市神田3-8-12	猪名川 1日以上浸水 箕面川 3.0m未満	
49	池田駅前公民館	池田市満寿町8-7	猪名川 0.5m未満	35	平首の森会館	池田市神田4-7-2	猪名川 3.0m未満	
50	北高城池田出張所	池田市満寿町9-25	猪名川 0.5m未満	36	富之原会館	池田市神田4-10-10	猪名川 3.0m未満	
51	池田保健所	池田市満寿町3-13	猪名川 0.5m未満	37	神田分庁	池田市神田4-17-22	猪名川 3.0m未満	
52	満寿町駅前出張所	池田市満寿町5-2	猪名川 0.5m未満	38	神田事務所	池田市神田4-19-8	猪名川 1日以上浸水	
53	池田子ども家庭センター	池田市満寿町9-17	猪名川 0.5m未満	39	福祉管理センター	池田市神田4-19-8	猪名川 1日以上浸水	
54	河野コミュニティセンター	池田市東山町617-1	余野川 0.5m未満	40	下水処理場	池田市ダイハツ町3-1	猪名川 1日以上浸水	
55	古江浄水場	池田市古江町180	余野川 3.0m未満	41	加戸分庁	池田市東山町507-3	余野川 3.0m未満	
56	清水池処理場	池田市木部町488	余野川 0.5m未満	42	河野コミュニティセンター	池田市東山町617-1	余野川 0.5m未満	
57	河野分庁	池田市東山町597-3	余野川 3.0m未満	43	J.A大阪北群 福河支店	池田市中川原331-1	余野川 0.5m未満	
58	池田警察署福河交番	池田市東山町591-1	余野川 3.0m未満	44	古江浄水場	池田市古江町160	余野川 3.0m未満	
59	J.A大阪北群 河野支店	池田市中川原331-1	余野川 0.5m未満	45	清水池処理場	池田市木部町488	余野川 0.5m未満	

新 旧 対 照 表 (1 3 / 8 1)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>2 2 4 河川、ため池と樋門の概況</p> <p>4-1 河川</p> <p>(1) 猪名川</p> <p>猪名川は国土交通大臣管理で一級河川淀川水系に属し、その源を兵庫県川辺郡猪名川町に発し、流路は大阪、兵庫の府県界を流れ、余野川と合流し、延長2kmの池田市、川西市の家屋密集地帯を経て、最明寺川、箕面川等と合流して神崎川に合流する。流域は、大阪、京都、兵庫の3府県11市町を包括し、流域関連人口は約280万人、典型的な都市河川の様相を呈している。改修計画については、昭和46年の淀川水系工事実施基本計画の改定により、200年確率を計画目標（小戸基準地点のピーク流量を3,500m³/secとし、内、上流ダム群で1,200m³/secを調節することにより、河道配分流量は、2,300m³/sec）とし、鋭意改修工事を進めている。</p> <p>また、昭和54年度から総合治水対策特定河川事業が実施され、池田・川西両地区の河積拡大を図るべく改修工事も鋭意進められている。</p> <p>(2) 箕面川</p> <p>箕面川は、箕面市、池田市、伊丹市の市街地を通り、淀川水系猪名川に合流する大阪府知事管理の一級河川である。</p> <p>改修については、昭和42年7月の豪雨を契機に、100年確率の降雨に対応するよう計画の見直しを行った。この計画に基づき、治水専用の箕面川ダムが、昭和47年度から建設に着手され、昭和57年度に完成している。また、箕面川ダムの完成により50mm対策は既成している。</p>	<p>4 河川、ため池と樋門の概況</p> <p>4-1 河川</p> <p>(1) 猪名川</p> <p>猪名川は国土交通大臣管理で一級河川淀川水系に属し、その源を兵庫県川辺郡猪名川町に発し、流路は大阪、兵庫の府県界を流れ、余野川と合流し、延長2kmの池田市、川西市の家屋密集地帯を経て、最明寺川、箕面川等と合流して神崎川に合流する。流域は、大阪、京都、兵庫の3府県11市町を包括し、流域関連人口は約180万人、典型的な都市河川の様相を呈している。改修計画については、令和3年8月、国土交通省近畿地方整備局により淀川水系河川整備計画（変更）が策定され、小戸基準地点のピーク流量を3,500m³/secとし、上流ダム群で1,200m³/secを調節することにより、河道配分流量を2,300m³/secとし、改修工事を進めている。</p> <p>(2) 箕面川</p> <p>箕面川は、箕面市及び池田市の市街地を通り、淀川水系猪名川に合流する大阪府知事管理の一級河川である。</p> <p>改修については、昭和42年7月の豪雨を契機に、100年確率の降雨に対応するよう計画の見直しを行った。この計画に基づき、治水専用の箕面川ダムが、昭和47年度から建設に着手され、昭和57年度に完成している。また、箕面川ダムの完成により50mm対策は既成している。</p>	<p>P 2 3</p> <p>⑩誤植の修正</p> <p>⑥経年変化に伴う記載内容の整理</p> <p>⑩誤りの修正</p>

新旧対照表(14/81)

現行計画	修正案	備考																																																																		
<p>2.2.4 河川、ため池と樋門の概況 4-5 水防用(河川・ため池)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>4-5 水防用(河川・ため池)</p> <p>【表4-7 資器材保有一覧表】 平成30年10月30日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>資器材</th> <th>数量</th> <th>資器材</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土のう袋</td> <td>4,900袋</td> <td>スコップ</td> <td>20丁</td> </tr> <tr> <td>土のう(真砂土入)</td> <td>2,000袋</td> <td>皿 籠</td> <td>17枚</td> </tr> <tr> <td>ロープ</td> <td>300m</td> <td>苜 蓿</td> <td>10本</td> </tr> <tr> <td>ブルーシート</td> <td>60枚</td> <td>つるはし</td> <td>22丁</td> </tr> <tr> <td>揚矢</td> <td>4丁</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; text-align: center;">保管場所: 神岡資材置場、石橋水防倉庫、池田市役所地下駐車庫</p> </div>	資器材	数量	資器材	数量	土のう袋	4,900袋	スコップ	20丁	土のう(真砂土入)	2,000袋	皿 籠	17枚	ロープ	300m	苜 蓿	10本	ブルーシート	60枚	つるはし	22丁	揚矢	4丁			<p>4 河川、ため池と樋門の概況 4-5 水防用資材(河川・ため池)</p> <p>【表4-7 資器材保有一覧表】 令和7年3月31日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>資器材</th> <th>数量</th> <th>資器材</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土のう袋</td> <td>3,000袋</td> <td>スコップ</td> <td>20丁</td> </tr> <tr> <td>土のう(真砂土入)</td> <td>3,000袋</td> <td>皿 籠</td> <td>10枚</td> </tr> <tr> <td>ロープ</td> <td>15束</td> <td>苜 蓿</td> <td>10本</td> </tr> <tr> <td>ブルーシート</td> <td>30枚</td> <td>つるはし</td> <td>15丁</td> </tr> <tr> <td>揚矢</td> <td>4丁</td> <td>鉋</td> <td>8丁</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">保管場所: 神岡水防倉庫</p> <p>【表4-8 土のうステーション設置場所】 令和3年2月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>連番</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>木部会館</td></tr> <tr><td>2</td><td>蜂室・室町会館</td></tr> <tr><td>3</td><td>市役所駐車場</td></tr> <tr><td>4</td><td>光明公園</td></tr> <tr><td>5</td><td>水月公園</td></tr> <tr><td>6</td><td>石橋小学校</td></tr> <tr><td>7</td><td>草苗の森会館</td></tr> <tr><td>8</td><td>石橋駅前公園</td></tr> </tbody> </table>	資器材	数量	資器材	数量	土のう袋	3,000袋	スコップ	20丁	土のう(真砂土入)	3,000袋	皿 籠	10枚	ロープ	15束	苜 蓿	10本	ブルーシート	30枚	つるはし	15丁	揚矢	4丁	鉋	8丁	連番	設置場所	1	木部会館	2	蜂室・室町会館	3	市役所駐車場	4	光明公園	5	水月公園	6	石橋小学校	7	草苗の森会館	8	石橋駅前公園	<p>P.2.9 (誤植の修正(既述))</p> <p>⑥データ更新 (2025年度水防実施計画)</p> <p>⑨市HP掲載情報の追記</p>
資器材	数量	資器材	数量																																																																	
土のう袋	4,900袋	スコップ	20丁																																																																	
土のう(真砂土入)	2,000袋	皿 籠	17枚																																																																	
ロープ	300m	苜 蓿	10本																																																																	
ブルーシート	60枚	つるはし	22丁																																																																	
揚矢	4丁																																																																			
資器材	数量	資器材	数量																																																																	
土のう袋	3,000袋	スコップ	20丁																																																																	
土のう(真砂土入)	3,000袋	皿 籠	10枚																																																																	
ロープ	15束	苜 蓿	10本																																																																	
ブルーシート	30枚	つるはし	15丁																																																																	
揚矢	4丁	鉋	8丁																																																																	
連番	設置場所																																																																			
1	木部会館																																																																			
2	蜂室・室町会館																																																																			
3	市役所駐車場																																																																			
4	光明公園																																																																			
5	水月公園																																																																			
6	石橋小学校																																																																			
7	草苗の森会館																																																																			
8	石橋駅前公園																																																																			
<p>5 伝達・連絡等の系統 ○ 防災関係機関連絡先一覧 (2) 指定地方行政機関等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機関名</th> <th rowspan="2">通信窓口</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="2">電話番号</th> <th rowspan="2">大阪府防災行政無線番号</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿地方 大阪支局</td> <td>地方 参事官室</td> <td>大阪市中央区大手前1-3-44(合同庁舎1号館)</td> <td>(代)06-6943-9691 (直)06-6941-9658</td> <td>—</td> <td>88-804-8900</td> </tr> <tr> <td>大阪空港 事務所</td> <td>総務課</td> <td>豊中市豊満西町3-371</td> <td>(代)06-6843-1121 (直)06-6843-1035</td> <td>06-6843-1035</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>大阪管区 气象台</td> <td>気象防災部 予報課</td> <td>大阪市中央区大手前4-1-16(合同庁舎4号館)</td> <td>(直)06-6949-6313</td> <td>06-6949-6303</td> <td>88-816-8930</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	通信窓口	所在地	電話番号		大阪府防災行政無線番号	昼間	夜間	近畿地方 大阪支局	地方 参事官室	大阪市中央区大手前1-3-44(合同庁舎1号館)	(代)06-6943-9691 (直)06-6941-9658	—	88-804-8900	大阪空港 事務所	総務課	豊中市豊満西町3-371	(代)06-6843-1121 (直)06-6843-1035	06-6843-1035	—	大阪管区 气象台	気象防災部 予報課	大阪市中央区大手前4-1-16(合同庁舎4号館)	(直)06-6949-6313	06-6949-6303	88-816-8930	<p>5 伝達・連絡等の系統 ○ 防災関係機関連絡先一覧 (2) 指定地方行政機関等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機関名</th> <th rowspan="2">通信窓口</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="2">電話番号</th> <th rowspan="2">大阪府防災行政無線番号</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿地方 大阪府直点</td> <td>地方 参事官室</td> <td>大阪市中央区大手前1-3-44(合同庁舎1号館)</td> <td>(代)06-6943-9691 (直)06-6941-9658</td> <td>—</td> <td>88-804-8900</td> </tr> <tr> <td>大阪空港 事務所</td> <td>総務課</td> <td>豊中市豊満西町3-371</td> <td>(代)06-6843-1121 (直)06-6843-1035</td> <td>06-6843-1035</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>大阪管区 气象台</td> <td>気象防災部 予報課</td> <td>大阪市中央区大手前4-1-16(合同庁舎4号館)</td> <td>(直)06-6949-6313</td> <td>—</td> <td>88-816-8930</td> </tr> <tr> <td>近畿地方 整備局</td> <td>災害対策 室防災課</td> <td>大阪市中央区大手前1-3-44(合同庁舎1号館)</td> <td>(代)06-6943-1143</td> <td>—</td> <td>88-800-8030</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	通信窓口	所在地	電話番号		大阪府防災行政無線番号	昼間	夜間	近畿地方 大阪府直点	地方 参事官室	大阪市中央区大手前1-3-44(合同庁舎1号館)	(代)06-6943-9691 (直)06-6941-9658	—	88-804-8900	大阪空港 事務所	総務課	豊中市豊満西町3-371	(代)06-6843-1121 (直)06-6843-1035	06-6843-1035	—	大阪管区 气象台	気象防災部 予報課	大阪市中央区大手前4-1-16(合同庁舎4号館)	(直)06-6949-6313	—	88-816-8930	近畿地方 整備局	災害対策 室防災課	大阪市中央区大手前1-3-44(合同庁舎1号館)	(代)06-6943-1143	—	88-800-8030	<p>P.3.0</p> <p>⑧組織名の更新 ⑥連絡先の更新</p> <p>⑨近畿地方整備局の追加</p>								
機関名				通信窓口	所在地		電話番号		大阪府防災行政無線番号																																																											
	昼間	夜間																																																																		
近畿地方 大阪支局	地方 参事官室	大阪市中央区大手前1-3-44(合同庁舎1号館)	(代)06-6943-9691 (直)06-6941-9658	—	88-804-8900																																																															
大阪空港 事務所	総務課	豊中市豊満西町3-371	(代)06-6843-1121 (直)06-6843-1035	06-6843-1035	—																																																															
大阪管区 气象台	気象防災部 予報課	大阪市中央区大手前4-1-16(合同庁舎4号館)	(直)06-6949-6313	06-6949-6303	88-816-8930																																																															
機関名	通信窓口	所在地	電話番号		大阪府防災行政無線番号																																																															
			昼間	夜間																																																																
近畿地方 大阪府直点	地方 参事官室	大阪市中央区大手前1-3-44(合同庁舎1号館)	(代)06-6943-9691 (直)06-6941-9658	—	88-804-8900																																																															
大阪空港 事務所	総務課	豊中市豊満西町3-371	(代)06-6843-1121 (直)06-6843-1035	06-6843-1035	—																																																															
大阪管区 气象台	気象防災部 予報課	大阪市中央区大手前4-1-16(合同庁舎4号館)	(直)06-6949-6313	—	88-816-8930																																																															
近畿地方 整備局	災害対策 室防災課	大阪市中央区大手前1-3-44(合同庁舎1号館)	(代)06-6943-1143	—	88-800-8030																																																															

新旧対照表(15/81)

現行計画						修正案						備考
5 伝達・連絡等の系統						5 伝達・連絡等の系統						P30
○ 防災関係機関連絡先一覧						○ 防災関係機関連絡先一覧						
(3) 自衛隊						(3) 自衛隊						⑩誤植の修正
機関名	通信窓口	所在地	電話番号		大阪府防災行政無線番号	機関名	通信窓口	所在地	電話番号		大阪府防災行政無線番号	
陸上自衛隊第3師団	第3師団防衛班	兵庫県伊丹市山崎1-1	(代)072-781-0021 (内線)3735	072-781-0021 (直通)3301	88-823-8900	陸上自衛隊第3師団	第3師団防衛班	兵庫県伊丹市山崎1-1	(代)072-781-0021 (内線)3735	072-781-0021 (直通)3301	88-823-8900	
(4) 府警察						(4) 府警察						⑥データの更新
機関名	通信窓口	所在地	電話番号		大阪府防災行政無線番号	機関名	通信窓口	所在地	電話番号		大阪府防災行政無線番号	
警察本部	警備課 警備課 総合指揮室	大阪府中央区大手前2-11	(代)06-6943-1234	06-6943-1234	—	警察本部	警備課 警備課 総合指揮室	大阪府中央区大手前2-11	(代)06-6943-1234	06-6943-1234	88-330-8887 88-330-8985	
(5) 府						(5) 府						P31 ⑥データの更新
部署名	通信窓口	所在地	電話番号		大阪府防災行政無線番号	部署名	通信窓口	所在地	電話番号		大阪府防災行政無線番号	
政策企画部	危機管理室	大阪府中央区大手前3	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6021	06-6944-6021	88-200-6041	政策企画部	危機管理室	大阪府中央区大手前3-1-4-2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6022	06-6944-6022	88-220-8800	
	政策企画総務課	大阪府中央区大手前2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6060	06-6944-6060	88-200-6060		政策企画総務課	大阪府中央区大手前2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6060	06-6944-6060	88-200-6060	
総務部	法務課	大阪府中央区大手前2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6130	06-6944-6130	88-200-2231	総務部	法務課	大阪府中央区大手前2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6130	06-6944-6130	88-200-2231	
財務部	財政課	大阪府中央区大手前2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6074	06-6944-6074	88-200-2112	財務部	財政課	大阪府中央区大手前2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6074	06-6944-6074	88-200-2112	
府民文化部	府民文化総務課	大阪府住之江区南港北1-14-10	(代)06-6941-0351 (直)06-6210-9264	06-6210-9264	88-200-4811	府民文化部	府民文化総務課	大阪府住之江区南港北1-14-10	(代)06-6941-0351 (直)06-6210-9264	06-6210-9264	88-200-4811	
福祉部	福祉総務課	大阪府中央区大手前2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6023	06-6944-6023	88-200-2411	福祉部	福祉総務課	大阪府中央区大手前2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6023	06-6944-6023	88-200-2411	
健康医療部	健康医療総務課	大阪府中央区大手前2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-7624	06-6944-7624	88-200-2512	健康医療部	健康医療総務課	大阪府中央区大手前2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-7624	06-6944-7624	88-200-2512	
商工労働部	商工労働総務課	大阪府住之江区南港北1-14-15	(代)06-6941-0351 (直)06-6210-9477	06-6210-9477	88-200-2611	商工労働部	商工労働総務課	大阪府住之江区南港北1-14-15	(代)06-6941-0351 (直)06-6210-9477	06-6210-9477	88-200-2611	
環境農林水産部	環境農林水産総務課	大阪府住之江区南港北1-14-14	(代)06-6941-0351 (直)06-6210-9539	06-6210-9539	88-200-2711	環境農林水産部	環境農林水産総務課	大阪府住之江区南港北1-14-14	(代)06-6941-0351 (直)06-6210-9539	06-6210-9539	88-200-2711	
都市整備部	都市整備総務課	大阪府中央区大手前2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6769	06-6944-6769	88-200-2906	都市整備部	都市整備総務課	大阪府中央区大手前2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6769	06-6944-6769	88-200-2906	
住宅まちづくり部	住宅まちづくり総務課	大阪府住之江区南港北1-14-14	(代)06-6941-0351 (直)06-6210-9761	06-6210-9761	88-200-3011	大阪府都市計画部	総務課	大阪府住之江区南港北1-14-15	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-9329	06-6210-9329	88-200-4652	
会計局	会計総務課	大阪府中央区大手前2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6070	06-6944-6070	88-200-2071	会計局	会計総務課	大阪府中央区大手前2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6070	06-6944-6070	88-200-2071	
教育庁	教育総務企画課	大阪府中央区大手前2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6050	06-6944-6050	88-200-3403	教育庁	教育総務企画課	大阪府中央区大手前2	(代)06-6941-0351 (直)06-6944-6050	06-6944-6050	88-200-3403	
⑧組織名の更新						⑧組織名の更新						

新旧対照表(16/81)

現行計画						修正案						備考
5 伝達・連絡等の系統 ○ 防災関係機関連絡先一覧 (6) 指定公共機関及び指定地方公共機関等						5 伝達・連絡等の系統 ○ 防災関係機関連絡先一覧 (6) 指定公共機関及び指定地方公共機関等						P32
機関名	通信窓口	所在地	電話番号		大阪府防災行政無線番号	機関名	通信窓口	所在地	電話番号		大阪府防災行政無線番号	
			昼間	夜間					昼間	夜間		
西日本電信電話大阪支店	設備部 災害対策室	大阪市西区新町4-6-9	(直)06-6210-2009 (F.)06-6585-9410	局番なし113	—	NTT西日本 関西支店	設備部 災害対策室	大阪市西区新町4-6-9	(直)06-6210-2009 (F.)06-6585-9410	局番なし113	18-240-570	⑤機関名の更新 ⑥データの更新
日本赤十字社 大阪府支隊	事業課	大阪市中央区大寺前2-1-7	(代)06-6943-0705 (直)06-6943-0743	06-6943-0765	88-837-8900	日本赤十字社 大阪府支隊	総務課	大阪市中央区大寺前2-1-7	(代)06-6943-0705 (直)06-6943-0743	06-6943-0765	18-837-3000	
西日本高速道路株式会社 関西支社	保全サービス 事業課 保全サービス 総務課	茨木市岩倉町1-13	(代)06-6344-8888 (直)06-6344-8207	—	88-240-838-8900	西日本高速道路株式会社 関西支社	保安サービス 事業課 保安サービス 総務課	茨木市岩倉町1-13	(代)06-6344-8888 (直)06-6344-8207	吹田管制室 06-6876-3917	18-240-339-3900	
阪神高速道路株式会社	総務人事部 総務法務課	大阪市中央区大田町4-1-3	(代)06-6252-8121 (直)06-6252-2100	06-6252-2166	—	阪神高速道路株式会社	総務人事部 総務法務課	大阪市中央区大田町4-1-3	(代)06-6252-8121 (直)06-6252-2100	06-6252-2100	—	
	大阪管理部 交通管制室	大阪市港区石田3-1-2	(代)06-6576-3881 (直)06-6576-3896	06-6576-3896	—		大阪管理部 交通管制室	大阪市港区石田3-1-2	(代)06-6576-3881 (直)06-6576-3896	06-6576-3896	06-4576-2886	
KDDI(株) 関西総支社	管理部	大阪市中央区城見2-2-7 2K001大阪ビル	(直)06-4965-8200	06-6947-6119	—	KDDI(株) 関西総支社	管理部	大阪市中央区城見2-2-7 2K001大阪ビル	(直)06-4965-8200	06-6947-6119	88-240-241	
大阪ガス(株)	中央保安 指令部	大阪市中央区平野町4-1-2	(直)06-6305-4701	06-6583-6317	88-240-844-1	大阪ガス(株)	第一防一室 防炎グループ	大阪市中央区平野町4-1-2	(直)06-6305-4701 (直)06-6583-6317	06-6583-6317	88-240-844-1	
関西電力(株)	総務課 防災グループ	大阪市北区中之島3-6-16	(代)06-6441-8821 (直)06-7501-0289	06-6443-9766	88-240-846-1	関西電力(株) 送配電(株)	大阪北本部 総務グループ	大阪市北区中之島3-6-16	—	—	—	
阪急電鉄(株)	運輸部	大阪市北区芝田1-16-1	(直)06-6373-5207	—	88-240-856-1	阪急電鉄(株)	運輸部	大阪市北区芝田1-16-1	(直)06-6373-5207	—	88-240-856-1	
阪急バス(株)	自動車事業課 営業推進課	豊中市田西町5-1-24	(直)06-6866-3172	豊中営業所 06-6906-3145	—	阪急バス(株)	運輸部 安全管理課	豊中市田の上町1-1	(直)06-6866-3172	豊中営業所 06-6906-3145	88-240-861-1	
大阪広域水道企業団	経営管理部	大阪市中央区谷町2-3-1 2マルイトヨ町ビル3階	(代)06-6944-6862	06-6944-6862	—	大阪広域水道企業団	経営管理部	大阪市中央区谷町2-3-1 2マルイトヨ町ビル3階	(代)06-6944-6862	06-6944-6862	88-280-2234	

新旧対照表(17/81)

現行計画				修正案				備考
5-1 池田市地域防災無線				5-1 池田市地域防災無線				P33
【表5-1 池田市防災行政無線(移動系)】 令和元年12月31日現在				【表5-1 池田市防災行政無線(移動系)】 令和7年8月1日現在				⑧組織名の更新
番号	種別	設置場所	番号	種別	設置場所	番号	種別	設置場所
101	指令	(市長公室)危機管理課	504	可聴	池田小学校	101	指令	(総合政策部)危機管理課
102	可聴	(市長公室)危機管理課	505	可聴	真福小学校	102	可聴	(総合政策部)危機管理課
111	車載	(市長公室)危機管理課 青パト	506	可聴	神田小学校	111	車載	(総合政策部)危機管理課 青パト
112	車載	(市長公室)危機管理課 青パト	507	可聴	北豊島小学校	112	車載	(総合政策部)危機管理課 青パト
113	車載	(市長公室)危機管理課 青パト	508	可聴	石橋南小学校	113	車載	(総合政策部)危機管理課 青パト
114	車載	(総務部)総務課	509	可聴	石橋小学校	114	車載	(総務部)総務課
123	携帯	(市長公室)危機管理課	510	可聴	緑丘小学校	123	携帯	(総合政策部)危機管理課
124	携帯	(市長公室)危機管理課	511	可聴	豊野小学校	124	携帯	(総合政策部)危機管理課
125	携帯	(市長公室)危機管理課	512	可聴	はまごう学園	125	携帯	(総合政策部)危機管理課
126	携帯	(市長公室)危機管理課	513	可聴	池田中学校	126	携帯	(総合政策部)危機管理課
127	携帯	(市長公室)危機管理課	514	可聴	北豊島中学校	127	携帯	(総合政策部)危機管理課
128	携帯	(市長公室)危機管理課	515	可聴	石橋中学校	128	携帯	(総合政策部)危機管理課
129	携帯	(市長公室)危機管理課	516	可聴	渋谷中学校	129	携帯	(総合政策部)危機管理課
130	携帯	(市長公室)危機管理課	517	可聴	宜真高校	130	携帯	(総合政策部)危機管理課
131	携帯	(市長公室)危機管理課	519	可聴	園芸高校	131	携帯	(総合政策部)危機管理課
210	車載	(総務部)総務課	520	可聴	池田高校	210	車載	(総務部)総務課
211	車載	(総務部)総務課	521	可聴	渋谷高校	211	車載	(総務部)総務課
212	車載	(総務部)総務課	521	携帯	豊野町防災会	212	車載	(総務部)総務課
213	車載	(総務部)総務課	522	可聴	石橋保青所	213	車載	(総務部)総務課
214	車載	(総務部)総務課	523	携帯	西本町自主防災会	214	車載	(総務部)総務課
215	車載	(総務部)総務課	524	可聴	古江保青所	215	車載	(総務部)総務課
216	車載	(上下水道部)水道工務課	525	携帯	南郷公園自主防災会	216	車載	(上下水道部)水道工務課
207	可聴	(都市建設部)まちづくり・交通課	526	可聴	ひかりこども園	207	可聴	(都市整備部)交通通商課
208	可聴	(環境部)環境政策課	527	携帯	豊港1丁目自主防災会	208	可聴	(まちづくり環境部)環境政策課
209	可聴	(子ども・健康部)幼児保育課	540	可聴	たまげ上学園	209	可聴	(子ども・健康部)幼児保育課
217	車載	(上下水道部)用地管理課	542	可聴	なかよしこども園	217	車載	(上下水道部)用地管理課
218	車載	(都市建設部)道路・河川課	543	携帯	池田市消防本部警務救急課	218	車載	(都市整備部)土木管理課
219	車載	(環境部)公園みどり課	103	指令	池田市消防本部	219	車載	(都市整備部)みどり緑地課
220	車載	(都市建設部)道路・河川課	104	可聴	池田市消防分団本部	220	車載	(都市整備部)土木管理課
221	車載	(環境部)公園みどり課	105	可聴	消防署緑河分署	221	車載	(都市整備部)みどり緑地課
201	可聴	(市長公室)秘書・広報課	110	車載	池田市消防署	201	可聴	(総務部)秘書課
202	可聴	(市長公室)秘書・広報課	115	車載	(池田市消防団)緑河分団	202	可聴	(総合政策部)広報総務課
206	可聴	(教育委員会)総務・学務課	125	携帯	(池田市消防団)細河分団	206	可聴	(教育委員会)教育総務課
203	可聴	(福祉部)高齢・福祉総務課	116	車載	(池田市消防団)池田分団	203	可聴	(福祉部)高齢・福祉総務課
222	車載	(福祉部)高齢・福祉総務課	136	車載	(池田市消防団)池田分団	222	車載	(福祉部)高齢・福祉総務課
204	可聴	(上下水道部)水道工務課	117	携帯	(池田市消防団)兵衛分団	204	可聴	(上下水道部)水道工務課
205	可聴	(上下水道部)総務課	137	車載	(池田市消防団)兵衛分団	205	可聴	(上下水道部)総務課
223	車載	(上下水道部)水道工務課	138	携帯	(池田市消防団)神田分団	223	車載	(上下水道部)水道工務課
224	車載	(上下水道部)水道工務課	138	車載	(池田市消防団)神田分団	224	車載	(上下水道部)水道工務課
226	車載	賞讃車	119	携帯	(池田市消防団)北豊島分団	226	車載	賞讃車
227	車載	賞讃車	139	車載	(池田市消防団)北豊島分団	227	車載	賞讃車
503	可聴	五月丘小学校	120	携帯	(池田市消防団)緑河分団	503	可聴	五月丘小学校

(つづ)

(つづ)

新旧対照表(18/81)

現行計画						修正案						備考
(つぎ)						(つぎ)						P34
番号	種別	設置場所	番号	種別	設置場所	番号	種別	設置場所	番号	種別	設置場所	
140	専断	(池田市消防団)鉢坂分団	604	携帯	鉢坂自主防災隊	140	専断	(池田市消防団)鉢坂分団	604	携帯	鉢坂自主防災隊	
121	携帯	(池田市消防団)栗野分団	605	携帯	新豊島北自治会防災会	121	携帯	(池田市消防団)栗野分団	605	携帯	新豊島北自治会防災会	
141	専断	(池田市消防団)栗野分団	606	携帯	宇保・八王寺自主防災隊	141	専断	(池田市消防団)栗野分団	606	携帯	宇保・八王寺自主防災隊	
701	可搬	池田病院総務課	607	携帯	石橋南防災会	701	可搬	池田病院総務課	607	携帯	石橋南防災会	
702	可搬	池田病院看護室	608	携帯	天神2丁目天神会防災会	702	可搬	池田病院看護室	608	携帯	天神2丁目天神会防災会	
711	専断	池田病院	609	携帯	百瀬会防災会	711	専断	池田病院	609	携帯	百瀬会防災会	
721	携帯	空穂地域自主防災会	610	携帯	神田自主防災会	721	携帯	空穂地域自主防災会	610	携帯	神田自主防災会	
722	携帯	新町防災会	611	携帯	パードヒルズ防災・防災推進委員会	722	携帯	新町防災会	611	携帯	パードヒルズ防災・防災推進委員会	
723	携帯	天一自主防災会	612	携帯	北豊島自主防災会防災会	723	携帯	天一自主防災会	612	携帯	北豊島自主防災会防災会	
724	携帯	城山町自主防災会	613	携帯	アルビス藤丘自主防災会	724	携帯	城山町自主防災会	613	携帯	アルビス藤丘自主防災会	
725	携帯	豊島自由会自主防災組織	614	携帯	栗町自主防災・防犯会	725	携帯	豊島自由会自主防災組織	614	携帯	栗町自主防災・防犯会	
703	携帯	(福祉センター)社会福祉協議会	615	携帯	津守町自主防災会	703	携帯	(福祉センター)社会福祉協議会	615	携帯	津守町自主防災会	
704	可搬	(福祉センター)健康増進課	616	携帯	加藤町防災会	704	可搬	(福祉センター)健康増進課	616	携帯	加藤町防災会	
705	可搬	(福祉センター)4F会議室	617	携帯	横瀬会防災会	705	可搬	(福祉センター)4F会議室	617	携帯	横瀬会防災会	
301	可搬	クリーンセンター(事務所)	618	携帯	鎌石町自主防災会	301	可搬	クリーンセンター(事務所)	618	携帯	鎌石町自主防災会	
302	可搬	業務センター	619	携帯	北豊島中学校東地区自治会防災会	302	可搬	業務センター	619	携帯	北豊島中学校東地区自治会防災会	
310	専断	業務センター	620	携帯	城東防災会	310	専断	業務センター	620	携帯	城東防災会	
303	可搬	下水処理場	621	携帯	大和町防災会	303	可搬	下水処理場	621	携帯	大和町防災会	
311	専断	下水処理場	622	携帯	サ・ライオンズ池田自主防災会	311	専断	下水処理場	622	携帯	サ・ライオンズ池田自主防災会	
304	可搬	古江浄水場	623	携帯	五月丘1丁目自治会自主防災・防犯隊	304	可搬	古江浄水場	623	携帯	五月丘1丁目自治会自主防災・防犯隊	
312	専断	古江浄水場	624	携帯	五月丘5丁目自主防災会	312	専断	古江浄水場	624	携帯	五月丘5丁目自主防災会	
305	可搬	給食センター	625	携帯	森田会自主防災部	305	可搬	給食センター	625	携帯	森田会自主防災部	
307	可搬	市民文化会館	627	携帯	梅香園防災委員会	307	可搬	市民文化会館	627	携帯	梅香園防災委員会	
308	可搬	五月山体育館	628	携帯	上1防犯会	308	可搬	五月山体育館	628	携帯	上1防犯会	
401	可搬	池田警察署	629	携帯	栗本町地域防災会	401	可搬	池田警察署	629	携帯	栗本町地域防災会	
402	可搬	播磨川河川事務所	630	携帯	石橋自主防災会	402	可搬	播磨川河川事務所	630	携帯	石橋自主防災会	
403	可搬	関西電力北摂配電営業所	631	携帯	榎木町自主防災会	403	可搬	関西電力北摂配電営業所	631	携帯	榎木町自主防災会	
404	可搬	阪急電鉄石橋駅	632	携帯	上2防犯会	404	可搬	阪急電鉄石橋駅	632	携帯	上2防犯会	
405	可搬	豊中・池田ケーブルネット	633	携帯	横瀬防災会	405	可搬	豊中・池田ケーブルネット	633	携帯	横瀬防災会	
410	専断	豊中・池田ケーブルネット	634	携帯	伏尾台・防犯・防災委員会(2)	410	専断	豊中・池田ケーブルネット	634	携帯	伏尾台・防犯・防災委員会(2)	
601	携帯	アルビス・五月山団地自治会自主防災組織	635	携帯	神田自主防災会(2)	601	携帯	アルビス・五月山団地自治会自主防災組織	635	携帯	神田自主防災会(2)	
602	携帯	伏尾台・防犯・防犯委員会	636	携帯	石橋自主防災会(2)	602	携帯	伏尾台防犯・防犯委員会	636	携帯	パードヒルズ防犯・防災推進委員会(2)	
603	携帯	石橋南自治会防災会	637	携帯	結引1丁目自主防災会	603	携帯	石橋南自治会防災会	637	携帯	結引1丁目自主防災会	

⑥データの更新

新旧対照表(19/81)

現行計画						修正案						備考
【表5-1 池田市防災行政無線(同報系)】						【表5-1 池田市防災行政無線(同報系)】						P35
令和元年12月31日現在						令和7年4月1日現在						
番号	種別	設置場所	設置方法	設置場所住所	備考	番号	種別	設置場所	設置方法	設置場所住所	備考	
	視 局	池田市役所		城南1-1-1			視 局	池田市役所		城南1-1-1		
	補 給 局	池田市消防本部		八王寺1-2-1			補 給 局	池田市消防本部		八王寺1-2-1		
001	拡声子局	北豊島小学校	校舎屋上	豊島北2-12-1		001	拡声子局	北豊島小学校	校舎屋上	豊島北2-12-1		
002	拡声子局	伏尾合配水場	施設屋上	伏尾台1-21-20		002	拡声子局	伏尾合配水場	施設屋上	伏尾台1-21-20		
003	拡声子局	石橋中学校	校舎屋上	井口堂3-6-1		003	拡声子局	石橋中学校	校舎屋上	井口堂3-6-1		
004	拡声子局	池田中学校	校舎屋上	上池田1-6-17		004	拡声子局	池田中学校	校舎屋上	上池田1-6-17		
005	拡声子局	渋谷中学校	校舎屋上	五月丘4-1-1		005	拡声子局	渋谷中学校	校舎屋上	五月丘4-1-1		
006	拡声子局	緑丘小学校	校内自立柱	緑丘2-5-12		006	拡声子局	緑丘小学校	校内自立柱	緑丘2-5-12		
007	拡声子局	第1ポンプ場	敷地内自立柱	神田3-8-20		007	拡声子局	第1ポンプ場	敷地内自立柱	神田3-8-20		
008	拡声子局	水月公園管理事務所	公園内自立柱	緑塚3-6-1		008	拡声子局	水月公園管理事務所	公園内自立柱	緑塚3-6-1		
009	拡声子局	空港会館	施設内自立柱	空港1-11-4		009	拡声子局	空港会館	施設内自立柱	空港1-11-4		
010	拡声子局	緑5丁目	敷地内自立柱	緑5-1-9		010	拡声子局	緑5丁目	敷地内自立柱	緑5-2		
011	拡声子局	人権文化交流センター	施設屋上	吉江町523-1		011	拡声子局	人権文化交流センター	施設屋上	吉江町523-1		
012	拡声子局	池田小学校	校舎屋上	大和町1-4		012	拡声子局	池田小学校	校舎屋上	大和町1-4		
013	拡声子局	歴史民俗資料館	敷地内自立柱	五月丘1-10-12		013	拡声子局	歴史民俗資料館	敷地内自立柱	五月丘1-10-12		
014	拡声子局	北豊島中学校	校舎屋上	豊島北3-1-1		014	拡声子局	北豊島中学校	校舎屋上	豊島北3-1-1		
015	拡声子局	ほそごう学園	校舎屋上	伏尾台3-14		015	拡声子局	ほそごう学園	校舎屋上	伏尾台3-14		
016	拡声子局	石橋小学校	校舎屋上	井口堂3-3-20		016	拡声子局	石橋小学校	校舎屋上	井口堂3-3-20		
017	拡声子局	石橋南小学校	校舎屋上	石橋4-6-1		017	拡声子局	石橋南小学校	校舎屋上	石橋4-6-1		
018	拡声子局	神田小学校	校舎屋上	神田2-4-1		018	拡声子局	神田小学校	校舎屋上	神田2-4-1		
019	拡声子局	池田市消防本部	施設屋上	八王寺1-2-1		019	拡声子局	池田市消防本部	施設屋上	八王寺1-2-1		
020	拡声子局	鎮会館	敷地内自立柱	鎮3-15-20		020	拡声子局	鎮会館	敷地内自立柱	鎮3-15-20		
021	拡声子局	五月丘小学校	校舎屋上	五月丘2-3-1	サイレン局	021	拡声子局	五月丘小学校	校舎屋上	五月丘2-3-1	サイレン局	
022	拡声子局	兼野小学校	校舎屋上	鎮1-1-1	サイレン局	022	拡声子局	兼野小学校	校舎屋上	鎮1-1-1	サイレン局	
023	拡声子局	住吉会館	敷地内自立柱	住吉2-3-24	サイレン局	023	拡声子局	住吉会館	敷地内自立柱	住吉2-3-24	サイレン局	
024	拡声子局	旧細河小学校	敷地内自立柱	中川原町498	サイレン局	024	拡声子局	旧細河小学校	敷地内自立柱	中川原町498	サイレン局	
025	拡声子局	伏尾合配水場	施設屋上	伏尾台5-2-1	サイレン局	025	拡声子局	伏尾合配水場	施設屋上	伏尾台5-1-1	サイレン局	
026	拡声子局	森屋小学校	校舎屋上	森室町10-1	サイレン局	026	拡声子局	森屋小学校	校舎屋上	森室町10-1	サイレン局	
027	拡声子局	市民文化会館	施設屋上	天神1-7-1	サイレン局	027	拡声子局	市民文化会館	施設屋上	天神1-7-1	サイレン局	

⑩誤植の修正


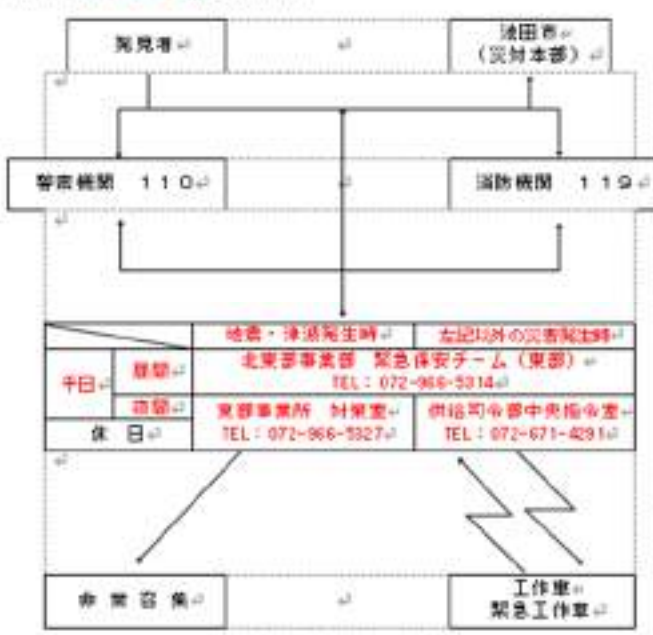
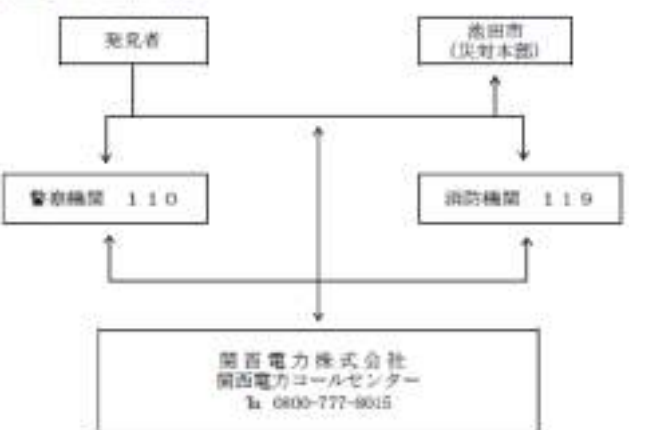

新旧対照表(20/81)

現行計画	修正案	備考
<p>5-2 大阪府防災行政無線回線構成図</p> <p>【図5-2 大阪府防災行政無線回線構成図】</p> <p>(注) TEL、FAX番号は防災用回線の「防災専用電話、FAX番号」です。</p>	<p>5-2 大阪府防災行政無線回線構成図</p> <p>【図5-2 大阪府防災行政無線回線構成図】</p> <p style="color: red;">令和7年4月1日現在</p> <p style="color: red;">※旧来の無線発信特番(A): 88-</p> <p>(注) TEL、FAX番号は防災用回線の「防災専用電話、FAX番号」です。</p>	<p>P36</p> <p>①無線発信特番の追記</p> <p>②データの更新</p>

新旧対照表(21/81)

現行計画	修正案	備考
<p>5-3 気象予警報等の伝達系統</p> <p>【図5-3 気象予警報等の伝達経路】</p>	<p>5-3 気象予警報等の伝達系統</p> <p>【図5-3 気象予警報等の伝達経路】</p>	<p>P37</p> <p>⑧企業名の更新</p>

新旧対照表(22/81)

現行計画	修正案	備考																
<p>5-5 大阪ガス株式会社との情報通信連絡系統</p> <p>【図5-6 大阪ガスとの連絡系統】</p>  <p>大阪ガス株式会社導管事業部北東部導管部保安指令センター 保安指令室 TEL: 0729-96-5314 TEL: 0729-96-5396 (夜間・休日)</p>	<p>5-5 大阪ガスネットワーク株式会社との情報通信連絡系統</p> <p>【図5-6 大阪ガスネットワークとの連絡系統】</p>  <table border="1" data-bbox="1075 606 1680 750"> <tr> <td></td> <td></td> <td>地震・津波発生時</td> <td>上記以外の災害発生時</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>昼間</td> <td>北東部事業部 緊急保安チーム(東部) TEL: 072-966-5314</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間</td> <td>東部事業所 対策室 TEL: 072-966-5327</td> <td>供給司令部中央指令室 TEL: 072-671-4291</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			地震・津波発生時	上記以外の災害発生時	平日	昼間	北東部事業部 緊急保安チーム(東部) TEL: 072-966-5314			夜間	東部事業所 対策室 TEL: 072-966-5327	供給司令部中央指令室 TEL: 072-671-4291	休日				<p>P39</p> <p>⑧企業名の更新</p> <p>⑥データの更新</p>
		地震・津波発生時	上記以外の災害発生時															
平日	昼間	北東部事業部 緊急保安チーム(東部) TEL: 072-966-5314																
	夜間	東部事業所 対策室 TEL: 072-966-5327	供給司令部中央指令室 TEL: 072-671-4291															
休日																		
<p>5-6 関西電力株式会社との情報通信連絡系統</p> <p>【図5-7 関西電力との連絡系統】</p>  <p>関西電力株式会社 関西電力コールセンター TEL: 0800-777-9915</p>	<p>5-6 関西電力送配電株式会社との情報通信連絡系統</p> <p>【図5-7 関西電力送配電との連絡系統】</p>  <p>関西電力送配電株式会社 0800-777-3081</p> <p>※自治体(危機管理部署)専用ダイヤルは別途通知</p>	<p>P39</p> <p>⑧企業名の更新</p> <p>⑥データの更新</p>																

新 旧 対 照 表 (2 3 / 8 1)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>5-7 阪急電鉄株式会社との情報通信連絡系統</p> <p>【図5-8 阪急電鉄との連絡系統】</p>	<p>5-7 阪急電鉄株式会社との情報通信連絡系統</p> <p>【図5-8 阪急電鉄との連絡系統】</p>	<p>P 4 0</p> <p>⑥データの更新</p>
<p>5-9 ガス事故時の情報通信連絡系統</p> <p>【図5-10 ガス事故時の連絡系統】</p> <p>ガス事故</p>	<p>5-9 ガス事故時の情報通信連絡系統</p> <p>【図5-10 ガス事故時の連絡系統】</p> <p>ガス事故</p>	<p>P 4 2</p> <p>⑧組織・企業名の更新 ⑥データの更新</p>

新 旧 対 照 表 (2 4 / 8 1)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>6 災害対策本部の組織 6-1 組 織</p> <p>【図6-1 災害対策本部の組織(初動期)】 令和2年4月1日現在</p>	<p>6 災害対策本部の組織 6-1 組 織</p> <p>【図6-1 災害対策本部の組織(初動期)】 令和7年4月1日現在</p>	<p>P 4 4</p> <p>⑧組織名の更新 (令和7年度池田市災害対策用組織編制名簿)</p>

新 旧 対 照 表 (2 6 / 8 1)

現 行 計 画	修 正 案	備 考																																																												
<p>7 消火・救急・救助の現況 7-1 消防本部(署)の組織 【図7-1 消防本部(署)の組織】 令和元年10月1日現在</p>	<p>7 消火・救急・救助の現況 7-1 消防本部(署)の組織 【図7-1 消防本部(署)の組織】 令和7年4月1日現在</p>	<p>P 4 6</p> <p>⑧令和6年4月1日 北大阪消防指令センター運用 開始</p>																																																												
<p>7-2 消防職員 【表7-1 定数及び現在員数】 令和元年10月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="116 1244 891 1364"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>消防監</th> <th>消防司令長</th> <th>消防司令</th> <th>消防司令補</th> <th>消防士長</th> <th>消防副士長</th> <th>消防士</th> <th>その他の職員</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→113←</td> <td></td> <td>113</td> </tr> <tr> <td>現在員</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>17</td> <td>31</td> <td>23</td> <td>1</td> <td>27</td> <td>0</td> <td>103</td> </tr> </tbody> </table>	階級	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他の職員	計	定員							→113←		113	現在員	1	3	17	31	23	1	27	0	103	<p>7-2 消防職員 【表7-1 定数及び現在員数】 令和7年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="965 1244 1762 1364"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>消防監</th> <th>消防司令長</th> <th>消防司令</th> <th>消防司令補</th> <th>消防士長</th> <th>消防副士長</th> <th>消防士</th> <th>その他の職員</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→139←</td> <td></td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>現在員</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>19</td> <td>37</td> <td>25</td> <td>2</td> <td>43</td> <td>0</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table>	階級	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他の職員	計	定員							→139←		139	現在員	1	3	19	37	25	2	43	0	130	<p>P 4 6</p> <p>⑥データの更新 (令和7年度消防年報)</p>
階級	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他の職員	計																																																					
定員							→113←		113																																																					
現在員	1	3	17	31	23	1	27	0	103																																																					
階級	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他の職員	計																																																					
定員							→139←		139																																																					
現在員	1	3	19	37	25	2	43	0	130																																																					

新旧対照表(27/81)

現行計画

7-3 消防力の現況

【表7-2 消防車両等】

令和元年10月1日現在

項目 配置	種別	社名	年式	エンジン		級別	
				出力(KW)	排気量(CC)		
本部 車	化学車(Ⅱ型)	日野	2010	162	6,400	A2	
	普通ポンプ	いすゞ	2004	103	4,777	A2	
	水槽付ポンプ車	日野	2005	162	6,400	A2	
	1.5mはしご車	日野	2006	162	6,400	A2	
	4.0mはしご車	日野	2011	270	8,886		
	水槽	日野	2013	206	7,694	B2	
	救助工作車(Ⅱ型)	日野	2012	162	6,400		
	小型水槽付ポンプ車	日野	2017	110	4,090	A2	
	資機材搬送車	トヨタ	2005	89	4,899		
	査察・広報車	ダイハツ	2012	36	650		
	査察・広報車	ダイハツ	2014	36	650		
	司令車	ダイハツ	2014	38	650		
	高規格救急車	トヨタ	2017	111	2,693		
	高規格救急車	トヨタ	2009	111	2,693		
	高規格救急車	トヨタ	2015	111	2,693		
	高規格救急車	トヨタ	2019	111	2,693		
	指揮車	マツダ	2008	70	1,780		
	乗用	ダイハツ	2007	68	1,297		
	乗用	ダイハツ	2019	38	996		
	運送	ダイハツ	2014	38	650		
	災害資材	ダイハツ	2000	96	4,810		
	マイクロバス	日野	2015	110	4,090		
	小型動力ポンプ	トーハツ	1979	32	494	B3	
	小型動力ポンプ	トーハツ	1979	32	494	B3	
	小型動力ポンプ	トーハツ	2000	30	617	B3	
	小型動力ポンプ	トーハツ	2000	27	554	B3	
	小型動力ポンプ	トーハツ	2002	30	617	B3	
	小型動力ポンプ	トーハツ	2019	22	526	B3	
	原動機付自転車	スズキ	2014	53	49		
	原動機付自転車	スズキ	2014	53	49		
	分署	小型水槽付ポンプ車	日野	2012	110	4,090	A2
		普通ポンプ	日野	2007	110	4,090	A2
高規格救急車		トヨタ	2014	111	2,693		
資機材搬送車		ダイハツ	2015	44	650		
小型動力ポンプ		トーハツ	1999	27	554	B3	
原動機付自転車	スズキ	2014	53	49			

修正案

7-3 消防力の現況

【表7-2 消防車両等】

令和7年4月1日現在

項目 配置	種別	社名	年式	エンジン		級別
				出力(KW)	排気量(CC)	
本部 車	化学車(Ⅱ型)	日野	2010	162	6,400	A2
	小型水槽付ポンプ車	日野	2029	4,000	A2	
	小型水槽付ポンプ車	日野	2012	4,000	A2	
	小型水槽付ポンプ車	日野	2017	4,000	A2	
	1.5m超水槽付消防自動車	日野	2023	5,120	A2	
	4.0mはしご車	日野	2011	8,886		
	水槽	日野	2013	7,694	B2	
	救助工作車(Ⅱ型)	日野	2012	6,400		
	資機材搬送車	トヨタ	2005	4,899		
	査察・広報車	ダイハツ	2014	650		
	査察・広報車	ダイハツ	2014	650		
	司令車	ダイハツ	2024	1,990		
	指揮車	トヨタ	2023	2,690		
	高規格救急車	トヨタ	2020	2,690		
	高規格救急車	トヨタ	2014	2,690		
	高規格救急車	トヨタ	2015	2,690		
	高規格救急車	トヨタ	2019	2,690		
	高規格救急車	トヨタ	2024	2,690		
	乗用	ダイハツ	2024	1,190		
	乗用	ダイハツ	2019	990		
	運送	ダイハツ	2014	650		
	災害資材	ダイハツ	2000	4,810		
	災害支援車	日野	2015	4,000		
	資機材搬送車	ダイハツ	2015	650		
	小型動力ポンプ	トーハツ	2000	617	B3	
	小型動力ポンプ	トーハツ	2000	554	B3	
	小型動力ポンプ	トーハツ	2002	617	B3	
	小型動力ポンプ	トーハツ	2019	526	B3	
	原動機付自転車	スズキ	2014	49		
	原動機付自転車	スズキ	2014	49		
	分署	小型水槽付ポンプ車	日野	2023	4,000	A2
		小型水槽付ポンプ車	日野	2023	4,000	A2
高規格救急車		トヨタ	2017	2,690		
小型動力ポンプ		トーハツ	1999	554	B3	
原動機付自転車	スズキ	2014	49			

備考

P47

⑥データの更新
(令和7年度消防年報)

新旧対照表(28/81)

現行計画

修正案

備考

【表7-3消防水利】

令和元年10月1日現在

区分	設置数	区分	設置数	内耐震式
消防用大栓	配管口径	50mm	0	0
		75mm	162	4
		100mm	456	18
		125mm	0	0
		150mm	417	19
		200mm	208	2
		250mm	19	45
		300mm	63	60
		350mm	21	4
		400mm	27	1
		450mm	4	20
		500mm	8	3
		600mm	0	
		合計	1,455	

【表7-3消防水利】

令和7年4月1日現在

区分	設置数	区分	設置数	内耐震式
消防用大栓	配管口径	50mm	0	0
		75mm	152	8
		100mm	459	19
		125mm	0	0
		150mm	441	18
		200mm	189	2
		250mm	76	48
		300mm	57	55
		350mm	20	4
		400mm	25	1
		450mm	4	18
		500mm	4	3
		600mm	0	
		合計	1,446	

【表7-4無線設備】

令和元年10月1日現在

区分	基地局	移動局	携帯局	計
本署	1	37		38
関係分署	1	7		8
合計	2	44		46

【表7-4無線設備】

令和7年4月1日現在

区分	基地局	移動局	計
本署	1	37	38
関係分署	1	7	8
合計	2	44	46

防災行政無線	大阪府 1	池田市 18
--------	-------	--------

防災行政無線	大阪府 1	池田市 18
--------	-------	--------

種別	局(台)数		活動源				防災行政無線	定価出力W
	合計	小計	消防用	緊急用	全国系 消防用1	全国系 消防用2		
消防用無線機	基地局	2	2	○	○	○	○	10
	車載型	20	20	○	○	○	○	
	携帯型	24	3	○	○	○	○	
消防用無線機	消防本部・署	70	51					1
	消防団	70	19					1
消防用無線機	7	7	○					10
行政無線機	固定局	1	1					消防用 10
	移動局	18	18					消防用 2



種別	局(台)数		活動源				防災行政無線	定価出力W
	合計	小計	消防用	緊急用	全国系 消防用1	全国系 消防用2		
消防用無線機	基地局	2	2	○	○	○	○	10
	車載型	20	20	○	○	○	○	
	携帯型	24	3	○	○	○	○	
消防用無線機	消防本部・署	70	51					1
	消防団	70	19					1
消防用無線機	7	7	○					10
行政無線機	固定局	1	1					消防用 10
	移動局	18	18					消防用 2

○ 基地局、● 緊急基地局(10W)、△ 消防基地局(5W)

P48

⑥データの更新
(令和7年度消防年報)

新旧対照表(30/81)

現行計画	修正案	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<p>7-4 消防団組織</p> <p>【図7-6 消防団組織】</p> <p>令和元年10月1日現在</p> 	<p>7-4 消防団組織</p> <p>【図7-6 消防団組織】</p> <p>令和7年4月1日現在</p> 	<p>P50</p> <p>⑧組織構成の更新 (令和7年度消防年報)</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<p>7-5 消防団員と機械</p> <p>【表7-7 消防団員現在員数】</p> <p>令和元年10月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="112 702 918 1013"> <thead> <tr> <th>階級別 区分</th> <th>団長</th> <th>副団長</th> <th>分団長</th> <th>副分団長</th> <th>班長</th> <th>班員</th> <th>団員</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>本部</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>池田分団</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>6</td><td>13</td><td>25</td></tr> <tr><td>栗原分団</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>6</td><td>13</td><td>25</td></tr> <tr><td>北豊島分団</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>6</td><td>10</td><td>22</td></tr> <tr><td>栗野分団</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>6</td><td>13</td><td>25</td></tr> <tr><td>綾河分団</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>6</td><td>13</td><td>25</td></tr> <tr><td>神田分団</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>6</td><td>11</td><td>23</td></tr> <tr><td>鉢塚分団</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>6</td><td>13</td><td>25</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1</td><td>3</td><td>8</td><td>7</td><td>28</td><td>42</td><td>86</td><td>175</td></tr> </tbody> </table> <p>【表7-8 消防団機械】</p> <p>令和元年10月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="112 1061 918 1468"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 配置</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">社名</th> <th rowspan="2">年式</th> <th colspan="2">エンジン</th> <th rowspan="2">ポンプ 総別</th> </tr> <tr> <th>出力(kW)</th> <th>排気量(cc)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>本部</td><td>乗用車(1)</td><td>トヨタ</td><td>2002年</td><td>147</td><td>2,999</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">池田分団</td><td>普通ポンプ車</td><td>日野</td><td>2004年</td><td>110</td><td>4,009</td><td>A2</td></tr> <tr><td>小型動力ポンプ</td><td>トーハツ</td><td>2008年</td><td>46</td><td>617</td><td>B3</td></tr> <tr><td rowspan="2">栗原分団</td><td>普通ポンプ車</td><td>日野</td><td>2008年</td><td>110</td><td>4,009</td><td>A2</td></tr> <tr><td>小型動力ポンプ</td><td>トーハツ</td><td>2005年</td><td>34</td><td>617</td><td>B3</td></tr> <tr><td rowspan="2">北豊島分団</td><td>普通ポンプ車</td><td>日野</td><td>2012年</td><td>110</td><td>4,009</td><td>A2</td></tr> <tr><td>小型動力ポンプ</td><td>トーハツ</td><td>2008年</td><td>46</td><td>617</td><td>B3</td></tr> <tr><td rowspan="2">栗野分団</td><td>普通ポンプ車</td><td>日野</td><td>2008年</td><td>110</td><td>4,009</td><td>A2</td></tr> <tr><td>小型動力ポンプ</td><td>トーハツ</td><td>2008年</td><td>46</td><td>617</td><td>B3</td></tr> <tr><td rowspan="2">綾河分団</td><td>普通ポンプ車</td><td>日野</td><td>2013年</td><td>110</td><td>4,000</td><td>A2</td></tr> <tr><td>小型動力ポンプ</td><td>トーハツ</td><td>2015年</td><td>22</td><td>526</td><td>B3</td></tr> <tr><td rowspan="2">神田分団</td><td>普通ポンプ車</td><td>日野</td><td>2005年</td><td>110</td><td>4,000</td><td>A2</td></tr> <tr><td>小型動力ポンプ</td><td>トーハツ</td><td>2003年</td><td>34</td><td>617</td><td>B3</td></tr> <tr><td rowspan="2">鉢塚分団</td><td>普通ポンプ車</td><td>いすゞ</td><td>2017年</td><td>103</td><td>2,999</td><td>A2</td></tr> <tr><td>小型動力ポンプ</td><td>トーハツ</td><td>2005年</td><td>34</td><td>617</td><td>B3</td></tr> </tbody> </table>	階級別 区分	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	班員	団員	計	本部	1	3	1					5	池田分団			1	1	4	6	13	25	栗原分団			1	1	4	6	13	25	北豊島分団			1	1	4	6	10	22	栗野分団			1	1	4	6	13	25	綾河分団			1	1	4	6	13	25	神田分団			1	1	4	6	11	23	鉢塚分団			1	1	4	6	13	25	合計	1	3	8	7	28	42	86	175	項目 配置	種別	社名	年式	エンジン		ポンプ 総別	出力(kW)	排気量(cc)	本部	乗用車(1)	トヨタ	2002年	147	2,999		池田分団	普通ポンプ車	日野	2004年	110	4,009	A2	小型動力ポンプ	トーハツ	2008年	46	617	B3	栗原分団	普通ポンプ車	日野	2008年	110	4,009	A2	小型動力ポンプ	トーハツ	2005年	34	617	B3	北豊島分団	普通ポンプ車	日野	2012年	110	4,009	A2	小型動力ポンプ	トーハツ	2008年	46	617	B3	栗野分団	普通ポンプ車	日野	2008年	110	4,009	A2	小型動力ポンプ	トーハツ	2008年	46	617	B3	綾河分団	普通ポンプ車	日野	2013年	110	4,000	A2	小型動力ポンプ	トーハツ	2015年	22	526	B3	神田分団	普通ポンプ車	日野	2005年	110	4,000	A2	小型動力ポンプ	トーハツ	2003年	34	617	B3	鉢塚分団	普通ポンプ車	いすゞ	2017年	103	2,999	A2	小型動力ポンプ	トーハツ	2005年	34	617	B3	<p>7-5 消防団員と機械</p> <p>【表7-7 消防団員現在員数】</p> <p>令和7年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="963 702 1769 1013"> <thead> <tr> <th>階級別 区分</th> <th>団長</th> <th>副団長</th> <th>分団長</th> <th>副分団長</th> <th>班長</th> <th>班員</th> <th>団員</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>本部</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>5</td></tr> <tr><td>池田</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>6</td><td>13</td><td>25</td></tr> <tr><td>栗原</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>6</td><td>11</td><td>23</td></tr> <tr><td>北豊島</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>6</td><td>6</td><td>18</td></tr> <tr><td>栗野</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>6</td><td>13</td><td>25</td></tr> <tr><td>綾河</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>6</td><td>13</td><td>25</td></tr> <tr><td>神田</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>6</td><td>13</td><td>26</td></tr> <tr><td>鉢塚</td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>6</td><td>13</td><td>26</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1</td><td>3</td><td>8</td><td>7</td><td>28</td><td>45</td><td>98</td><td>190</td></tr> </tbody> </table> <p>【表7-8 消防団機械】</p> <p>令和7年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="963 1061 1769 1468"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 配置</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">社名</th> <th rowspan="2">年式</th> <th colspan="2">エンジン</th> <th rowspan="2">ポンプ 総別</th> </tr> <tr> <th>出力(kW)</th> <th>排気量(cc)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>本部</td><td>乗用車(1)</td><td>トヨタ</td><td>2021年</td><td>147</td><td>2,999</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">池田分団</td><td>普通ポンプ車</td><td>日野</td><td>2008年</td><td>110</td><td>4,009</td><td>A2</td></tr> <tr><td>小型動力ポンプ</td><td>トーハツ</td><td>2008年</td><td>46</td><td>617</td><td>B3</td></tr> <tr><td rowspan="2">栗原分団</td><td>普通ポンプ車</td><td>日野</td><td>2008年</td><td>110</td><td>4,009</td><td>A2</td></tr> <tr><td>小型動力ポンプ</td><td>トーハツ</td><td>2005年</td><td>34</td><td>617</td><td>B3</td></tr> <tr><td rowspan="2">北豊島分団</td><td>普通ポンプ車</td><td>日野</td><td>2012年</td><td>110</td><td>4,009</td><td>A2</td></tr> <tr><td>小型動力ポンプ</td><td>トーハツ</td><td>2008年</td><td>46</td><td>617</td><td>B3</td></tr> <tr><td rowspan="2">栗野分団</td><td>普通ポンプ車</td><td>日野</td><td>2008年</td><td>110</td><td>4,009</td><td>A2</td></tr> <tr><td>小型動力ポンプ</td><td>トーハツ</td><td>2008年</td><td>46</td><td>617</td><td>B3</td></tr> <tr><td rowspan="2">綾河分団</td><td>普通ポンプ車</td><td>日野</td><td>2013年</td><td>110</td><td>4,000</td><td>A2</td></tr> <tr><td>小型動力ポンプ</td><td>トーハツ</td><td>2015年</td><td>22</td><td>526</td><td>B3</td></tr> <tr><td rowspan="2">神田分団</td><td>普通ポンプ車</td><td>日野</td><td>2005年</td><td>110</td><td>4,000</td><td>A2</td></tr> <tr><td>小型動力ポンプ</td><td>トーハツ</td><td>2005年</td><td>34</td><td>617</td><td>B3</td></tr> <tr><td rowspan="2">鉢塚分団</td><td>普通ポンプ車</td><td>いすゞ</td><td>2017年</td><td>103</td><td>2,999</td><td>A2</td></tr> <tr><td>小型動力ポンプ</td><td>トーハツ</td><td>2005年</td><td>34</td><td>617</td><td>B3</td></tr> </tbody> </table>	階級別 区分	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	班員	団員	計	本部	1	3	1					5	池田			1	1	4	6	13	25	栗原			1	1	4	6	11	23	北豊島			1	1	4	6	6	18	栗野			1	1	4	6	13	25	綾河			1	1	4	6	13	25	神田			1	1	4	6	13	26	鉢塚			1	1	4	6	13	26	合計	1	3	8	7	28	45	98	190	項目 配置	種別	社名	年式	エンジン		ポンプ 総別	出力(kW)	排気量(cc)	本部	乗用車(1)	トヨタ	2021年	147	2,999		池田分団	普通ポンプ車	日野	2008年	110	4,009	A2	小型動力ポンプ	トーハツ	2008年	46	617	B3	栗原分団	普通ポンプ車	日野	2008年	110	4,009	A2	小型動力ポンプ	トーハツ	2005年	34	617	B3	北豊島分団	普通ポンプ車	日野	2012年	110	4,009	A2	小型動力ポンプ	トーハツ	2008年	46	617	B3	栗野分団	普通ポンプ車	日野	2008年	110	4,009	A2	小型動力ポンプ	トーハツ	2008年	46	617	B3	綾河分団	普通ポンプ車	日野	2013年	110	4,000	A2	小型動力ポンプ	トーハツ	2015年	22	526	B3	神田分団	普通ポンプ車	日野	2005年	110	4,000	A2	小型動力ポンプ	トーハツ	2005年	34	617	B3	鉢塚分団	普通ポンプ車	いすゞ	2017年	103	2,999	A2	小型動力ポンプ	トーハツ	2005年	34	617	B3	<p>P50</p> <p>⑥データの更新 (令和7年度消防年報)</p>
階級別 区分	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	班員	団員	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
本部	1	3	1					5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
池田分団			1	1	4	6	13	25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
栗原分団			1	1	4	6	13	25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
北豊島分団			1	1	4	6	10	22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
栗野分団			1	1	4	6	13	25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
綾河分団			1	1	4	6	13	25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
神田分団			1	1	4	6	11	23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
鉢塚分団			1	1	4	6	13	25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
合計	1	3	8	7	28	42	86	175																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
項目 配置	種別	社名	年式	エンジン		ポンプ 総別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
				出力(kW)	排気量(cc)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
本部	乗用車(1)	トヨタ	2002年	147	2,999																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
池田分団	普通ポンプ車	日野	2004年	110	4,009	A2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	小型動力ポンプ	トーハツ	2008年	46	617	B3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
栗原分団	普通ポンプ車	日野	2008年	110	4,009	A2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	小型動力ポンプ	トーハツ	2005年	34	617	B3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
北豊島分団	普通ポンプ車	日野	2012年	110	4,009	A2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	小型動力ポンプ	トーハツ	2008年	46	617	B3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
栗野分団	普通ポンプ車	日野	2008年	110	4,009	A2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	小型動力ポンプ	トーハツ	2008年	46	617	B3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
綾河分団	普通ポンプ車	日野	2013年	110	4,000	A2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	小型動力ポンプ	トーハツ	2015年	22	526	B3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
神田分団	普通ポンプ車	日野	2005年	110	4,000	A2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	小型動力ポンプ	トーハツ	2003年	34	617	B3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
鉢塚分団	普通ポンプ車	いすゞ	2017年	103	2,999	A2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	小型動力ポンプ	トーハツ	2005年	34	617	B3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
階級別 区分	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	班員	団員	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
本部	1	3	1					5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
池田			1	1	4	6	13	25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
栗原			1	1	4	6	11	23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
北豊島			1	1	4	6	6	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
栗野			1	1	4	6	13	25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
綾河			1	1	4	6	13	25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
神田			1	1	4	6	13	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
鉢塚			1	1	4	6	13	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
合計	1	3	8	7	28	45	98	190																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
項目 配置	種別	社名	年式	エンジン		ポンプ 総別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
				出力(kW)	排気量(cc)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
本部	乗用車(1)	トヨタ	2021年	147	2,999																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
池田分団	普通ポンプ車	日野	2008年	110	4,009	A2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	小型動力ポンプ	トーハツ	2008年	46	617	B3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
栗原分団	普通ポンプ車	日野	2008年	110	4,009	A2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	小型動力ポンプ	トーハツ	2005年	34	617	B3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
北豊島分団	普通ポンプ車	日野	2012年	110	4,009	A2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	小型動力ポンプ	トーハツ	2008年	46	617	B3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
栗野分団	普通ポンプ車	日野	2008年	110	4,009	A2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	小型動力ポンプ	トーハツ	2008年	46	617	B3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
綾河分団	普通ポンプ車	日野	2013年	110	4,000	A2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	小型動力ポンプ	トーハツ	2015年	22	526	B3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
神田分団	普通ポンプ車	日野	2005年	110	4,000	A2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	小型動力ポンプ	トーハツ	2005年	34	617	B3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
鉢塚分団	普通ポンプ車	いすゞ	2017年	103	2,999	A2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	小型動力ポンプ	トーハツ	2005年	34	617	B3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

新旧対照表(32/81)

現行計画			修正案			備考																																																																																																																																																																																												
7-7 防火対象物			7-7 防火対象物			P52																																																																																																																																																																																												
<p>【表7-10 防火対象物】 平成31年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>防火対象物の種類</th> <th>対象物数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(一) 項</td> <td>イ 劇場、映画館、演習場または観覧場</td> <td rowspan="2">62</td> </tr> <tr> <td>ロ 公会堂、集会場</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(二) 項</td> <td>イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの</td> <td rowspan="4">2</td> </tr> <tr> <td>ロ 遊技場又はダンスホール</td> </tr> <tr> <td>ハ 任意の娯楽施設営業を営む店舗その他これに類するもの</td> </tr> <tr> <td>ニ オラオケボックス、個室形態の業務を営む店舗で総務省令で定めるもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(三) 項</td> <td>イ 洋食、料理店その他これらに類するもの</td> <td rowspan="2">49</td> </tr> <tr> <td>ロ 飲食店</td> </tr> <tr> <td>(四) 項</td> <td>百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(五) 項</td> <td>イ 旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>ロ 病院、診療所又は助産所</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(六) 項</td> <td>イ 自力避難困難者が入所している社会福祉施設等</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>ロ (六) 項ロを除く社会福祉施設等</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>ニ 幼稚園又は特別支援学校</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>(九) 項</td> <td>公衆浴場のうち、蒸気浴槽、熱気浴槽その他これらに類するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(十六) 項</td> <td>複合用途防火対象物のうち、一部が特定防火対象物の用途であるもの</td> <td>397</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小 計</td> <td>694</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">特定防火対象物</td> <td>(五) 項</td> <td>客室舎・下宿・共同住宅</td> <td>1,435</td> </tr> <tr> <td>(七) 項</td> <td>小学校、中学校、高等学校、大学、各種専門学校その他これらに類するもの</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>(八) 項</td> <td>図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>(九) 項</td> <td>(九) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>(十) 項</td> <td>車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(十一) 項</td> <td>神社、寺院、教会その他これらに類するもの</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(十二) 項</td> <td>イ 工場又は作業場</td> <td>194</td> </tr> <tr> <td>ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(十三) 項</td> <td>イ 自動車庫庫又は駐車場</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(十四) 項</td> <td>倉庫</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>(十五) 項</td> <td>(一) 項から(十四) 項に該当しない事業場</td> <td>251</td> </tr> <tr> <td>(十六) 項ロ</td> <td>(十六) 項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td>(十七) 項</td> <td>重要文化財等の建造物</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>(十八) 項</td> <td>延長30メートル以上のアーケード</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小 計</td> <td>2,331</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>2,925</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：防火対象物数は延床積150㎡以上の防火対象物とする。(十七) 項、(十八) 項を除く。)</p>			用途	防火対象物の種類	対象物数	(一) 項	イ 劇場、映画館、演習場または観覧場	62	ロ 公会堂、集会場	(二) 項	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	2	ロ 遊技場又はダンスホール	ハ 任意の娯楽施設営業を営む店舗その他これに類するもの	ニ オラオケボックス、個室形態の業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	(三) 項	イ 洋食、料理店その他これらに類するもの	49	ロ 飲食店	(四) 項	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	55	(五) 項	イ 旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの	12	ロ 病院、診療所又は助産所	16	(六) 項	イ 自力避難困難者が入所している社会福祉施設等	41	ロ (六) 項ロを除く社会福祉施設等	38	ニ 幼稚園又は特別支援学校	10	(九) 項	公衆浴場のうち、蒸気浴槽、熱気浴槽その他これらに類するもの		(十六) 項	複合用途防火対象物のうち、一部が特定防火対象物の用途であるもの	397	小 計		694	特定防火対象物	(五) 項	客室舎・下宿・共同住宅	1,435	(七) 項	小学校、中学校、高等学校、大学、各種専門学校その他これらに類するもの	75	(八) 項	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	6	(九) 項	(九) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	5	(十) 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場		(十一) 項	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	56	(十二) 項	イ 工場又は作業場	194	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ		(十三) 項	イ 自動車庫庫又は駐車場	95	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫	1	(十四) 項	倉庫	75	(十五) 項	(一) 項から(十四) 項に該当しない事業場	251	(十六) 項ロ	(十六) 項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	153	(十七) 項	重要文化財等の建造物	2	(十八) 項	延長30メートル以上のアーケード	3	小 計		2,331	合 計		2,925	<p>【表7-10 防火対象物】 平成31年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>防火対象物の種類</th> <th>対象物数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(一) 項</td> <td>イ 劇場、映画館、演習場または観覧場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 公会堂、集会場</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(二) 項</td> <td>イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 遊技場又はダンスホール</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>ハ 任意の娯楽施設営業を営む店舗その他これに類するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ オラオケボックス、個室形態の業務を営む店舗又は業務令で定めるもの</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(三) 項</td> <td>イ 洋食、料理店その他これらに類するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロ 飲食店</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>(四) 項</td> <td>百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(五) 項</td> <td>イ 旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>ロ 病院、診療所又は助産所</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(六) 項</td> <td>イ 自力避難困難者が入所している社会福祉施設等</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>ロ (六) 項ロを除く社会福祉施設等</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>ニ 幼稚園又は特別支援学校</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>(九) 項</td> <td>公衆浴場のうち、蒸気浴槽、熱気浴槽その他これらに類するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(十六) 項</td> <td>複合用途防火対象物のうち、一部が特定防火対象物の用途であるもの</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小 計</td> <td>745</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">非特定防火対象物</td> <td>(五) 項</td> <td>客室舎・下宿・共同住宅</td> <td>1,572</td> </tr> <tr> <td>(七) 項</td> <td>小学校、中学校、高等学校、大学、各種専門学校その他これらに類するもの</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>(八) 項</td> <td>図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>(九) 項</td> <td>(九) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>(十) 項</td> <td>車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(十一) 項</td> <td>神社、寺院、教会その他これらに類するもの</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(十二) 項</td> <td>イ 工場又は作業場</td> <td>191</td> </tr> <tr> <td>ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(十三) 項</td> <td>自動車庫庫又は駐車場</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>(十四) 項</td> <td>飛行機又は回転翼航空機の格納庫</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(十四) 項</td> <td>倉庫</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>(十五) 項</td> <td>(一) 項から(十四) 項に該当しない事業場</td> <td>262</td> </tr> <tr> <td>(十六) 項ロ</td> <td>(十六) 項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物</td> <td>138</td> </tr> <tr> <td>(十七) 項</td> <td>重要文化財等の建造物</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>(十八) 項</td> <td>延長30メートル以上のアーケード</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小 計</td> <td>2,405</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>3,150</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：防火対象物数は延床積150㎡以上の防火対象物とする。(十七) 項、(十八) 項を除く。)</p>			用途	防火対象物の種類	対象物数	(一) 項	イ 劇場、映画館、演習場または観覧場		ロ 公会堂、集会場	54	(二) 項	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの		ロ 遊技場又はダンスホール	2	ハ 任意の娯楽施設営業を営む店舗その他これに類するもの		ニ オラオケボックス、個室形態の業務を営む店舗又は業務令で定めるもの	1	(三) 項	イ 洋食、料理店その他これらに類するもの		ロ 飲食店	52	(四) 項	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	60	(五) 項	イ 旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの	9	ロ 病院、診療所又は助産所	19	(六) 項	イ 自力避難困難者が入所している社会福祉施設等	34	ロ (六) 項ロを除く社会福祉施設等	33	ニ 幼稚園又は特別支援学校	9	(九) 項	公衆浴場のうち、蒸気浴槽、熱気浴槽その他これらに類するもの		(十六) 項	複合用途防火対象物のうち、一部が特定防火対象物の用途であるもの	42	小 計		745	非特定防火対象物	(五) 項	客室舎・下宿・共同住宅	1,572	(七) 項	小学校、中学校、高等学校、大学、各種専門学校その他これらに類するもの	74	(八) 項	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	8	(九) 項	(九) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	4	(十) 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場		(十一) 項	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	55	(十二) 項	イ 工場又は作業場	191	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ		(十三) 項	自動車庫庫又は駐車場	89	(十四) 項	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	1	(十四) 項	倉庫	77	(十五) 項	(一) 項から(十四) 項に該当しない事業場	262	(十六) 項ロ	(十六) 項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	138	(十七) 項	重要文化財等の建造物	2	(十八) 項	延長30メートル以上のアーケード	3	小 計		2,405	合 計		3,150	<p>⑥データの更新 (令和7年度消防年報)</p>
用途	防火対象物の種類	対象物数																																																																																																																																																																																																
(一) 項	イ 劇場、映画館、演習場または観覧場	62																																																																																																																																																																																																
	ロ 公会堂、集会場																																																																																																																																																																																																	
(二) 項	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	2																																																																																																																																																																																																
	ロ 遊技場又はダンスホール																																																																																																																																																																																																	
	ハ 任意の娯楽施設営業を営む店舗その他これに類するもの																																																																																																																																																																																																	
	ニ オラオケボックス、個室形態の業務を営む店舗で総務省令で定めるもの																																																																																																																																																																																																	
(三) 項	イ 洋食、料理店その他これらに類するもの	49																																																																																																																																																																																																
	ロ 飲食店																																																																																																																																																																																																	
(四) 項	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	55																																																																																																																																																																																																
(五) 項	イ 旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの	12																																																																																																																																																																																																
	ロ 病院、診療所又は助産所	16																																																																																																																																																																																																
(六) 項	イ 自力避難困難者が入所している社会福祉施設等	41																																																																																																																																																																																																
	ロ (六) 項ロを除く社会福祉施設等	38																																																																																																																																																																																																
	ニ 幼稚園又は特別支援学校	10																																																																																																																																																																																																
(九) 項	公衆浴場のうち、蒸気浴槽、熱気浴槽その他これらに類するもの																																																																																																																																																																																																	
(十六) 項	複合用途防火対象物のうち、一部が特定防火対象物の用途であるもの	397																																																																																																																																																																																																
小 計		694																																																																																																																																																																																																
特定防火対象物	(五) 項	客室舎・下宿・共同住宅	1,435																																																																																																																																																																																															
	(七) 項	小学校、中学校、高等学校、大学、各種専門学校その他これらに類するもの	75																																																																																																																																																																																															
	(八) 項	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	6																																																																																																																																																																																															
	(九) 項	(九) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	5																																																																																																																																																																																															
	(十) 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場																																																																																																																																																																																																
	(十一) 項	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	56																																																																																																																																																																																															
	(十二) 項	イ 工場又は作業場	194																																																																																																																																																																																															
		ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ																																																																																																																																																																																																
	(十三) 項	イ 自動車庫庫又は駐車場	95																																																																																																																																																																																															
		ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫	1																																																																																																																																																																																															
	(十四) 項	倉庫	75																																																																																																																																																																																															
	(十五) 項	(一) 項から(十四) 項に該当しない事業場	251																																																																																																																																																																																															
	(十六) 項ロ	(十六) 項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	153																																																																																																																																																																																															
	(十七) 項	重要文化財等の建造物	2																																																																																																																																																																																															
(十八) 項	延長30メートル以上のアーケード	3																																																																																																																																																																																																
小 計		2,331																																																																																																																																																																																																
合 計		2,925																																																																																																																																																																																																
用途	防火対象物の種類	対象物数																																																																																																																																																																																																
(一) 項	イ 劇場、映画館、演習場または観覧場																																																																																																																																																																																																	
	ロ 公会堂、集会場	54																																																																																																																																																																																																
(二) 項	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの																																																																																																																																																																																																	
	ロ 遊技場又はダンスホール	2																																																																																																																																																																																																
	ハ 任意の娯楽施設営業を営む店舗その他これに類するもの																																																																																																																																																																																																	
	ニ オラオケボックス、個室形態の業務を営む店舗又は業務令で定めるもの	1																																																																																																																																																																																																
(三) 項	イ 洋食、料理店その他これらに類するもの																																																																																																																																																																																																	
	ロ 飲食店	52																																																																																																																																																																																																
(四) 項	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	60																																																																																																																																																																																																
(五) 項	イ 旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの	9																																																																																																																																																																																																
	ロ 病院、診療所又は助産所	19																																																																																																																																																																																																
(六) 項	イ 自力避難困難者が入所している社会福祉施設等	34																																																																																																																																																																																																
	ロ (六) 項ロを除く社会福祉施設等	33																																																																																																																																																																																																
	ニ 幼稚園又は特別支援学校	9																																																																																																																																																																																																
(九) 項	公衆浴場のうち、蒸気浴槽、熱気浴槽その他これらに類するもの																																																																																																																																																																																																	
(十六) 項	複合用途防火対象物のうち、一部が特定防火対象物の用途であるもの	42																																																																																																																																																																																																
小 計		745																																																																																																																																																																																																
非特定防火対象物	(五) 項	客室舎・下宿・共同住宅	1,572																																																																																																																																																																																															
	(七) 項	小学校、中学校、高等学校、大学、各種専門学校その他これらに類するもの	74																																																																																																																																																																																															
	(八) 項	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	8																																																																																																																																																																																															
	(九) 項	(九) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	4																																																																																																																																																																																															
	(十) 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場																																																																																																																																																																																																
	(十一) 項	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	55																																																																																																																																																																																															
	(十二) 項	イ 工場又は作業場	191																																																																																																																																																																																															
		ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ																																																																																																																																																																																																
	(十三) 項	自動車庫庫又は駐車場	89																																																																																																																																																																																															
	(十四) 項	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	1																																																																																																																																																																																															
	(十四) 項	倉庫	77																																																																																																																																																																																															
	(十五) 項	(一) 項から(十四) 項に該当しない事業場	262																																																																																																																																																																																															
	(十六) 項ロ	(十六) 項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	138																																																																																																																																																																																															
	(十七) 項	重要文化財等の建造物	2																																																																																																																																																																																															
(十八) 項	延長30メートル以上のアーケード	3																																																																																																																																																																																																
小 計		2,405																																																																																																																																																																																																
合 計		3,150																																																																																																																																																																																																

新旧対照表(33/81)

現行計画				修正案				備考
7-8 防火水槽・プール				7-8 防火水槽・プール				P53
【表7-11 公設防火水槽設置場所】				【表7-11 公設防火水槽設置場所】				⑥データの更新
令和元年10月1日現在				令和7年4月1日現在				
番号	所在地	面積	容量(m ³)	番号	所在地	面積	容量(m ³)	
1	古江町 001 番地 市営住宅前		40	1 ^改	古江町 001 番地 市営住宅前		40	
2	古江町 72 番地 古江町自治会館西側		30	2 ^改	古江町 72 番地 古江町自治会館西側		30	
3	古江町 433 番地 古江産業会館西側		40	3 ^改	古江町 433 番地 古江産業会館西側		40	
4	穂羽1丁目5番10号 先		40	4 ^改	穂羽1丁目5番10号 先		40	
5	徳谷3丁目10番10号 栗野分団車庫前		40	5 ^改	徳谷3丁目10番10号 栗野分団車庫前		40	
6	石橋1丁目19番3号 先		40	6 ^改	石橋1丁目19番3号 先		40	
7	徳4丁目23番12号 先		40	7 ^改	徳4丁目23番12号 先		40	
8	空港1丁目11番10号 先	○	40	8 ^改	空港1丁目11番10号 先	○	40	
9	東山町 246 番地 先		40	9 ^改	東山町 246 番地 先		40	
10	石橋4丁目6番2号 石橋前池公園車庫側		50	10 ^改	石橋4丁目6番2号 石橋前池公園車庫側		50	
11	住吉2丁目11番23号 住吉2丁目新池公園		40	11 ^改	住吉2丁目11番23号 住吉2丁目新池公園		40	
12	旭丘3丁目2		40	12 ^改	旭丘3丁目2		40	
13	住吉1丁目15		40	13 ^改	住吉1丁目15		40	
14	住吉2丁目9番 先		40	14 ^改	住吉2丁目9番 先		40	
15	旭丘3丁目6番20号 先		40	15 ^改	旭丘3丁目6番20号 先		40	
16	吉田町 213 番地 吉田町公民館南側		40	16 ^改	吉田町 213 番地 吉田町公民館南側		40	
17	徳谷1丁目7番13号 五月倉住宅内		40	17 ^改	徳谷1丁目7番13号 五月倉住宅内		40	
18	徳4丁目17番 東池公園内		40	18 ^改	徳4丁目17番 東池公園内		40	
19	石橋3丁目4番 石橋3丁目公園内		40	19 ^改	石橋3丁目4番 石橋3丁目公園内		40	
20	伏見町 151 番地		40	20 ^改	伏見町 151 番地		40	
21	経園2丁目1番20号 先		40	21 ^改	経園2丁目1番20号 先		40	
22	鉢塚2丁目5番3号 鉢塚2丁目第2公園		40	22 ^改	鉢塚2丁目5番3号 鉢塚2丁目第2公園		40	
23	城南3丁目0番 光明公園内		40	23 ^改	城南3丁目0番 光明公園内		40	
24	伏見台1丁目33番 北公園		40	24 ^改	伏見台1丁目33番 北公園		40	
25	伏見台2丁目8番 北中央公園内		40	25 ^改	伏見台2丁目8番 北中央公園内		40	
26	石橋1丁目15番 石橋駅前公園内		40	26 ^改	石橋1丁目15番 石橋駅前公園内		40	
27	伏見台3丁目7番 中央公園		40	27 ^改	伏見台3丁目7番 中央公園		40	
28	伏見台4丁目7番 東公園		40	28 ^改	伏見台4丁目7番 東公園		40	
29	住吉1丁目12番17号 先		40	29 ^改	住吉1丁目12番17号 先		40	
30	伏見台4丁目13番 森公園		40	30 ^改	伏見台4丁目13番 森公園		40	
31	伏見台5丁目4番 南公園		40	31 ^改	伏見台5丁目4番 南公園		40	
32	栄町1番 駅前野外ステージ	○	100	32 ^改	栄町1番 駅前野外ステージ	○	100	
33	宇保町5番17号 市立宇保会館内	○	40	33 ^改	宇保町5番17号 市立宇保会館内	○	40	
34	徳1丁目7番4号 南徳公園内	○	40	34 ^改	徳1丁目7番4号 南徳公園内	○	40	
35	徳谷3丁目14番 徳谷公園内	○	40	35 ^改	徳谷3丁目14番 徳谷公園内	○	40	
36	天神1丁目1番 市民文化会館	○	100	36 ^改	天神1丁目1番 市民文化会館	○	100	
37	城南3丁目1番18号 市立池田病院駐車場内	○	40	37 ^改	城南3丁目1番18号 市立池田病院駐車場内	○	40	
38	神田2丁目4番1号 市立神田小学校	○	100	38 ^改	神田2丁目4番1号 市立神田小学校	○	100	
39	徳1丁目1番1号 市立栗野小学校	○	100	39 ^改	徳1丁目1番1号 市立栗野小学校	○	100	
40	伏見台3丁目14番 市立ほごう学園	○	100	40 ^改	伏見台3丁目14番 市立ほごう学園	○	100	
41	豊島南1丁目4番 北今在家広場内	○	100	41 ^改	豊島南1丁目4番 北今在家広場内	○	100	
42	鉢塚2丁目9番 水月公園内	○	100	42 ^改	鉢塚2丁目9番 水月公園内	○	100	
43	石橋4丁目6番1号 市立石橋南小学校	○	100	43 ^改	石橋4丁目6番1号 市立石橋南小学校	○	100	
44	豊島南2丁目1番 豊島南2丁目公園内	○	40	44 ^改	豊島南2丁目1番 豊島南2丁目公園内	○	40	
45	榎木町3番 榎木公園内	○	100	45 ^改	榎木町3番 榎木公園内	○	100	
46	井口堂3丁目4番 石橋公園内	○	100	46 ^改	井口堂3丁目4番 石橋公園内	○	100	
47	古江町 421 番 古江公園内	○	100	47 ^改	古江町 421 番 古江公園内	○	100	
				47 ^改	創園1丁目2番 桃園公園内	○	100	

新旧対照表(34/81)

現行計画				修正案				備考							
7-8 防火水槽・プール				7-8 防火水槽・プール				P54							
48	古江町1丁目2番	東園公園内	○	100	48	古江町434番地先	大崎宅前地	○	45						
49	古江町434番地先	大崎宅前地	○	45	49	徳羽1丁目 地内	五月山緑地内	○	100						
50	徳羽2丁目 地内	五月山緑地内	○	100	50	五月丘1丁目9番	徳羽公園内	○	100						
51	五月丘1丁目9番	徳羽公園内	○	100	51	石橋1丁目15番	石橋駅前公園内	○	100						
52	石橋1丁目15番	石橋駅前公園内	○	100	52	天神1丁目7番	豊島野公園内	○	100						
53	天神1丁目7番	豊島野公園内	○	100	53	上河田2丁目2番	上河田公園内	○	100						
54	上河田2丁目2番	上河田公園内	○	100	54	徳野町1番	池田駅前公園内	○	100						
55	徳野町1番	池田駅前公園内	○	100	55	徳2丁目	徳2丁目公園内	○	40						
56	徳2丁目	徳2丁目公園内	○	40	56	石橋4丁目21番	石橋南公園内	○	45						
総数56基(計画24基の内100㎡以上18基)				3,325	57				清洲美町1-4	清洲美公園内	○	45			
					58				徳羽2丁目5番	水鏡前公園内	○	100			
									総数58基(計画27基の内100㎡以上19基)	3,425					
【表7-12 私設防火水槽設置場所】				令和元年10月1日現在				【表7-12 私設防火水槽設置場所】				令和7年4月1日現在			
番号	所在地	面積	容量(m ³)	番号	所在地	面積	容量(m ³)	番号	所在地	面積	容量(m ³)	番号	所在地	面積	容量(m ³)
1	天神1丁目5番22号	マックスビル豊前府人保健施設	40	1	天神1丁目5番22号	マックスビル豊前府人保健施設	40	1	天神1丁目5番22号	マックスビル豊前府人保健施設	40	1	天神1丁目5番22号	マックスビル豊前府人保健施設	40
2	ダイハツ町1番	ダイハツ工場第2工場	200	2	ダイハツ町1番	ダイハツ工場第2工場	200	2	ダイハツ町1番	ダイハツ工場第2工場	200	2	ダイハツ町1番	ダイハツ工場第2工場	200
3	徳羽2丁目1番	ダイハツ工場第1工場	53	3	五月丘2丁目2番3号	ライオンズマンション池田五月丘公園	40	3	五月丘2丁目2番3号	ライオンズマンション池田五月丘公園	40	3	五月丘2丁目2番3号	ライオンズマンション池田五月丘公園	40
4	五月丘2丁目2番3号	ライオンズマンション池田五月丘公園	40	4	五月丘2丁目7番12号	池田五月丘パークハウス	69	4	五月丘2丁目7番12号	池田五月丘パークハウス	69	4	五月丘2丁目7番12号	池田五月丘パークハウス	69
5	五月丘2丁目7番12号	池田五月丘パークハウス	69	5	ダイハツ町1番	ダイハツ工場第2工場 倉工場	150	5	ダイハツ町1番	ダイハツ工場第2工場 倉工場	150	5	ダイハツ町1番	ダイハツ工場第2工場 倉工場	150
6	ダイハツ町1番	ダイハツ工場第2工場 倉工場	150	6	豊島南2丁目176	建屋アルミニウム製作所	175	6	豊島南2丁目176	建屋アルミニウム製作所	175	6	豊島南2丁目176	建屋アルミニウム製作所	175
7	豊島南2丁目22号	マイナミ空港サービス棟大宮営業所	45	7	空港1丁目13番	第一屋製パン 入口南30m	40	7	空港1丁目13番	第一屋製パン 入口南30m	40	7	空港1丁目13番	第一屋製パン 入口南30m	40
8	豊島南2丁目176	建屋アルミニウム製作所	175	8	空港3丁目6番27号	コスモハイヴ	40	8	空港3丁目6番27号	コスモハイヴ	40	8	空港3丁目6番27号	コスモハイヴ	40
9	空港1丁目13番	第一屋製パン 入口南30m	40	9	神田4丁目7番1号	八坂神社	89	9	神田4丁目7番1号	八坂神社	89	9	神田4丁目7番1号	八坂神社	89
10	空港3丁目6番27号	コスモハイヴ	40	10	豊島南1丁目12番9号	谷津製菓	40	10	豊島南1丁目12番9号	谷津製菓	40	10	豊島南1丁目12番9号	谷津製菓	40
11	空港1丁目13番	第一屋製パン 南西角	40	11	空港1丁目9番6号	グリーンリッチホテル	40	11	空港1丁目9番6号	グリーンリッチホテル	40	11	空港1丁目9番6号	グリーンリッチホテル	40
12	空港3丁目6番27号	コスモハイヴ	40	12	伏見町8番	久安寺	50	12	伏見町8番	久安寺	50	12	伏見町8番	久安寺	50
13	神田4丁目7番1号	八坂神社	89	13	五月丘3丁目1番28号	日興スカイマンション	40	13	五月丘3丁目1番28号	日興スカイマンション	40	13	五月丘3丁目1番28号	日興スカイマンション	40
14	豊島南1丁目12番9号	谷津製菓	40	14	伏見台2丁目4番	西宮池田伏見台住宅	40	14	伏見台2丁目4番	西宮池田伏見台住宅	40	14	伏見台2丁目4番	西宮池田伏見台住宅	40
15	空港1丁目9番6号	グリーンリッチホテル	40	15	徳山町3番51号	インペリアル池田徳山	40	15	徳山町3番51号	インペリアル池田徳山	40	15	徳山町3番51号	インペリアル池田徳山	40
16	伏見町8番	久安寺	50	16	空港1丁目12番	ベルクラシック空港	40	16	空港1丁目12番	ベルクラシック空港	40	16	空港1丁目12番	ベルクラシック空港	40
17	五月丘3丁目1番28号	日興スカイマンション	40	17	豊島南2丁目209	ダイセイ佛	50	17	豊島南2丁目209	ダイセイ佛	50	17	豊島南2丁目209	ダイセイ佛	50
18	伏見台2丁目4番	西宮池田伏見台住宅	40	18	高野町1番1号	サンシティ池田 地下1階 機械室下	130	18	高野町1番1号	サンシティ池田 地下1階 機械室下	130	18	高野町1番1号	サンシティ池田 地下1階 機械室下	130
19	徳山町3番51号	インペリアル池田徳山	40	19	伏見町7-5	サンロイヤル池田パークビルズ1号棟北側	40	19	伏見町7-5	サンロイヤル池田パークビルズ1号棟北側	40	19	伏見町7-5	サンロイヤル池田パークビルズ1号棟北側	40
20	空港1丁目12番	ベルクラシック空港	40	20	伏見町7-5	サンロイヤル池田パークビルズ1号棟南側	40	20	伏見町7-5	サンロイヤル池田パークビルズ1号棟南側	40	20	伏見町7-5	サンロイヤル池田パークビルズ1号棟南側	40
21	豊島南2丁目209	ダイセイ佛	50	21	東山町151番地	東山地区共有財産地 東山2号社北東側	50	21	東山町151番地	東山地区共有財産地 東山2号社北東側	50	21	東山町151番地	東山地区共有財産地 東山2号社北東側	50
22	高野町1番1号	サンシティ池田 地下1階 機械室下	130	22	伏見台5丁目1番5号	セラージュ	60	22	伏見台5丁目1番5号	セラージュ	60	22	伏見台5丁目1番5号	セラージュ	60
23	伏見町7-5	サンロイヤル池田パークビルズ1号棟北側	40	23	八王寺1丁目8番	アルビス池田101号棟北側	40	23	八王寺1丁目8番	アルビス池田101号棟北側	40	23	八王寺1丁目8番	アルビス池田101号棟北側	40
24	伏見町7-5	サンロイヤル池田パークビルズ1号棟南側	40	24	伏見町7-4-3	水築堂池田池田所	50	24	伏見町7-4-3	水築堂池田池田所	50	24	伏見町7-4-3	水築堂池田池田所	50
25	東山町151番地	東山地区共有財産地 東山2号社北東側	50	25	東山町151番地	東山地区共有財産地 東山2号社北東側	50	25	東山町151番地	東山地区共有財産地 東山2号社北東側	50	25	東山町151番地	東山地区共有財産地 東山2号社北東側	50
26	伏見台5丁目1番5号	セラージュ	60	26	伏見町7-6-5	サンロイヤル池田パークビルズ3号棟	40	26	伏見町7-6-5	サンロイヤル池田パークビルズ3号棟	40	26	伏見町7-6-5	サンロイヤル池田パークビルズ3号棟	40
27	八王寺1丁目8番	アルビス池田101号棟北側	40	27	伏見台5丁目1番5号	セラージュ	60	27	伏見台5丁目1番5号	セラージュ	60	27	伏見台5丁目1番5号	セラージュ	60
28	伏見町7-4-3	水築堂池田池田所	50	28	八王寺1丁目8番	アルビス池田101号棟北側	40	28	八王寺1丁目8番	アルビス池田101号棟北側	40	28	八王寺1丁目8番	アルビス池田101号棟北側	40
29	東山町151番地	東山地区共有財産地 東山2号社北東側	50	29	伏見町7-4-4	五月山水築堂池田第2事務所	40	29	伏見町7-4-4	五月山水築堂池田第2事務所	40	29	伏見町7-4-4	五月山水築堂池田第2事務所	40
30	伏見町7-6-5	サンロイヤル池田パークビルズ3号棟	40	30	八王寺1丁目8番	アルビス池田201号棟南側	40	30	八王寺1丁目8番	アルビス池田201号棟南側	40	30	八王寺1丁目8番	アルビス池田201号棟南側	40
31	伏見台5丁目1番5号	セラージュ	60	31	東山町528-6	天理新池田大教会	40	31	東山町528-6	天理新池田大教会	40	31	東山町528-6	天理新池田大教会	40
32	東山町151番地	東山地区共有財産地 東山2号社北東側	50	32	徳2丁目	五月山緑地公園内	40	32	徳2丁目	五月山緑地公園内	40	32	徳2丁目	五月山緑地公園内	40
33	伏見町7-4-3	水築堂池田池田所	50	33	徳3丁目	五月山緑地公園内	40	33	徳3丁目	五月山緑地公園内	40	33	徳3丁目	五月山緑地公園内	40
34	東山町151番地	東山地区共有財産地 東山2号社北東側	50	34	住吉2丁目13番8号	ゼニスコート	40	34	住吉2丁目13番8号	ゼニスコート	40	34	住吉2丁目13番8号	ゼニスコート	40
35	伏見台5丁目1番5号	セラージュ	60	35	古江町148番地	清田工務店5棟	40	35	古江町148番地	清田工務店5棟	40	35	古江町148番地	清田工務店5棟	40
36	東山町151番地	東山地区共有財産地 東山2号社北東側	50	36	神田1丁目6番2号	グリーンチェクセルクレハII	40	36	神田1丁目6番2号	グリーンチェクセルクレハII	40	36	神田1丁目6番2号	グリーンチェクセルクレハII	40
37	伏見町7-6-5	サンロイヤル池田パークビルズ3号棟	40	37	神田1丁目18番6号	神田洗車場	40	37	神田1丁目18番6号	神田洗車場	40	37	神田1丁目18番6号	神田洗車場	40
38	伏見台5丁目1番5号	セラージュ	60	38	徳2丁目2番14号	バルビゾンスカイ	40	38	徳2丁目2番14号	バルビゾンスカイ	40	38	徳2丁目2番14号	バルビゾンスカイ	40
39	東山町151番地	東山地区共有財産地 東山2号社北東側	50	39	五月丘2丁目2番14号	バルビゾンスカイ	40	39	五月丘2丁目2番14号	バルビゾンスカイ	40	39	五月丘2丁目2番14号	バルビゾンスカイ	40

⑥データの更新

新旧対照表(35/81)

現行計画		修正案		備考																																																																																																																																																																																																																																										
7-8 防火水槽・プール		7-8 防火水槽・プール		P55 ⑥データの更新																																																																																																																																																																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>所在地</th> <th>計画</th> <th>容量(m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>39</td><td>徳重1丁目2番13号</td><td>ダイハツ厚生年金基金会館</td><td>40</td></tr> <tr><td>40</td><td>中川原町367-1</td><td>くら寿司池田西店</td><td>40</td></tr> <tr><td>41</td><td>伏見町7-2-2</td><td>農光農業</td><td>80</td></tr> <tr><td>42</td><td>城南3丁目1番</td><td>ザ・ライオンズ池田 1棟</td><td>80</td></tr> <tr><td>43</td><td>徳1丁目14番27号</td><td>グレースコート</td><td>40</td></tr> <tr><td>44</td><td>神田2丁目1番34号</td><td>ライオンズマンション池田神田</td><td>40</td></tr> <tr><td>45</td><td>石橋2丁目8番19号</td><td>ベルク池田石橋1番館</td><td>80</td></tr> <tr><td>46</td><td>酒井町8番25号</td><td>カッパモデルミュージアム大塚池田</td><td>40</td></tr> <tr><td>47</td><td>徳1丁目9番11号</td><td>プロデューハイム池田五月丘ヒルズビュー</td><td>40</td></tr> <tr><td>48</td><td>五月丘2丁目6番</td><td>アルビス五月丘西側全所</td><td>180</td></tr> <tr><td>49</td><td>神保1丁目2番3号</td><td>コスモ池田パークフォールム</td><td>40</td></tr> <tr><td>50</td><td>五月丘3丁目3番</td><td>アルビス五月丘12棟北</td><td>180</td></tr> <tr><td>51</td><td>神保1丁目5番2号</td><td>大塚教育大学附属池田小学校</td><td>40</td></tr> <tr><td>52</td><td>酒井町8番16号</td><td>メルシーますみ</td><td>40</td></tr> <tr><td>53</td><td>古江町18番13号</td><td>古江台ホールすずらん</td><td>40</td></tr> <tr><td>54</td><td>天神1丁目5番5号</td><td>ブラウド池田天神</td><td>40</td></tr> <tr><td>55</td><td>神保2丁目1番</td><td>アルビス神保103号棟西側</td><td>40</td></tr> <tr><td>56</td><td>城南3丁目1番15号</td><td>ザ・ライオンズ池田 G棟</td><td>120</td></tr> <tr><td>57</td><td>中川原町17番地</td><td>北浜池田メリアリアルパーク</td><td>40</td></tr> <tr><td>58</td><td>豊島南2丁目647</td><td>(有)水原興産</td><td>40</td></tr> <tr><td>59</td><td>石橋2丁目16番7号</td><td>ストロベリーヒルズ池田大前</td><td>40</td></tr> <tr><td>60</td><td>古江町69番地</td><td>セブンイレブン池田古江町店</td><td>40</td></tr> <tr><td>61</td><td>豊島南2丁目204番</td><td>日本建設総合試験所</td><td>40</td></tr> <tr><td>62</td><td>ダイハツ町1番</td><td>ダイハツ工業南第3工場</td><td>280</td></tr> <tr><td>63</td><td>神田4丁目13番12号</td><td>プリムヴェール</td><td>40</td></tr> <tr><td>64</td><td>神田2丁目3番12号</td><td>宮島高等学校</td><td>40</td></tr> <tr><td>65</td><td>古江町153番1</td><td>セルウィックス池田SS</td><td>40</td></tr> <tr><td colspan="3">総計65基(計画21基のうち100㎡以上2基)</td><td>3,883</td></tr> </tbody> </table>	番号	所在地	計画	容量(m ³)	39	徳重1丁目2番13号	ダイハツ厚生年金基金会館	40	40	中川原町367-1	くら寿司池田西店	40	41	伏見町7-2-2	農光農業	80	42	城南3丁目1番	ザ・ライオンズ池田 1棟	80	43	徳1丁目14番27号	グレースコート	40	44	神田2丁目1番34号	ライオンズマンション池田神田	40	45	石橋2丁目8番19号	ベルク池田石橋1番館	80	46	酒井町8番25号	カッパモデルミュージアム大塚池田	40	47	徳1丁目9番11号	プロデューハイム池田五月丘ヒルズビュー	40	48	五月丘2丁目6番	アルビス五月丘西側全所	180	49	神保1丁目2番3号	コスモ池田パークフォールム	40	50	五月丘3丁目3番	アルビス五月丘12棟北	180	51	神保1丁目5番2号	大塚教育大学附属池田小学校	40	52	酒井町8番16号	メルシーますみ	40	53	古江町18番13号	古江台ホールすずらん	40	54	天神1丁目5番5号	ブラウド池田天神	40	55	神保2丁目1番	アルビス神保103号棟西側	40	56	城南3丁目1番15号	ザ・ライオンズ池田 G棟	120	57	中川原町17番地	北浜池田メリアリアルパーク	40	58	豊島南2丁目647	(有)水原興産	40	59	石橋2丁目16番7号	ストロベリーヒルズ池田大前	40	60	古江町69番地	セブンイレブン池田古江町店	40	61	豊島南2丁目204番	日本建設総合試験所	40	62	ダイハツ町1番	ダイハツ工業南第3工場	280	63	神田4丁目13番12号	プリムヴェール	40	64	神田2丁目3番12号	宮島高等学校	40	65	古江町153番1	セルウィックス池田SS	40	総計65基(計画21基のうち100㎡以上2基)			3,883	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>所在地</th> <th>計画</th> <th>容量(m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>37</td><td>石橋2丁目4番10号</td><td>ライオンズマンション池田石橋</td><td>40</td></tr> <tr><td>38</td><td>徳重1丁目2番13号</td><td>ダイハツ厚生年金基金会館</td><td>40</td></tr> <tr><td>39</td><td>中川原町367-1</td><td>くら寿司池田西店</td><td>40</td></tr> <tr><td>40</td><td>伏見町7-2-2</td><td>農光農業</td><td>80</td></tr> <tr><td>41</td><td>城南3丁目1番</td><td>ザ・ライオンズ池田 1棟</td><td>80</td></tr> <tr><td>42</td><td>徳1丁目14番27号</td><td>グレースコート</td><td>40</td></tr> <tr><td>43</td><td>神田2丁目1番34号</td><td>ライオンズマンション池田神田</td><td>40</td></tr> <tr><td>44</td><td>石橋2丁目8番19号</td><td>ベルク池田石橋1番館</td><td>80</td></tr> <tr><td>45</td><td>酒井町8番25号</td><td>カッパモデルミュージアム大塚池田</td><td>40</td></tr> <tr><td>48</td><td>徳5丁目9番11号</td><td>プロデューハイム池田五月丘ヒルズビュー</td><td>40</td></tr> <tr><td>47</td><td>五月丘2丁目6番</td><td>アルビス五月丘西側全所</td><td>180</td></tr> <tr><td>48</td><td>神保1丁目2番3号</td><td>コスモ池田パークフォールム</td><td>40</td></tr> <tr><td>49</td><td>五月丘3丁目3番</td><td>アルビス五月丘12棟北</td><td>180</td></tr> <tr><td>50</td><td>神保1丁目5番2号</td><td>大塚教育大学附属池田小学校</td><td>40</td></tr> <tr><td>51</td><td>酒井町8番16号</td><td>メルシーますみ</td><td>40</td></tr> <tr><td>52</td><td>古江町18番13号</td><td>古江台ホールすずらん</td><td>40</td></tr> <tr><td>53</td><td>天神1丁目5番5号</td><td>ブラウド池田天神</td><td>40</td></tr> <tr><td>54</td><td>神保2丁目1番</td><td>アルビス神保103号棟西側</td><td>40</td></tr> <tr><td>55</td><td>城南3丁目1番15号</td><td>ザ・ライオンズ池田 G棟</td><td>120</td></tr> <tr><td>56</td><td>中川原町17番地</td><td>北浜池田メリアリアルパーク</td><td>40</td></tr> <tr><td>57</td><td>豊島南2丁目647</td><td>(有)水原興産</td><td>40</td></tr> <tr><td>58</td><td>石橋2丁目16番7号</td><td>ストロベリーヒルズ池田大前</td><td>40</td></tr> <tr><td>59</td><td>古江町69番地</td><td>セブンイレブン池田古江町店</td><td>40</td></tr> <tr><td>60</td><td>豊島南2丁目204番</td><td>日本建設総合試験所</td><td>40</td></tr> <tr><td>61</td><td>ダイハツ町1番</td><td>ダイハツ工業南第2工場</td><td>280</td></tr> <tr><td>62</td><td>神田4丁目13番12号</td><td>プリムヴェール</td><td>40</td></tr> <tr><td>63</td><td>神田2丁目3番12号</td><td>宮島高等学校</td><td>40</td></tr> <tr><td>64</td><td>古江町153番1</td><td>セルウィックス池田SS</td><td>40</td></tr> <tr><td colspan="3">総計64基(計画21基のうち100㎡以上2基)</td><td>3,838</td></tr> </tbody> </table>	番号	所在地	計画	容量(m ³)	37	石橋2丁目4番10号	ライオンズマンション池田石橋	40	38	徳重1丁目2番13号	ダイハツ厚生年金基金会館	40	39	中川原町367-1	くら寿司池田西店	40	40	伏見町7-2-2	農光農業	80	41	城南3丁目1番	ザ・ライオンズ池田 1棟	80	42	徳1丁目14番27号	グレースコート	40	43	神田2丁目1番34号	ライオンズマンション池田神田	40	44	石橋2丁目8番19号	ベルク池田石橋1番館	80	45	酒井町8番25号	カッパモデルミュージアム大塚池田	40	48	徳5丁目9番11号	プロデューハイム池田五月丘ヒルズビュー	40	47	五月丘2丁目6番	アルビス五月丘西側全所	180	48	神保1丁目2番3号	コスモ池田パークフォールム	40	49	五月丘3丁目3番	アルビス五月丘12棟北	180	50	神保1丁目5番2号	大塚教育大学附属池田小学校	40	51	酒井町8番16号	メルシーますみ	40	52	古江町18番13号	古江台ホールすずらん	40	53	天神1丁目5番5号	ブラウド池田天神	40	54	神保2丁目1番	アルビス神保103号棟西側	40	55	城南3丁目1番15号	ザ・ライオンズ池田 G棟	120	56	中川原町17番地	北浜池田メリアリアルパーク	40	57	豊島南2丁目647	(有)水原興産	40	58	石橋2丁目16番7号	ストロベリーヒルズ池田大前	40	59	古江町69番地	セブンイレブン池田古江町店	40	60	豊島南2丁目204番	日本建設総合試験所	40	61	ダイハツ町1番	ダイハツ工業南第2工場	280	62	神田4丁目13番12号	プリムヴェール	40	63	神田2丁目3番12号	宮島高等学校	40	64	古江町153番1	セルウィックス池田SS	40	総計64基(計画21基のうち100㎡以上2基)			3,838	
番号	所在地	計画	容量(m ³)																																																																																																																																																																																																																																											
39	徳重1丁目2番13号	ダイハツ厚生年金基金会館	40																																																																																																																																																																																																																																											
40	中川原町367-1	くら寿司池田西店	40																																																																																																																																																																																																																																											
41	伏見町7-2-2	農光農業	80																																																																																																																																																																																																																																											
42	城南3丁目1番	ザ・ライオンズ池田 1棟	80																																																																																																																																																																																																																																											
43	徳1丁目14番27号	グレースコート	40																																																																																																																																																																																																																																											
44	神田2丁目1番34号	ライオンズマンション池田神田	40																																																																																																																																																																																																																																											
45	石橋2丁目8番19号	ベルク池田石橋1番館	80																																																																																																																																																																																																																																											
46	酒井町8番25号	カッパモデルミュージアム大塚池田	40																																																																																																																																																																																																																																											
47	徳1丁目9番11号	プロデューハイム池田五月丘ヒルズビュー	40																																																																																																																																																																																																																																											
48	五月丘2丁目6番	アルビス五月丘西側全所	180																																																																																																																																																																																																																																											
49	神保1丁目2番3号	コスモ池田パークフォールム	40																																																																																																																																																																																																																																											
50	五月丘3丁目3番	アルビス五月丘12棟北	180																																																																																																																																																																																																																																											
51	神保1丁目5番2号	大塚教育大学附属池田小学校	40																																																																																																																																																																																																																																											
52	酒井町8番16号	メルシーますみ	40																																																																																																																																																																																																																																											
53	古江町18番13号	古江台ホールすずらん	40																																																																																																																																																																																																																																											
54	天神1丁目5番5号	ブラウド池田天神	40																																																																																																																																																																																																																																											
55	神保2丁目1番	アルビス神保103号棟西側	40																																																																																																																																																																																																																																											
56	城南3丁目1番15号	ザ・ライオンズ池田 G棟	120																																																																																																																																																																																																																																											
57	中川原町17番地	北浜池田メリアリアルパーク	40																																																																																																																																																																																																																																											
58	豊島南2丁目647	(有)水原興産	40																																																																																																																																																																																																																																											
59	石橋2丁目16番7号	ストロベリーヒルズ池田大前	40																																																																																																																																																																																																																																											
60	古江町69番地	セブンイレブン池田古江町店	40																																																																																																																																																																																																																																											
61	豊島南2丁目204番	日本建設総合試験所	40																																																																																																																																																																																																																																											
62	ダイハツ町1番	ダイハツ工業南第3工場	280																																																																																																																																																																																																																																											
63	神田4丁目13番12号	プリムヴェール	40																																																																																																																																																																																																																																											
64	神田2丁目3番12号	宮島高等学校	40																																																																																																																																																																																																																																											
65	古江町153番1	セルウィックス池田SS	40																																																																																																																																																																																																																																											
総計65基(計画21基のうち100㎡以上2基)			3,883																																																																																																																																																																																																																																											
番号	所在地	計画	容量(m ³)																																																																																																																																																																																																																																											
37	石橋2丁目4番10号	ライオンズマンション池田石橋	40																																																																																																																																																																																																																																											
38	徳重1丁目2番13号	ダイハツ厚生年金基金会館	40																																																																																																																																																																																																																																											
39	中川原町367-1	くら寿司池田西店	40																																																																																																																																																																																																																																											
40	伏見町7-2-2	農光農業	80																																																																																																																																																																																																																																											
41	城南3丁目1番	ザ・ライオンズ池田 1棟	80																																																																																																																																																																																																																																											
42	徳1丁目14番27号	グレースコート	40																																																																																																																																																																																																																																											
43	神田2丁目1番34号	ライオンズマンション池田神田	40																																																																																																																																																																																																																																											
44	石橋2丁目8番19号	ベルク池田石橋1番館	80																																																																																																																																																																																																																																											
45	酒井町8番25号	カッパモデルミュージアム大塚池田	40																																																																																																																																																																																																																																											
48	徳5丁目9番11号	プロデューハイム池田五月丘ヒルズビュー	40																																																																																																																																																																																																																																											
47	五月丘2丁目6番	アルビス五月丘西側全所	180																																																																																																																																																																																																																																											
48	神保1丁目2番3号	コスモ池田パークフォールム	40																																																																																																																																																																																																																																											
49	五月丘3丁目3番	アルビス五月丘12棟北	180																																																																																																																																																																																																																																											
50	神保1丁目5番2号	大塚教育大学附属池田小学校	40																																																																																																																																																																																																																																											
51	酒井町8番16号	メルシーますみ	40																																																																																																																																																																																																																																											
52	古江町18番13号	古江台ホールすずらん	40																																																																																																																																																																																																																																											
53	天神1丁目5番5号	ブラウド池田天神	40																																																																																																																																																																																																																																											
54	神保2丁目1番	アルビス神保103号棟西側	40																																																																																																																																																																																																																																											
55	城南3丁目1番15号	ザ・ライオンズ池田 G棟	120																																																																																																																																																																																																																																											
56	中川原町17番地	北浜池田メリアリアルパーク	40																																																																																																																																																																																																																																											
57	豊島南2丁目647	(有)水原興産	40																																																																																																																																																																																																																																											
58	石橋2丁目16番7号	ストロベリーヒルズ池田大前	40																																																																																																																																																																																																																																											
59	古江町69番地	セブンイレブン池田古江町店	40																																																																																																																																																																																																																																											
60	豊島南2丁目204番	日本建設総合試験所	40																																																																																																																																																																																																																																											
61	ダイハツ町1番	ダイハツ工業南第2工場	280																																																																																																																																																																																																																																											
62	神田4丁目13番12号	プリムヴェール	40																																																																																																																																																																																																																																											
63	神田2丁目3番12号	宮島高等学校	40																																																																																																																																																																																																																																											
64	古江町153番1	セルウィックス池田SS	40																																																																																																																																																																																																																																											
総計64基(計画21基のうち100㎡以上2基)			3,838																																																																																																																																																																																																																																											
<p>【表7-13 プール一覧表】 令和元年10月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>場所</th> <th>容量(m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>徳1丁目1番</td><td>487</td></tr> <tr><td>2</td><td>大和町1番4号</td><td>500</td></tr> <tr><td>3</td><td>徳1丁目1番1号</td><td>300</td></tr> <tr><td>4</td><td>井口堂3丁目3番30号</td><td>250</td></tr> <tr><td>5</td><td>豊島北2丁目12番1号</td><td>300</td></tr> <tr><td>6</td><td>池田町10番1号</td><td>250</td></tr> <tr><td>7</td><td>五月丘2丁目3番1号</td><td>300</td></tr> <tr><td>8</td><td>上池田1丁目0番17号</td><td>300</td></tr> <tr><td>9</td><td>豊島北1丁目1番1号</td><td>330</td></tr> <tr><td>10</td><td>五月丘4丁目1番1号</td><td>250</td></tr> <tr><td>11</td><td>神保1丁目5番</td><td>650</td></tr> <tr><td>12</td><td>神保2丁目2番</td><td>300</td></tr> <tr><td>13</td><td>神保2丁目0番</td><td>422</td></tr> <tr><td>14</td><td>石橋1丁目8番1号</td><td>300</td></tr> <tr><td>15</td><td>伏見町</td><td>563</td></tr> <tr><td>16</td><td>神田2丁目4番1号</td><td>380</td></tr> <tr><td>17</td><td>井口堂3丁目6番1号</td><td>350</td></tr> <tr><td>18</td><td>伏見町2丁目1番</td><td>450</td></tr> <tr><td>19</td><td>伏見町2丁目12番</td><td>450</td></tr> <tr><td colspan="2">計</td><td>7,823</td></tr> </tbody> </table>	番号	場所	容量(m ³)	1	徳1丁目1番	487	2	大和町1番4号	500	3	徳1丁目1番1号	300	4	井口堂3丁目3番30号	250	5	豊島北2丁目12番1号	300	6	池田町10番1号	250	7	五月丘2丁目3番1号	300	8	上池田1丁目0番17号	300	9	豊島北1丁目1番1号	330	10	五月丘4丁目1番1号	250	11	神保1丁目5番	650	12	神保2丁目2番	300	13	神保2丁目0番	422	14	石橋1丁目8番1号	300	15	伏見町	563	16	神田2丁目4番1号	380	17	井口堂3丁目6番1号	350	18	伏見町2丁目1番	450	19	伏見町2丁目12番	450	計		7,823	<p>【表7-13 プール一覧表】 令和7年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>場所</th> <th>容量(m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>徳4丁目1番</td><td>487</td></tr> <tr><td>2</td><td>大和町1番4号</td><td>500</td></tr> <tr><td>3</td><td>徳1丁目1番1号</td><td>300</td></tr> <tr><td>4</td><td>井口堂3丁目3番30号</td><td>250</td></tr> <tr><td>5</td><td>豊島北2丁目12番1号</td><td>300</td></tr> <tr><td>6</td><td>池田町10番1号</td><td>250</td></tr> <tr><td>7</td><td>五月丘2丁目3番1号</td><td>300</td></tr> <tr><td>8</td><td>上池田1丁目6番17号</td><td>350</td></tr> <tr><td>9</td><td>豊島北1丁目1番1号</td><td>330</td></tr> <tr><td>10</td><td>五月丘4丁目1番1号</td><td>250</td></tr> <tr><td>11</td><td>神保1丁目5番</td><td>650</td></tr> <tr><td>12</td><td>神保2丁目2番</td><td>300</td></tr> <tr><td>13</td><td>神保2丁目5番12号</td><td>306</td></tr> <tr><td>14</td><td>八王寺2丁目6番</td><td>422</td></tr> <tr><td>15</td><td>石橋4丁目6番1号</td><td>300</td></tr> <tr><td>16</td><td>伏見町</td><td>563</td></tr> <tr><td>17</td><td>神田2丁目4番1号</td><td>360</td></tr> <tr><td>18</td><td>井口堂3丁目6番1号</td><td>350</td></tr> <tr><td colspan="2">計</td><td>6,916</td></tr> </tbody> </table>	番号	場所	容量(m ³)	1	徳4丁目1番	487	2	大和町1番4号	500	3	徳1丁目1番1号	300	4	井口堂3丁目3番30号	250	5	豊島北2丁目12番1号	300	6	池田町10番1号	250	7	五月丘2丁目3番1号	300	8	上池田1丁目6番17号	350	9	豊島北1丁目1番1号	330	10	五月丘4丁目1番1号	250	11	神保1丁目5番	650	12	神保2丁目2番	300	13	神保2丁目5番12号	306	14	八王寺2丁目6番	422	15	石橋4丁目6番1号	300	16	伏見町	563	17	神田2丁目4番1号	360	18	井口堂3丁目6番1号	350	計		6,916																																																																																																																		
番号	場所	容量(m ³)																																																																																																																																																																																																																																												
1	徳1丁目1番	487																																																																																																																																																																																																																																												
2	大和町1番4号	500																																																																																																																																																																																																																																												
3	徳1丁目1番1号	300																																																																																																																																																																																																																																												
4	井口堂3丁目3番30号	250																																																																																																																																																																																																																																												
5	豊島北2丁目12番1号	300																																																																																																																																																																																																																																												
6	池田町10番1号	250																																																																																																																																																																																																																																												
7	五月丘2丁目3番1号	300																																																																																																																																																																																																																																												
8	上池田1丁目0番17号	300																																																																																																																																																																																																																																												
9	豊島北1丁目1番1号	330																																																																																																																																																																																																																																												
10	五月丘4丁目1番1号	250																																																																																																																																																																																																																																												
11	神保1丁目5番	650																																																																																																																																																																																																																																												
12	神保2丁目2番	300																																																																																																																																																																																																																																												
13	神保2丁目0番	422																																																																																																																																																																																																																																												
14	石橋1丁目8番1号	300																																																																																																																																																																																																																																												
15	伏見町	563																																																																																																																																																																																																																																												
16	神田2丁目4番1号	380																																																																																																																																																																																																																																												
17	井口堂3丁目6番1号	350																																																																																																																																																																																																																																												
18	伏見町2丁目1番	450																																																																																																																																																																																																																																												
19	伏見町2丁目12番	450																																																																																																																																																																																																																																												
計		7,823																																																																																																																																																																																																																																												
番号	場所	容量(m ³)																																																																																																																																																																																																																																												
1	徳4丁目1番	487																																																																																																																																																																																																																																												
2	大和町1番4号	500																																																																																																																																																																																																																																												
3	徳1丁目1番1号	300																																																																																																																																																																																																																																												
4	井口堂3丁目3番30号	250																																																																																																																																																																																																																																												
5	豊島北2丁目12番1号	300																																																																																																																																																																																																																																												
6	池田町10番1号	250																																																																																																																																																																																																																																												
7	五月丘2丁目3番1号	300																																																																																																																																																																																																																																												
8	上池田1丁目6番17号	350																																																																																																																																																																																																																																												
9	豊島北1丁目1番1号	330																																																																																																																																																																																																																																												
10	五月丘4丁目1番1号	250																																																																																																																																																																																																																																												
11	神保1丁目5番	650																																																																																																																																																																																																																																												
12	神保2丁目2番	300																																																																																																																																																																																																																																												
13	神保2丁目5番12号	306																																																																																																																																																																																																																																												
14	八王寺2丁目6番	422																																																																																																																																																																																																																																												
15	石橋4丁目6番1号	300																																																																																																																																																																																																																																												
16	伏見町	563																																																																																																																																																																																																																																												
17	神田2丁目4番1号	360																																																																																																																																																																																																																																												
18	井口堂3丁目6番1号	350																																																																																																																																																																																																																																												
計		6,916																																																																																																																																																																																																																																												

新旧対照表(36/81)

現行計画

7-9 危険物施設を保有する事業所

【表7-14 危険物施設の数量別及び業種別設置状況】

平成31年4月1日現在

施設別 数量別・業種別		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	開孔貯蔵所	給油取扱所	一般取扱所	合計
数量別	指定数量以上～5倍以下	28		3	20	4		3	9	67
	5倍を超え～10倍以下	4		2	5			1	3	15
	10倍を超え～50倍以下	3			4	4		6	10	27
	50倍を超え～100倍以下	1			1	5		1		8
	100倍を超え～150倍以下				2	1		2		5
	150倍を超え～200倍以下				2			3		5
	200倍を超え～1000倍以下							5		5
	合計	36		5	34	14		21	22	132
業種別	映画館・遊技場等									
	病院・診療所				1			1		2
	旅館・ホテル				8					8
	学校・幼稚園				1					1
	公衆浴場									
	工場・作業場	26		2	12			2	15	57
	運輸・運送	1				12		4		17
	銀行・金融機関									
	官公庁	4		1	7				1	13
	事務所(商店を含む)	4			2	2			5	13
	ゴルフ場	1		2	2			1		8
	建設業									
	保育所・福祉施設				1					1
ガソリンスタンド								12	12	
寮・共同住宅										
合計	36		5	34	14		21	22	132	

修正案

7-9 危険物施設を保有する事業所

【表7-14 危険物施設の数量別及び業種別設置状況】

令和7年4月1日現在

施設別 数量別・業種別		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	給油取扱所	一般取扱所	合計
数量別	指定数量以上～5倍以下	24	3	18	2	4	8	8	59
	5倍を超え～10倍以下	2		3		1	4		10
	10倍を超え～50倍以下	1		3	5	5	5		19
	50倍を超え～100倍以下	1		1	4	1			7
	100倍を超え～150倍以下			1	1	2			4
	150倍を超え～200倍以下			2		3			5
	200倍を超え～1000倍以下						6		6
	合計	28	3	28	12	20	17	18	188
業種別	映画館・遊技場等								
	病院・診療所				1			1	2
	旅館・ホテル				7				7
	学校・幼稚園				1				1
	公衆浴場								
	工場・作業場	19		7		1	10		37
	運輸・運送				11	4			15
	銀行・金融機関								
	官公庁	4	1	7				1	13
	事務所(商店を含む)	4		2	1		5		12
	ゴルフ場	1	2	2		4			9
	建設業								
	保育所・福祉施設				1				1
ガソリンスタンド						11		11	
寮・共同住宅									
合計	28	3	28	12	20	17	18	188	

備考

P56

⑥データの更新
(令和7年度消防年報)

新 旧 対 照 表 (3 7 / 8 1)

現 行 計 画	修 正 案	備 考																																																																																				
<p>【表7-15 高圧ガス施設保有事業者】 平成31年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事業者等数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第一種製造者</td><td>4</td></tr> <tr><td>第一種製造者 (冷 凍)</td><td>3</td></tr> <tr><td>第二種製造者</td><td>11</td></tr> <tr><td>第二種製造者 (冷 凍)</td><td>46</td></tr> <tr><td>高圧ガス販売業者</td><td>25</td></tr> <tr><td>第一種貯蔵所</td><td>3</td></tr> <tr><td>第二種貯蔵所</td><td>8</td></tr> <tr><td>特定高圧ガス消費者</td><td>2</td></tr> <tr><td>容器検査所</td><td>2</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>104</td></tr> </tbody> </table> <p>【表7-16 液化石油ガス施設保有事業者】 平成31年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事業者等数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>液化石油ガス販売業者</td><td>4</td></tr> <tr><td>液化石油ガス保安機関</td><td>4</td></tr> <tr><td>液化石油ガス設備工事等</td><td>8</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>16</td></tr> </tbody> </table> <p>【表7-17 火薬類取締法関係事業者】 平成31年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事業者等数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>庫外貯蔵庫</td><td>3</td></tr> <tr><td>火薬類販売業者</td><td></td></tr> <tr><td>消費者（死破）</td><td>1</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>4</td></tr> </tbody> </table>	区 分	事業者等数	第一種製造者	4	第一種製造者 (冷 凍)	3	第二種製造者	11	第二種製造者 (冷 凍)	46	高圧ガス販売業者	25	第一種貯蔵所	3	第二種貯蔵所	8	特定高圧ガス消費者	2	容器検査所	2	合 計	104	区 分	事業者等数	液化石油ガス販売業者	4	液化石油ガス保安機関	4	液化石油ガス設備工事等	8	合 計	16	区 分	事業者等数	庫外貯蔵庫	3	火薬類販売業者		消費者（死破）	1	合 計	4	<p>【表7-15 高圧ガス施設保有事業者】 令和7年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事業者等数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第一種製造者</td><td>3</td></tr> <tr><td>第一種製造者 (冷 凍)</td><td>-</td></tr> <tr><td>第二種製造者</td><td>14</td></tr> <tr><td>第二種製造者 (冷 凍)</td><td>22</td></tr> <tr><td>高圧ガス販売業者</td><td>21</td></tr> <tr><td>第一種貯蔵所</td><td>2</td></tr> <tr><td>第二種貯蔵所</td><td>7</td></tr> <tr><td>特定高圧ガス消費者</td><td>2</td></tr> <tr><td>容器検査所</td><td>1</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>72</td></tr> </tbody> </table> <p>【表7-16 液化石油ガス施設保有事業者】 令和7年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事業者等数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>液化石油ガス販売業者</td><td>2</td></tr> <tr><td>液化石油ガス保安機関</td><td>2</td></tr> <tr><td>液化石油ガス設備工事等</td><td>3</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>7</td></tr> </tbody> </table> <p>【表7-17 火薬類取締法関係事業者】 令和7年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事業者等数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>庫外貯蔵庫</td><td>2</td></tr> <tr><td>火薬類販売業者</td><td>-</td></tr> <tr><td>消費者（死破）</td><td>1</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>3</td></tr> </tbody> </table>	区 分	事業者等数	第一種製造者	3	第一種製造者 (冷 凍)	-	第二種製造者	14	第二種製造者 (冷 凍)	22	高圧ガス販売業者	21	第一種貯蔵所	2	第二種貯蔵所	7	特定高圧ガス消費者	2	容器検査所	1	合 計	72	区 分	事業者等数	液化石油ガス販売業者	2	液化石油ガス保安機関	2	液化石油ガス設備工事等	3	合 計	7	区 分	事業者等数	庫外貯蔵庫	2	火薬類販売業者	-	消費者（死破）	1	合 計	3	<p>P 5 7</p> <p>⑥データの更新 (令和7年度消防年報)</p>
区 分	事業者等数																																																																																					
第一種製造者	4																																																																																					
第一種製造者 (冷 凍)	3																																																																																					
第二種製造者	11																																																																																					
第二種製造者 (冷 凍)	46																																																																																					
高圧ガス販売業者	25																																																																																					
第一種貯蔵所	3																																																																																					
第二種貯蔵所	8																																																																																					
特定高圧ガス消費者	2																																																																																					
容器検査所	2																																																																																					
合 計	104																																																																																					
区 分	事業者等数																																																																																					
液化石油ガス販売業者	4																																																																																					
液化石油ガス保安機関	4																																																																																					
液化石油ガス設備工事等	8																																																																																					
合 計	16																																																																																					
区 分	事業者等数																																																																																					
庫外貯蔵庫	3																																																																																					
火薬類販売業者																																																																																						
消費者（死破）	1																																																																																					
合 計	4																																																																																					
区 分	事業者等数																																																																																					
第一種製造者	3																																																																																					
第一種製造者 (冷 凍)	-																																																																																					
第二種製造者	14																																																																																					
第二種製造者 (冷 凍)	22																																																																																					
高圧ガス販売業者	21																																																																																					
第一種貯蔵所	2																																																																																					
第二種貯蔵所	7																																																																																					
特定高圧ガス消費者	2																																																																																					
容器検査所	1																																																																																					
合 計	72																																																																																					
区 分	事業者等数																																																																																					
液化石油ガス販売業者	2																																																																																					
液化石油ガス保安機関	2																																																																																					
液化石油ガス設備工事等	3																																																																																					
合 計	7																																																																																					
区 分	事業者等数																																																																																					
庫外貯蔵庫	2																																																																																					
火薬類販売業者	-																																																																																					
消費者（死破）	1																																																																																					
合 計	3																																																																																					

新旧対照表(38/81)

現行計画	修正案	備考																																						
<p>7-10 防火地域・準防火地域</p> <p>【表7-19 建築物の構造制限】 平成30年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="114 272 922 501"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">防火地域</th> <th colspan="2">準防火地域</th> </tr> <tr> <th>階数</th> <th>延べ面積 (階数にかかわらず)</th> <th>階数</th> <th>延べ面積 (階数にかかわらず)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火建築物としなければならないもの</td> <td>3以上のもの</td> <td>100㎡を超えるもの</td> <td>4以上のもの (地階を除く)</td> <td>1,500㎡を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>準耐火又は耐火建築物としなければならないもの</td> <td colspan="2">2以下で、かつ延べ面積が100㎡以下のもの</td> <td>3のもの(地階を除く)</td> <td>500㎡を超え1,500㎡以下のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)防火地域及び準防火地域内での建築物の構造等については建築基準法の規定による。</p>	地域	防火地域		準防火地域		階数	延べ面積 (階数にかかわらず)	階数	延べ面積 (階数にかかわらず)	耐火建築物としなければならないもの	3以上のもの	100㎡を超えるもの	4以上のもの (地階を除く)	1,500㎡を超えるもの	準耐火又は耐火建築物としなければならないもの	2以下で、かつ延べ面積が100㎡以下のもの		3のもの(地階を除く)	500㎡を超え1,500㎡以下のもの	<p>7-10 防火地域・準防火地域</p> <p>【表7-19 建築物の構造制限】 平成7年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="963 272 1771 501"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域</th> <th colspan="2">防火地域</th> <th colspan="2">準防火地域</th> </tr> <tr> <th>階数</th> <th>延べ面積 (階数にかかわらず)</th> <th>階数</th> <th>延べ面積 (階数にかかわらず)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火建築物としなければならないもの</td> <td>3以上のもの</td> <td>100㎡を超えるもの</td> <td>4以上のもの (地階を除く)</td> <td>1,500㎡を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>準耐火又は耐火建築物としなければならないもの</td> <td colspan="2">2以下で、かつ延べ面積が100㎡以下のもの</td> <td>3のもの(地階を除く)</td> <td>500㎡を超え1,500㎡以下のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>引用：建築基準法第01条、建築基準法施行令第136条の2</p> <p>(注)防火地域及び準防火地域内での建築物の構造等については建築基準法の規定による。</p>	地域	防火地域		準防火地域		階数	延べ面積 (階数にかかわらず)	階数	延べ面積 (階数にかかわらず)	耐火建築物としなければならないもの	3以上のもの	100㎡を超えるもの	4以上のもの (地階を除く)	1,500㎡を超えるもの	準耐火又は耐火建築物としなければならないもの	2以下で、かつ延べ面積が100㎡以下のもの		3のもの(地階を除く)	500㎡を超え1,500㎡以下のもの	<p>P58</p> <p>◎根拠法令の追記</p>
地域		防火地域		準防火地域																																				
	階数	延べ面積 (階数にかかわらず)	階数	延べ面積 (階数にかかわらず)																																				
耐火建築物としなければならないもの	3以上のもの	100㎡を超えるもの	4以上のもの (地階を除く)	1,500㎡を超えるもの																																				
準耐火又は耐火建築物としなければならないもの	2以下で、かつ延べ面積が100㎡以下のもの		3のもの(地階を除く)	500㎡を超え1,500㎡以下のもの																																				
地域	防火地域		準防火地域																																					
	階数	延べ面積 (階数にかかわらず)	階数	延べ面積 (階数にかかわらず)																																				
耐火建築物としなければならないもの	3以上のもの	100㎡を超えるもの	4以上のもの (地階を除く)	1,500㎡を超えるもの																																				
準耐火又は耐火建築物としなければならないもの	2以下で、かつ延べ面積が100㎡以下のもの		3のもの(地階を除く)	500㎡を超え1,500㎡以下のもの																																				

新旧対照表(39/81)

現行計画

8 公園、道路の現況
8-1 池田市の都市公園一覧表

【表8-1 公園一覧表】

平成29年4月1日現在

都市計画公園		
番号	名称	開設面積(m ²)
1	2-2-1号 赤谷公園	5,419
2	2-2-2号 辻ヶ池公園	7,690
3	2-2-3号 光朝公園	3,558
4	2-2-4号 尊経公園	-
5	2-2-5号 豊島公園	816
6	2-2-6号 井口堂公園	2,692
7	2-2-7号 箕面川公園	-
8	2-2-8号 東市場公園	-
9	2-2-9号 講寿美公園	-
10	2-2-10号 横瀬公園	1,242
11	2-2-11号 山之手公園	4,977
12	2-2-12号 横塚公園	6,304
13	2-2-13号 塩塚公園	6,107
14	2-2-14号 鉢塚公園	2,392
15	2-2-15号 石橋公園	4,677
16	2-2-16号 石橋駅前公園	959
17	2-2-17号 池田駅前公園	4,478
18	2-2-18号 石橋南公園	-
19	2-2-19号 石橋五坂公園	1,433
20	2-3-1号 豊島野公園	11,645
21	2-3-2号 美禰池公園	12,970
22	2-3-3号 石橋駅前公園	9,741
23	2-3-4号 茶臼山公園	13,265
24	2-3-5号 栗野公園	-
25	4-4-1号 水月公園	32,083
26	4-4-2号 神田公園	-
27	7-5-1号 石渡公園	-
合計		132,748

都市計画緑地

番号	名称	開設面積(m ²)
1	第1号 五月山緑地	753,800
2	第2号 鶴名川緑地	296,000
3	第3号 五月山緑地	14,693
合計		1,064,493

その他公園

番号	名称	面積(m ²)
1	早苗の森公園	962
2	駒の森公園	2,074
3	新宅公園	204
4	久安寺公園	1,374
5	古江公園	977
6	宇保公園	273
7	石橋2丁目公園	2,016
8	田原1丁目第1公園	342
9	豊島北2丁目公園	230
10	栗野東公園	348
11	鉢塚2丁目公園	897
12	鉢塚3丁目公園	219
13	住吉公園	1,296
14	石橋東公園	1,325
15	石橋西公園	2,342
16	豊島東公園	2,712
17	神田東公園	3,929
18	城野3丁目公園	396
19	石橋4丁目第2公園	306
20	宮の村公園	821
21	石橋3丁目公園	637
22	石橋4丁目第1公園	370
23	豊島南1丁目公園	280
24	住吉2丁目新池公園	635
25	神田1丁目第1公園	945
26	鉢塚2丁目第1公園	435
27	旭丘3丁目第2公園	308
28	西谷1丁目第1公園	153
29	古江寺山公園	898
30	神田1丁目第2公園	273
31	赤谷1丁目第2公園	667
32	吉田公園	265
33	城山第2公園	415
34	鉢塚2丁目第3公園	299
35	形ヶ谷西公園	231
36	栗本町公園	243
37	鉢塚1丁目第2公園	386
38	旭丘3丁目第1公園	362
39	藤田北公園	125
40	鉢塚2丁目第2公園	331

修正案

8 公園、道路の現況
8-1 池田市の都市公園一覧表

【表8-1 公園一覧表】

令和7年4月1日現在

都市計画公園		
番号	名称	開設面積(m ²)
1	2-2-204-1 赤谷公園	5,419
2	2-2-204-2 辻ヶ池公園	7,690
3	2-2-204-3 光朝公園	3,558
4	2-2-204-4 尊経公園	-
5	2-2-204-5 豊島公園	816
6	2-2-204-6 井口堂公園	2,692
7	2-2-204-7 箕面川公園	-
8	2-2-204-8 東市場公園	-
9	2-2-204-9 講寿美公園	1,777
10	2-2-204-10 横瀬公園	1,242
11	2-2-204-11 山之手公園	4,977
12	2-2-204-12 横塚公園	6,304
13	2-2-204-13 塩塚公園	6,107
14	2-2-204-14 鉢塚公園	2,392
15	2-2-204-15 石橋公園	4,677
16	2-2-204-16 石橋駅前公園	959
17	2-2-204-17 池田駅前公園	4,478
18	2-2-204-18 石橋南公園	1,775
19	2-2-204-19 石橋五坂公園	1,433
20	2-3-204-1 豊島野公園	11,645
21	2-3-204-2 美禰池公園	12,970
22	2-3-204-3 石橋駅前公園	9,741
23	2-3-204-4 茶臼山公園	13,265
24	2-3-204-5 栗野公園	-
25	4-4-204-1 水月公園	32,083
26	4-4-204-2 神田公園	-
27	7-5-204-1 石渡公園	-
合計		136,808

都市計画緑地

番号	名称	開設面積(m ²)
1	204-1 五月山緑地	154,000
2	204-2 鶴名川緑地	296,000
3	204-3 五月山緑地	14,693
合計		1,064,693

その他公園

番号	名称	面積(m ²)
1	早苗の森公園	962
2	駒の森公園	2,074
3	新宅公園	204
4	古江公園	977
5	宇保公園	273
6	石橋2丁目公園	2,016
7	田原1丁目第1公園	342
8	豊島北2丁目公園	230
9	栗野東公園	348
10	鉢塚2丁目公園	597
11	鉢塚3丁目公園	219
12	住吉公園	1,296
13	石橋東公園	1,325
14	石橋西公園	2,342
15	豊島東公園	2,712
16	神田東公園	3,929
17	城野3丁目公園	396
18	石橋4丁目第2公園	306
19	宮の村公園	821
20	石橋3丁目公園	137
21	豊島南1丁目公園	190
22	住吉2丁目新池公園	135
23	神田1丁目第1公園	645
24	鉢塚2丁目第1公園	635
25	旭丘3丁目第2公園	308
26	西谷1丁目第1公園	174
27	赤谷1丁目第1公園	774
28	古江寺山公園	598
29	神田1丁目第2公園	573
30	赤谷1丁目第2公園	667
31	吉田公園	265
32	城山第2公園	415
33	鉢塚2丁目第3公園	299
34	形ヶ谷西公園	231
35	栗本町公園	243
36	鉢塚1丁目第2公園	168
37	旭丘3丁目第1公園	162
38	藤田北公園	125
39	鉢塚2丁目第2公園	331
40	鉢塚1丁目第1公園	205
41	五月丘3丁目公園	215

備考

P59

⑥データの更新

新旧対照表(40/81)

現行計画

修正案

備考

関係資料		
番号	名称	面積(m ²)
41	緑丘1丁目第1公園	205
42	五月丘3丁目公園	215
43	大野2丁目公園	265
44	古江南公園	181
45	東原公園	1,259
46	南原公園	1,575
47	橋田南公園	142
48	木部公園	199
49	作吉1丁目公園	122
50	伏見台第1公園	4,587
51	伏見台第2公園	628
52	袖山第1公園	105
53	伏見台北公園	1,741
54	伏見台北中央公園	1,651
55	伏見台中央公園	8,318
56	西原公園	1,293
57	北森木公園	400
58	伏見台1丁目第1公園	529
59	伏見台1丁目第2公園	131
60	伏見台2丁目第1公園	72
61	伏見台2丁目第2公園	178
62	伏見台2丁目第3公園	114
63	伏見台2丁目第4公園	96
64	伏見台2丁目第5公園	97
65	伏見台2丁目第6公園	181
66	伏見台2丁目第7公園	141
67	伏見台3丁目公園	263
68	伏見台センタープラザ	901
69	伏見台4丁目公園	345
70	伏見台西公園	11,120
71	伏見台東公園	1,781
72	伏見台南公園	3,237
73	常盤川公園	785
74	源町公園	789
75	袖南2丁目公園	368
76	旗4丁目公園	102
77	池田駅前てらてる広場	823
78	五月丘2丁目第1公園	107
79	狂瀬1丁目第2公園	920
80	伏見1丁目第3公園	114
81	旭丘1丁目第1公園	188
82	平原第2公園	1,798
83	神塚1丁目公園	573
84	船塚公園	628
85	旭丘3丁目第3公園	279
86	東山公園	731

池田市地域防災計画		
番号	名称	面積(m ²)
87	ちばら公園	1,325
88	あびこ公園	370
89	きのもと公園	1,410
90	杉ヶ谷公園	1,098
91	伏見台5丁目公園	440
92	石塚2丁目第2公園	110
93	作吉1丁目第2公園	149
94	五月丘1丁目第2公園	150
95	旗5丁目第2公園	156
96	木部高層下第1公園	1,189
97	木部高層下第2公園	2,238
98	フジみ公園	67
99	木部高層下第3公園	1,741
100	袖山第3公園	310
101	豊島南2丁目公園	100
102	緑丘2丁目第2公園	295
103	旗5丁目第1公園	102
104	橋本町第1公園	628
105	袖南3丁目第2公園	1,101
106	神田4丁目第1公園	100
107	空堀緑地	7,871
108	ピリケンプラザ	88
109	五月丘5丁目緑地	902
110	神塚3丁目第2公園	100
111	豊島南2丁目第2公園	153
合計		300,978

都市計画条例		
番号	名称	開設面積(m ²)
第1号	五月山公園	92,000
合計		92,000

開設面積別計表		
種別	箇所	面積(m ²)
公園	街区公園	14ヶ所 53,144
	近隣公園	4ヶ所 47,521
	地区公園	1ヶ所 32,083
	小公園	19ヶ所 132,748
都市計画緑地	3ヶ所 1,000,890	
小池	22ヶ所 1,138,441	
その他公園	111ヶ所 100,978	
合計	133ヶ所 1,237,419	
都市計画条例	1ヶ所 92,000m ²	

関係資料		
番号	名称	面積(m ²)
48	天神2丁目公園	345
49	古江東公園	161
49	東原公園	1,255
44	南原公園	1,575
45	橋田南公園	142
48	木部公園	199
47	作吉1丁目公園	122
49	伏見台第1公園	4,587
49	伏見台第2公園	628
50	袖山第1公園	105
51	伏見台北公園	1,488
52	伏見台北中央公園	1,821
53	伏見台中央公園	8,318
54	西原公園	1,283
55	北森木公園	400
58	伏見台1丁目第1公園	529
57	伏見台1丁目第2公園	131
59	伏見台2丁目第1公園	72
59	伏見台2丁目第2公園	178
60	伏見台2丁目第3公園	114
61	伏見台2丁目第4公園	96
62	伏見台2丁目第5公園	97
63	伏見台2丁目第6公園	181
64	伏見台2丁目第7公園	141
65	伏見台3丁目公園	263
66	伏見台センタープラザ	901
67	伏見台4丁目公園	345
68	伏見台西公園	11,120
68	伏見台東公園	1,781
70	伏見台南公園	3,237
71	常盤川公園	785
72	源町公園	789
73	袖南2丁目公園	368
74	旗4丁目公園	102
75	池田駅前てらてる広場	823
76	五月丘2丁目第1公園	107
77	作吉1丁目第2公園	149
79	作吉1丁目第3公園	114
79	旭丘1丁目第1公園	188
80	平原第2公園	1,798
81	神塚1丁目公園	573
82	船塚公園	628
83	東山公園	731
84	ちばら公園	2,370
85	あびこ公園	370
86	きのもと公園	2,383

池田市地域防災計画		
番号	名称	面積(m ²)
87	杉ヶ谷公園	1,099
90	伏見台5丁目公園	440
93	石塚2丁目第2公園	110
93	作吉1丁目第2公園	149
91	五月丘1丁目第2公園	150
92	旗5丁目第2公園	156
93	木部高層下第1公園	1,189
94	木部高層下第2公園	2,238
95	フジみ公園	67
96	木部高層下第3公園	1,741
97	袖山第3公園	310
98	豊島南2丁目公園	100
99	緑丘2丁目第2公園	295
100	旗5丁目第1公園	102
101	北森木公園	400
102	神田3丁目第2公園	100
103	橋本町第1公園	628
104	袖南3丁目第2公園	1,101
105	空堀緑地	7,871
106	ピリケンプラザ	88
107	五月丘5丁目緑地	902
108	神塚3丁目第2公園	100
109	豊島南2丁目第2公園	153
110	豊島南2丁目第3公園	153
111	豊島南2丁目第4公園	153
112	豊島南2丁目第5公園	153
113	豊島南2丁目第6公園	153
114	豊島北1丁目第1公園	153
合計		300,978

都市計画条例		
番号	名称	開設面積(m ²)
204-1	五月山公園	92,000

開設面積別計表		
種別	箇所	面積(m ²)
公園	街区公園	14ヶ所 53,144
	近隣公園	4ヶ所 47,521
	地区公園	1ヶ所 32,083
	小公園	21ヶ所 132,900
都市計画緑地	3ヶ所 1,000,890	
小池	22ヶ所 1,138,993	
その他公園	118ヶ所 103,957	
合計	138ヶ所 1,244,950	
都市計画条例	1ヶ所 92,000m ²	

P60

⑥データの更新

新旧対照表(41/81)

現行計画

8-2 都市計画道路整備状況

【表8-2 都市計画道路整備状況】

平成29年12月1日現在

番号	路線名	延長 (m)	幅員 (m)	道路 (㎡)	延長		延長 (m)	幅員 (m)	道路 (㎡)	区別	延長 (m)	幅員 (m)	道路 (㎡)
					延長 (m)	幅員 (m)							
1A-204-1	大塚北公園	30	20.0	2,700	100	2,700	100.0	100.0	100.0	空母1丁目～空母1丁目			
1A-204-2	桜神北の幹線	4,230	10.0～ 71.0	106,290	4,230	106,290	100.0	100.0	100.0	空母2丁目～本郷町			
3A-209-1	大塚南公園	2,930	10.0～ 133.0	220,970	2,930	220,970	100.0	100.0	100.0	空母1丁目～神田4丁目			
3A-204-2	大塚中央公園	1,800	10.0～ 36.0	65,770	1,800	65,770	100.0	100.0	100.0	石神井1丁目～ 石神井2丁目			
3A-204-3	南台公園	2,170	10.0～ 31.0	66,500	2,170	66,500	100.0	100.0	100.0	南台1丁目～南台2丁目			
3A-204-4	神田北公園	2,510	10.0～ 31.0	37,010	2,510	32,500	86.0	91.0	91.0	神田1丁目～神田2丁目	230	14.0	4,520
3A-204-5	南台公園	3,000	10.0～ 41.0	18,000	2,510	49,010	81.0	38.2	38.2	西本町1丁目～南台町	690	12.0	7,380
3A-204-6	中央公園	1,630	10.0	28,010	1,410	22,640	86.0	86.0	86.0	上野1丁目～南台1丁目	210	11.0～ 14.0	2,690
3A-204-7	南台公園	3,000	10.0～ 20.0	66,010	1,630	38,380	41.0	80.0	80.0	南台2丁目～南台3丁目	2,120	11.0	25,410
3A-204-8	南台公園	1,000	10.0～ 20.0	15,200	920	12,900	85.0	81.0	81.0	南台町～南台町			
3A-204-9	南台公園	2,000	10.0～ 20.0	38,200	2,000	38,200	100.0	100.0	100.0	南台町～南台町			
3A-204-10	神田南	2,100	10.0～ 20.0	24,010	2,100	24,010	100.0	100.0	100.0	神田町～南台町			
3A-204-11	西台公園	2,070	10.0	28,270	2,070	28,270	100.0	100.0	100.0	神田町～神田町			
3A-204-12	南台公園	1,800	10.0～ 40.0	32,010	1,800	32,010	100.0	100.0	100.0	神田町～古江町			
3A-204-13	五月井中央公園	420	10.0	12,300	420	12,300	100.0	100.0	100.0	五月井1丁目～五月井2丁目			
3A-204-14	南台公園	300	10.0	3,000	300	3,000	100.0	100.0	100.0	神田町～大塚町			
3A-204-15	南台公園	320	10.0	3,520	320	3,520	100.0	100.0	100.0	大塚町～上野1丁目			
3A-204-16	南台公園	2,150	10.0	23,050	2,150	23,050	100.0	100.0	100.0	日暮1丁目～神田2丁目			
3A-204-17	南台公園	410	10.0	4,100	410	4,100	100.0	100.0	100.0	南台町～神田1丁目			
3A-204-18	南台公園	420	10.0	4,200							420	10.0	4,200
3A-204-19	南台公園	1,740	10.0	33,140	1,740	3,740	84.0	30.0	30.0	神田1丁目～五月井1丁目			
3A-204-20	南台公園	2,940	10.0	27,040	2,940	27,040	100	100	100	神田1丁目～神田1丁目			
3A-204-21	南台公園	310	10.0	3,100	310	3,110	100.0	100.0	100.0	八重町1丁目～八重町1丁目			
3A-204-22	南台公園	2,810	10.0	15,660	1,730	13,890	86.0	86.0	86.0	神田1丁目～南台町	690	4.0	2,730
3A-204-23	南台公園	300	10.0	4,200	280	3,280	73.0	73.0	73.0	南台町～南台町	90	4.0	360
1A-204-1	南台公園	12	10.0	960	120	960	100.0	100.0	100.0	南台町～南台町			
合計		46,390		394,030	27,800	366,230	86.0	86.0			4,730		50,530

修正案

8-2 都市計画道路整備状況

【表8-2 都市計画道路整備状況】

令和7年4月1日現在

番号	路線名	延長 (m)	幅員 (m)	道路 (㎡)	延長		延長 (m)	幅員 (m)	道路 (㎡)	区別	延長 (m)	幅員 (m)	道路 (㎡)
					延長 (m)	幅員 (m)							
1A-204-1	大塚北公園	190	10.0	2,700	190	2,700	100.0	100.0	100.0	空母1丁目～空母1丁目			
1A-204-2	桜神北の幹線	4,230	10.0～ 74.0	106,290	4,230	106,290	100.0	100.0	100.0	空母2丁目～本郷町			
3A-204-1	大塚南公園	2,930	10.0～ 133.0	220,970	2,930	220,970	100.0	100.0	100.0	空母1丁目～神田4丁目			
3A-204-2	大塚中央公園	1,800	10.0～ 36.0	65,770	1,800	65,770	100.0	100.0	100.0	石神井1丁目～ 石神井2丁目			
3A-204-3	南台公園	2,170	10.0～ 31.0	66,500	2,170	66,500	100.0	100.0	100.0	南台1丁目～南台2丁目			
3A-204-4	神田北公園	2,510	10.0～ 31.0	37,010	2,510	32,500	86.0	91.0	91.0	神田1丁目～神田2丁目	230	14.0	4,520
3A-204-5	南台公園	3,000	10.0～ 41.0	18,000	2,510	49,010	81.0	38.2	38.2	西本町1丁目～南台町	690	12.0	7,380
3A-204-6	中央公園	1,630	10.0	28,010	1,410	22,640	86.0	86.0	86.0	上野1丁目～南台1丁目	210	11.0～ 14.0	2,690
3A-204-7	南台公園	3,000	10.0～ 20.0	66,010	1,630	38,380	41.0	80.0	80.0	南台2丁目～南台3丁目	2,120	11.0	25,410
3A-204-8	南台公園	1,000	10.0～ 20.0	15,200	920	12,900	85.0	81.0	81.0	南台町～南台町			
3A-204-9	南台公園	2,000	10.0～ 20.0	38,200	2,000	38,200	100.0	100.0	100.0	南台町～南台町			
3A-204-10	神田南	2,100	10.0～ 20.0	24,010	2,100	24,010	100.0	100.0	100.0	神田町～南台町			
3A-204-11	西台公園	2,070	10.0	28,270	2,070	28,270	100.0	100.0	100.0	神田町～神田町			
3A-204-12	南台公園	1,800	10.0～ 40.0	32,010	1,800	32,010	100.0	100.0	100.0	神田町～古江町			
3A-204-13	五月井中央公園	420	10.0	12,300	420	12,300	100.0	100.0	100.0	五月井1丁目～五月井2丁目			
3A-204-14	南台公園	300	10.0	3,000	300	3,000	100.0	100.0	100.0	神田町～大塚町			
3A-204-15	南台公園	320	10.0	3,520	320	3,520	100.0	100.0	100.0	大塚町～上野1丁目			
3A-204-16	南台公園	2,150	10.0	23,050	2,150	23,050	100.0	100.0	100.0	日暮1丁目～神田2丁目			
3A-204-17	南台公園	410	10.0	4,100	410	4,100	100.0	100.0	100.0	南台町～神田1丁目			
3A-204-18	南台公園	420	10.0	4,200							420	10.0	4,200
3A-204-19	南台公園	1,740	10.0	33,140	1,740	3,740	84.0	30.0	30.0	神田1丁目～五月井1丁目			
3A-204-20	南台公園	2,940	10.0	27,040	2,940	27,040	100	100	100	神田1丁目～神田1丁目			
3A-204-21	南台公園	310	10.0	3,100	310	3,110	100.0	100.0	100.0	八重町1丁目～八重町1丁目			
3A-204-22	南台公園	2,810	10.0	15,660	1,730	13,890	86.0	86.0	86.0	神田1丁目～南台町	690	4.0	2,730
3A-204-23	南台公園	300	10.0	4,200	280	3,280	73.0	73.0	73.0	南台町～南台町	90	4.0	360
1A-204-1	南台公園	12	10.0	960	120	960	100.0	100.0	100.0	南台町～南台町			
合計		46,310		393,030	27,800	365,230	86.0	86.0			4,730		50,530

(注) 修正とは、計画幅員の2/3以上の幅員で長さ変更がなされたものをいう。

備考

P 6 1

⑥データの更新

新旧対照表(42/81)

現行計画			修正案			備考	
【表8-3 市車両の現況】 平成29年12月12日現在			【表8-3 市車両の現況】 令和7年8月15日現在			P62	
車種	台数	持明器(本町消防分)	車種	台数	持明器	⑥データの更新	
乗用車	12		普通乗用	5	0		
貨客(バン)	4		小型乗用	4	0		
貨物自動車	4		普通貨物	8	2		
ダンプ	0		小型貨物	11	4		
軽自動車	47	22	塵芥収集車	17	10		
塵芥収集車	18		バキューム車	3	2		
バキューム車	2		大型特殊	1	0		
原付自転車	3		軽乗用	19	10		
計	89	22	公共応急作業	1	0		
シルバー人材センター・さわかみ公社・公共施設管理公社・医療センター 病院・上下水・消防機関所有車両は除く			池田市民病院・池田市上下水道部・池田市消防本部所有車両は除く				

新旧対照表(43/81)

現行計画						修正案						備考
9 指定避難所、指定緊急避難場所等の現況						9 指定避難所、指定緊急避難場所等の現況						P 6 4 ⑥データの更新
9-1 広域避難地						9-1 広域避難地						
【表9-1 広域避難地】 令和2年4月1日現在						【表9-1 広域避難地】 令和5年2月末現在						
図面番号	名称	所在地	有効面積(m ²)	避難可能人数(人)	備考	図面番号	名称	所在地	有効面積(m ²)	避難可能人数(人)	備考	
1	府立渋谷高校周辺	榎4丁目	7,000	3,500		1	府立渋谷高校周辺	榎4丁目	7,000	3,500		
2	緑丘地区	緑丘1丁目	10,500	5,250	附属小・中学校 附属高等学校	2	緑丘地区	緑丘1丁目	10,500	5,250	附属小・中学校 附属高等学校	
3	猪名川運動公園	横国1,2丁目、 神田4丁目	72,000	36,000		3	猪名川運動公園	横国1,2丁目、 神田4丁目	72,000	36,000		
4	府立国芸高校周辺	八王寺2丁目	14,500	7,250	運動場、実習地等	4	府立国芸高校周辺	八王寺2丁目	14,500	7,250	運動場、実習地等	
5	五月山公園	緑羽2丁目、 新町、城山町	7,300	3,650	緑羽台ならびに 広場一帯、城山公園	5	五月山公園	緑羽2丁目、 新町、城山町	7,300	3,650	緑羽台ならびに 広場一帯、城山公園	
計			111,300	55,650		計			111,300	55,650		
(図9-1参照)						(図9-1参照)						

新旧対照表(44/81)

現行計画					修正案					備考
9-2 一時避難地					9-2 一時避難地					P65
【表9-2 一時避難地】 令和2年4月1日現在					【表9-2 一時避難地】 令和4年6月7日現在					⑥データの更新
小学校区名	図面番号	名称	有効面積(m ²)	避難可能人数(人)	小学校区名	図面番号	名称	有効面積(m ²)	避難可能人数(人)	
池田	6	南田小学校	7,457	1,200	池田	6	池田小学校	7,457	1,200	
	7	辻ヶ池公園	3,500	580		7	辻ヶ池公園	3,500	580	
	8	池田駅前公園	1,387	230		8	池田駅前公園	1,387	230	
栗野	9	栗野小学校	8,498	1,400	栗野	9	栗野小学校	8,498	1,400	
北豊島	11	北豊島小学校	5,876	950	北豊島	11	北豊島小学校	5,876	950	
	12	北豊島中学校	10,994	1,550		12	北豊島中学校	10,994	1,550	
	13	宜真高校	12,876	2,100		13	宜真高校	12,876	2,100	
	19	豊島野公園	3,886	640		19	豊島野公園	3,886	640	
真原	14	真原小学校	7,530	1,250	真原	14	真原小学校	7,530	1,250	
	15	桃園公園	1,242	221		15	桃園公園	1,242	221	
石橋	16	石橋小学校	5,606	700	石橋	16	石橋小学校	5,606	700	
	17	石橋中学校	9,256	1,500		17	石橋中学校	9,256	1,500	
	10	府立池田高校	16,164	2,650		10	府立池田高校	16,164	2,650	
	18	石橋公園	1,023	170		18	石橋公園	1,023	170	
五月丘	20	五月丘小学校	5,685	900	五月丘	20	五月丘小学校	5,685	900	
	21	渋谷中学校	10,416	1,700		21	渋谷中学校	10,416	1,700	
	22	南田中学校	10,524	1,750		22	南田中学校	10,524	1,750	
	23	横岡公園	568	90		23	横岡公園	568	90	
	24	塩塚公園	2,400	400		24	塩塚公園	2,400	400	
石橋南	25	石橋南小学校	8,513	1,400	石橋南	25	石橋南小学校	8,513	1,400	
	26	石橋前池公園	402	60		26	石橋前池公園	402	60	
	27	石橋駅前公園	3,674	610		27	石橋駅前公園	3,674	610	
神田	28	神田小学校	6,898	1,150	神田	28	神田小学校	6,898	1,150	
緑丘	29	緑丘小学校	9,188	1,500	緑丘	29	緑丘小学校	9,188	1,500	
	30	水月公園	3,372	550		30	水月公園	3,372	550	
緑河	31	古江公園	877	148	緑河	31	古江公園	877	148	
(図9-1参照)					(図9-1参照)					

新旧対照表(45/81)

現行計画	修正案	備考																																																																																																								
<p>9-3 指定避難所</p> <p>【表9-3 指定避難所】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定避難所</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>避難可能人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 池田小学校</td><td>大和町1-4</td><td>751-2900</td><td>560</td></tr> <tr><td>2 旧細河小学校</td><td>中川原町498</td><td>751-2306</td><td>519</td></tr> <tr><td>3 栗野小学校</td><td>瀬戸町1-1</td><td>751-4549</td><td>680</td></tr> <tr><td>4 北森島小学校</td><td>豊島北2丁目12-1</td><td>761-8297</td><td>720</td></tr> <tr><td>5 呉服小学校</td><td>桜室町10-1</td><td>751-4364</td><td>670</td></tr> <tr><td>6 石橋小学校</td><td>井口堂3丁目3-30</td><td>761-6500</td><td>530</td></tr> <tr><td>7 五月丘小学校</td><td>五月丘2丁目3-1</td><td>751-4200</td><td>530</td></tr> <tr><td>8 石橋南小学校</td><td>石橋4丁目6-1</td><td>761-6768</td><td>590</td></tr> <tr><td>9 緑丘小学校</td><td>緑丘2丁目8-12</td><td>753-2876</td><td>670</td></tr> <tr><td>10 神田小学校</td><td>神田2丁目4-1</td><td>753-3960</td><td>630</td></tr> <tr><td>11 旧伏尾台小学校</td><td>伏尾台2丁目11</td><td>751-6733</td><td>670</td></tr> <tr><td>12 ほそごう学園</td><td>伏尾台3丁目11</td><td>751-6731</td><td>640</td></tr> </tbody> </table>	指定避難所	所在地	電話番号	避難可能人員	1 池田小学校	大和町1-4	751-2900	560	2 旧細河小学校	中川原町498	751-2306	519	3 栗野小学校	瀬戸町1-1	751-4549	680	4 北森島小学校	豊島北2丁目12-1	761-8297	720	5 呉服小学校	桜室町10-1	751-4364	670	6 石橋小学校	井口堂3丁目3-30	761-6500	530	7 五月丘小学校	五月丘2丁目3-1	751-4200	530	8 石橋南小学校	石橋4丁目6-1	761-6768	590	9 緑丘小学校	緑丘2丁目8-12	753-2876	670	10 神田小学校	神田2丁目4-1	753-3960	630	11 旧伏尾台小学校	伏尾台2丁目11	751-6733	670	12 ほそごう学園	伏尾台3丁目11	751-6731	640	<p>9-3 指定避難所</p> <p>【表9-3 指定避難所】 令和3年12月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定避難所</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>避難可能人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 池田小学校</td><td>大和町1-4</td><td>751-2900</td><td>560</td></tr> <tr><td>2 旧細河小学校</td><td>中川原町498</td><td style="color:red">754-6395</td><td>519</td></tr> <tr><td>3 栗野小学校</td><td>瀬戸町1-1</td><td>751-4549</td><td>680</td></tr> <tr><td>4 北森島小学校</td><td>豊島北2丁目12-1</td><td style="color:red">751-8610</td><td>720</td></tr> <tr><td>5 呉服小学校</td><td>桜室町10-1</td><td>751-4364</td><td>670</td></tr> <tr><td>6 石橋小学校</td><td>井口堂3丁目3-30</td><td>761-6500</td><td>530</td></tr> <tr><td>7 五月丘小学校</td><td>五月丘2丁目3-1</td><td>751-4200</td><td>530</td></tr> <tr><td>8 石橋南小学校</td><td>石橋4丁目6-1</td><td>761-6768</td><td>590</td></tr> <tr><td>9 緑丘小学校</td><td>緑丘2丁目8-12</td><td>753-2876</td><td>670</td></tr> <tr><td>10 神田小学校</td><td>神田2丁目4-1</td><td>753-3960</td><td>630</td></tr> <tr><td>11 旧伏尾台小学校</td><td>伏尾台2丁目11</td><td style="color:red">754-6330</td><td>670</td></tr> <tr><td>12 ほそごう学園</td><td>伏尾台3丁目11</td><td>751-6731</td><td>640</td></tr> </tbody> </table>	指定避難所	所在地	電話番号	避難可能人員	1 池田小学校	大和町1-4	751-2900	560	2 旧細河小学校	中川原町498	754-6395	519	3 栗野小学校	瀬戸町1-1	751-4549	680	4 北森島小学校	豊島北2丁目12-1	751-8610	720	5 呉服小学校	桜室町10-1	751-4364	670	6 石橋小学校	井口堂3丁目3-30	761-6500	530	7 五月丘小学校	五月丘2丁目3-1	751-4200	530	8 石橋南小学校	石橋4丁目6-1	761-6768	590	9 緑丘小学校	緑丘2丁目8-12	753-2876	670	10 神田小学校	神田2丁目4-1	753-3960	630	11 旧伏尾台小学校	伏尾台2丁目11	754-6330	670	12 ほそごう学園	伏尾台3丁目11	751-6731	640	<p>P 6 7</p> <p>⑥データの更新</p>
指定避難所	所在地	電話番号	避難可能人員																																																																																																							
1 池田小学校	大和町1-4	751-2900	560																																																																																																							
2 旧細河小学校	中川原町498	751-2306	519																																																																																																							
3 栗野小学校	瀬戸町1-1	751-4549	680																																																																																																							
4 北森島小学校	豊島北2丁目12-1	761-8297	720																																																																																																							
5 呉服小学校	桜室町10-1	751-4364	670																																																																																																							
6 石橋小学校	井口堂3丁目3-30	761-6500	530																																																																																																							
7 五月丘小学校	五月丘2丁目3-1	751-4200	530																																																																																																							
8 石橋南小学校	石橋4丁目6-1	761-6768	590																																																																																																							
9 緑丘小学校	緑丘2丁目8-12	753-2876	670																																																																																																							
10 神田小学校	神田2丁目4-1	753-3960	630																																																																																																							
11 旧伏尾台小学校	伏尾台2丁目11	751-6733	670																																																																																																							
12 ほそごう学園	伏尾台3丁目11	751-6731	640																																																																																																							
指定避難所	所在地	電話番号	避難可能人員																																																																																																							
1 池田小学校	大和町1-4	751-2900	560																																																																																																							
2 旧細河小学校	中川原町498	754-6395	519																																																																																																							
3 栗野小学校	瀬戸町1-1	751-4549	680																																																																																																							
4 北森島小学校	豊島北2丁目12-1	751-8610	720																																																																																																							
5 呉服小学校	桜室町10-1	751-4364	670																																																																																																							
6 石橋小学校	井口堂3丁目3-30	761-6500	530																																																																																																							
7 五月丘小学校	五月丘2丁目3-1	751-4200	530																																																																																																							
8 石橋南小学校	石橋4丁目6-1	761-6768	590																																																																																																							
9 緑丘小学校	緑丘2丁目8-12	753-2876	670																																																																																																							
10 神田小学校	神田2丁目4-1	753-3960	630																																																																																																							
11 旧伏尾台小学校	伏尾台2丁目11	754-6330	670																																																																																																							
12 ほそごう学園	伏尾台3丁目11	751-6731	640																																																																																																							
<p>9-4 福祉避難所</p> <p>【表9-4 福祉避難所】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>福祉避難所</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>避難可能人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 保健福祉総合センター</td><td>楠瀬3丁目1-40</td><td>754-6010</td><td>399</td></tr> <tr><td>2 中央公民館</td><td>菅原町1-1</td><td>754-6290</td><td>427</td></tr> </tbody> </table> <p>(注)災害時には指定避難所として開設することもありうる。 使用可能面積から1人あたり3.3㎡で算出。</p>	福祉避難所	所在地	電話番号	避難可能人員	1 保健福祉総合センター	楠瀬3丁目1-40	754-6010	399	2 中央公民館	菅原町1-1	754-6290	427	<p>9-4 福祉避難所</p> <p>【表9-4 福祉避難所】 令和7年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>福祉避難所</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>受入対象者</th> <th>避難可能人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 保健福祉総合センター</td><td>楠瀬3丁目1-40</td><td>754-6010</td><td>要配慮者</td><td>399</td></tr> <tr><td>2 中央公民館</td><td>菅原町1-1</td><td>754-6290</td><td>要配慮者</td><td>427</td></tr> <tr><td style="color:red">3 大浜町立大浜南中学校 体育館</td><td style="color:red">大浜1-1</td><td style="color:red">751-2895</td><td style="color:red">障害児・乳幼児</td><td style="color:red">-</td></tr> <tr><td style="color:red">4 大浜町立大浜南中学校 体育館</td><td style="color:red">大浜1-1</td><td style="color:red">751-2895</td><td style="color:red">障害児・乳幼児</td><td style="color:red">-</td></tr> </tbody> </table> <p>(注)「要配慮者」とは、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。 災害時には指定避難所として開設することもありうる。 使用可能面積から1人あたり3.3㎡で算出。</p>	福祉避難所	所在地	電話番号	受入対象者	避難可能人員	1 保健福祉総合センター	楠瀬3丁目1-40	754-6010	要配慮者	399	2 中央公民館	菅原町1-1	754-6290	要配慮者	427	3 大浜町立大浜南中学校 体育館	大浜1-1	751-2895	障害児・乳幼児	-	4 大浜町立大浜南中学校 体育館	大浜1-1	751-2895	障害児・乳幼児	-	<p>P 6 7</p> <p>⑥データの更新 (新規協定先の追加) 避難可能人員は、備品未整備のため「-」を記入</p>																																																																			
福祉避難所	所在地	電話番号	避難可能人員																																																																																																							
1 保健福祉総合センター	楠瀬3丁目1-40	754-6010	399																																																																																																							
2 中央公民館	菅原町1-1	754-6290	427																																																																																																							
福祉避難所	所在地	電話番号	受入対象者	避難可能人員																																																																																																						
1 保健福祉総合センター	楠瀬3丁目1-40	754-6010	要配慮者	399																																																																																																						
2 中央公民館	菅原町1-1	754-6290	要配慮者	427																																																																																																						
3 大浜町立大浜南中学校 体育館	大浜1-1	751-2895	障害児・乳幼児	-																																																																																																						
4 大浜町立大浜南中学校 体育館	大浜1-1	751-2895	障害児・乳幼児	-																																																																																																						

新旧対照表(46/81)

現行計画

9-5 指定緊急避難場所

【表9-5 指定緊急避難場所】

令和2年4月1日現在

避難所名	所在地	電話番号	避難可能人員	避難可能な災害種別			指定避難所との重複
				洪水	土砂災害	地震	
1 池田小学校	大和町1-4	751-2900	950	○	○	○	○
2 日経河小学校	中川原町488	751-2366	510	○	△	○	○
3 豊新小学校	徳1丁目1-1	751-4540	680	○	○	○	○
4 北豊島小学校	豊島北2丁目12-1	761-1297	720	△	○	○	○
5 森田小学校	都室町10-1	761-4364	670	△	○	○	○
6 石橋小学校	井口堂3丁目3-30	761-6500	530	○	○	○	○
7 五月丘小学校	五月丘2丁目5-1	751-4200	530	○	○	○	○
8 石橋南小学校	石橋4丁目9-1	761-6768	390	○	○	○	○
9 緑丘小学校	緑丘2丁目5-12	753-2876	670	○	○	○	○
10 神田小学校	神田2丁目4-1	753-1060	650	△	○	○	○
11 日伏塚台小学校	伏尾台2丁目11	751-3473	620	○	○	○	○
12 池田中学校	上池田1丁目6-17	761-4187	750	○	○	○	○
13 池田中学校	五月丘4丁目1-1	751-1447	830	○	×	○	○
14 北豊島中学校	豊島北1丁目1-1	761-1563	780	△	○	○	○
15 石橋中学校	井口堂3丁目6-1	761-3461	620	○	○	○	○
16 びらごう学園	伏尾台3丁目14	751-0731	640	○	○	○	○
17 池田高校	緑丘2丁目2-1	761-1131	1,020	○	○	○	○
18 びらごう高校	徳4丁目1-1	751-2880	1,070	○	×	○	○
19 池田高校	八王寺2丁目5-1	761-8830	—	△	○	○	○
20 富真高校	徳園2丁目3-12	761-8801	1,250	△	○	○	○
21 伏尾台コミュニティセンター 第1会館	伏尾台3丁目4-3	751-9938	80	○	○	○	○
22 徳園コミュニティセンター	徳山町617-1	753-1877	80	×	×	○	○
23 池田会館	豊町1-8	751-5879	90	△	○	×	○
24 びらごうコミュニティセンター	徳木町9-1	751-5983	210	○	○	○	○
25 上池田会館	上池田1丁目9-19	751-5896	80	○	○	×	○
26 城南会館	城南1丁目8-22	752-9970	70	○	○	×	○
27 林園会館	林園1丁目9-12	751-5821	70	○	○	×	○
28 森田会館	森田町11-1	761-9969	80	△	○	○	○
29 都家・室町会館	都家町3-1	752-9982	100	△	○	○	○
30 宇保会館	宇保町5-17	752-9935	80	○	○	×	○
31 神田社会館	神田1丁目20-27	751-9947	90	○	○	×	○
32 船塚会館	神田2丁目10-32	751-5889	70	△	○	×	○
33 北神田会館	神田2丁目21-28	—	20	×	○	○	○
34 神田会館	神田3丁目5-16	752-9968	90	×	○	×	○
35 中之嶋会館	神田3丁目8-12	—	20	×	○	○	○
36 河原島会館	神田3丁目1-21	—	20	×	○	○	○
37 早苗の森会館	神田4丁目7-2	752-9887	80	△	○	×	○
38 宮之原会館	神田4丁目10-10	—	20	△	○	○	○
39 五月丘会館	五月丘2丁目4-1	751-9961	70	○	×	○	○
40 徳谷会館	徳谷3丁目3-18	751-5918	90	○	×	×	○
41 池田会館	徳1丁目7-4	751-5882	90	○	○	○	○
42 徳谷会館	徳1丁目15-20	752-9966	60	○	×	×	○
43 下池田会館	池田1丁目8-12	—	30	○	○	×	○
44 徳谷会館	徳園2丁目3-5	752-5365	70	○	○	×	○
45 才尊会館	神田2丁目9-3	—	60	○	○	×	○

修正案

9-5 指定緊急避難場所

【表9-5 指定緊急避難場所】

令和7年3月6日現在

避難所名	所在地	電話番号	避難可能人員	避難可能な災害種別			指定避難所との重複
				洪水	土砂災害	地震	
1 池田小学校	大和町1-4	751-2900	950	○	○	○	○
2 日経河小学校	中川原町488	751-2366	510	○	△	○	○
3 豊新小学校	徳1丁目1-1	751-4540	680	○	○	○	○
4 北豊島小学校	豊島北2丁目12-1	761-1297	720	△	○	○	○
5 森田小学校	都室町10-1	761-4364	670	△	○	○	○
6 石橋小学校	井口堂3丁目3-30	761-6500	530	△	○	○	○
7 五月丘小学校	五月丘2丁目5-1	751-4200	530	○	○	○	○
8 石橋南小学校	石橋4丁目9-1	761-6768	390	○	○	○	○
9 緑丘小学校	緑丘2丁目5-12	753-2876	670	○	○	○	○
10 神田小学校	神田2丁目4-1	753-1060	650	△	○	○	○
11 日伏塚台小学校	伏尾台2丁目11	751-3473	620	○	○	○	○
12 池田中学校	上池田1丁目6-17	761-4187	750	○	○	○	○
13 池田中学校	五月丘4丁目1-1	751-1447	830	○	×	○	○
14 北豊島中学校	豊島北1丁目1-1	761-1563	780	△	○	○	○
15 石橋中学校	井口堂3丁目6-1	761-3461	620	○	○	○	○
16 びらごう学園	伏尾台3丁目14	751-0731	640	○	○	○	○
17 池田高校	緑丘2丁目2-1	761-1131	1,020	○	○	○	○
18 びらごう高校	徳4丁目1-1	751-2880	1,070	○	×	○	○
19 池田高校	八王寺2丁目5-1	761-8830	—	△	○	○	○
20 富真高校	徳園2丁目3-12	761-8801	1,250	△	○	○	○
21 伏尾台コミュニティセンター 第1会館	伏尾台3丁目4-3	751-9938	80	○	○	○	○
22 徳園コミュニティセンター	徳山町617-1	753-1877	80	×	×	○	○
23 上池田会館	上池田1丁目9-19	751-5896	80	○	○	×	○
24 城南会館	城南1丁目8-22	752-9970	70	○	○	×	○
25 林園会館	林園1丁目9-12	751-5821	70	△	○	×	○
26 森田会館	森田町11-1	761-9969	80	△	○	○	○
27 都家・室町会館	都家町3-1	752-9982	100	△	○	○	○
28 宇保会館	宇保町5-17	752-9935	80	○	○	×	○
29 神田社会館	神田1丁目20-27	751-9947	90	○	○	×	○
30 北神田会館	神田2丁目21-28	—	20	×	○	○	○
31 神田会館	神田3丁目5-16	752-9968	90	×	○	×	○
32 中之嶋会館	神田3丁目8-12	—	20	×	○	○	○
33 河原島会館	神田3丁目1-21	—	20	×	○	○	○
34 早苗の森会館	神田4丁目7-2	752-9887	80	△	○	×	○
35 宮之原会館	神田4丁目10-10	—	20	△	○	○	○
36 五月丘会館	五月丘2丁目4-1	751-9961	70	○	×	○	○
37 徳谷会館	徳谷3丁目3-18	751-5918	90	○	×	×	○
38 池田会館	徳1丁目7-4	751-5882	90	○	○	○	○
39 徳谷会館	徳1丁目15-20	752-9966	60	○	×	×	○
40 下池田会館	池田1丁目8-12	—	30	○	○	○	○
41 徳谷会館	徳園2丁目3-5	752-5365	70	○	○	×	○
42 才尊会館	神田2丁目9-3	—	60	○	○	×	○

備考

P68

⑥データの更新

新旧対照表(47/81)

現行計画							修正案							備考	
							9-5 指定緊急避難場所							P69 ⑥データの更新	
避難所	所在地	電話番号	避難可能人員	避難可能な災害種別			指定避難所としての位置	避難所	所在地	電話番号	避難可能人員	避難可能な災害種別			指定避難所としての位置
				洪水	土砂災害	地震						洪水	土砂災害	地震	
46 日蓮会館	石巻1丁目7-13	761-9886	90	○	○	○		43 日蓮会館	石巻1丁目7-13	761-9886	90	○	○	○	
47 旭丘会館	旭丘3丁目7-13	761-9929	90	○	×	×		44 日蓮会館	石巻3丁目7-13	761-9828	90	○	×	×	
48 赤旗会館	旭丘1丁目1-10	761-9888	80	○	○	○		45 日蓮会館	旭丘1丁目1-10	761-9888	80	○	○	○	
49 豊野会館	旭丘1丁目9-G-101	752-9627	80	○	○	×		46 豊野会館	旭丘1丁目9-G-101	762-9827	80	○	○	×	
50 石巻会館	石巻4丁目6-2	761-9949	100	○	○	○		47 石巻会館	石巻4丁目6-2	761-9848	110	○	○	○	
51 石巻聖約翰会館	石巻1丁目23-6	761-9918	70	○	○	○		48 石巻会館	石巻4丁目4-16	761-9939	80	△	○	○	
52 石巻達会館	石巻2丁目4-15	761-9919	80	△	○	○		49 井口聖公会館	井口聖1丁目6-4	761-9704	70	△	○	○	
53 井口聖公会館	井口聖1丁目6-4	761-9704	70	○	○	○		50 住吉会館	住吉2丁目2-4	761-9941	100	○	○	×	
54 住吉会館	住吉2丁目2-4	761-9941	100	○	○	×		51 空海会館	空海1丁目11-4	565-6843-7465	300	○	○	×	
55 空海会館	空海1丁目11-4	565-6843-7465	300	○	○	×		52 豊島聖公会館	豊島聖1丁目7-17	761-9721	90	△	○	×	
56 豊島聖公会館	豊島聖1丁目7-17	761-9721	90	△	○	×		53 きたてしまプラザ	豊島聖2丁目2-18	761-8230	70	△	○	×	
57 きたてしまプラザ	豊島聖2丁目2-18	761-8230	70	△	○	×		54 豊島聖会館	豊島聖1丁目8-5	761-9940	100	△	○	×	
58 豊島聖会館	豊島聖1丁目8-5	761-9940	100	△	○	×		55 伏見会館	伏見町11-8	-	50	○	×	×	
59 伏見会館	伏見町11-8	-	50	○	×	×		60 吉田会館	吉田町1227	-	30	○	×	○	
60 吉田会館	吉田町1227	-	30	○	×	○		61 東山会館	東山町425-1	-	40	○	△	○	
61 東山会館	東山町425-1	-	40	○	△	○		62 中川聖会館	中川聖町6-57	-	70	○	×	×	
62 中川聖会館	中川聖町6-57	-	70	○	×	×		63 古江町自治会館	古江町72	-	40	○	×	×	
63 古江町自治会館	古江町72	-	40	○	×	×		64 市民文化会館	天神1丁目7-1	761-8811	140	○	○	○	
64 市民文化会館	天神1丁目7-1	761-8811	140	○	○	○		65 児童館	古江町421	762-1723	70	○	○	×	
65 児童館	古江町421	762-1723	70	○	○	×		66 人権文化交流センター	古江町523-1	762-6396	120	○	○	○	
66 人権文化交流センター	古江町523-1	762-6396	120	○	○	○		67 総合スポーツセンター	石巻2丁目7-20	761-5137	740	△	○	×	
67 総合スポーツセンター	石巻2丁目7-20	761-5137	740	△	○	×		68 五井山体育館	緑野2丁目7-1	764-3336	500	○	△	○	
68 五井山体育館	緑野2丁目7-1	764-3336	500	○	△	○		69 カルチャープラザ	天神1丁目9-3	761-0438	150	△	○	○	
69 カルチャープラザ	天神1丁目9-3	761-0438	150	△	○	○		70 大原北町農業協同組合 緑町支店	中川聖町331-1	761-9988	220	△	×	×	
70 大原北町農業協同組合 緑町支店	中川聖町331-1	751-2668	220	△	×	×		71 市民活動交流センター	緑野1-6	072-754-5133	310	△	○	○	
71 市民活動交流センター	緑野1-6	072-754-5133	310	△	○	○		72 ダイバーシティセンター(ユナカフェテック)	石巻2-22-6	072-769-8020	190	△	○	○	
72 ダイバーシティセンター(ユナカフェテック)	石巻2-22-6	072-769-8020	190	△	○	○		73 くちは音楽堂	緑野町16-3	072-754-8480	240	△	○		
73 くちは音楽堂	緑野町16-3	072-754-8480	240	△	○			74 市民活動交流センター	東山町140	072-751-8911	33	○	○	○	
74 市民活動交流センター	東山町140	072-751-8911	33	○	○	○		75 日本キリスト教団	旭丘1-1-19	072-762-8586	50	○	○	○	
75 日本キリスト教団	旭丘1-1-19	072-762-8586	50	○	○	○		76 日本基督教団 石巻福音堂	五月田2丁目13	072-751-1187	70	○	○	○	
76 日本基督教団 石巻福音堂	五月田2丁目13	072-751-1187	70	○	○	○		77 神保町リスト教会	石巻2-11-7	072-761-8014	100	○	○	○	
77 神保町リスト教会	石巻2-11-7	072-761-8014	100	○	○	○									

(注) 洪水の△は、該当施設の上層部分への避難により安全確保ができる。

土砂災害の△は、土砂災害危険箇所等に存在する施設

(注) 洪水の欄の「△」は、当該施設の上層部分への避難により安全を確保できる施設を示す。

土砂災害の欄の「△」は、災害の発生状況により一時避難場所を行う場合があることを示す。

新旧対照表(48/81)

現行計画	修正案	備考
<p>9-5 指定緊急避難場所 (1) 避難様式等 ア 洪水</p> <p>【様式9-1 警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始】</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>月 日 時 池田市災害対策本部指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始発令。 こちらは、池田市です。 〇〇地区に〇〇川に關し、警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。 次に該当する方は、避難を開始してください。 <ul style="list-style-type: none"> お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方については、避難を開始してください。 川沿いにお住まいの方（急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）については、避難を開始してください。 なお、避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。 それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。 <p>【様式9-2 警戒レベル4、避難勧告】</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>月 日 時 池田市災害対策本部指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難勧告発令。 こちらは、〇〇市です。 〇〇地区に〇〇川に關し、警戒レベル4、避難勧告を発令しました。 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。 速やかに避難を開始してください。 外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。 <p>【様式9-3 警戒レベル4、避難指示(緊急)】</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>月 日 時 池田市災害対策本部指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示発令。 こちらは、池田市です。 〇〇地区に〇〇川に關し、警戒レベル4、避難指示を発令しました。 〇〇川の水位が堤防を越えるおそれがあります。 未だ避難していない方は、緊急に避難をしてください。 外が危険な場合は、屋内の高いところに緊急に避難してください。 〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大緊急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。 (※注 命を守るための最良の安全確保行動を行うことを呼びかける。) <p>【様式9-4 警戒レベル5、災害発生情報】</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>月 日 時 池田市災害対策本部指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、災害発生情報 こちらは、池田市です。 〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大緊急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。 (※注 命を守るための最良の安全確保行動を行うことを呼びかける。) 	<p>9-6 避難情報の伝達要領</p> <p>○ 具体的な伝達内容の例文</p> <p>① 洪水</p> <p>【様式9-1 警戒レベル3 避難準備等通知】</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>月 日 時 池田市災害対策本部指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急放送！緊急放送！ こちらは、池田市です。 〇〇地区の〇〇川が増水し氾濫する恐れがあります。 〇〇町の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 高齢者や障害のある人など、避難に時間のかかる方と、避難場所や安全な親戚・知人宅などに避難してください。 自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整え、必要に成し、自主的に避難してください。 <p>【様式9-2 警戒レベル4 避難指示】</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>月 日 時 池田市災害対策本部指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急放送！緊急放送！ こちらは、池田市です。 〇〇地区の〇〇川が増水し氾濫する恐れが高まっています。 〇〇町の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 〇〇町の洪水浸水想定区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難してください。 自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 避難場所等への立退き避難が困難な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高層場所へ移動するなど、身の安全を確保してください。 <p>【様式9-3 警戒レベル5 緊急安全確保】</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(1) 河川氾濫が予測している状況</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>月 日 時 池田市災害対策本部指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急放送！緊急放送！ こちらは、池田市です。 〇〇地区の〇〇川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生している恐れがあります！ 〇〇町の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 立退き避難が困難な場合には、少しでも浸水しにくい高層場所へ移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。 <p>(2) 河川氾濫を確認した状況</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>月 日 時 池田市災害対策本部指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急放送！緊急放送！ こちらは、池田市です。 〇〇地区で〇〇川の水が堤防を越え氾濫が発生しました。 〇〇町の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 立退き避難が困難な場合には、少しでも浸水しにくい高層場所へ移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。 	<p>P70</p> <p>⑩項目建ての整理（追加）</p> <p>⑦警戒レベル等の修正</p> <p>・ 例文は「池田市避難情報の判断・伝達マニュアル」に整合</p>

新旧対照表(49/81)

現行計画	修正案	備考
<p>イ 土砂災害 【様式9-5 警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始】</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>月 日 時 池田市災害対策本部指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始発令。 こちらは、池田市です。 〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。 土砂災害の危険性が高まる可能性があります。 次に該当する方は、避難を開始してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方 ・屋の付近や状況にお住まいの方（早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）については、避難を開始してください。 なお、避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。 <p>【様式9-6 警戒レベル4、避難勧告】</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>月 日 時 池田市災害対策本部指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難勧告発令。 こちらは、池田市です。 〇〇地区に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。 土砂災害の危険性が高まっています。 速やかに避難を開始してください。 外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。 <p>【様式9-7 警戒レベル4、避難指示(緊急)】</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>月 日 時 池田市災害対策本部指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示発令。 こちらは、池田市です。 〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。 △△地区で土砂災害の発生（または、山崩り、流木の流出）が確認されました。 土砂災害の危険性が極めて高まっています。 未だ避難していない方は、最寄りの頑強な建物等へ緊急に避難をしてください。 外が危険な場合は、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。（命を守るための最低限の安全確保行動を行うことを呼びかける。） <p>【様式9-8 警戒レベル5、災害発生情報】</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>月 日 時 池田市災害対策本部指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、災害発生情報 こちらは、池田市です。 〇〇地区で土砂災害が発生しました。〇〇道は土砂で通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大変急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。（命を守るための最低限の安全確保行動を行うことを呼びかける。） 	<p>⑦ 土砂災害 【様式9-4 警戒レベル3 高齢者等避難】</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>月 日 時 池田市災害対策本部指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急放送（緊急放送） こちらは、池田市です。 土砂災害が発生する恐れがあります。 〇〇町の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 〇〇町の土砂災害警戒区域にいる高齢者や障害のある方など、避難に時間のかかる方は、避難場所や安全な地域・無人空室に避難してください。 それ以外の方も、不要不急の外出を控え、避難の準備を整え、必要に応じて、自主的に避難してください。 雨や雪や雹にお住まいの方や、避難場所が通行止めになる恐れがある方は、自主的に避難してください。 <p>【様式9-5 警戒レベル4 避難指示】</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>月 日 時 池田市災害対策本部指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急放送（緊急放送） こちらは、池田市です。 土砂災害が発生する恐れが高まっています。 〇〇町の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 〇〇町の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な地域・無人空室に避難してください。 立寄り避難が可能な場合には、少しでも速やかに高層の建物や自治内の高層に移動するなど、直ぐに身の安全を確保してください。 <p>【様式9-6 警戒レベル5 緊急安全確保】</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>(1 土砂災害が影響している状況)</p> <p>月 日 時 池田市災害対策本部指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急放送（緊急放送） こちらは、池田市です。 池田市内全域に土砂災害（土砂災害）が発見され、市内で土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況です。 〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 立寄り避難が可能な場合には、少しでも速やかに高層の建物や自治内の高層に移動するなど、直ぐに身の安全を確保してください。 <p>(2 土砂災害発生を確認した状況)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>月 日 時 池田市災害対策本部指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急放送（緊急放送） こちらは、池田市です。 〇〇町で土砂災害が発生しました。 〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 立寄り避難が可能な場合には、少しでも速やかに高層の建物や自治内の高層に移動するなど、直ぐに身の安全を確保してください。 	<p>P71</p> <p>⑦警戒レベル等の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例文は「池田市避難情報の判断・伝達マニュアル」に整合

新旧対照表(50/81)

現行計画		修正案		備考																																																																																																								
<p>10 文化財の現況</p> <p>①国・府指定文化財 池田市内にある国指定の文化財は、19件(彫刻1、絵画9、書跡5、工芸品1、建造物3)、国登録有形文化財(建造物5)、府指定文化財は、7件(史跡2、有形文化財3、有形民俗文化財1、無形民俗文化財1)で、それらの一覧表は、表10-1のとおりである。</p> <p>②市指定文化財 池田市指定の文化財は56件で、その一覧表は表10-2のとおりである。</p> <p>【表10-1 国・府指定文化財一覧表】 平成29年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国・府区分</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="21">国指定文化財</td> <td>彫刻 木造 阿彌陀如来坐像</td> <td>1棟 伏見町697番地(久安寺)</td> </tr> <tr> <td>絵画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白描紙本阿彌如来坐像</td> <td>1巻</td> </tr> <tr> <td>表紙二断簡</td> <td>1巻</td> </tr> <tr> <td>紙本着色 大江山絵 阿彌如来坐像一巻</td> <td>2巻</td> </tr> <tr> <td>紙本着色 三十六歌仙 高代 佐竹家伝来</td> <td>1巻</td> </tr> <tr> <td>紙本着色 徳括号言論函端</td> <td>1幅</td> </tr> <tr> <td>紙本着色 屏引絵</td> <td>5巻</td> </tr> <tr> <td>紙本金地着色 三十三間堂通矢図</td> <td>1巻</td> </tr> <tr> <td>紙本着色 十巻抄(延暦二年寛永通書)</td> <td>10巻</td> </tr> <tr> <td>紙本淡彩 奥の細道図 与謝野村筆(寛文八年十月書写)</td> <td>2巻</td> </tr> <tr> <td>紙本墨画淡彩 白鶴図 六浦屋風 貞春筆</td> <td>1双</td> </tr> <tr> <td>紙本墨画 古筆子伝 石木画 二十一種二十四景</td> <td>1帖</td> </tr> <tr> <td>紙本墨画 櫻仙伝 巻第二(天保廿年六月廿三日繪成)</td> <td>1巻</td> </tr> <tr> <td>紙本墨画 内裏歌合 寛和二年六月九日</td> <td>1巻</td> </tr> <tr> <td>紙本墨画 雙鏡屋景寿 巻上(天保六年皇武天皇御製)</td> <td>1巻</td> </tr> <tr> <td>紙本墨画 緑血鉄(あまつのせ) 伝小野道風筆</td> <td>1幅</td> </tr> <tr> <td>工芸品 花鳥図刺繍御座屏 附縁編外巻</td> <td>1合</td> </tr> <tr> <td>建造物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>久安寺楼門 三間1戸楼門</td> <td>1棟 伏見町697番地(久安寺)</td> </tr> <tr> <td>入母屋造・本瓦葺</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五社神社 十三重塔 石造十三重塔</td> <td>1基 林塚2丁目4番28号(五社神社)</td> </tr> <tr> <td>八坂神社 本殿一間社流造</td> <td>1棟 神田4丁目7番1号(八坂神社)</td> </tr> <tr> <td>伝成宮院神札1枚</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		国・府区分	名称	所在地	国指定文化財	彫刻 木造 阿彌陀如来坐像	1棟 伏見町697番地(久安寺)	絵画		白描紙本阿彌如来坐像	1巻	表紙二断簡	1巻	紙本着色 大江山絵 阿彌如来坐像一巻	2巻	紙本着色 三十六歌仙 高代 佐竹家伝来	1巻	紙本着色 徳括号言論函端	1幅	紙本着色 屏引絵	5巻	紙本金地着色 三十三間堂通矢図	1巻	紙本着色 十巻抄(延暦二年寛永通書)	10巻	紙本淡彩 奥の細道図 与謝野村筆(寛文八年十月書写)	2巻	紙本墨画淡彩 白鶴図 六浦屋風 貞春筆	1双	紙本墨画 古筆子伝 石木画 二十一種二十四景	1帖	紙本墨画 櫻仙伝 巻第二(天保廿年六月廿三日繪成)	1巻	紙本墨画 内裏歌合 寛和二年六月九日	1巻	紙本墨画 雙鏡屋景寿 巻上(天保六年皇武天皇御製)	1巻	紙本墨画 緑血鉄(あまつのせ) 伝小野道風筆	1幅	工芸品 花鳥図刺繍御座屏 附縁編外巻	1合	建造物		久安寺楼門 三間1戸楼門	1棟 伏見町697番地(久安寺)	入母屋造・本瓦葺		五社神社 十三重塔 石造十三重塔	1基 林塚2丁目4番28号(五社神社)	八坂神社 本殿一間社流造	1棟 神田4丁目7番1号(八坂神社)	伝成宮院神札1枚		<p>10 文化財の現況</p> <p>①国・府指定文化財 池田市内にある国指定の文化財は、20件(彫刻1、絵画10、書跡5、工芸品1、建造物3)、国登録有形文化財(建造物5)、府指定文化財は、7件(史跡2、有形文化財3、有形民俗文化財1、無形民俗文化財1)で、それらの一覧表は、表10-1のとおりである。</p> <p>②市指定文化財 池田市指定の文化財は56件で、その一覧表は表10-2のとおりである。</p> <p>【表10-1 国・府指定文化財一覧表】 令和7年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国・府区分</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="21">国指定文化財</td> <td>彫刻 木造 阿彌陀如来坐像</td> <td>1棟 伏見町697番地(久安寺)</td> </tr> <tr> <td>絵画</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白描紙本阿彌如来坐像</td> <td>1巻</td> </tr> <tr> <td>表紙二断簡</td> <td>1巻</td> </tr> <tr> <td>紙本着色 大江山絵 阿彌如来坐像一巻</td> <td>2巻</td> </tr> <tr> <td>紙本着色 三十六歌仙 高代 佐竹家伝来</td> <td>1巻</td> </tr> <tr> <td>紙本着色 鳥居聖者肖像図</td> <td>1幅</td> </tr> <tr> <td>紙本着色 屏引絵</td> <td>5巻</td> </tr> <tr> <td>紙本金地着色 三十三間堂通矢図</td> <td>1巻</td> </tr> <tr> <td>紙本着色 十巻抄(延暦二年寛永通書)</td> <td>10巻</td> </tr> <tr> <td>紙本淡彩 奥の細道図 与謝野村筆(寛文八年十月書写)</td> <td>2巻</td> </tr> <tr> <td>紙本墨画淡彩 白鶴図 六浦屋風 貞春筆</td> <td>1双</td> </tr> <tr> <td>紙本墨画 古筆子伝 石木画 二十一種二十四景</td> <td>1帖</td> </tr> <tr> <td>紙本墨画 櫻仙伝 巻第二(天保廿年六月廿三日繪成)</td> <td>1巻</td> </tr> <tr> <td>紙本墨画 内裏歌合 寛和二年六月九日</td> <td>1巻</td> </tr> <tr> <td>紙本墨画 雙鏡屋景寿 巻上(天保六年皇武天皇御製)</td> <td>1巻</td> </tr> <tr> <td>紙本墨画 緑血鉄(あまつのせ) 伝小野道風筆</td> <td>1幅</td> </tr> <tr> <td>工芸品 花鳥図刺繍御座屏 附縁編外巻</td> <td>1合</td> </tr> <tr> <td>建造物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>久安寺楼門 三間1戸楼門</td> <td>1棟 伏見町697番地(久安寺)</td> </tr> <tr> <td>入母屋造・本瓦葺</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五社神社 十三重塔 石造十三重塔</td> <td>1基 林塚2丁目4番28号(五社神社)</td> </tr> <tr> <td>八坂神社 本殿一間社流造</td> <td>1棟 神田4丁目7番1号(八坂神社)</td> </tr> <tr> <td>伝成宮院神札1枚</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		国・府区分	名称	所在地	国指定文化財	彫刻 木造 阿彌陀如来坐像	1棟 伏見町697番地(久安寺)	絵画		白描紙本阿彌如来坐像	1巻	表紙二断簡	1巻	紙本着色 大江山絵 阿彌如来坐像一巻	2巻	紙本着色 三十六歌仙 高代 佐竹家伝来	1巻	紙本着色 鳥居聖者肖像図	1幅	紙本着色 屏引絵	5巻	紙本金地着色 三十三間堂通矢図	1巻	紙本着色 十巻抄(延暦二年寛永通書)	10巻	紙本淡彩 奥の細道図 与謝野村筆(寛文八年十月書写)	2巻	紙本墨画淡彩 白鶴図 六浦屋風 貞春筆	1双	紙本墨画 古筆子伝 石木画 二十一種二十四景	1帖	紙本墨画 櫻仙伝 巻第二(天保廿年六月廿三日繪成)	1巻	紙本墨画 内裏歌合 寛和二年六月九日	1巻	紙本墨画 雙鏡屋景寿 巻上(天保六年皇武天皇御製)	1巻	紙本墨画 緑血鉄(あまつのせ) 伝小野道風筆	1幅	工芸品 花鳥図刺繍御座屏 附縁編外巻	1合	建造物		久安寺楼門 三間1戸楼門	1棟 伏見町697番地(久安寺)	入母屋造・本瓦葺		五社神社 十三重塔 石造十三重塔	1基 林塚2丁目4番28号(五社神社)	八坂神社 本殿一間社流造	1棟 神田4丁目7番1号(八坂神社)	伝成宮院神札1枚		<p>P72</p> <p>⑥データの更新</p> <p>⑥データの更新 (新規追加)</p>
国・府区分	名称	所在地																																																																																																										
国指定文化財	彫刻 木造 阿彌陀如来坐像	1棟 伏見町697番地(久安寺)																																																																																																										
	絵画																																																																																																											
	白描紙本阿彌如来坐像	1巻																																																																																																										
	表紙二断簡	1巻																																																																																																										
	紙本着色 大江山絵 阿彌如来坐像一巻	2巻																																																																																																										
	紙本着色 三十六歌仙 高代 佐竹家伝来	1巻																																																																																																										
	紙本着色 徳括号言論函端	1幅																																																																																																										
	紙本着色 屏引絵	5巻																																																																																																										
	紙本金地着色 三十三間堂通矢図	1巻																																																																																																										
	紙本着色 十巻抄(延暦二年寛永通書)	10巻																																																																																																										
	紙本淡彩 奥の細道図 与謝野村筆(寛文八年十月書写)	2巻																																																																																																										
	紙本墨画淡彩 白鶴図 六浦屋風 貞春筆	1双																																																																																																										
	紙本墨画 古筆子伝 石木画 二十一種二十四景	1帖																																																																																																										
	紙本墨画 櫻仙伝 巻第二(天保廿年六月廿三日繪成)	1巻																																																																																																										
	紙本墨画 内裏歌合 寛和二年六月九日	1巻																																																																																																										
	紙本墨画 雙鏡屋景寿 巻上(天保六年皇武天皇御製)	1巻																																																																																																										
	紙本墨画 緑血鉄(あまつのせ) 伝小野道風筆	1幅																																																																																																										
	工芸品 花鳥図刺繍御座屏 附縁編外巻	1合																																																																																																										
	建造物																																																																																																											
	久安寺楼門 三間1戸楼門	1棟 伏見町697番地(久安寺)																																																																																																										
	入母屋造・本瓦葺																																																																																																											
五社神社 十三重塔 石造十三重塔	1基 林塚2丁目4番28号(五社神社)																																																																																																											
八坂神社 本殿一間社流造	1棟 神田4丁目7番1号(八坂神社)																																																																																																											
伝成宮院神札1枚																																																																																																												
国・府区分	名称	所在地																																																																																																										
国指定文化財	彫刻 木造 阿彌陀如来坐像	1棟 伏見町697番地(久安寺)																																																																																																										
	絵画																																																																																																											
	白描紙本阿彌如来坐像	1巻																																																																																																										
	表紙二断簡	1巻																																																																																																										
	紙本着色 大江山絵 阿彌如来坐像一巻	2巻																																																																																																										
	紙本着色 三十六歌仙 高代 佐竹家伝来	1巻																																																																																																										
	紙本着色 鳥居聖者肖像図	1幅																																																																																																										
	紙本着色 屏引絵	5巻																																																																																																										
	紙本金地着色 三十三間堂通矢図	1巻																																																																																																										
	紙本着色 十巻抄(延暦二年寛永通書)	10巻																																																																																																										
	紙本淡彩 奥の細道図 与謝野村筆(寛文八年十月書写)	2巻																																																																																																										
	紙本墨画淡彩 白鶴図 六浦屋風 貞春筆	1双																																																																																																										
	紙本墨画 古筆子伝 石木画 二十一種二十四景	1帖																																																																																																										
	紙本墨画 櫻仙伝 巻第二(天保廿年六月廿三日繪成)	1巻																																																																																																										
	紙本墨画 内裏歌合 寛和二年六月九日	1巻																																																																																																										
	紙本墨画 雙鏡屋景寿 巻上(天保六年皇武天皇御製)	1巻																																																																																																										
	紙本墨画 緑血鉄(あまつのせ) 伝小野道風筆	1幅																																																																																																										
	工芸品 花鳥図刺繍御座屏 附縁編外巻	1合																																																																																																										
	建造物																																																																																																											
	久安寺楼門 三間1戸楼門	1棟 伏見町697番地(久安寺)																																																																																																										
	入母屋造・本瓦葺																																																																																																											
五社神社 十三重塔 石造十三重塔	1基 林塚2丁目4番28号(五社神社)																																																																																																											
八坂神社 本殿一間社流造	1棟 神田4丁目7番1号(八坂神社)																																																																																																											
伝成宮院神札1枚																																																																																																												

(つづく)

(つづく)

新旧対照表(51/81)

現行計画

修正案

備考

【表10-2 市指定文化財一覧表】

平成29年4月1日現在

【表10-2 市指定文化財一覧表】

令和7年4月1日現在

P74

種別	区分	指定番号	名称	所在地
絵画		1	紙本金地着色 松橋に鶴・柳に菖蒲の図巻絵(古村貞山画)	8画 栄本町5番28号(弘明寺)
		2	紙絹着色(日持戸) 群に武・松に鷹・舟に鶴の図巻絵(桃田伊佐画)	4画 第町7番4号(兵衛神社)
		3	紙本金地着色 松橋に孔雀・松橋に孔雀の図巻絵(藤原比叡画)	8画 横町1丁目4番10号(弘明寺)
		4	紙本着色 唐土土所図巻	2画 西本町2番20号(寿徳寺)
		5	紙本着色 唐土土所図巻	1幅 横町2丁目1番16号(大立寺)
		6	紙本着色 唐土土所図巻	1幅 横町2丁目1番16号(大立寺)
		7	紙本着色 浮世図(大田原上画)	1幅 伏見町700番地(久安寺)
		8	大田原上画 真経図1巻(大田原上画)	1巻 伏見町700番地(久安寺)
		9	紙本着色 松林図六曲屏風(桃田伊佐画)	1双 五月丘1丁目10番12号(市立歴史民俗資料館)
		10	紙本着色 熊野本坊絵巻	2巻 栄本町12番27号(金満寺相殿)
		11	紙本着色 熊野本坊絵巻(西条画)	1巻 栄本町12番27号(金満寺相殿)
		12	紙本着色 月夜(長春)巻(長谷成画)	1幅 栄本町12番27号(金満寺相殿)
		彫刻		1
2	木造 阿彌陀如来坐像			1彫 横町2丁目1番2号(市立歴史民俗資料館)
3	木造 阿彌陀如来立像			1彫 横町2丁目1番26号(一乗院)
4	木造 十一面観音立像			1彫 木田町12番地(大徳寺)
5	木造 增長天立像			1彫 伏見町897番地(久安寺)
6	木造 運経如来立像			1彫 伏見町897番地(久安寺)
7	木造 聖観音立像			1彫 横町2丁目1番26号(一乗院)
8	木造 菩薩天立像			1彫 横町2丁目1番26号(一乗院)
9	木造 十一面観音立像			1彫 横町1丁目1番9号(康法寺)
10	木造 聖日尊神立像			1彫 横町2丁目1番26号(一乗院)
11	木造 二十四孝通判像			2 1彫 横町4丁目7番1号(八咫神社)
12	木造 運経如来立像			1彫 上田町1丁目4番7号(上田法華宗堂)
13	木造 運経如来坐像			1彫 東山町37番地(東徳寺)
14	木造 十一面観音立像			1彫 東山町37番地(東徳寺)
15	木造 不動明王坐像			1彫 横町2丁目1番2号(康法寺)
書跡		1	紙本墨書 望海寺記(横川兼三筆)	1幅 横町2丁目1番16号(大立寺)
		2	紙本墨書 牡丹花鳥帖三首(西条信行書)(山川正宣画)	1巻 横町2丁目1番16号(大立寺)
		3	立派舎額保存資料	一括 五月丘1丁目10番12号(市立歴史民俗資料館)
歴史資料		1	書簡(文化3年筆跡)	1通 横町2丁目1番33号(信吉神社)
		2	書簡(寛永6年筆跡)	1通 横町2丁目1番33号(信吉神社)
		3	書簡(寛永5年筆跡)	1通 横町2丁目1番4号(大徳寺)
工芸品		1	云母十草唐出雲巻装束地付村装束	1組 横町2丁目4番2号(伊藤太神社)
		2	笠 織	1口 横町2丁目1番20号(大立寺)
		3	笠 織	1口 横町2丁目4番4号(康法寺)
考古資料		1	奈良奈良山古墳出土品	一括 五月丘1丁目10番12号(市立歴史民俗資料館)
		2	奈良古墳上野原古墳出土品	一括 横町2丁目1番2号(五社神社)
		3	横二堂古墳出土品	一括 五月丘1丁目10番12号(市立歴史民俗資料館)
建造物		1	石造 宝塔基礎	1基 横町2丁目1番2号(康法寺)
		2	石造 石礎	1基 横町2丁目1番2号(大徳寺)
		3	石造 石礎	1基 横町2丁目1番2号(大徳寺)

種別	区分	指定番号	名称	所在地
絵画		1	紙本金地着色 松橋に鶴・柳に菖蒲の図巻絵(古村貞山画)	8画 栄本町5番28号(弘明寺)
		2	紙絹着色(日持戸) 群に武・松に鷹・舟に鶴の図巻絵(桃田伊佐画)	4画 第町7番4号(兵衛神社)
		3	紙本金地着色 松橋に孔雀・松橋に孔雀の図巻絵(藤原比叡画)	8画 横町1丁目4番10号(弘明寺)
		4	紙本着色 唐土土所図巻	2画 西本町2番20号(寿徳寺)
		5	紙本着色 唐土土所図巻	1幅 横町2丁目1番16号(大立寺)
		6	紙本着色 唐土土所図巻	1幅 横町2丁目1番16号(大立寺)
		7	紙本着色 浮世図(大田原上画)	1幅 伏見町700番地(久安寺)
		8	大田原上画 真経図1巻(大田原上画)	1巻 伏見町700番地(久安寺)
		9	紙本着色 松林図六曲屏風(桃田伊佐画)	1双 五月丘1丁目10番12号(市立歴史民俗資料館)
		10	紙本着色 熊野本坊絵巻	2巻 栄本町12番27号(金満寺相殿)
		11	紙本着色 熊野本坊絵巻(西条画)	1巻 栄本町12番27号(金満寺相殿)
		12	紙本着色 月夜(長春)巻(長谷成画)	1幅 栄本町12番27号(金満寺相殿)
彫刻		1	木造 千手観音立像	1彫 横町2丁目1番2号(康法寺)
		2	木造 阿彌陀如来坐像	1彫 五月丘1丁目10番12号(市立歴史民俗資料館)
		3	木造 阿彌陀如来立像	1彫 横町2丁目1番26号(一乗院)
		4	木造 十一面観音立像	1彫 木田町12番地(大徳寺)
		5	木造 增長天立像	1彫 伏見町897番地(久安寺)
		6	木造 運経如来立像	1彫 伏見町897番地(久安寺)
		7	木造 聖観音立像	1彫 横町2丁目1番26号(一乗院)
		8	木造 菩薩天立像	1彫 横町2丁目1番26号(一乗院)
		9	木造 十一面観音立像	1彫 横町1丁目1番9号(康法寺)
		10	木造 聖日尊神立像	1彫 横町2丁目1番26号(一乗院)
		11	木造 二十四孝通判像	2 1彫 横町4丁目7番1号(八咫神社)
		12	木造 運経如来立像	1彫 上田町1丁目4番7号(上田法華宗堂)
		13	木造 運経如来坐像	1彫 東山町37番地(東徳寺)
		14	木造 十一面観音立像	1彫 東山町37番地(東徳寺)
		15	木造 不動明王坐像	1彫 横町2丁目1番2号(康法寺)
書跡		1	紙本墨書 望海寺記(横川兼三筆)	1幅 横町2丁目1番16号(大立寺)
		2	紙本墨書 牡丹花鳥帖三首(西条信行書)(山川正宣画)	1巻 横町2丁目1番16号(大立寺)
		3	立派舎額保存資料	一括 五月丘1丁目10番12号(市立歴史民俗資料館)
歴史資料		1	書簡(文化3年筆跡)	1通 横町2丁目1番33号(信吉神社)
		2	書簡(寛永6年筆跡)	1通 横町2丁目1番33号(信吉神社)
		3	書簡(寛永5年筆跡)	1通 横町2丁目1番4号(大徳寺)
工芸品		1	云母十草唐出雲巻装束地付村装束	1組 横町2丁目4番2号(伊藤太神社)
		2	笠 織	1口 横町2丁目1番20号(大立寺)
		3	笠 織	1口 横町2丁目4番4号(康法寺)
考古資料		1	池田原山古墳出土品	一括 五月丘1丁目10番12号(市立歴史民俗資料館)
		2	奈良古墳上野原古墳出土品	一括 横町2丁目1番2号(五社神社)
		3	横二堂古墳出土品	一括 五月丘1丁目10番12号(市立歴史民俗資料館)
建造物		1	石造 宝塔基礎	1基 横町2丁目1番2号(康法寺)
		2	石造 石礎	1基 横町2丁目1番2号(大徳寺)
		3	石造 石礎	1基 横町2丁目1番2号(大徳寺)

⑥データの更新
(収蔵地の変更)

新旧対照表(52/81)

現行計画

11 市内寺院の状況

【表11-1 市内寺院一覧表】

平成29年4月1日現在

序	寺院名	所在地	電話番号	遺体受入可能数	地区名
1	久安寺	伏見町697	752-1867	15	福河地区
2	揚松庵	吉田町179	751-2229	60	福河地区
3	慈恵寺	中川原町485	751-7208	29	福河地区
4	東福寺	東山町379	751-4519	39	福河地区
5	圓成寺	東山町33	752-6000	10	福河地区
6	無二寺	古江町387	751-8542	7	福河地区
7	如来寺	古江町58	751-1172	30	福河地区
8	専行寺	中川原町258	751-3471	15	福河地区
9	松雲寺	中川原町306	753-3687	13	福河地区
10	永興寺	木曾町133	751-2763	15	福河地区
11	松梅寺	木曾町272	751-1427	7	福河地区
12	西光寺	新町1-1	751-2206	20	旧池田地区
13	高法寺	緑羽1-9	751-4240	8	旧池田地区
14	弘誓寺	緑羽1-4-10	751-2303	20	旧池田地区
15	本誓寺	緑羽2-5-23	751-2661	20	旧池田地区
16	大広寺	緑羽2-5-16	751-3433	20	旧池田地区
17	揚春寺	緑羽2-5-17	751-8545	8	旧池田地区
18	註明寺	泉本町5-18	751-2834	20	旧池田地区
19	法園寺	緑石町3-1	751-3623	16	旧池田地区
20	壽合寺	西本町2-20	751-4676	16	旧池田地区
21	誓立寺	槻木町1-10	751-3135	24	旧池田地区
22	法正寺	神田3-17-4	752-2067	10	北豊島地区
23	常福寺	神田3-11-2	751-3940	15	北豊島地区
24	正光寺	住吉1-9-20	761-7369	15	北豊島地区
25	順正寺	住吉1-15-7	761-8292	20	北豊島地区
26	正福寺	天神2-4-13	761-4785	20	北豊島地区
27	正福寺	豊島南1-5-25	762-2534	11	北豊島地区
28	受楽寺	豊島南2-3-10	762-0608	20	北豊島地区
29	西堂寺	豊島南2-4-6	762-0686	3	北豊島地区
30	万福寺	石橋3-10-5	761-9211	5	北豊島地区
31	正福寺	石橋4-15-14	762-0610	14	北豊島地区
32	十王寺	井口堂1-4-17	761-8743	15	北豊島地区
33	止智寺	井口堂3-3-4	761-3707	15	北豊島地区
34	一乗院	鉢塚2-7-26	761-8918	15	瀬野地区
35	釈迦院	鉢塚3-4-6	761-8761	10	瀬野地区
36	極日寺	畑1-18-17	753-2567	10	瀬野地区
37	吉祥寺	畑4-22-14	751-9668	11	瀬野地区
38	西福寺	畑10-13-11	751-9676	15	瀬野地区
39	長楽寺	畑5-7-27	751-8679	15	瀬野地区
40	白竹院	畑谷3-17-11	752-5584	10	瀬野地区
計				636	

(注)地区名は池田市仏教会の地域設定である。

修正案

11 市内寺院の状況

【表11-1 市内寺院一覧表】

令和7年4月1日現在

序	寺院名	所在地	電話番号	地区名
1	久安寺	伏見町697	752-1867	福河地区
2	揚松庵	吉田町179	751-2229	福河地区
3	慈恵寺	中川原町485	751-7208	福河地区
4	東福寺	東山町373	751-4519	福河地区
5	圓成寺	東山町13	752-6000	福河地区
6	無二寺	古江町387	751-8542	福河地区
7	如来寺	古江町58	751-1172	福河地区
8	専行寺	中川原町258	751-3471	福河地区
9	松雲寺	中川原町306	753-3687	福河地区
10	永興寺	木曾町133	751-2763	福河地区
11	松梅寺	木曾町272	751-1427	福河地区
12	西光寺	新町1-1	751-2206	旧池田地区
13	高法寺	緑羽1-9	751-4240	旧池田地区
14	本誓寺	緑羽2-5-23	751-2661	旧池田地区
15	大広寺	緑羽2-5-16	751-3433	旧池田地区
16	揚春寺	緑羽2-5-17	751-8545	旧池田地区
17	註明寺	泉本町5-18	751-2834	旧池田地区
18	法園寺	緑石町3-1	751-3623	旧池田地区
19	壽合寺	西本町2-20	751-4676	旧池田地区
20	誓立寺	槻木町1-10	751-3135	旧池田地区
21	法正寺	神田3-17-4	752-2067	北豊島地区
22	常福寺	神田3-11-2	751-3940	北豊島地区
23	正光寺	住吉1-9-20	761-7369	北豊島地区
24	順正寺	住吉1-15-7	761-8292	北豊島地区
25	正福寺	天神2-4-13	761-4785	北豊島地区
26	正福寺	豊島南1-5-25	762-2534	北豊島地区
27	受楽寺	豊島南2-3-10	762-0608	北豊島地区
28	西堂寺	豊島南2-4-6	762-0686	北豊島地区
29	万福寺	石橋3-10-5	761-9211	北豊島地区
30	正福寺	石橋4-15-14	762-0610	北豊島地区
31	十王寺	井口堂1-4-17	761-8743	北豊島地区
32	正智寺	井口堂3-3-4	761-3707	北豊島地区
33	一乗院	鉢塚2-7-26	761-8918	瀬野地区
34	釈迦院	鉢塚3-4-6	761-8761	瀬野地区
35	極日寺	畑1-18-17	753-2567	瀬野地区
36	吉祥寺	畑4-22-14	751-9668	瀬野地区
37	西福寺	畑10-13-11	751-9676	瀬野地区
38	長楽寺	畑5-7-27	751-8679	瀬野地区
39	白竹院	畑谷3-17-11	752-5584	瀬野地区

(注)地区名は池田市仏教会の地域設定である。

備考

P76

⑨「遺体受入可能数」の削除
数字の信憑性に乏しく、
その都度、確認・調整する必
要があるため

⑨削除要請への対応
(対応困難につき)

新旧対照表(53/81)

現行計画

12 水、食料等の状況
12-1 池田市

【表12-1 水源地図】

平成29年4月1日現在

名称	所在地	容量(m ³)	
浄水池	古江浄水池	池田市古江町160番地	3,140
	計	1箇所	3,140
配水池	配水池	池田市木部町121番地の2-1線沿丁50番	6,500
	第2高圧配水池	池田市練羽2丁目26番地	3,000
	旧配水池	池田市福丁51695番地の1	5,000
	伏見台高配水池	池田市伏見台5丁目22番地の1	1,800
	伏見台高配水池	池田市伏見台5丁目25番地の26	1,000
	伏見台高配水池	池田市伏見台5丁目13番地	1,200
	東山配水池	池田市80丁目1番地の87	400
	寺尾山配水池	池田市五月丘5丁目34番地	10,100
計	8箇所	29,000	

【表12-2 給水資機材】

平成29年4月1日現在

種類	容量	個数
給水タンク	1.0m ³	3
	1.5m ³	1
ポリ容器	20ℓ	3,000
ビニール袋	20ℓ	1,958
ボトルウォーター	1.5ℓ	5,000
アルミボトル缶	500ml	9,000

【表12-3 食料等】

平成29年4月1日現在

品目	個数	品目	個数
アルファ化米(食)	11,000	空気入れ(個)	8
ミルク箱	22	ハンドマイク(個)	32
水(箱)	110	ブルーシート(枚)	110
毛布(枚)	2,200	ロープ(本)	22
トイレ	220	軍手(双)	450
二つ折り担架(個)	22	電気ファンヒーター(台)	13
梯子兼脚立(個)	11	台車(台)	10
とびろ(個)	11	投光器(台)	22
ツルハシ(個)	30	ガソリン携帯缶(個)	11
スコップ(個)	33	防災シート(個)	11
大ハンマー(個)	33	障がい者用トイレ(個)	10
金てこ(個)	33	マンホールトイレ(個)	9
のこぎ(個)	55	発電機(台)	11
救急医療セット(個)	10	車載袋セット(袋)	22
ライト付ラジオ(個)	110	浄水装置(台)	3
折りたたみリヤカー(台)	10		

修正案

12 水、食料等の状況
12-1 池田市

【表12-1 水源地図】

令和7年4月1日現在

名称	所在地	容量(m ³)	
浄水池	古江浄水池	池田市古江町160番地	3,140
	計	1箇所	3,140
配水池	配水池	池田市木部町121番地の2-1線沿丁50番	6,500
	第2高圧配水池	池田市練羽2丁目26番地	3,000
	旧配水池	池田市福丁51695番地の1	3,000
	伏見台配水池	池田市伏見台5丁目22番地の1	1,300
	伏見台高配水池	池田市伏見台5丁目13番地	1,300
	東山配水池	池田市80丁目1番地の87	400
	寺尾山配水池	池田市五月丘5丁目34番地	10,100
計	7箇所	28,600	

【表12-2 給水資機材】

令和7年4月1日現在

種類	容量	個数
給水タンク	2.0m ³	1
給水タンク	1.0m ³	3
給水タンク	1.5m ³	1
ポリ容器	20ℓ	3,200
給水袋	6ℓ	3,000
ボトルウォーター	2.0ℓ	300
アルミボトル缶	500ml	13,500

【表12-3 食料等】

令和7年5月末現在

品目	個数	品目	個数
アルファ化米(食)	14,300	ロープ(5mm・300m)(本)	24
清乳ミルク(240ml)(本)	268	投光器(台)	22
粉ミルク(12.7g)(40)	240	ガソリン携帯缶(個)	15
備蓄水(L)	11,400	発電機(各種)(台)	12
浄水器(台)	3	ハンドマイク(個)	34
フェイスカバー手袋(枚)	246,000	とびろ(個)	14
障がい者用トイレ(台)	10	つるはし(個)	30
マンホールトイレ(台)	21	スコップ(個)	35
災害用テントトイレ(回分)	3,100	大ハンマー(個)	35
二つ折り担架(台)	23	金てこ(個)	25
救急医療セット(個)	4	のこぎ(個)	53
電気ファンヒーター(台)	21	車載用持出袋セット(袋)	13
防災用毛布(枚)	1,400	ブルーシート(厚・薄)(枚)	1,830
不織布毛布(枚)	1,850	折り畳み台車・台車(台)	23
梯子兼脚立(台)	9	折り畳みリヤカー(台)	10
ライト付ラジオ(台)	84		

備考

P77

⑥データの更新

⑥データの更新

⑥データの更新

新旧対照表(54/81)

現行計画	修正案	備考																																																																																																																									
<p>12-2 大阪府</p> <p>【表12-4 大阪府災害用備蓄物資】 平成30年3月31日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>倉庫名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京下巻食等糧食</td> <td>1,052,390</td> <td rowspan="14"> ①大阪府北部広域防災拠点 ②大阪府中部広域防災拠点 ③大阪府南部広域防災拠点 【所管】 大阪府政策企画部危機管理課 災害対策課災害対策グループ TEL 06-6944-6473 </td> <td rowspan="14"> ①吹田市千里万博公園5-5 ②八尾市望海1-209-7 ③泉南市りんくう南2-14 </td> </tr> <tr> <td>毛布(枚)</td> <td>880,347</td> </tr> <tr> <td>哺乳瓶(本)</td> <td>3,900</td> </tr> <tr> <td>紙おむつ(枚)</td> <td>317,214</td> </tr> <tr> <td>生理用品(枚)</td> <td>1,391,656</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ(基)</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>尿袋(基)</td> <td>42,341</td> </tr> <tr> <td>タオル(枚)</td> <td>34,383</td> </tr> <tr> <td>ティッシュ(個)</td> <td>35,400</td> </tr> <tr> <td>飲料水袋(個)</td> <td>51,750</td> </tr> <tr> <td>作業服(着)</td> <td>584</td> </tr> <tr> <td>マスク(枚)</td> <td>525,000</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル水500ml(本)</td> <td>688,656</td> </tr> <tr> <td>移動式炊飯鍋具(式)</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毛布</td> <td>480枚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>タオル</td> <td>1,500枚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ティッシュ</td> <td>1,500枚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>紙おむつ</td> <td>2,526枚</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生理用ナプキン</td> <td>1,800枚</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【表12-5 大阪府の調達対応】 平成30年3月31日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>協定卸売業者名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乾パン(個)</td> <td>2,790</td> <td>三立製菓(株)</td> </tr> <tr> <td>漬物(トン)</td> <td>18</td> <td>大阪府漬物事業者協会の組合</td> </tr> <tr> <td>粉ミルク(缶)</td> <td>6,624</td> <td>森永乳業、雪印ビーンスターグスノー、明治乳業</td> </tr> </tbody> </table> <p>【表12-6 大阪府政務所地域課での調達対応】 平成26年4月8日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>協定卸売業者名等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">玄米</td> <td rowspan="3">-</td> <td>大阪府政務所 TEL 06-6943-9691</td> <td rowspan="3">(知事と連絡がとれない場合)</td> </tr> <tr> <td>地域課 TEL 0726-33-1335</td> </tr> <tr> <td>倉庫課 TEL 0726-32-2316</td> </tr> </tbody> </table>	品名	数量	倉庫名	所在地	東京下巻食等糧食	1,052,390	①大阪府北部広域防災拠点 ②大阪府中部広域防災拠点 ③大阪府南部広域防災拠点 【所管】 大阪府政策企画部危機管理課 災害対策課災害対策グループ TEL 06-6944-6473	①吹田市千里万博公園5-5 ②八尾市望海1-209-7 ③泉南市りんくう南2-14	毛布(枚)	880,347	哺乳瓶(本)	3,900	紙おむつ(枚)	317,214	生理用品(枚)	1,391,656	簡易トイレ(基)	1,800	尿袋(基)	42,341	タオル(枚)	34,383	ティッシュ(個)	35,400	飲料水袋(個)	51,750	作業服(着)	584	マスク(枚)	525,000	ペットボトル水500ml(本)	688,656	移動式炊飯鍋具(式)	3	品名	数量	保管場所	備考	毛布	480枚			タオル	1,500枚			ティッシュ	1,500枚			紙おむつ	2,526枚			生理用ナプキン	1,800枚			品名	数量	協定卸売業者名等	乾パン(個)	2,790	三立製菓(株)	漬物(トン)	18	大阪府漬物事業者協会の組合	粉ミルク(缶)	6,624	森永乳業、雪印ビーンスターグスノー、明治乳業	品名	数量	協定卸売業者名等	備考	玄米	-	大阪府政務所 TEL 06-6943-9691	(知事と連絡がとれない場合)	地域課 TEL 0726-33-1335	倉庫課 TEL 0726-32-2316	<p>12-2 大阪府</p> <p>【表12-4 大阪府災害用備蓄物資】 大阪府危機管理課(平成30年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>倉庫名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルファ化米等主食</td> <td>4,519,295</td> <td rowspan="14"> ①大阪府北部広域防災拠点 ②大阪府中部広域防災拠点 ③大阪府南部広域防災拠点 【所管】 大阪府危機管理課危機管理課 災害対策課災害対策グループ TEL 06-6944-6473 </td> <td rowspan="14"> ①吹田市千里万博公園5-5 ②八尾市望海1-209-7 ③泉南市りんくう南2-14 </td> </tr> <tr> <td>高級巻麦</td> <td>237,655</td> </tr> <tr> <td>粉ミルク又は液体ミルク</td> <td>1,923,979</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>880,942</td> </tr> <tr> <td>おむつ(小児用)</td> <td>264,288</td> </tr> <tr> <td>生理用品</td> <td>257,676</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td>9,810</td> </tr> <tr> <td>おむつ(大人用)</td> <td>52,857</td> </tr> <tr> <td>マスク</td> <td>1,321,413</td> </tr> <tr> <td>トイレトーパー</td> <td>9,810,602</td> </tr> </tbody> </table> <p>【表12-5 大阪府の調達対応】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>協定卸売業者名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乾パン(個) (026.4.1現在)</td> <td>45,000</td> <td>三立製菓(株)</td> </tr> <tr> <td>ビスケット(袋) (026.4.1現在)</td> <td>45,000</td> <td>明治製菓(株)</td> </tr> <tr> <td>粉ミルク(缶) (02.4.1現在)</td> <td>300g入2,472</td> <td>森永乳業、ビーンスターグスノー</td> </tr> <tr> <td>即席麺(缶) (026.4.1現在)</td> <td>3,000,000</td> <td>日清食品(株)、明星食品(株)、ハウス食品(株)、サンヨー食品(株)、エースコック(株)</td> </tr> </tbody> </table>	品名	数量	倉庫名	所在地	アルファ化米等主食	4,519,295	①大阪府北部広域防災拠点 ②大阪府中部広域防災拠点 ③大阪府南部広域防災拠点 【所管】 大阪府危機管理課危機管理課 災害対策課災害対策グループ TEL 06-6944-6473	①吹田市千里万博公園5-5 ②八尾市望海1-209-7 ③泉南市りんくう南2-14	高級巻麦	237,655	粉ミルク又は液体ミルク	1,923,979	毛布	880,942	おむつ(小児用)	264,288	生理用品	257,676	簡易トイレ	9,810	おむつ(大人用)	52,857	マスク	1,321,413	トイレトーパー	9,810,602	品名	数量	協定卸売業者名等	乾パン(個) (026.4.1現在)	45,000	三立製菓(株)	ビスケット(袋) (026.4.1現在)	45,000	明治製菓(株)	粉ミルク(缶) (02.4.1現在)	300g入2,472	森永乳業、ビーンスターグスノー	即席麺(缶) (026.4.1現在)	3,000,000	日清食品(株)、明星食品(株)、ハウス食品(株)、サンヨー食品(株)、エースコック(株)	<p>P78</p> <p>⑥データの更新 (出自不明なのは整理)</p>
品名	数量	倉庫名	所在地																																																																																																																								
東京下巻食等糧食	1,052,390	①大阪府北部広域防災拠点 ②大阪府中部広域防災拠点 ③大阪府南部広域防災拠点 【所管】 大阪府政策企画部危機管理課 災害対策課災害対策グループ TEL 06-6944-6473	①吹田市千里万博公園5-5 ②八尾市望海1-209-7 ③泉南市りんくう南2-14																																																																																																																								
毛布(枚)	880,347																																																																																																																										
哺乳瓶(本)	3,900																																																																																																																										
紙おむつ(枚)	317,214																																																																																																																										
生理用品(枚)	1,391,656																																																																																																																										
簡易トイレ(基)	1,800																																																																																																																										
尿袋(基)	42,341																																																																																																																										
タオル(枚)	34,383																																																																																																																										
ティッシュ(個)	35,400																																																																																																																										
飲料水袋(個)	51,750																																																																																																																										
作業服(着)	584																																																																																																																										
マスク(枚)	525,000																																																																																																																										
ペットボトル水500ml(本)	688,656																																																																																																																										
移動式炊飯鍋具(式)	3																																																																																																																										
品名	数量	保管場所	備考																																																																																																																								
毛布	480枚																																																																																																																										
タオル	1,500枚																																																																																																																										
ティッシュ	1,500枚																																																																																																																										
紙おむつ	2,526枚																																																																																																																										
生理用ナプキン	1,800枚																																																																																																																										
品名	数量	協定卸売業者名等																																																																																																																									
乾パン(個)	2,790	三立製菓(株)																																																																																																																									
漬物(トン)	18	大阪府漬物事業者協会の組合																																																																																																																									
粉ミルク(缶)	6,624	森永乳業、雪印ビーンスターグスノー、明治乳業																																																																																																																									
品名	数量	協定卸売業者名等	備考																																																																																																																								
玄米	-	大阪府政務所 TEL 06-6943-9691	(知事と連絡がとれない場合)																																																																																																																								
		地域課 TEL 0726-33-1335																																																																																																																									
		倉庫課 TEL 0726-32-2316																																																																																																																									
品名	数量	倉庫名	所在地																																																																																																																								
アルファ化米等主食	4,519,295	①大阪府北部広域防災拠点 ②大阪府中部広域防災拠点 ③大阪府南部広域防災拠点 【所管】 大阪府危機管理課危機管理課 災害対策課災害対策グループ TEL 06-6944-6473	①吹田市千里万博公園5-5 ②八尾市望海1-209-7 ③泉南市りんくう南2-14																																																																																																																								
高級巻麦	237,655																																																																																																																										
粉ミルク又は液体ミルク	1,923,979																																																																																																																										
毛布	880,942																																																																																																																										
おむつ(小児用)	264,288																																																																																																																										
生理用品	257,676																																																																																																																										
簡易トイレ	9,810																																																																																																																										
おむつ(大人用)	52,857																																																																																																																										
マスク	1,321,413																																																																																																																										
トイレトーパー	9,810,602																																																																																																																										
品名	数量			協定卸売業者名等																																																																																																																							
乾パン(個) (026.4.1現在)	45,000			三立製菓(株)																																																																																																																							
ビスケット(袋) (026.4.1現在)	45,000			明治製菓(株)																																																																																																																							
粉ミルク(缶) (02.4.1現在)	300g入2,472			森永乳業、ビーンスターグスノー																																																																																																																							
即席麺(缶) (026.4.1現在)	3,000,000	日清食品(株)、明星食品(株)、ハウス食品(株)、サンヨー食品(株)、エースコック(株)																																																																																																																									

新旧対照表(55/81)

現 行 計 画	修 正 案	備 考																																																																																																																																										
<p>12-3 米穀取扱店</p> <p>(1) 市 内</p> <p>池田米穀小売店組合 平成29年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人名又は店舗名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>辻米穀店</td><td>菅原町1番2号</td><td>07513820</td><td>07513820</td></tr> <tr><td>関口米穀店</td><td>穂積1丁目1番6号</td><td>07514863</td><td>07517190</td></tr> <tr><td>近谷米穀店</td><td>伏見2丁目4番1号</td><td>07513432</td><td>07513432</td></tr> <tr><td>近谷米穀店</td><td>室町7番15号</td><td>07513814</td><td>07500489</td></tr> <tr><td>藤本米穀店</td><td>大物原1番1号</td><td>07510672</td><td>07510672</td></tr> <tr><td>池山庄米店</td><td>穂積2丁目8番22号</td><td>07500604</td><td>07500604</td></tr> <tr><td>池田米穀店</td><td>清寿寺町6番19号</td><td>07512942</td><td>07513237</td></tr> <tr><td>南まらばし米店</td><td>莊園1丁目2番2号</td><td>07514151</td><td>07514151</td></tr> <tr><td>西キリヤ</td><td>庄内2丁目4番21号</td><td>07518119</td><td>07517993</td></tr> <tr><td>池田米穀店</td><td>穂積2丁目4番17号</td><td>07518555</td><td>07518555</td></tr> <tr><td>米のたにくち</td><td>井口堂2丁目2番4号</td><td>07516398</td><td>07516325</td></tr> <tr><td>江平大粒米店</td><td>石塚2丁目2番4号</td><td>07518998</td><td>07518998</td></tr> </tbody> </table> <p>大坂北部農産協同組合 平成29年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支店名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>瀬河支店</td><td>中川原町331番地の1</td><td>07512668</td><td>07516271</td></tr> <tr><td>池田支店</td><td>上池田2丁目1番7号</td><td>07502227</td><td>07502258</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) その他</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人名又は店舗名</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>株式会社 大坂第一食糧</td><td>大阪市浪速区船場3丁目7-12</td><td>06(6567)2881</td></tr> <tr><td>ライスフレンズ西</td><td>大阪市鶴見区今津南1丁目9-19</td><td>06(6963)0766</td></tr> <tr><td>全農パールライス西日本西</td><td>神戸市東灘区住吉浜町1-8</td><td>078(842)8250</td></tr> </tbody> </table> <p>(参考) 給食センターの炊き出し能力</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <td>池田市立学校給食センター</td> </tr> <tr> <th>所 在 地</th> <td>池田市大和町1-5</td> </tr> <tr> <th>米穀可能量</th> <td>8釜(蒸気ガマ)</td> </tr> <tr> <th>炊き出し能力 (1回1釜)</th> <td>蒸気ガマ40kg(約400人分)</td> </tr> </thead> </table>	法人名又は店舗名	所在地	電話番号	FAX番号	辻米穀店	菅原町1番2号	07513820	07513820	関口米穀店	穂積1丁目1番6号	07514863	07517190	近谷米穀店	伏見2丁目4番1号	07513432	07513432	近谷米穀店	室町7番15号	07513814	07500489	藤本米穀店	大物原1番1号	07510672	07510672	池山庄米店	穂積2丁目8番22号	07500604	07500604	池田米穀店	清寿寺町6番19号	07512942	07513237	南まらばし米店	莊園1丁目2番2号	07514151	07514151	西キリヤ	庄内2丁目4番21号	07518119	07517993	池田米穀店	穂積2丁目4番17号	07518555	07518555	米のたにくち	井口堂2丁目2番4号	07516398	07516325	江平大粒米店	石塚2丁目2番4号	07518998	07518998	支店名	所在地	電話番号	FAX番号	瀬河支店	中川原町331番地の1	07512668	07516271	池田支店	上池田2丁目1番7号	07502227	07502258	法人名又は店舗名	所 在 地	電 話 番 号	株式会社 大坂第一食糧	大阪市浪速区船場3丁目7-12	06(6567)2881	ライスフレンズ西	大阪市鶴見区今津南1丁目9-19	06(6963)0766	全農パールライス西日本西	神戸市東灘区住吉浜町1-8	078(842)8250	名 称	池田市立学校給食センター	所 在 地	池田市大和町1-5	米穀可能量	8釜(蒸気ガマ)	炊き出し能力 (1回1釜)	蒸気ガマ40kg(約400人分)	<p>12-3 米穀取扱店</p> <p>(1) 市 内</p> <p>池田米穀小売店組合 令和7年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人名又は店舗名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>辻米穀店</td><td>菅原町1番2号</td><td>07513820</td><td>07513820</td></tr> <tr><td>関口米穀店</td><td>穂積1丁目1番6号</td><td>07514863</td><td>07517190</td></tr> <tr><td>近谷米穀店</td><td>室町7番15号</td><td>07513814</td><td>07500489</td></tr> <tr><td>99尾田米穀店</td><td>清寿寺町6番19号</td><td>07512942</td><td>07513237</td></tr> <tr><td>米のたにくち</td><td>井口堂2丁目2番4号</td><td>07518598</td><td>07518525</td></tr> </tbody> </table> <p>大坂北部農産協同組合 令和7年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支店名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>瀬河支店</td><td>中川原町331番地の1</td><td>07512668</td><td>07516271</td></tr> <tr><td>池田支店</td><td>上池田2丁目1番7号</td><td>07502227</td><td>07502258</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) その他</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人名又は店舗名</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>株式会社 大坂第一食糧</td><td>大阪市浪速区船場1-4-88 近鉄新船場ビルB5F</td><td>02(8587)9113</td></tr> <tr><td>ライスフレンズ西</td><td>大阪市鶴見区今津南1-9-19</td><td>06(6963)0766</td></tr> <tr><td>全農パールライス西日本西</td><td>神戸市東灘区住吉浜町1-8</td><td>078(842)8250</td></tr> </tbody> </table> <p>(参考) 給食センターの炊き出し能力</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <td>池田市立学校給食センター</td> </tr> <tr> <th>所 在 地</th> <td>池田新車道町1-40</td> </tr> <tr> <th>炊き出し能力</th> <td>350食/回(ガス国産釜を使用)</td> </tr> </thead> </table> <p>※ 学校給食センターには、ガス国産釜やレトルト食品の備蓄品(3.100食分)があるほか、調理委託業者が保有するガス国産釜やキッチンカーの活用も可能。</p>	法人名又は店舗名	所在地	電話番号	FAX番号	辻米穀店	菅原町1番2号	07513820	07513820	関口米穀店	穂積1丁目1番6号	07514863	07517190	近谷米穀店	室町7番15号	07513814	07500489	99尾田米穀店	清寿寺町6番19号	07512942	07513237	米のたにくち	井口堂2丁目2番4号	07518598	07518525	支店名	所在地	電話番号	FAX番号	瀬河支店	中川原町331番地の1	07512668	07516271	池田支店	上池田2丁目1番7号	07502227	07502258	法人名又は店舗名	所 在 地	電 話 番 号	株式会社 大坂第一食糧	大阪市浪速区船場1-4-88 近鉄新船場ビルB5F	02(8587)9113	ライスフレンズ西	大阪市鶴見区今津南1-9-19	06(6963)0766	全農パールライス西日本西	神戸市東灘区住吉浜町1-8	078(842)8250	名 称	池田市立学校給食センター	所 在 地	池田新車道町1-40	炊き出し能力	350食/回(ガス国産釜を使用)	<p>P79</p> <p>⑥データの更新</p> <p>⑥データの更新</p> <p>⑧新給食センター運用開始の反映</p>
法人名又は店舗名	所在地	電話番号	FAX番号																																																																																																																																									
辻米穀店	菅原町1番2号	07513820	07513820																																																																																																																																									
関口米穀店	穂積1丁目1番6号	07514863	07517190																																																																																																																																									
近谷米穀店	伏見2丁目4番1号	07513432	07513432																																																																																																																																									
近谷米穀店	室町7番15号	07513814	07500489																																																																																																																																									
藤本米穀店	大物原1番1号	07510672	07510672																																																																																																																																									
池山庄米店	穂積2丁目8番22号	07500604	07500604																																																																																																																																									
池田米穀店	清寿寺町6番19号	07512942	07513237																																																																																																																																									
南まらばし米店	莊園1丁目2番2号	07514151	07514151																																																																																																																																									
西キリヤ	庄内2丁目4番21号	07518119	07517993																																																																																																																																									
池田米穀店	穂積2丁目4番17号	07518555	07518555																																																																																																																																									
米のたにくち	井口堂2丁目2番4号	07516398	07516325																																																																																																																																									
江平大粒米店	石塚2丁目2番4号	07518998	07518998																																																																																																																																									
支店名	所在地	電話番号	FAX番号																																																																																																																																									
瀬河支店	中川原町331番地の1	07512668	07516271																																																																																																																																									
池田支店	上池田2丁目1番7号	07502227	07502258																																																																																																																																									
法人名又は店舗名	所 在 地	電 話 番 号																																																																																																																																										
株式会社 大坂第一食糧	大阪市浪速区船場3丁目7-12	06(6567)2881																																																																																																																																										
ライスフレンズ西	大阪市鶴見区今津南1丁目9-19	06(6963)0766																																																																																																																																										
全農パールライス西日本西	神戸市東灘区住吉浜町1-8	078(842)8250																																																																																																																																										
名 称	池田市立学校給食センター																																																																																																																																											
所 在 地	池田市大和町1-5																																																																																																																																											
米穀可能量	8釜(蒸気ガマ)																																																																																																																																											
炊き出し能力 (1回1釜)	蒸気ガマ40kg(約400人分)																																																																																																																																											
法人名又は店舗名	所在地	電話番号	FAX番号																																																																																																																																									
辻米穀店	菅原町1番2号	07513820	07513820																																																																																																																																									
関口米穀店	穂積1丁目1番6号	07514863	07517190																																																																																																																																									
近谷米穀店	室町7番15号	07513814	07500489																																																																																																																																									
99尾田米穀店	清寿寺町6番19号	07512942	07513237																																																																																																																																									
米のたにくち	井口堂2丁目2番4号	07518598	07518525																																																																																																																																									
支店名	所在地	電話番号	FAX番号																																																																																																																																									
瀬河支店	中川原町331番地の1	07512668	07516271																																																																																																																																									
池田支店	上池田2丁目1番7号	07502227	07502258																																																																																																																																									
法人名又は店舗名	所 在 地	電 話 番 号																																																																																																																																										
株式会社 大坂第一食糧	大阪市浪速区船場1-4-88 近鉄新船場ビルB5F	02(8587)9113																																																																																																																																										
ライスフレンズ西	大阪市鶴見区今津南1-9-19	06(6963)0766																																																																																																																																										
全農パールライス西日本西	神戸市東灘区住吉浜町1-8	078(842)8250																																																																																																																																										
名 称	池田市立学校給食センター																																																																																																																																											
所 在 地	池田新車道町1-40																																																																																																																																											
炊き出し能力	350食/回(ガス国産釜を使用)																																																																																																																																											

新旧対照表(56/81)

現行計画	修正案	備考																																																				
<p>13 防災気象情報等</p> <p>13-1 防災気象情報</p> <p>① 防災気象情報</p> <p>気象庁は、大雨や暴風などによって発生する災害の防止・軽減のため、以下のように6種類の特別警報、7種類の気象警報、16種類の注意報、4種類の早期注意報を発表している。</p> <p>【表13-1】</p> <table border="1" data-bbox="118 411 913 582"> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨(土砂災害、浸水害)、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮</td> </tr> <tr> <td>警 報</td> <td>大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、暴雪、濃霧、乾ばち、なだれ、巨浪、霧、着氷、着雪</td> </tr> <tr> <td>早期注意報(警報発の可能性)</td> <td>大雨、暴風(暴風雪)、大雪、波浪</td> </tr> </table> <p>出典：気象庁ホームページ ※ 暴風の警報等は、波浪は対象外</p> <p>② 警戒レベルとの対応</p> <p>土砂災害・洪水に関しては、以下のとおり警戒レベルと対応している。それぞれの情報を参考にとるべき行動は以下のとおりである。</p> <p>【表13-2】</p> <table border="1" data-bbox="118 774 913 1364"> <thead> <tr> <th>情 報</th> <th>とるべき行動</th> <th>警戒レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当します。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命を守るための最善の行動をとってください。</td> <td>警戒レベル5相当</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>市が避難勧告を発令する目安となる情報です。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、市の避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布等を参考に自ら避難の判断をしてください。</td> <td>警戒レベル4相当</td> </tr> <tr> <td>大雨警報(土砂災害) 洪水警報</td> <td>市が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域では、市からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布等を参考に高齢者等の方は自ら避難の判断をしてください。</td> <td>警戒レベル3相当</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報 洪水注意報</td> <td>避難行動の確信が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</td> <td>警戒レベル2</td> </tr> <tr> <td>早期注意報(警報発の可能性) 注：大雨に異して、翌日までの期間に大雨又は暴風が予想されている場合</td> <td>災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。</td> <td>警戒レベル1</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：気象庁ホームページ ※ 高齢に該当するものを除く</p>	特別警報	大雨(土砂災害、浸水害)、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮	警 報	大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮	注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、暴雪、濃霧、乾ばち、なだれ、巨浪、霧、着氷、着雪	早期注意報(警報発の可能性)	大雨、暴風(暴風雪)、大雪、波浪	情 報	とるべき行動	警戒レベル	大雨特別警報	災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当します。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命を守るための最善の行動をとってください。	警戒レベル5相当	土砂災害警戒情報	市が避難勧告を発令する目安となる情報です。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、市の避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布等を参考に自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当	大雨警報(土砂災害) 洪水警報	市が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域では、市からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布等を参考に高齢者等の方は自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル3相当	大雨注意報 洪水注意報	避難行動の確信が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2	早期注意報(警報発の可能性) 注：大雨に異して、翌日までの期間に大雨又は暴風が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1	<p>13 防災気象情報等</p> <p>13-1 防災気象情報</p> <p>① 防災気象情報</p> <p>気象庁は、大雨や暴風などによって発生する災害の防止・軽減のため、以下のように6種類の特別警報、7種類の気象警報、16種類の注意報、5種類の早期注意報(警報発の可能性)を発表している。</p> <p>【表13-1】</p> <table border="1" data-bbox="967 411 1762 582"> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨(土砂災害、浸水害)、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮</td> </tr> <tr> <td>警 報</td> <td>大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮</td> </tr> <tr> <td>気象警報</td> <td>大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、暴雪、濃霧、乾ばち、なだれ、巨浪、霧、着氷、着雪</td> </tr> <tr> <td>早期注意報(警報発の可能性)</td> <td>大雨、暴風(暴風雪)、大雪、波浪、高潮</td> </tr> </table> <p>出典：気象庁ホームページ ※ 暴風の警報等は、波浪は対象外</p> <p>② 警戒レベルとの対応</p> <p>土砂災害・洪水に関しては、以下のとおり警戒レベルと対応している。それぞれの情報を参考にとるべき行動は以下のとおりである。</p> <p>【表13-2】</p> <table border="1" data-bbox="967 774 1762 1364"> <thead> <tr> <th>情 報</th> <th>とるべき行動</th> <th>警戒レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨特別警報</td> <td>災害が発生又は始まっていることを示す警戒レベル5に相当します。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。</td> <td>警戒レベル5相当</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>市が避難勧告を発令する目安となる情報です。高齢者等からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、市の避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布等を参考に自ら避難の判断をしてください。</td> <td>警戒レベル4相当</td> </tr> <tr> <td>大雨警報(土砂災害) 洪水警報</td> <td>市が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域では、市からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布等を参考に高齢者等の方は自ら避難の判断をしてください。</td> <td>警戒レベル3相当</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報 洪水注意報</td> <td>避難行動の確信が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</td> <td>警戒レベル2</td> </tr> <tr> <td>早期注意報(警報発の可能性)</td> <td>災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。</td> <td>警戒レベル1</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：気象庁ホームページ ※ 高齢に該当するものを除く</p>	特別警報	大雨(土砂災害、浸水害)、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮	警 報	大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮	気象警報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、暴雪、濃霧、乾ばち、なだれ、巨浪、霧、着氷、着雪	早期注意報(警報発の可能性)	大雨、暴風(暴風雪)、大雪、波浪、高潮	情 報	とるべき行動	警戒レベル	大雨特別警報	災害が発生又は始まっていることを示す警戒レベル5に相当します。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。	警戒レベル5相当	土砂災害警戒情報	市が避難勧告を発令する目安となる情報です。高齢者等からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、市の避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布等を参考に自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当	大雨警報(土砂災害) 洪水警報	市が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域では、市からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布等を参考に高齢者等の方は自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル3相当	大雨注意報 洪水注意報	避難行動の確信が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2	早期注意報(警報発の可能性)	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1	<p>P80</p> <p>⑦警報等の変更の反映</p> <p>⑦警報等の変更の反映</p>
特別警報	大雨(土砂災害、浸水害)、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮																																																					
警 報	大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮																																																					
注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、暴雪、濃霧、乾ばち、なだれ、巨浪、霧、着氷、着雪																																																					
早期注意報(警報発の可能性)	大雨、暴風(暴風雪)、大雪、波浪																																																					
情 報	とるべき行動	警戒レベル																																																				
大雨特別警報	災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当します。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命を守るための最善の行動をとってください。	警戒レベル5相当																																																				
土砂災害警戒情報	市が避難勧告を発令する目安となる情報です。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、市の避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布等を参考に自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当																																																				
大雨警報(土砂災害) 洪水警報	市が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域では、市からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布等を参考に高齢者等の方は自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル3相当																																																				
大雨注意報 洪水注意報	避難行動の確信が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2																																																				
早期注意報(警報発の可能性) 注：大雨に異して、翌日までの期間に大雨又は暴風が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1																																																				
特別警報	大雨(土砂災害、浸水害)、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮																																																					
警 報	大雨(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮																																																					
気象警報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、暴雪、濃霧、乾ばち、なだれ、巨浪、霧、着氷、着雪																																																					
早期注意報(警報発の可能性)	大雨、暴風(暴風雪)、大雪、波浪、高潮																																																					
情 報	とるべき行動	警戒レベル																																																				
大雨特別警報	災害が発生又は始まっていることを示す警戒レベル5に相当します。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。	警戒レベル5相当																																																				
土砂災害警戒情報	市が避難勧告を発令する目安となる情報です。高齢者等からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、市の避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布等を参考に自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当																																																				
大雨警報(土砂災害) 洪水警報	市が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域では、市からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布等を参考に高齢者等の方は自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル3相当																																																				
大雨注意報 洪水注意報	避難行動の確信が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2																																																				
早期注意報(警報発の可能性)	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1																																																				

新旧対照表(57/81)

現行計画	修正案	備考																																																																																																																																																																																																																																
<p>③ 気象等に関する特別警報の発表基準 【表13-3】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧に上り大雨になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 発表にあたっては、降水量、降雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の気象事例に照らして算出した客観的な指標を扱い、これらの状況および予想に基づいて判断をします。</p> <p>出典：気象庁ホームページ</p>	現象の種類	基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧に上り大雨になると予想される場合	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	<p>③ 気象等に関する特別警報の発表基準 【表13-3】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 発表にあたっては、降水量、降雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の気象事例に照らして算出した客観的な指標を扱い、これらの状況および予想に基づいて判断をします。</p> <p>出典：気象庁ホームページ</p>	現象の種類	基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	<p>P81</p> <p>⑦基準の変更(R2.8)</p>																																																																																																																																																																																																												
現象の種類	基準																																																																																																																																																																																																																																	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧に上り大雨になると予想される場合																																																																																																																																																																																																																																	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合																																																																																																																																																																																																																																	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																																																																																																																																																																																																																																	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																	
現象の種類	基準																																																																																																																																																																																																																																	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合																																																																																																																																																																																																																																	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合																																																																																																																																																																																																																																	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																	
<p>④ 警報・注意報発表基準一覧表 【表13-4】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警報</th> <th rowspan="2">大雨</th> <th colspan="2">発表回数発表基準</th> <th>20</th> </tr> <tr> <th>土曜日発表基準</th> <th>土曜日発表回数</th> <th>130</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">洪水</td> <td rowspan="4">流域雨量発表</td> <td>流域雨量発表</td> <td>江東川流域=1.9、荒瀬川流域=11.7、余野川流域=14.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>江東川流域=(12.6.0)、余野川流域=(14.8.0)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>播磨川(1-P)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平均流速</td> <td>20m/s</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暴風</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>暴風</td> <td>20m/s</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>20m/s</td> <td>雪を伴う</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雪</td> <td rowspan="2">降雪の深さ</td> <td>平地</td> <td>12時間降雪の深さ10cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山地</td> <td>12時間降雪の深さ20cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="14">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>発表回数発表基準</td> <td>17</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土曜日発表回数</td> <td>91</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">洪水</td> <td rowspan="4">流域雨量発表</td> <td>流域雨量発表</td> <td>江東川流域=6.3、荒瀬川流域=14.1、余野川流域=11.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>江東川流域=(7.5.0)、荒瀬川流域=(11.8.0)、余野川流域=(13.7.0)、播磨川流域=(12.20.0)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>播磨川(1-P)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平均流速</td> <td>12m/s</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暴風</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>暴風</td> <td>12m/s</td> <td>雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>12m/s</td> <td>雪を伴う</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雪</td> <td rowspan="2">降雪の深さ</td> <td>平地</td> <td>12時間降雪の深さ5cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山地</td> <td>12時間降雪の深さ10cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雪</td> <td>降雪量により被害が予想される場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>霧</td> <td>霧</td> <td>10m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>霧氷</td> <td>最小風速6%で実行距離8%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td>①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの積雪</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日照</td> <td>曇りまたは以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td>4月15日以降の夜間 最低気温4℃以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>霜氷</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>霧雪</td> <td>24時間降雪の深さ：平地20cm以上 山地40cm以上 気温：-2℃～2℃</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氷雹</td> <td>1時間雨量</td> <td>10mm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：気象庁ホームページ</p>	警報	大雨	発表回数発表基準		20	土曜日発表基準	土曜日発表回数	130	洪水	流域雨量発表	流域雨量発表	江東川流域=1.9、荒瀬川流域=11.7、余野川流域=14.7		複合基準	江東川流域=(12.6.0)、余野川流域=(14.8.0)		指定河川洪水予報による基準	播磨川(1-P)		平均流速	20m/s		暴風	平均風速	暴風	20m/s		暴風雪	20m/s	雪を伴う	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm		山地	12時間降雪の深さ20cm		注意報	大雨	発表回数発表基準	17		土曜日発表回数	91		洪水	流域雨量発表	流域雨量発表	江東川流域=6.3、荒瀬川流域=14.1、余野川流域=11.7		複合基準	江東川流域=(7.5.0)、荒瀬川流域=(11.8.0)、余野川流域=(13.7.0)、播磨川流域=(12.20.0)		指定河川洪水予報による基準	播磨川(1-P)		平均流速	12m/s		暴風	平均風速	暴風	12m/s	雪を伴う	暴風雪	12m/s	雪を伴う	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm		山地	12時間降雪の深さ10cm		雪	降雪量により被害が予想される場合			霧	霧	10m		霧氷	最小風速6%で実行距離8%			なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの積雪			日照	曇りまたは以下			霜	4月15日以降の夜間 最低気温4℃以下			霜氷				霧雪	24時間降雪の深さ：平地20cm以上 山地40cm以上 気温：-2℃～2℃			氷雹	1時間雨量	10mm		<p>④ 警報・注意報発表基準一覧表 【表13-4】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警報</th> <th rowspan="2">大雨</th> <th colspan="2">発表回数発表基準</th> <th>20</th> </tr> <tr> <th>土曜日発表基準</th> <th>土曜日発表回数</th> <th>130</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">洪水</td> <td rowspan="4">流域雨量発表</td> <td>流域雨量発表</td> <td>江東川流域=4.8、荒瀬川流域=12.3、余野川流域=10.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>複合基準 ※1</td> <td>江東川流域=(12.5.0)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>播磨川(1-P)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平均風速</td> <td>20m/s</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暴風</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>暴風</td> <td>20m/s</td> <td>雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>20m/s</td> <td>雪を伴う</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雪</td> <td rowspan="2">降雪の深さ</td> <td>平地</td> <td>12時間降雪の深さ10cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山地</td> <td>12時間降雪の深さ20cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="14">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>発表回数発表基準</td> <td>15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土曜日発表回数</td> <td>91</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">洪水</td> <td rowspan="4">流域雨量発表</td> <td>流域雨量発表</td> <td>江東川流域=3.2、荒瀬川流域=9.8、余野川流域=12.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>複合基準 ※1</td> <td>江東川流域=(7.3)、荒瀬川流域=(12.7.0)、余野川流域=(11.9.0)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>播磨川(1-P)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平均風速</td> <td>12m/s</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暴風</td> <td rowspan="2">平均風速</td> <td>暴風</td> <td>12m/s</td> <td>雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>12m/s</td> <td>雪を伴う</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雪</td> <td rowspan="2">降雪の深さ</td> <td>平地</td> <td>12時間降雪の深さ5cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山地</td> <td>12時間降雪の深さ10cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雪</td> <td>降雪量により被害が予想される場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>霧</td> <td>霧</td> <td>10m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>霧氷</td> <td>最小風速6%で実行距離8%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td>① 積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ② 積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの積雪 ※2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日照</td> <td>曇りまたは以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td>4月15日以降の夜間 最低気温4℃以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>霜氷</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>霧雪</td> <td>24時間降雪の深さ：平地20cm以上 山地40cm以上 気温：-2℃～2℃</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氷雹</td> <td>1時間雨量</td> <td>10mm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 (流域雨量発表、24時間雨量発表)の値は、(P)による標準値を表しています。 ※2 気温は、(P)地域の気象台の値</p> <p>出典：気象庁ホームページ</p>	警報	大雨	発表回数発表基準		20	土曜日発表基準	土曜日発表回数	130	洪水	流域雨量発表	流域雨量発表	江東川流域=4.8、荒瀬川流域=12.3、余野川流域=10.7		複合基準 ※1	江東川流域=(12.5.0)		指定河川洪水予報による基準	播磨川(1-P)		平均風速	20m/s		暴風	平均風速	暴風	20m/s	雪を伴う	暴風雪	20m/s	雪を伴う	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm		山地	12時間降雪の深さ20cm		注意報	大雨	発表回数発表基準	15		土曜日発表回数	91		洪水	流域雨量発表	流域雨量発表	江東川流域=3.2、荒瀬川流域=9.8、余野川流域=12.6		複合基準 ※1	江東川流域=(7.3)、荒瀬川流域=(12.7.0)、余野川流域=(11.9.0)		指定河川洪水予報による基準	播磨川(1-P)		平均風速	12m/s		暴風	平均風速	暴風	12m/s	雪を伴う	暴風雪	12m/s	雪を伴う	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm		山地	12時間降雪の深さ10cm		雪	降雪量により被害が予想される場合			霧	霧	10m		霧氷	最小風速6%で実行距離8%			なだれ	① 積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ② 積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの積雪 ※2			日照	曇りまたは以下			霜	4月15日以降の夜間 最低気温4℃以下			霜氷				霧雪	24時間降雪の深さ：平地20cm以上 山地40cm以上 気温：-2℃～2℃			氷雹	1時間雨量	10mm		<p>⑥データの更新</p>
警報			大雨	発表回数発表基準		20																																																																																																																																																																																																																												
	土曜日発表基準	土曜日発表回数		130																																																																																																																																																																																																																														
洪水	流域雨量発表	流域雨量発表	江東川流域=1.9、荒瀬川流域=11.7、余野川流域=14.7																																																																																																																																																																																																																															
		複合基準	江東川流域=(12.6.0)、余野川流域=(14.8.0)																																																																																																																																																																																																																															
		指定河川洪水予報による基準	播磨川(1-P)																																																																																																																																																																																																																															
		平均流速	20m/s																																																																																																																																																																																																																															
暴風	平均風速	暴風	20m/s																																																																																																																																																																																																																															
		暴風雪	20m/s	雪を伴う																																																																																																																																																																																																																														
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm																																																																																																																																																																																																																															
		山地	12時間降雪の深さ20cm																																																																																																																																																																																																																															
注意報	大雨	発表回数発表基準	17																																																																																																																																																																																																																															
		土曜日発表回数	91																																																																																																																																																																																																																															
	洪水	流域雨量発表	流域雨量発表	江東川流域=6.3、荒瀬川流域=14.1、余野川流域=11.7																																																																																																																																																																																																																														
			複合基準	江東川流域=(7.5.0)、荒瀬川流域=(11.8.0)、余野川流域=(13.7.0)、播磨川流域=(12.20.0)																																																																																																																																																																																																																														
			指定河川洪水予報による基準	播磨川(1-P)																																																																																																																																																																																																																														
			平均流速	12m/s																																																																																																																																																																																																																														
	暴風	平均風速	暴風	12m/s	雪を伴う																																																																																																																																																																																																																													
			暴風雪	12m/s	雪を伴う																																																																																																																																																																																																																													
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm																																																																																																																																																																																																																														
			山地	12時間降雪の深さ10cm																																																																																																																																																																																																																														
	雪	降雪量により被害が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																
	霧	霧	10m																																																																																																																																																																																																																															
	霧氷	最小風速6%で実行距離8%																																																																																																																																																																																																																																
	なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの積雪																																																																																																																																																																																																																																
日照	曇りまたは以下																																																																																																																																																																																																																																	
霜	4月15日以降の夜間 最低気温4℃以下																																																																																																																																																																																																																																	
霜氷																																																																																																																																																																																																																																		
霧雪	24時間降雪の深さ：平地20cm以上 山地40cm以上 気温：-2℃～2℃																																																																																																																																																																																																																																	
氷雹	1時間雨量	10mm																																																																																																																																																																																																																																
警報	大雨	発表回数発表基準		20																																																																																																																																																																																																																														
		土曜日発表基準	土曜日発表回数	130																																																																																																																																																																																																																														
洪水	流域雨量発表	流域雨量発表	江東川流域=4.8、荒瀬川流域=12.3、余野川流域=10.7																																																																																																																																																																																																																															
		複合基準 ※1	江東川流域=(12.5.0)																																																																																																																																																																																																																															
		指定河川洪水予報による基準	播磨川(1-P)																																																																																																																																																																																																																															
		平均風速	20m/s																																																																																																																																																																																																																															
暴風	平均風速	暴風	20m/s	雪を伴う																																																																																																																																																																																																																														
		暴風雪	20m/s	雪を伴う																																																																																																																																																																																																																														
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm																																																																																																																																																																																																																															
		山地	12時間降雪の深さ20cm																																																																																																																																																																																																																															
注意報	大雨	発表回数発表基準	15																																																																																																																																																																																																																															
		土曜日発表回数	91																																																																																																																																																																																																																															
	洪水	流域雨量発表	流域雨量発表	江東川流域=3.2、荒瀬川流域=9.8、余野川流域=12.6																																																																																																																																																																																																																														
			複合基準 ※1	江東川流域=(7.3)、荒瀬川流域=(12.7.0)、余野川流域=(11.9.0)																																																																																																																																																																																																																														
			指定河川洪水予報による基準	播磨川(1-P)																																																																																																																																																																																																																														
			平均風速	12m/s																																																																																																																																																																																																																														
	暴風	平均風速	暴風	12m/s	雪を伴う																																																																																																																																																																																																																													
			暴風雪	12m/s	雪を伴う																																																																																																																																																																																																																													
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm																																																																																																																																																																																																																														
			山地	12時間降雪の深さ10cm																																																																																																																																																																																																																														
	雪	降雪量により被害が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																
	霧	霧	10m																																																																																																																																																																																																																															
	霧氷	最小風速6%で実行距離8%																																																																																																																																																																																																																																
	なだれ	① 積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ② 積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの積雪 ※2																																																																																																																																																																																																																																
日照	曇りまたは以下																																																																																																																																																																																																																																	
霜	4月15日以降の夜間 最低気温4℃以下																																																																																																																																																																																																																																	
霜氷																																																																																																																																																																																																																																		
霧雪	24時間降雪の深さ：平地20cm以上 山地40cm以上 気温：-2℃～2℃																																																																																																																																																																																																																																	
氷雹	1時間雨量	10mm																																																																																																																																																																																																																																

新旧対照表(58/81)

現行計画		修正案		備考																																																																																											
<p>13-2 地震情報</p> <p>②木造建築物(住宅)の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">震度階級</th> <th colspan="2">木造建築物(住宅)</th> </tr> <tr> <th>耐震性が高い・耐震性が低い¹⁾</th> <th>耐震性が低い・耐震性が低い²⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5弱</td> <td>—</td> <td>壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。</td> </tr> <tr> <td>5強</td> <td>—</td> <td>壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。</td> </tr> <tr> <td>6弱</td> <td>壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。</td> <td>壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。</td> </tr> <tr> <td>6強</td> <td>壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。</td> <td>壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。</td> </tr> <tr> <th colspan="3">震度階級</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">7</th> <th colspan="2">木造建築物(住宅)</th> </tr> <tr> <th>耐震性が高い・耐震性が低い¹⁾</th> <th>耐震性が低い・耐震性が低い²⁾</th> </tr> <tr> <td>7</td> <td>壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。</td> <td>傾くものや、倒れるものが増える。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>③地盤・斜面等の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>震度階級</th> <th>地盤の状況</th> <th>斜面等の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5弱</td> <td rowspan="2">亀裂¹⁾や液状化²⁾が生じることがある。</td> <td rowspan="2">落石やがけ崩れが発生することがある。</td> </tr> <tr> <td>5強</td> </tr> <tr> <td>6弱</td> <td>地割れが生じることがある。</td> <td>がけ崩れや地すべりが発生することがある。</td> </tr> <tr> <td>6強</td> <td>大きな地割れが生じることがある。</td> <td>がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある³⁾。</td> </tr> <tr> <th colspan="3">震度階級</th> </tr> <tr> <th>7</th> <td>壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。</td> <td>壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや1状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。</td> </tr> </tbody> </table>		震度階級	木造建築物(住宅)		耐震性が高い・耐震性が低い ¹⁾	耐震性が低い・耐震性が低い ²⁾	5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。	震度階級			7	木造建築物(住宅)		耐震性が高い・耐震性が低い ¹⁾	耐震性が低い・耐震性が低い ²⁾	7	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものが増える。	震度階級	地盤の状況	斜面等の状況	5弱	亀裂 ¹⁾ や液状化 ²⁾ が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。	5強	6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。	6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ³⁾ 。	震度階級			7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや1状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。	<p>13-2 地震情報</p> <p>②木造建築物(住宅)の状況⁴⁾</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">震度階級</th> <th colspan="2">木造建築物(住宅)⁴⁾</th> </tr> <tr> <th>耐震性が高い¹⁾</th> <th>耐震性が低い²⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5弱</td> <td>—⁴⁾</td> <td>壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>5強</td> <td>—⁴⁾</td> <td>壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>6弱</td> <td>壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。⁴⁾</td> <td>壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>6強</td> <td>壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。⁴⁾</td> <td>壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。⁴⁾</td> </tr> <tr> <th colspan="3">木造建築物(住宅)⁴⁾</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">7</th> <th colspan="2">耐震性が低い・耐震性が低い¹⁾</th> </tr> <tr> <th>耐震性が低い¹⁾</th> <th>耐震性が低い²⁾</th> </tr> <tr> <td>7</td> <td>壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。⁴⁾まれに傾くことがある。⁴⁾</td> <td>傾くものや、倒れるものが増える。⁴⁾</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>③地盤・斜面等の状況⁴⁾</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>震度階級⁴⁾</th> <th>地盤の状況⁴⁾</th> <th>斜面等の状況⁴⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5弱⁴⁾</td> <td rowspan="2">亀裂¹⁾や液状化²⁾が生じることがある。⁴⁾</td> <td rowspan="2">落石やがけ崩れが発生することがある。⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>5強⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>6弱⁴⁾</td> <td>地割れが生じることがある。⁴⁾</td> <td>がけ崩れや地すべりが発生することがある。⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>6強⁴⁾</td> <td>大きな地割れが生じることがある。⁴⁾</td> <td>がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある³⁾。⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>7⁴⁾</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		震度階級	木造建築物(住宅) ⁴⁾		耐震性が高い ¹⁾	耐震性が低い ²⁾	5弱	— ⁴⁾	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 ⁴⁾	5強	— ⁴⁾	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 ⁴⁾	6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 ⁴⁾	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 ⁴⁾	6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 ⁴⁾	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。 ⁴⁾	木造建築物(住宅) ⁴⁾			7	耐震性が低い・耐震性が低い ¹⁾		耐震性が低い ¹⁾	耐震性が低い ²⁾	7	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。 ⁴⁾ まれに傾くことがある。 ⁴⁾	傾くものや、倒れるものが増える。 ⁴⁾	震度階級 ⁴⁾	地盤の状況 ⁴⁾	斜面等の状況 ⁴⁾	5弱 ⁴⁾	亀裂 ¹⁾ や液状化 ²⁾ が生じることがある。 ⁴⁾	落石やがけ崩れが発生することがある。 ⁴⁾	5強 ⁴⁾	6弱 ⁴⁾	地割れが生じることがある。 ⁴⁾	がけ崩れや地すべりが発生することがある。 ⁴⁾	6強 ⁴⁾	大きな地割れが生じることがある。 ⁴⁾	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ³⁾ 。 ⁴⁾	7 ⁴⁾	—	—	<p>P84</p> <p>⑩誤植の修正</p> <p>P85</p> <p>⑥データの更新</p>
震度階級	木造建築物(住宅)																																																																																														
	耐震性が高い・耐震性が低い ¹⁾	耐震性が低い・耐震性が低い ²⁾																																																																																													
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。																																																																																													
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。																																																																																													
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。																																																																																													
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。																																																																																													
震度階級																																																																																															
7	木造建築物(住宅)																																																																																														
	耐震性が高い・耐震性が低い ¹⁾	耐震性が低い・耐震性が低い ²⁾																																																																																													
7	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものが増える。																																																																																													
震度階級	地盤の状況	斜面等の状況																																																																																													
5弱	亀裂 ¹⁾ や液状化 ²⁾ が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。																																																																																													
5強																																																																																															
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。																																																																																													
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ³⁾ 。																																																																																													
震度階級																																																																																															
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや1状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。																																																																																													
震度階級	木造建築物(住宅) ⁴⁾																																																																																														
	耐震性が高い ¹⁾	耐震性が低い ²⁾																																																																																													
5弱	— ⁴⁾	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 ⁴⁾																																																																																													
5強	— ⁴⁾	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 ⁴⁾																																																																																													
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 ⁴⁾	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 ⁴⁾																																																																																													
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 ⁴⁾	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。 ⁴⁾																																																																																													
木造建築物(住宅) ⁴⁾																																																																																															
7	耐震性が低い・耐震性が低い ¹⁾																																																																																														
	耐震性が低い ¹⁾	耐震性が低い ²⁾																																																																																													
7	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。 ⁴⁾ まれに傾くことがある。 ⁴⁾	傾くものや、倒れるものが増える。 ⁴⁾																																																																																													
震度階級 ⁴⁾	地盤の状況 ⁴⁾	斜面等の状況 ⁴⁾																																																																																													
5弱 ⁴⁾	亀裂 ¹⁾ や液状化 ²⁾ が生じることがある。 ⁴⁾	落石やがけ崩れが発生することがある。 ⁴⁾																																																																																													
5強 ⁴⁾																																																																																															
6弱 ⁴⁾	地割れが生じることがある。 ⁴⁾	がけ崩れや地すべりが発生することがある。 ⁴⁾																																																																																													
6強 ⁴⁾	大きな地割れが生じることがある。 ⁴⁾	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ³⁾ 。 ⁴⁾																																																																																													
7 ⁴⁾	—	—																																																																																													

新 旧 対 照 表 (5 9 / 8 1)

現 行 計 画	修 正 案	備 考																																																																																
<p>1 4 気象等観測業務 1 4 - 1 雨量観測所</p> <p>【表14-1 雨量観測所】</p> <table border="1" data-bbox="129 319 918 722"> <thead> <tr> <th>観測所</th> <th>河川名</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊 中</td> <td></td> <td>豊中市富田西町</td> <td>大阪管区気象台</td> </tr> <tr> <td>上池田</td> <td>猪名川</td> <td>池田市上池田2丁目</td> <td>猪名川河川事務所</td> </tr> <tr> <td>伏見台</td> <td></td> <td>池田市伏見台(伏見第2号水中継ポンプ場)</td> <td>池田土木事務所</td> </tr> <tr> <td>伏見町</td> <td></td> <td>池田市東山(越前分署)</td> <td>池田土木事務所</td> </tr> <tr> <td>五尾山麓園</td> <td></td> <td>池田市木加町(日の丸展望台)</td> <td>池田土木事務所</td> </tr> <tr> <td>池 田</td> <td>猪名川</td> <td>池田市池田1丁目</td> <td>池田土木事務所</td> </tr> <tr> <td>下止々呂美</td> <td>余野川</td> <td>箕面町下止々呂美</td> <td>池田土木事務所</td> </tr> <tr> <td>六尾山</td> <td></td> <td>箕面町</td> <td>池田土木事務所</td> </tr> <tr> <td>春日橋</td> <td></td> <td>豊中市本町</td> <td>池田土木事務所</td> </tr> </tbody> </table>	観測所	河川名	所在地	管理者	豊 中		豊中市富田西町	大阪管区気象台	上池田	猪名川	池田市上池田2丁目	猪名川河川事務所	伏見台		池田市伏見台(伏見第2号水中継ポンプ場)	池田土木事務所	伏見町		池田市東山(越前分署)	池田土木事務所	五尾山麓園		池田市木加町(日の丸展望台)	池田土木事務所	池 田	猪名川	池田市池田1丁目	池田土木事務所	下止々呂美	余野川	箕面町下止々呂美	池田土木事務所	六尾山		箕面町	池田土木事務所	春日橋		豊中市本町	池田土木事務所	<p>1 4 気象等観測業務 1 4 - 1 雨量観測所</p> <p>【表14-1 雨量観測所】</p> <table border="1" data-bbox="974 319 1780 722"> <thead> <tr> <th>観測所</th> <th>河川名</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊 中</td> <td></td> <td>豊中市富田西町</td> <td>大阪管区気象台</td> </tr> <tr> <td>上池田</td> <td>猪名川</td> <td>池田市上池田2丁目</td> <td>猪名川河川事務所</td> </tr> <tr> <td>伏見台</td> <td></td> <td>池田市伏見台1丁目(伏見第2号水中継ポンプ場)</td> <td>池田土木事務所</td> </tr> <tr> <td>伏見町</td> <td></td> <td>池田市東山(越前分署)</td> <td>池田土木事務所</td> </tr> <tr> <td>五尾山麓園</td> <td></td> <td>池田市木加町(日の丸展望台)</td> <td>池田土木事務所</td> </tr> <tr> <td>池 田</td> <td>猪名川</td> <td>池田市池田1丁目(池田土木事務所)</td> <td>池田土木事務所</td> </tr> <tr> <td>下止々呂美</td> <td>余野川</td> <td>箕面町下止々呂美</td> <td>池田土木事務所</td> </tr> <tr> <td>六尾山</td> <td></td> <td>箕面町新橋1丁目</td> <td>池田土木事務所</td> </tr> <tr> <td>春日橋</td> <td>千早川</td> <td>豊中市本町</td> <td>池田土木事務所</td> </tr> </tbody> </table>	観測所	河川名	所在地	管理者	豊 中		豊中市富田西町	大阪管区気象台	上池田	猪名川	池田市上池田2丁目	猪名川河川事務所	伏見台		池田市伏見台1丁目(伏見第2号水中継ポンプ場)	池田土木事務所	伏見町		池田市東山(越前分署)	池田土木事務所	五尾山麓園		池田市木加町(日の丸展望台)	池田土木事務所	池 田	猪名川	池田市池田1丁目(池田土木事務所)	池田土木事務所	下止々呂美	余野川	箕面町下止々呂美	池田土木事務所	六尾山		箕面町新橋1丁目	池田土木事務所	春日橋	千早川	豊中市本町	池田土木事務所	<p>P 8 7</p> <p>⑨記述内容の精度向上</p>
観測所	河川名	所在地	管理者																																																																															
豊 中		豊中市富田西町	大阪管区気象台																																																																															
上池田	猪名川	池田市上池田2丁目	猪名川河川事務所																																																																															
伏見台		池田市伏見台(伏見第2号水中継ポンプ場)	池田土木事務所																																																																															
伏見町		池田市東山(越前分署)	池田土木事務所																																																																															
五尾山麓園		池田市木加町(日の丸展望台)	池田土木事務所																																																																															
池 田	猪名川	池田市池田1丁目	池田土木事務所																																																																															
下止々呂美	余野川	箕面町下止々呂美	池田土木事務所																																																																															
六尾山		箕面町	池田土木事務所																																																																															
春日橋		豊中市本町	池田土木事務所																																																																															
観測所	河川名	所在地	管理者																																																																															
豊 中		豊中市富田西町	大阪管区気象台																																																																															
上池田	猪名川	池田市上池田2丁目	猪名川河川事務所																																																																															
伏見台		池田市伏見台1丁目(伏見第2号水中継ポンプ場)	池田土木事務所																																																																															
伏見町		池田市東山(越前分署)	池田土木事務所																																																																															
五尾山麓園		池田市木加町(日の丸展望台)	池田土木事務所																																																																															
池 田	猪名川	池田市池田1丁目(池田土木事務所)	池田土木事務所																																																																															
下止々呂美	余野川	箕面町下止々呂美	池田土木事務所																																																																															
六尾山		箕面町新橋1丁目	池田土木事務所																																																																															
春日橋	千早川	豊中市本町	池田土木事務所																																																																															

新旧対照表(60/81)

現行計画		修正案	備考																																																																																															
15 被害状況等報告基準 【表15 被害状況等報告基準】		15 被害状況等報告基準 【表15 被害状況等報告基準】	P89 ⑥出典資料の更新 (最新情報への更新)																																																																																															
<p>(S46.6.14 内閣府大抵目録審議委員通知 旧)13.6.28 内閣府政策推進官(防災担当通知)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害項目</th> <th>報告基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死者</td> <td>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができず死亡したことが確実なものとする。</td> </tr> <tr> <td>行方不明</td> <td>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。</td> </tr> <tr> <td>負傷者(医療者・医療者)</td> <td>災害のため負傷し、医師の診察を受けまたは受ける必要があるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。</td> </tr> <tr> <td>住家</td> <td>被害に居住のため使用している建築物をいふ(社会通念上の住家であるかどうかを問わない)。</td> </tr> <tr> <td>住居</td> <td>生野を一つにしている通常の生活単位をいう。</td> </tr> <tr> <td>全壊(全壊)</td> <td>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、焼損、焼失したもの、または住家の構造が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の構造、焼失もしくは喪失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上を占めた程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害在住家全体に占める損害割合が50%以上を占めた程度のもとする。</td> </tr> <tr> <td>半壊(半壊)</td> <td>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の構造が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損傷部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害在住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満のものとする。</td> </tr> <tr> <td>一部倒壊</td> <td>構造の機能が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラスなど破れた程度のもとは除く。</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>その住家の床上以上に浸水したものと及び全壊又は半壊には該当しないが土砂竹木などのため一時的に居住することができないもの。</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。</td> </tr> <tr> <td>非住家の被害</td> <td>非住家(住家以外の建物)のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの、ならびに宮の堂、学校、病院、公民館、神社、仏閣は非住家とする。ただし、これらの施設に被害、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 「公共建物」とは、例えば、診療所、公民館、社会福祉施設の公庫又は公共の用に供する建物とする。「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土庫、車庫等の建物とする。</td> </tr> <tr> <td>道路の被害</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>流失・埋没</td> <td>路土が流失し、又は埋没等のため通行が不能となったもの。</td> </tr> <tr> <td>冠水</td> <td>積付作物の乾燥がみえなくなる程度に水につかったもの。</td> </tr> <tr> <td>文教施設</td> <td>小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路供養」とは、高度自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部橋梁し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。</td> </tr> <tr> <td>橋梁</td> <td>「橋梁」とは、道路を維持するために河川、運河等の上に架設された構造物とする。 「橋梁流失」とは、橋梁の一部又は全部が流失し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>「河川」とは、河川法(昭和30年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水門、其他の他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河川とする。 「堤防供養」とは、河川法(昭和30年法律第167号)及び2條第1項の堤防、あるいは他の堤防が供養し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</td> </tr> <tr> <td>堤防</td> <td>「堤防」とは、河川法(昭和30年法律第167号)第2条第3項に規定する河川堤防、外かく堤防、けい留堤防、又は堤防の利用及び管理に重要な交通施設とする。</td> </tr> <tr> <td>砂防</td> <td>「砂防」とは、砂防法(昭和30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が適用される砂防のための施設又は同法第3条の規定によって同法が適用される天然の河川とする。</td> </tr> <tr> <td>海岸施設</td> <td>「海岸施設」とは、ごみ処理及び防犯施設とする。</td> </tr> <tr> <td>鉄道</td> <td>「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		被害項目	報告基準	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができず死亡したことが確実なものとする。	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。	負傷者(医療者・医療者)	災害のため負傷し、医師の診察を受けまたは受ける必要があるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。	住家	被害に居住のため使用している建築物をいふ(社会通念上の住家であるかどうかを問わない)。	住居	生野を一つにしている通常の生活単位をいう。	全壊(全壊)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、焼損、焼失したもの、または住家の構造が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の構造、焼失もしくは喪失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上を占めた程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害在住家全体に占める損害割合が50%以上を占めた程度のもとする。	半壊(半壊)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の構造が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損傷部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害在住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満のものとする。	一部倒壊	構造の機能が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラスなど破れた程度のもとは除く。	床上浸水	その住家の床上以上に浸水したものと及び全壊又は半壊には該当しないが土砂竹木などのため一時的に居住することができないもの。	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。	非住家の被害	非住家(住家以外の建物)のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの、ならびに宮の堂、学校、病院、公民館、神社、仏閣は非住家とする。ただし、これらの施設に被害、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 「公共建物」とは、例えば、診療所、公民館、社会福祉施設の公庫又は公共の用に供する建物とする。「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土庫、車庫等の建物とする。	道路の被害	<table border="1"> <tr> <td>流失・埋没</td> <td>路土が流失し、又は埋没等のため通行が不能となったもの。</td> </tr> <tr> <td>冠水</td> <td>積付作物の乾燥がみえなくなる程度に水につかったもの。</td> </tr> <tr> <td>文教施設</td> <td>小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路供養」とは、高度自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部橋梁し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。</td> </tr> <tr> <td>橋梁</td> <td>「橋梁」とは、道路を維持するために河川、運河等の上に架設された構造物とする。 「橋梁流失」とは、橋梁の一部又は全部が流失し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>「河川」とは、河川法(昭和30年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水門、其他の他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河川とする。 「堤防供養」とは、河川法(昭和30年法律第167号)及び2條第1項の堤防、あるいは他の堤防が供養し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</td> </tr> <tr> <td>堤防</td> <td>「堤防」とは、河川法(昭和30年法律第167号)第2条第3項に規定する河川堤防、外かく堤防、けい留堤防、又は堤防の利用及び管理に重要な交通施設とする。</td> </tr> <tr> <td>砂防</td> <td>「砂防」とは、砂防法(昭和30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が適用される砂防のための施設又は同法第3条の規定によって同法が適用される天然の河川とする。</td> </tr> <tr> <td>海岸施設</td> <td>「海岸施設」とは、ごみ処理及び防犯施設とする。</td> </tr> <tr> <td>鉄道</td> <td>「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。</td> </tr> </table>	流失・埋没	路土が流失し、又は埋没等のため通行が不能となったもの。	冠水	積付作物の乾燥がみえなくなる程度に水につかったもの。	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。	道路	「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路供養」とは、高度自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部橋梁し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	橋梁	「橋梁」とは、道路を維持するために河川、運河等の上に架設された構造物とする。 「橋梁流失」とは、橋梁の一部又は全部が流失し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	河川	「河川」とは、河川法(昭和30年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水門、其他の他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河川とする。 「堤防供養」とは、河川法(昭和30年法律第167号)及び2條第1項の堤防、あるいは他の堤防が供養し、復旧工事を要する程度の被害をいう。	堤防	「堤防」とは、河川法(昭和30年法律第167号)第2条第3項に規定する河川堤防、外かく堤防、けい留堤防、又は堤防の利用及び管理に重要な交通施設とする。	砂防	「砂防」とは、砂防法(昭和30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が適用される砂防のための施設又は同法第3条の規定によって同法が適用される天然の河川とする。	海岸施設	「海岸施設」とは、ごみ処理及び防犯施設とする。	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。	<p>(昭和三十五年(昭和55年)5月13日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害項目</th> <th>報告基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死者</td> <td>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができず死亡したことが確実なものとする。</td> </tr> <tr> <td>行方不明</td> <td>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。</td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>当該災害により負傷し、医師の診察を受け、又は受ける必要があるもののうち1月以上の治療を要する見込みの者。</td> </tr> <tr> <td>住家</td> <td>被害に居住のため使用している建築物をいふ(社会通念上の住家であるかどうかを問わない)。</td> </tr> <tr> <td>住居</td> <td>住家(その居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、焼損、焼失したもの、又は住家の構造が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の構造若しくは喪失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上を占めた程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害在住家全体に占める損害割合が50%以上を占めた程度のもとする。</td> </tr> <tr> <td>全壊</td> <td>住家(その居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の構造が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損傷部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害在住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満のものとする。</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>住家(その居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の構造が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損傷部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害在住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満のものとする。</td> </tr> <tr> <td>一部倒壊</td> <td>中層以上の建築物の構造で、機能を必要とする程度のもの(床上浸水及び床下浸水に該当するものも含む)。ただし、ガラスが破れた程度のもとは除く。</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木などのため一時的に居住することができないもの。</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。</td> </tr> <tr> <td>公共建物</td> <td>診療所、公民館、公立保育所等の公庫又は公共の用に供する建物のうち、全壊又は半壊の被害を受けたもの。(人が居住しているときは、当該部分は住家とする。)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>公民館以外の倉庫、土庫、車庫等の建物のうち、全壊又は半壊の被害を受けたもの。(人が居住しているときは、当該部分は住家とする。)</td> </tr> <tr> <td>道路の被害</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>流失・埋没</td> <td>路土が流失し、又は埋没等のため通行が不能となったもの。</td> </tr> <tr> <td>冠水</td> <td>積付作物の乾燥がみえなくなる程度に水につかったもの。</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、同法第180号、及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>道路法又は道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。</td> </tr> <tr> <td>橋梁</td> <td>道路を維持するために河川、運河等の上に架設された構造物とする。</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水門、若しくはその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河川とする。</td> </tr> <tr> <td>堤防</td> <td>河川法(昭和30年法律第167号)第2条第3項に規定する河川堤防、外かく堤防、けい留堤防、又は堤防の利用及び管理に重要な交通施設とする。</td> </tr> <tr> <td>砂防</td> <td>砂防法(昭和30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が適用される砂防のための施設又は同法第3条の規定によって同法が適用される天然の河川とする。</td> </tr> <tr> <td>海岸施設</td> <td>ごみ処理及び防犯施設とする。</td> </tr> <tr> <td>鉄道不通</td> <td>汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。</td> </tr> <tr> <td>被害施設</td> <td>そののみをもって運行するもの以外の場合、船体が没し、航行不能になったものと及び流失し、航行が不能になったもの、並びに修理しながらか航行できない程度の被害を受けたものとする。</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	被害項目	報告基準	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができず死亡したことが確実なものとする。	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。	負傷者	当該災害により負傷し、医師の診察を受け、又は受ける必要があるもののうち1月以上の治療を要する見込みの者。	住家	被害に居住のため使用している建築物をいふ(社会通念上の住家であるかどうかを問わない)。	住居	住家(その居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、焼損、焼失したもの、又は住家の構造が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の構造若しくは喪失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上を占めた程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害在住家全体に占める損害割合が50%以上を占めた程度のもとする。	全壊	住家(その居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の構造が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損傷部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害在住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満のものとする。	半壊	住家(その居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の構造が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損傷部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害在住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満のものとする。	一部倒壊	中層以上の建築物の構造で、機能を必要とする程度のもの(床上浸水及び床下浸水に該当するものも含む)。ただし、ガラスが破れた程度のもとは除く。	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木などのため一時的に居住することができないもの。	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。	公共建物	診療所、公民館、公立保育所等の公庫又は公共の用に供する建物のうち、全壊又は半壊の被害を受けたもの。(人が居住しているときは、当該部分は住家とする。)	その他	公民館以外の倉庫、土庫、車庫等の建物のうち、全壊又は半壊の被害を受けたもの。(人が居住しているときは、当該部分は住家とする。)	道路の被害	<table border="1"> <tr> <td>流失・埋没</td> <td>路土が流失し、又は埋没等のため通行が不能となったもの。</td> </tr> <tr> <td>冠水</td> <td>積付作物の乾燥がみえなくなる程度に水につかったもの。</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、同法第180号、及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>道路法又は道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。</td> </tr> <tr> <td>橋梁</td> <td>道路を維持するために河川、運河等の上に架設された構造物とする。</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水門、若しくはその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河川とする。</td> </tr> <tr> <td>堤防</td> <td>河川法(昭和30年法律第167号)第2条第3項に規定する河川堤防、外かく堤防、けい留堤防、又は堤防の利用及び管理に重要な交通施設とする。</td> </tr> <tr> <td>砂防</td> <td>砂防法(昭和30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が適用される砂防のための施設又は同法第3条の規定によって同法が適用される天然の河川とする。</td> </tr> <tr> <td>海岸施設</td> <td>ごみ処理及び防犯施設とする。</td> </tr> <tr> <td>鉄道不通</td> <td>汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。</td> </tr> <tr> <td>被害施設</td> <td>そののみをもって運行するもの以外の場合、船体が没し、航行不能になったものと及び流失し、航行が不能になったもの、並びに修理しながらか航行できない程度の被害を受けたものとする。</td> </tr> </table>	流失・埋没	路土が流失し、又は埋没等のため通行が不能となったもの。	冠水	積付作物の乾燥がみえなくなる程度に水につかったもの。	学校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、同法第180号、及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。	道路	道路法又は道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。	橋梁	道路を維持するために河川、運河等の上に架設された構造物とする。	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水門、若しくはその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河川とする。	堤防	河川法(昭和30年法律第167号)第2条第3項に規定する河川堤防、外かく堤防、けい留堤防、又は堤防の利用及び管理に重要な交通施設とする。	砂防	砂防法(昭和30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が適用される砂防のための施設又は同法第3条の規定によって同法が適用される天然の河川とする。	海岸施設	ごみ処理及び防犯施設とする。	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。	被害施設	そののみをもって運行するもの以外の場合、船体が没し、航行不能になったものと及び流失し、航行が不能になったもの、並びに修理しながらか航行できない程度の被害を受けたものとする。
被害項目	報告基準																																																																																																	
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができず死亡したことが確実なものとする。																																																																																																	
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。																																																																																																	
負傷者(医療者・医療者)	災害のため負傷し、医師の診察を受けまたは受ける必要があるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。																																																																																																	
住家	被害に居住のため使用している建築物をいふ(社会通念上の住家であるかどうかを問わない)。																																																																																																	
住居	生野を一つにしている通常の生活単位をいう。																																																																																																	
全壊(全壊)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、焼損、焼失したもの、または住家の構造が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の構造、焼失もしくは喪失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上を占めた程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害在住家全体に占める損害割合が50%以上を占めた程度のもとする。																																																																																																	
半壊(半壊)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の構造が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損傷部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害在住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満のものとする。																																																																																																	
一部倒壊	構造の機能が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラスなど破れた程度のもとは除く。																																																																																																	
床上浸水	その住家の床上以上に浸水したものと及び全壊又は半壊には該当しないが土砂竹木などのため一時的に居住することができないもの。																																																																																																	
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。																																																																																																	
非住家の被害	非住家(住家以外の建物)のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの、ならびに宮の堂、学校、病院、公民館、神社、仏閣は非住家とする。ただし、これらの施設に被害、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 「公共建物」とは、例えば、診療所、公民館、社会福祉施設の公庫又は公共の用に供する建物とする。「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土庫、車庫等の建物とする。																																																																																																	
道路の被害	<table border="1"> <tr> <td>流失・埋没</td> <td>路土が流失し、又は埋没等のため通行が不能となったもの。</td> </tr> <tr> <td>冠水</td> <td>積付作物の乾燥がみえなくなる程度に水につかったもの。</td> </tr> <tr> <td>文教施設</td> <td>小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路供養」とは、高度自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部橋梁し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。</td> </tr> <tr> <td>橋梁</td> <td>「橋梁」とは、道路を維持するために河川、運河等の上に架設された構造物とする。 「橋梁流失」とは、橋梁の一部又は全部が流失し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>「河川」とは、河川法(昭和30年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水門、其他の他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河川とする。 「堤防供養」とは、河川法(昭和30年法律第167号)及び2條第1項の堤防、あるいは他の堤防が供養し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</td> </tr> <tr> <td>堤防</td> <td>「堤防」とは、河川法(昭和30年法律第167号)第2条第3項に規定する河川堤防、外かく堤防、けい留堤防、又は堤防の利用及び管理に重要な交通施設とする。</td> </tr> <tr> <td>砂防</td> <td>「砂防」とは、砂防法(昭和30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が適用される砂防のための施設又は同法第3条の規定によって同法が適用される天然の河川とする。</td> </tr> <tr> <td>海岸施設</td> <td>「海岸施設」とは、ごみ処理及び防犯施設とする。</td> </tr> <tr> <td>鉄道</td> <td>「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。</td> </tr> </table>	流失・埋没	路土が流失し、又は埋没等のため通行が不能となったもの。	冠水	積付作物の乾燥がみえなくなる程度に水につかったもの。	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。	道路	「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路供養」とは、高度自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部橋梁し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	橋梁	「橋梁」とは、道路を維持するために河川、運河等の上に架設された構造物とする。 「橋梁流失」とは、橋梁の一部又は全部が流失し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	河川	「河川」とは、河川法(昭和30年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水門、其他の他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河川とする。 「堤防供養」とは、河川法(昭和30年法律第167号)及び2條第1項の堤防、あるいは他の堤防が供養し、復旧工事を要する程度の被害をいう。	堤防	「堤防」とは、河川法(昭和30年法律第167号)第2条第3項に規定する河川堤防、外かく堤防、けい留堤防、又は堤防の利用及び管理に重要な交通施設とする。	砂防	「砂防」とは、砂防法(昭和30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が適用される砂防のための施設又は同法第3条の規定によって同法が適用される天然の河川とする。	海岸施設	「海岸施設」とは、ごみ処理及び防犯施設とする。	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。																																																																													
流失・埋没	路土が流失し、又は埋没等のため通行が不能となったもの。																																																																																																	
冠水	積付作物の乾燥がみえなくなる程度に水につかったもの。																																																																																																	
文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。																																																																																																	
道路	「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路供養」とは、高度自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部橋梁し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。																																																																																																	
橋梁	「橋梁」とは、道路を維持するために河川、運河等の上に架設された構造物とする。 「橋梁流失」とは、橋梁の一部又は全部が流失し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。																																																																																																	
河川	「河川」とは、河川法(昭和30年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水門、其他の他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河川とする。 「堤防供養」とは、河川法(昭和30年法律第167号)及び2條第1項の堤防、あるいは他の堤防が供養し、復旧工事を要する程度の被害をいう。																																																																																																	
堤防	「堤防」とは、河川法(昭和30年法律第167号)第2条第3項に規定する河川堤防、外かく堤防、けい留堤防、又は堤防の利用及び管理に重要な交通施設とする。																																																																																																	
砂防	「砂防」とは、砂防法(昭和30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が適用される砂防のための施設又は同法第3条の規定によって同法が適用される天然の河川とする。																																																																																																	
海岸施設	「海岸施設」とは、ごみ処理及び防犯施設とする。																																																																																																	
鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。																																																																																																	
被害項目	報告基準																																																																																																	
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができず死亡したことが確実なものとする。																																																																																																	
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。																																																																																																	
負傷者	当該災害により負傷し、医師の診察を受け、又は受ける必要があるもののうち1月以上の治療を要する見込みの者。																																																																																																	
住家	被害に居住のため使用している建築物をいふ(社会通念上の住家であるかどうかを問わない)。																																																																																																	
住居	住家(その居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、焼損、焼失したもの、又は住家の構造が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の構造若しくは喪失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上を占めた程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害在住家全体に占める損害割合が50%以上を占めた程度のもとする。																																																																																																	
全壊	住家(その居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の構造が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損傷部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害在住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満のものとする。																																																																																																	
半壊	住家(その居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の構造が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損傷部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害在住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満のものとする。																																																																																																	
一部倒壊	中層以上の建築物の構造で、機能を必要とする程度のもの(床上浸水及び床下浸水に該当するものも含む)。ただし、ガラスが破れた程度のもとは除く。																																																																																																	
床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木などのため一時的に居住することができないもの。																																																																																																	
床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。																																																																																																	
公共建物	診療所、公民館、公立保育所等の公庫又は公共の用に供する建物のうち、全壊又は半壊の被害を受けたもの。(人が居住しているときは、当該部分は住家とする。)																																																																																																	
その他	公民館以外の倉庫、土庫、車庫等の建物のうち、全壊又は半壊の被害を受けたもの。(人が居住しているときは、当該部分は住家とする。)																																																																																																	
道路の被害	<table border="1"> <tr> <td>流失・埋没</td> <td>路土が流失し、又は埋没等のため通行が不能となったもの。</td> </tr> <tr> <td>冠水</td> <td>積付作物の乾燥がみえなくなる程度に水につかったもの。</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、同法第180号、及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>道路法又は道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。</td> </tr> <tr> <td>橋梁</td> <td>道路を維持するために河川、運河等の上に架設された構造物とする。</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水門、若しくはその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河川とする。</td> </tr> <tr> <td>堤防</td> <td>河川法(昭和30年法律第167号)第2条第3項に規定する河川堤防、外かく堤防、けい留堤防、又は堤防の利用及び管理に重要な交通施設とする。</td> </tr> <tr> <td>砂防</td> <td>砂防法(昭和30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が適用される砂防のための施設又は同法第3条の規定によって同法が適用される天然の河川とする。</td> </tr> <tr> <td>海岸施設</td> <td>ごみ処理及び防犯施設とする。</td> </tr> <tr> <td>鉄道不通</td> <td>汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。</td> </tr> <tr> <td>被害施設</td> <td>そののみをもって運行するもの以外の場合、船体が没し、航行不能になったものと及び流失し、航行が不能になったもの、並びに修理しながらか航行できない程度の被害を受けたものとする。</td> </tr> </table>	流失・埋没	路土が流失し、又は埋没等のため通行が不能となったもの。	冠水	積付作物の乾燥がみえなくなる程度に水につかったもの。	学校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、同法第180号、及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。	道路	道路法又は道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。	橋梁	道路を維持するために河川、運河等の上に架設された構造物とする。	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水門、若しくはその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河川とする。	堤防	河川法(昭和30年法律第167号)第2条第3項に規定する河川堤防、外かく堤防、けい留堤防、又は堤防の利用及び管理に重要な交通施設とする。	砂防	砂防法(昭和30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が適用される砂防のための施設又は同法第3条の規定によって同法が適用される天然の河川とする。	海岸施設	ごみ処理及び防犯施設とする。	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。	被害施設	そののみをもって運行するもの以外の場合、船体が没し、航行不能になったものと及び流失し、航行が不能になったもの、並びに修理しながらか航行できない程度の被害を受けたものとする。																																																																											
流失・埋没	路土が流失し、又は埋没等のため通行が不能となったもの。																																																																																																	
冠水	積付作物の乾燥がみえなくなる程度に水につかったもの。																																																																																																	
学校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、同法第180号、及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。																																																																																																	
道路	道路法又は道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。																																																																																																	
橋梁	道路を維持するために河川、運河等の上に架設された構造物とする。																																																																																																	
河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水門、若しくはその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河川とする。																																																																																																	
堤防	河川法(昭和30年法律第167号)第2条第3項に規定する河川堤防、外かく堤防、けい留堤防、又は堤防の利用及び管理に重要な交通施設とする。																																																																																																	
砂防	砂防法(昭和30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が適用される砂防のための施設又は同法第3条の規定によって同法が適用される天然の河川とする。																																																																																																	
海岸施設	ごみ処理及び防犯施設とする。																																																																																																	
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。																																																																																																	
被害施設	そののみをもって運行するもの以外の場合、船体が没し、航行不能になったものと及び流失し、航行が不能になったもの、並びに修理しながらか航行できない程度の被害を受けたものとする。																																																																																																	

新旧対照表(61/81)

現行計画	修正案	備考																																																																						
<p>(つぎ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害項目</th> <th>被害基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車</td> <td>「自動被害」とは、車、バイクのみをもって運転する車以外の車で、被害が発生し、航行不能になったもの及び同乗し所在地が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>「電話」とは、通信不能となった加入回線数のうち最大時の回線数をいう。</td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。</td> </tr> <tr> <td>水道</td> <td>「水道」とは、上水道供給停止時における供給停止戸数をいう。</td> </tr> <tr> <td>ガス</td> <td>「ガス」とは、一般ガス事業又は専売ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀</td> <td>「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は空損の箇所数をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>震災被害</td> <td>「震災被害」とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を継続できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、常時食、下着その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一家世帯として扱い、また同一家庭の親子、夫婦であっても、生活が別であれば別けて扱うものとする。</td> </tr> <tr> <td>震災者</td> <td>「震災者」とは、震災世帯の構成員とする。</td> </tr> <tr> <td>公立文教施設</td> <td>「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。</td> </tr> <tr> <td>農林水産業施設</td> <td>「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に該当する法律(昭和39年法律第209号)による補助対象となる施設をいう。具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設</td> <td>「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫補助法(昭和28年法律第107号)による国庫負担の対象となる施設をいう。具体的には、河川、海岸、砂防施設、地すべり防止施設、巻掛り地盤補正施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。</td> </tr> <tr> <td>その他の公共施設</td> <td>「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。</td> </tr> <tr> <td>農産物</td> <td>農林水産業施設以外の農産物をいう。例えばビニールハウス、農作物の被害とする。</td> </tr> <tr> <td>林産物</td> <td>農林水産業施設以外の林産物をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。</td> </tr> <tr> <td>畜産物</td> <td>農林水産業施設以外の畜産物をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。</td> </tr> <tr> <td>水産物</td> <td>農林水産業施設以外の水産物をいう。例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。</td> </tr> <tr> <td>漁工被害</td> <td>建物以外の漁工被害で、例えば工業用材、部品、積荷機材器具等とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように壊滅された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。</p> <p>2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何れかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。</p> <p>3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として算定された設備を含む。</p> <p>4) 人的被害については、重軽傷者の別が把握できない場合はとりえず「重傷者」として報告すること。</p> <p>5) 非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入すること。</p>	被害項目	被害基準	自動車	「自動被害」とは、車、バイクのみをもって運転する車以外の車で、被害が発生し、航行不能になったもの及び同乗し所在地が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	電話	「電話」とは、通信不能となった加入回線数のうち最大時の回線数をいう。	電気	「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。	水道	「水道」とは、上水道供給停止時における供給停止戸数をいう。	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は専売ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は空損の箇所数をいう。	震災被害	「震災被害」とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を継続できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、常時食、下着その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一家世帯として扱い、また同一家庭の親子、夫婦であっても、生活が別であれば別けて扱うものとする。	震災者	「震災者」とは、震災世帯の構成員とする。	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に該当する法律(昭和39年法律第209号)による補助対象となる施設をいう。具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫補助法(昭和28年法律第107号)による国庫負担の対象となる施設をいう。具体的には、河川、海岸、砂防施設、地すべり防止施設、巻掛り地盤補正施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	農産物	農林水産業施設以外の農産物をいう。例えばビニールハウス、農作物の被害とする。	林産物	農林水産業施設以外の林産物をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。	畜産物	農林水産業施設以外の畜産物をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。	水産物	農林水産業施設以外の水産物をいう。例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。	漁工被害	建物以外の漁工被害で、例えば工業用材、部品、積荷機材器具等とする。	<p>(つぎ)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>水道</td> <td>上水道又は排水水道で漏水している戸数のうち最も多く漏水した時点における戸数とする。</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>災害により通信不能となった電話の回線数とする。</td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。</td> </tr> <tr> <td>ガス</td> <td>一般ガス事業又は専売ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数をいう。</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等</td> <td>「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石垣の箇所数とする。</td> </tr> <tr> <td>震災世帯数</td> <td>「震災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を継続できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、常時食、下着その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一家世帯として扱い、また同一家庭の親子、夫婦であっても、生活が別であれば別けて扱うものとする。</td> </tr> <tr> <td>震災者</td> <td>「震災者」とは、震災世帯の構成員とする。</td> </tr> <tr> <td>震災発生</td> <td>「震災発生時刻」とは、地震又は火山噴火の発生の時刻とする。</td> </tr> <tr> <td>公立文教施設</td> <td>公立の文教施設とする。</td> </tr> <tr> <td>農林水産業施設</td> <td>農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に該当する法律による補助対象となる施設をいう。具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。 (「非営利施設(補助費対象)をふんだん金額を記入する。）」</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設</td> <td>公共土木施設災害復旧事業費国庫補助法による国庫負担の対象となる施設をいう。具体的には、河川、海岸、砂防施設、地すべり防止施設、巻掛り地盤補正施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 (「非営利施設(補助費対象)をふんだん金額を記入する。」)</td> </tr> <tr> <td>その他の公共施設</td> <td>公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 (「非営利施設(補助費対象)をふんだん金額を記入する。」)</td> </tr> <tr> <td>農産物</td> <td>農林水産業施設以外の農産物をいう。例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。</td> </tr> <tr> <td>林産物</td> <td>農林水産業施設以外の林産物をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。</td> </tr> <tr> <td>畜産物</td> <td>農林水産業施設以外の畜産物をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。</td> </tr> <tr> <td>水産物</td> <td>農林水産業施設以外の水産物をいう。例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。</td> </tr> <tr> <td>漁工被害</td> <td>建物以外の漁工被害で、例えば工業用材、部品、生衣機材器具等とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように壊滅された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。</p> <p>2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何れかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。</p> <p>3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として算定された設備を含む。</p> <p>4) 人的被害については、重軽傷者の別が把握できない場合はとりえず「重傷者」として報告すること。</p>	水道	上水道又は排水水道で漏水している戸数のうち最も多く漏水した時点における戸数とする。	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	ガス	一般ガス事業又は専売ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数をいう。	ブロック塀等	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石垣の箇所数とする。	震災世帯数	「震災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を継続できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、常時食、下着その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一家世帯として扱い、また同一家庭の親子、夫婦であっても、生活が別であれば別けて扱うものとする。	震災者	「震災者」とは、震災世帯の構成員とする。	震災発生	「震災発生時刻」とは、地震又は火山噴火の発生の時刻とする。	公立文教施設	公立の文教施設とする。	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に該当する法律による補助対象となる施設をいう。具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。 (「非営利施設(補助費対象)をふんだん金額を記入する。）」	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫補助法による国庫負担の対象となる施設をいう。具体的には、河川、海岸、砂防施設、地すべり防止施設、巻掛り地盤補正施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 (「非営利施設(補助費対象)をふんだん金額を記入する。」)	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 (「非営利施設(補助費対象)をふんだん金額を記入する。」)	農産物	農林水産業施設以外の農産物をいう。例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。	林産物	農林水産業施設以外の林産物をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。	畜産物	農林水産業施設以外の畜産物をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。	水産物	農林水産業施設以外の水産物をいう。例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。	漁工被害	建物以外の漁工被害で、例えば工業用材、部品、生衣機材器具等とする。	<p>P90</p> <p>⑥出典資料の更新 (最新情報への更新)</p>
被害項目	被害基準																																																																							
自動車	「自動被害」とは、車、バイクのみをもって運転する車以外の車で、被害が発生し、航行不能になったもの及び同乗し所在地が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。																																																																							
電話	「電話」とは、通信不能となった加入回線数のうち最大時の回線数をいう。																																																																							
電気	「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。																																																																							
水道	「水道」とは、上水道供給停止時における供給停止戸数をいう。																																																																							
ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は専売ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。																																																																							
ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は空損の箇所数をいう。																																																																							
震災被害	「震災被害」とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を継続できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、常時食、下着その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一家世帯として扱い、また同一家庭の親子、夫婦であっても、生活が別であれば別けて扱うものとする。																																																																							
震災者	「震災者」とは、震災世帯の構成員とする。																																																																							
公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。																																																																							
農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に該当する法律(昭和39年法律第209号)による補助対象となる施設をいう。具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。																																																																							
公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫補助法(昭和28年法律第107号)による国庫負担の対象となる施設をいう。具体的には、河川、海岸、砂防施設、地すべり防止施設、巻掛り地盤補正施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。																																																																							
その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。																																																																							
農産物	農林水産業施設以外の農産物をいう。例えばビニールハウス、農作物の被害とする。																																																																							
林産物	農林水産業施設以外の林産物をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。																																																																							
畜産物	農林水産業施設以外の畜産物をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。																																																																							
水産物	農林水産業施設以外の水産物をいう。例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。																																																																							
漁工被害	建物以外の漁工被害で、例えば工業用材、部品、積荷機材器具等とする。																																																																							
水道	上水道又は排水水道で漏水している戸数のうち最も多く漏水した時点における戸数とする。																																																																							
電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。																																																																							
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。																																																																							
ガス	一般ガス事業又は専売ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数をいう。																																																																							
ブロック塀等	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石垣の箇所数とする。																																																																							
震災世帯数	「震災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を継続できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、常時食、下着その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一家世帯として扱い、また同一家庭の親子、夫婦であっても、生活が別であれば別けて扱うものとする。																																																																							
震災者	「震災者」とは、震災世帯の構成員とする。																																																																							
震災発生	「震災発生時刻」とは、地震又は火山噴火の発生の時刻とする。																																																																							
公立文教施設	公立の文教施設とする。																																																																							
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に該当する法律による補助対象となる施設をいう。具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。 (「非営利施設(補助費対象)をふんだん金額を記入する。）」																																																																							
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫補助法による国庫負担の対象となる施設をいう。具体的には、河川、海岸、砂防施設、地すべり防止施設、巻掛り地盤補正施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 (「非営利施設(補助費対象)をふんだん金額を記入する。」)																																																																							
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 (「非営利施設(補助費対象)をふんだん金額を記入する。」)																																																																							
農産物	農林水産業施設以外の農産物をいう。例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。																																																																							
林産物	農林水産業施設以外の林産物をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。																																																																							
畜産物	農林水産業施設以外の畜産物をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。																																																																							
水産物	農林水産業施設以外の水産物をいう。例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。																																																																							
漁工被害	建物以外の漁工被害で、例えば工業用材、部品、生衣機材器具等とする。																																																																							

新旧対照表(62/81)

現行計画	修正案	備考
<p>16 応援協定等一覧</p> <p>【表16 応援協定等一覧】</p> <p>(1) 消防関係</p> <p>1. 消防相互応援協定市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊丹市 (S41.12.10) ・美原市 (S42.4.1) ・豊中市 (S42.4.1) ・大阪市 (S43.3.9) ・吹田市 (S43.12.28) ・川西市 (S44.5.1) <p>2. 阪神高速道路並びに中央環状線道路の消防出場に関する覚書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊中市 (S45.3.10) ・豊中市 (H10.4.2)一部改正 <p>3. 航空消防応援協定(回転翼航空機)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市 (S45.10.1) <p>4. 中国縦貫自動車道路茨木市、宝塚インターチェンジ間消防相互応援協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹田市、豊中市、川西市、伊丹市、宝塚市、茨木市 (S54.6.7) <p>5. 大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府・兵庫県以下14市 (S62.8.12) <p>6. 大阪府下広域消防相互応援協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府下消防本部(局) (H4.6.1)西編 <p>7. 震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日の丸ハイヤー一統 (H8.10.1) <p>8. 阪神高速道路並びに一般国道176号線バイパスの消防出動に関する覚書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川西市 (H10.3.20) <p>9. 大阪国際空港およびその周辺における消火救難活動協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊丹市、豊中市、関西エアポート株式会社 (H24.7.1) <p>10. 大阪府豊前地区消防相互応援協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊中市、箕面市、豊能町、能勢町 (H28.4.1) <p>(2) 水道関係</p> <p>1. 大阪府下の水道事業者による震災時相互応援体制整備に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府及び府下43市町村水道事業者(大阪市を除く)、1企業団 (H9.3.31) <p>2. 災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府支部、京都府支部、兵庫県支部、奈良県支部、滋賀県支部、和歌山県支部 (H9.7.10) <p>(3) 防災一般</p> <p>1. 災害時相互応援協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊中市、美原市、豊能町、豊能町 (H9.2.10) <p>2. 災害発生時等の物資等の緊急輸送に関する協定書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府トラック協同組合池田市運輸事業部会 (H16.6.1) <p>3. 災害時における相互協力に関する協定書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・池田市内郵便局 (H12.4.1) <p>4. 災害時における協力体制に関する協定書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊中・池田ケーブルネット株式会社 (H14.4.1) <p>5. 災害時における避難者の相互受け入れに関する協定書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊中市 (H17.5.2) <p>6. 災害救助犬の出動に関する協定書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人日本レスキュー協会 (H18.4.1) 	<p>16 応援協定等一覧</p> <p>【表16 応援協定等一覧】</p> <p>(1) 消防関係(令和7年4月1日現在)</p> <p>1. 消防相互応援協定市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊丹市 (S41.12.10) ・大阪市 (S43.3.9) ・吹田市 (S43.12.28) ・川西市 (S44.5.1) <p>2. 航空消防応援協定(回転翼航空機)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市 (S45.10.1) <p>3. 中国縦貫自動車道路茨木市、宝塚インターチェンジ間消防相互応援協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹田市、豊中市、川西市、伊丹市、宝塚市、茨木市 (S54.6.7) <p>4. 大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府・兵庫県以下14市等 (S62.8.12) <p>5. 大阪府下広域消防相互応援協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府下消防本部・局 (S63.9.1) <p>6. 震災等大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日の丸ハイヤー株式会社 (H3.10.1) <p>7. 大阪府豊前地区消防相互応援協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊中市、箕面市、豊能町、能勢町 (H27.4.1) <p>8. 大阪国際空港およびその周辺における消火救難活動に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊丹市、豊中市、関西エアポート株式会社 (H28.3.20) <p>9. 新名神高速道路(高槻市~川西市)消防相互応援協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高槻市、茨木市、箕面市、川西市 (H29.12.8) <p>10. 災害時等の無人航空機支援協力に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ふるさと創生研究開発機構 (R3.3.20) <p>11. 豊中市・吹田市・池田市・箕面市における救急車応急処置協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊中市、吹田市、箕面市 (R5.3.10) <p>12. AED設置登録情報システム(対面全国AEDマップ)協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人日本救急長寿財団 (R8.3.20) <p>(2) 水道関係(令和7年4月1日現在)</p> <p>1. 大阪府下の水道事業者による震災時相互応援体制整備に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府及び府下43市町村水道事業者(大阪市を除く)、1企業団 (H9.3.31) <p>2. 災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府支部、京都府支部、兵庫県支部、奈良県支部、滋賀県支部、和歌山県支部 (H9.7.10) <p>(3) 防災一般(令和7年7月1日現在)</p> <p>1. 災害時相互応援協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊中市、箕面市、能勢町、豊能町 (H9.2.10) <p>2. 災害発生時等の物資等の緊急輸送に関する協定書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府トラック協同組合池田市運輸事業部会 (H10.6.1) <p>3. 災害時における相互協力に関する協定書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・池田市内郵便局 (H12.4.1) <p>4. 災害時における避難者の相互受け入れに関する協定書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊中市 (H17.5.2) 	<p>P91</p> <p>⑥データの更新</p>

新旧対照表(63/81)

現行計画	修正案	備考
<p>7. 災害時における避難者の受け入れに関する協定書 ・伊丹市 (H19. 1. 1)</p> <p>8. 池田市の災害発生時における応急対策業務に関する協定書 ・有限責任中間法人池田市造園業組合 (H19. 7. 1)</p> <p>9. 池田市と綾部市の災害時相互応援に関する協定 ・京都府綾部市 (H19. 10. 1)</p> <p>10. 災害時における応急対策業務に関する協定書 ・池田電設協力会 (H19. 12. 5)</p> <p>11. 災害時における応急対策業務に関する協定書 ・池田建設業協会 (H20. 1. 17)</p> <p>12. 災害時における飲料の提供協力に関する協定 ・コカ・コーラウエスト株式会社 (H21. 3. 30)</p> <p>13. 災害時における生活系一般廃棄物の収集運搬に関する協定 ・池田環境事業協同組合 (H21. 3. 31)</p> <p>14. 災害時における協力に関する協定書 ・昭和公基株式会社 (H23. 8. 1)</p> <p>15. 災害時相互応援に関する協定 ・千葉県流山市 (H23. 10. 21)</p> <p>16. 災害時の葬祭業務の委託に関する協定書 ・大泉葬祭事業協同組合 (H24. 5. 17)</p> <p>17. 災害時における電気設備の応急点検等に関する協定書 ・大阪府電気工事工業組合 (H24. 7. 13)</p> <p>18. 池田市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書 ・社会福祉法人 池田市社会福祉協議会 (H25. 10. 2)</p> <p>19. 災害時における緊急用燃料の供給協力に関する協定の締結について ・一般社団法人大阪府エールピーガス協会豊能豊中支部豊能地区池田班 (H25. 11. 25)</p> <p>20. 災害時における宿泊施設の使用に関する協定 ・朝伏地の船客屋 (H26. 8. 26)</p> <p>21. 災害時の支援協力に関する協定 ・ダイハツ工業㈱ (H27. 4. 28)</p> <p>22. 北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定書 ・豊中市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、能勢町、豊能町、豊中市、伊丹市クリーンランド、狭名川上流広域ごみ処理施設組合 (H27. 7. 1)</p> <p>23. 災害時の相互応援に関する協定 ・大分県中津市 (H28. 5. 13)</p> <p>24. 社会福祉施設との福祉避難所に関する協定 ・社会福祉法人池田さつき会特別養護老人ホームボブラ、社会福祉法人歷經新聞厚生文化事業団三惠園、医療法人マックスール特別介護老人保健施設 (各H29. 9. 1) ・社会福祉法人恵愛会特別養護老人ホームオレンジ池田、社会福祉法人起生会特別養護老人ホームほほえみの園、社会福祉法人のぞみ (各H29. 9. 15) ・社会福祉法人大協会 (H29. 9. 25) ・社会福祉法人池田てぞろ福祉会、池田芽ばえ福祉会、社会福祉法人てしま福祉会 (各H29. 10. 6) ・社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 (H29. 11. 24) ・株式会社ボブコーポレーション (3施設) (H30. 12. 10)</p> <p>25. 災害時の歯科医療救護に関する協定 ・池田市歯科医師会 (H31. 1. 18)</p>	<p>5. 災害救助犬の出動に関する協定書 (H18. 4. 1) = ・特定非営利活動法人日本レスキュー協会</p> <p>6. 災害時における避難者の受け入れに関する協定書 (H18. 12. 13) = ・伊丹市</p> <p>7. 池田市の災害発生時における応急対策業務に関する協定書 (H19. 7. 1) = ・有限責任中間法人池田市造園業組合</p> <p>8. 池田市と綾部市の災害時相互応援に関する協定 (H19. 10. 1) = ・京都府綾部市</p> <p>9. 災害時における応急対策業務に関する協定書 (H19. 12. 5) = ・池田電設協力会</p> <p>10. 災害時における応急対策業務に関する協定書 (H20. 1. 17) = ・池田建設業協会</p> <p>11. 災害時における飲料の提供協力に関する協定 (H21. 3. 30) = ・コカ・コーラウエスト株式会社</p> <p>12. 災害時における生活系一般廃棄物の収集運搬に関する協定 (H21. 3. 31) = ・池田環境事業協同組合</p> <p>13. 災害時における協力に関する協定書 (H23. 8. 1) = ・昭和公基株式会社</p> <p>14. 災害時相互応援に関する協定 (H23. 10. 21) = ・千葉県流山市</p> <p>15. 災害時の葬祭業務の委託に関する協定書 (H24. 5. 17) = ・大泉葬祭事業協同組合</p> <p>16. 災害時における電気設備の応急点検等に関する協定書 (H24. 7. 13) = ・大阪府電気工事工業組合</p> <p>17. 災害時における緊急用燃料の供給協力に関する協定 (H25. 11. 25) = ・株式会社ジョイコムウエスト</p> <p>18. 池田市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書 (H25. 10. 2) = ・社会福祉法人 池田市社会福祉協議会</p> <p>19. 災害時における緊急用燃料の供給協力に関する協定 (H25. 12. 9) = ・一般社団法人大阪府エールピーガス協会豊能豊中支部豊能地区池田班</p> <p>20. 災害時における宿泊施設等の使用に関する協定 (H26. 8. 26) = ・朝伏地の船客屋</p> <p>21. 災害時の支援協力に関する協定 (H27. 4. 28) = ・ダイハツ工業㈱</p> <p>22. 北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定書 (H27. 7. 1) = ・豊中市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、能勢町、豊能町、豊中市、伊丹市クリーンランド、狭名川上流広域ごみ処理施設組合</p> <p>23. 災害時の相互応援に関する協定 (H28. 5. 13) = ・大分県中津市</p> <p>24. 社会福祉施設との福祉避難所に関する協定 ・社会福祉法人池田さつき会特別養護老人ホームボブラ、社会福祉法人歷經新聞厚生文化事業団三惠園、医療法人マックスール特別介護老人保健施設 (各H29. 9. 1) = ・社会福祉法人恵愛会特別養護老人ホームオレンジ池田、社会福祉法人起生会特別養護老人ホームほほえみの園、社会福祉法人のぞみ (各H29. 9. 15) = ・社会福祉法人大協会 (H29. 9. 25) = ・社会福祉法人池田てぞろ福祉会、池田芽ばえ福祉会、社会福祉法人てしま福祉会 (各H29. 10. 6) = ・社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 (H29. 11. 24) = ・株式会社ボブコーポレーション (3施設) (H30. 12. 10) =</p> <p>25. 災害時の歯科医療救護に関する協定 (H31. 1. 18) = ・社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 (H28. 11. 24) =</p>	<p>P92</p> <p>⑥データの更新</p>

新旧対照表(64/81)

現行計画	修正案	備考
(空 白)	<p style="text-align: center;">修 正 案</p> <p> ・株式会社オブラコーポレーション(3施設)----- (R6.12.19) => 25. 災害時の燃料運搬活動に関する協定書----- (R6. 1.18) => ・池田市燃料運搬委員会 26. 災害に係る情報提供等に関する協定----- (R 1. 4.28) => ・ヤフー株式会社 27. 災害時におけるバス輸送等の協力に関する協定書----- (R 3. 9.22) => ・阪急バス株式会社 28. 災害時の要事連絡活動に関する協定書----- (R 3.12.27) => ・一般社団法人池田市消防委員会 29. 災害等発生時におけるレンタル機材及び自備サービス提供に関する協定----- (R 4.12.15) => ・株式会社ダスキン 30. 災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書----- (R 5. 1.18) => ・大阪司法書士会 31. 災害時における物資の供給等に関する協定----- (R 5. 3. 8) => ・株式会社おきかおきか亭池田本部 32. 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書----- (R 5. 5. 8) => ・西成レントオール株式会社 33. 学童生を避難させた被災者の救済に関する連携協定書----- (R 5.10.25) => ・大阪府立池田南高等学校 34. 災害時の避難支援活動等に関する連携協定書----- (R 6. 2. 9) => ・池田市民会 35. 大規模災害時における生活物資等の安定供給に関する協定----- (R 6. 2.22) => ・イズミヤ-阪急オアシス(株) 36. 災害時における石炭焼酎等の供給に関する協定書----- (R 6. 5. 1) => ・双井物産株式会社 37. 災害時における石炭焼酎等の供給に関する協定書----- (R 6. 5.27) => ・マイナミ信興株式会社 38. 大規模災害時における公衆浴場の利用に関する協定書----- (R 6. 7. 5) => ・大阪府公衆浴場衛生推進事業組合池田支部 39. 災害時における行政書士業務に関する協力活動に関する協定書----- (R 6. 7.18) => ・大阪府行政書士会 40. 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書----- (R 6. 7.18) => ・(株)トーエイ 41. 大規模災害時における学校施設の提供に関する協定書----- (R 6.11. 7) => ・大阪教育大学附属池田小学校・池田中学校・池田高等学校池田校舎 42. 災害時における医薬品等の物資の供給に関する協定書----- (R 6.11.22) => ・スギホールディングス株式会社 43. 災害時における物資供給に関する協定書----- (R 6.12.27) => ・NPO法人ユメリ災者支援センター 44. 災害廃棄物等の処理に関する基本協定書----- (R 7. 2.28) => ・大塚環境株式会社 45. 大規模災害時における応急住宅管理業務に関する協定書----- (R 7. 4. 1) => ・日本管理株式会社 46. 地域協力の向上を目指す地域社会の連携に関する協定書----- (R 7. 8. 2) => ・大阪トヨタNorth株式会社、大阪トヨペット株式会社、トヨタモビリティ新大阪株式会社、ネットトヨタニューリー北大阪株式会社、トヨタモビリティパーツ株式会社 </p>	<p>P93</p> <p>⑥データの更新</p>

新旧対照表(65/81)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>17 各種手続様式 17-1 自衛隊派遣要請、撤収要請 【様式17-1 派遣要請】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">文書番号 年 月 日</p> <p>大阪府知事</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">池田市長 ①</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の災害派遣要請について</p> <p>自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害の状況及び派遣を必要とする事由 2. 派遣を希望とする期間 3. 派遣を希望する区域及び活動内容 4. その他参考事項 <p style="text-align: right;">A(判)</p> </div> <p>(つづく)</p>	<p>17 各種手続様式 17-1 自衛隊派遣要請の要求、撤収要請の要求 【様式17-1 派遣要請の要求】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">文書番号 年 月 日</p> <p>大阪府知事</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">池田市長 ①</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の災害派遣要請の要求について</p> <p>災害対策基本法第六十八条の二の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害の状況及び派遣を必要とする事由 2. 派遣を希望とする期間 3. 派遣を希望する区域及び活動内容 4. その他参考事項 <p style="text-align: right;">A(判)</p> </div> <p>(つづく)</p>	<p>P94</p> <p>⑨正確な用語の使用 根拠法令の修正</p>

新旧対照表(66/81)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>(つづき)</p> <p>【様式17-2 撤収要請】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">文書番号 年 月 日</p> <p>大阪府知事</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">池田市長 ㊟</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について</p> <p>年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣について、下記のとおり撤収要請を要求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 撤収要請日時 2. 派遣された部隊 3. 派遣人員及び従事作業の内容 4. その他参考事項 </div> <p style="text-align: right;">A4用紙</p>	<p>(つづき)</p> <p>【様式17-2 撤収要請の要請】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">文書番号 年 月 日</p> <p>大阪府知事</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">池田市長 ㊟</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請の要請について</p> <p>年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣について、下記のとおり撤収要請を要求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 撤収要請の要請日時 2. 派遣された部隊 3. 撤収要請を要求する事由 4. その他参考事項 </div> <p style="text-align: right;">A4用紙</p>	<p>P95</p> <p>㊟正確な用語の使用</p>

新旧対照表(68/81)

現行計画	修正案	備考																																																
<p>17-2 緊急輸送車両確認申請 【様式17-4 確認申請書】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">緊急通行車両等確認届出書</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">大阪府知事 殿 大阪府公安委員会</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">届出者 住 所 (電話番号)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">氏 名 印</td> </tr> <tr> <td>行政機関等の名称等</td> <td>1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体(執行機関を含む。) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 その他() 名称()</td> </tr> <tr> <td>業務の内容</td> <td>1 警報の発令等 2 消防等の応急措置 3 救護援助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の防制等 10 その他()</td> </tr> <tr> <td>番号標に表示されている番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両の 所有者</td> <td>住 所 電話番号()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td>通行日時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通行経路</td> <td>出 発 地 目 的 地</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>	緊急通行車両等確認届出書		年 月 日		大阪府知事 殿 大阪府公安委員会		届出者 住 所 (電話番号)		氏 名 印		行政機関等の名称等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体(執行機関を含む。) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 その他() 名称()	業務の内容	1 警報の発令等 2 消防等の応急措置 3 救護援助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の防制等 10 その他()	番号標に表示されている番号		車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		車両の 所有者	住 所 電話番号()		氏 名	通行日時		通行経路	出 発 地 目 的 地	備 考		<p>17-2 緊急輸送車両確認申請 【様式17-3 緊急通行車両確認届出書】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">知事・公安委員会 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">緊急通行車両確認届出書</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名</td> </tr> <tr> <td>番号標に表示されている番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>活動地域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両の 使用者</td> <td>住 所 () 局 番 氏名又は 名称</td> </tr> <tr> <td>緊急 連絡先</td> <td>住 所 () 局 番 氏 名</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 用紙は、JIS産業規格A4とする。</p>	年 月 日		知事・公安委員会 殿		緊急通行車両確認届出書		届出者 住 所 氏 名		番号標に表示されている番号		車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		活動地域		車両の 使用者	住 所 () 局 番 氏名又は 名称	緊急 連絡先	住 所 () 局 番 氏 名	備 考		<p>P96</p> <p>⑦様式の更新</p>
緊急通行車両等確認届出書																																																		
年 月 日																																																		
大阪府知事 殿 大阪府公安委員会																																																		
届出者 住 所 (電話番号)																																																		
氏 名 印																																																		
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体(執行機関を含む。) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 その他() 名称()																																																	
業務の内容	1 警報の発令等 2 消防等の応急措置 3 救護援助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の防制等 10 その他()																																																	
番号標に表示されている番号																																																		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)																																																		
車両の 所有者	住 所 電話番号()																																																	
	氏 名																																																	
通行日時																																																		
通行経路	出 発 地 目 的 地																																																	
備 考																																																		
年 月 日																																																		
知事・公安委員会 殿																																																		
緊急通行車両確認届出書																																																		
届出者 住 所 氏 名																																																		
番号標に表示されている番号																																																		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)																																																		
活動地域																																																		
車両の 使用者	住 所 () 局 番 氏名又は 名称																																																	
緊急 連絡先	住 所 () 局 番 氏 名																																																	
備 考																																																		

新旧対照表(69/81)

現行計画	修正案	備考
<p>17-2 緊急輸送車両確認申請</p> <p>【様17-5 確認証明書及び標準】 確認証明書</p> <p>実用対準基本運輸規則別添付様式第4号</p> <p>備考 用紙は、日本工業規格A3とする。</p> <p>標準</p> <p>登録(車両)番号</p> <p>緊急</p> <p>有効期限 □年□月□日</p> <p>備考 1. 色別は、記号を青色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表す部分を除くは、白色とする。 2. 記号の幅は、表頭の欄幅が他の印刷内容に応じて変化する幅を指すものとする。 3. 記号の長さの単位は、センチメートルとする。</p>	<p>17-2 緊急輸送車両確認申請</p> <p>【様式17-4 緊急輸送車両確認証明書及び標準】 確認証明書</p> <p>備考 用紙は、日本産業規格A4とする。</p> <p>標準</p> <p>登録(車両)番号</p> <p>緊急</p> <p>有効期限 □年□月□日</p> <p>備考 1. 色別は、記号を青色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表す部分を除くは、白色とする。 2. 記号の幅は、表頭の欄幅が他の印刷内容に応じて変化する幅を指すものとする。 3. 記号の長さの単位は、センチメートルとする。</p>	<p>P97</p> <p>⑩脱字・標題の修正</p> <p>⑦様式の更新</p>

新旧対照表(70/81)

現行計画	修正案	備考																																																																																					
<p>17-3 被害状況の報告</p> <p style="text-align: center;">(新規追加)</p>	<p>17-3 被害状況の報告</p> <p>【様式17-5 災害速報】</p> <p>第4号様式(その1) (災害概況即報)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">報告日時</td> <td>年 月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>報告場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防町 (消防支隊名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告者名</td> <td></td> </tr> </table> <p>消防庁受信者氏名 _____</p> <p>災害名 _____ (国 県)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 5%;">災害の概況</td> <td style="width: 15%;">発生場所</td> <td style="width: 25%;">発生日時</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 100px;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="width: 5%;">被害の状況</td> <td rowspan="4" style="width: 10%;">人的被害</td> <td style="width: 10%;">死者</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td rowspan="4" style="width: 10%;">住家被害</td> <td style="width: 5%;">全壊</td> <td style="width: 5%;">棟</td> <td style="width: 5%;">床上げ</td> <td style="width: 5%;">棟</td> </tr> <tr> <td>死者(不明)</td> <td>人</td> <td>半壊</td> <td>棟</td> <td>床上げ</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td>死者(不明)</td> <td>人</td> <td>一部被害</td> <td>棟</td> <td>床上げ</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td>死者(不明)</td> <td>人</td> <td>一部被害</td> <td>棟</td> <td>床上げ</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td colspan="9">17号通報の件数</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="width: 5%;">応急対策の状況</td> <td colspan="2" style="width: 40%;">災害対策本部等の設置状況</td> <td>(設置町数)</td> <td>(町数)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="width: 40%;">消防機関等の活動状況</td> <td colspan="6" style="font-size: small;">(設置町数、消防団、消防団ホームページ、消防団連絡網等に基づき応急対策本部の設置状況、その活動状況、消防団等との連絡状況等を入力する。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="width: 40%;">自衛消防組織等の状況</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td colspan="9">その他緊急対策又は消防庁が選定した応急対策</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">(注) 表1欄については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、発生後24時間以内)分庁長官宛で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告しなければならない。)</p> <p style="font-size: small;">(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分級」の欄に計上すること。</p>	報告日時	年 月 日 時 分	報告場所		消防町 (消防支隊名)		報告者名		災害の概況	発生場所	発生日時	月 日 時 分				被害の状況	人的被害	死者	人	住家被害	全壊	棟	床上げ	棟	死者(不明)	人	半壊	棟	床上げ	棟	死者(不明)	人	一部被害	棟	床上げ	棟	死者(不明)	人	一部被害	棟	床上げ	棟	17号通報の件数									応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(設置町数)	(町数)					消防機関等の活動状況		(設置町数、消防団、消防団ホームページ、消防団連絡網等に基づき応急対策本部の設置状況、その活動状況、消防団等との連絡状況等を入力する。)						自衛消防組織等の状況								その他緊急対策又は消防庁が選定した応急対策									<p>P98</p> <p>⑨災害概況即報(新規追加)と被害状況即報(既存)を併せて災害速報のため</p>
報告日時	年 月 日 時 分																																																																																						
報告場所																																																																																							
消防町 (消防支隊名)																																																																																							
報告者名																																																																																							
災害の概況	発生場所	発生日時	月 日 時 分																																																																																				
被害の状況	人的被害	死者	人	住家被害	全壊	棟	床上げ	棟																																																																															
		死者(不明)	人		半壊	棟	床上げ	棟																																																																															
		死者(不明)	人		一部被害	棟	床上げ	棟																																																																															
		死者(不明)	人		一部被害	棟	床上げ	棟																																																																															
17号通報の件数																																																																																							
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(設置町数)	(町数)																																																																																			
	消防機関等の活動状況		(設置町数、消防団、消防団ホームページ、消防団連絡網等に基づき応急対策本部の設置状況、その活動状況、消防団等との連絡状況等を入力する。)																																																																																				
	自衛消防組織等の状況																																																																																						
その他緊急対策又は消防庁が選定した応急対策																																																																																							

新 旧 対 照 表 (7 2 / 8 1)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>17-3 被害状況の報告</p> <p>【様17-6 被害状況速報】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>被害者氏名</p> <p>被害者住所</p> <p>被害者性別</p> <p>被害者年齢</p> <p>被害者職業</p> <p>被害者学歴</p> <p>被害者婚姻状況</p> <p>被害者家族構成</p> <p>被害者健康状態</p> <p>被害者犯罪歴</p> <p>被害者その他</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>被害発生時刻</p> <p>被害発生場所</p> <p>被害発生状況</p> <p>被害発生原因</p> <p>被害発生経緯</p> <p>被害発生場所の状況</p> <p>被害発生時の被害者の状況</p> <p>被害発生時の被害者の行動</p> <p>被害発生時の被害者の意識</p> <p>被害発生時の被害者の記憶</p> <p>被害発生時の被害者の感情</p> <p>被害発生時の被害者の行動</p> <p>被害発生時の被害者の意識</p> <p>被害発生時の被害者の記憶</p> <p>被害発生時の被害者の感情</p> </div> </div> <p>被害者氏名</p> <p>被害者住所</p> <p>被害者性別</p> <p>被害者年齢</p> <p>被害者職業</p> <p>被害者学歴</p> <p>被害者婚姻状況</p> <p>被害者家族構成</p> <p>被害者健康状態</p> <p>被害者犯罪歴</p> <p>被害者その他</p>	<p>17-3 被害状況の報告</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>被害者氏名</p> <p>被害者住所</p> <p>被害者性別</p> <p>被害者年齢</p> <p>被害者職業</p> <p>被害者学歴</p> <p>被害者婚姻状況</p> <p>被害者家族構成</p> <p>被害者健康状態</p> <p>被害者犯罪歴</p> <p>被害者その他</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p>被害発生時刻</p> <p>被害発生場所</p> <p>被害発生状況</p> <p>被害発生原因</p> <p>被害発生経緯</p> <p>被害発生場所の状況</p> <p>被害発生時の被害者の状況</p> <p>被害発生時の被害者の行動</p> <p>被害発生時の被害者の意識</p> <p>被害発生時の被害者の記憶</p> <p>被害発生時の被害者の感情</p> <p>被害発生時の被害者の行動</p> <p>被害発生時の被害者の意識</p> <p>被害発生時の被害者の記憶</p> <p>被害発生時の被害者の感情</p> </div> </div> <p>被害者氏名</p> <p>被害者住所</p> <p>被害者性別</p> <p>被害者年齢</p> <p>被害者職業</p> <p>被害者学歴</p> <p>被害者婚姻状況</p> <p>被害者家族構成</p> <p>被害者健康状態</p> <p>被害者犯罪歴</p> <p>被害者その他</p>	<p>P100</p> <p>⑦様式の更新</p>

新 旧 対 照 表 (73/81)

現 行 計 画	修 正 案	備 考
<p>17-3 被害状況の報告</p> <p>【様式17-7 災害確定報告(第1号様式)】</p>	<p>17-3 被害状況の報告</p> <p>【様式17-6 災害確定報告】</p>	<p>P101</p> <p>⑦様式の更新</p>

新旧対照表(77/81)

現行計画						修正案						備考					
18 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表						18 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表						P106					
【表18「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表】						【表18「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表】						令和7年の見直し					
救助の種類	対象	支出費用	費用の限度額	期間	備考	救助の種類	対象	支出費用	費用の限度額	期間	備考						
避難所	被災に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者であって避難を必要とする者	設置、維持及び管理のための人件費、消耗品費、雑費、燃料費、電気料、水道料、燃料費、仮設炊事場及び便所の設置費	(基本額)避難所設置費 100人1日当たり30,000円以内 (加算額)を期(10月～3月) 別に定める額を加算する。	災害発生の日から7日以内	避難所設置には、災害発生後等一切の経費を含むものとする。輸送費は別途計上。	避難所の提供	既に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者であって避難を必要とする者	設置、維持及び管理のための現金給付費、燃料費、消耗品費、雑費、燃料費、電気料、水道料、燃料費、仮設炊事場、仮設トイレ等の設置費	1人1日当たり34,447円以内 ホールの設置等の上時は1日当たり3,000円以内(光熱・給水)が加算	災害発生の日から7日以内	原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を避難所に指定						
応急仮設住宅	1.住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 2.作町村ごとの設置基準戸数は、全壊(焼)又は流出した世帯の100分の20以内	敷地費、建築費、材料費、工事費、人件費、輸送費、増設率経費	(基準) 1戸当たり20.7㎡以内 2.3は、600円以内	完成の日から28年以内	1.基準面積は、平均1戸あたり20.7㎡以内 2.審査期間は、災害発生の日から20日以内とする。 3.実情に応じ、市町村相互間において対象者の融通ができる。	福祉避難所の設置	上記のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において居る者の特別な配慮を必要とする者	上記に加え、①概ね10人の対象者に1人の生活相談等職員(配置経費の削減)等による日常生活上の支援を行うために必要な経費の加算	上記に加え、全戸に生活相談員の配置の義務を加算	同上	高齢、老健等の入居対象者は、別途入居等会議合議議決後の枠組みで決定						
伏せ出しその他による食品の給与	1.避難所に受入れられた者 2.全半壊(焼)された床上浸水等で自宅において炊事ができない者 3.床上浸水等で自宅において自炊不可能な者	主食費、副食費、燃料費、雑費(器物の使用料金、消耗品の購入費)	1人1日 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	1.食品給与のための経費を避難食人員で割った金額が限度額以内であればよい。 2.被災地から被災先(避難所)等に一時避難する場合は、3日以内を視察給与することが出来る。	応急仮設住宅の設置	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	—	1戸あたり平均6,775,000円以内	完成の日から28年以内	住宅の規模は、災害発生が地域の実情、世帯構成等に即して設定し、公営住宅(災害発生時の緊急避難)による臨時も確保が図れる。→被災地が住宅の確保が可能						
飲料水の供給	既に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	1.ろ水器その他供給に必要な機械器具の稼働費、修繕費及び燃料費	1.当該地域における通常の消費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は、別途計上する。	応急仮設住宅の設置	全壊、全焼、流失、又は被災者等の被災により被災者との契約に不可な状態のもの	家賃、共益費、税金、礼金、手数料又は火災保険料等、民間賃貸住宅の家主又は仲介業者との契約に不可な状態のもの	地域の実情に応じた額(実費)	最長6ヶ月	大雪により流入した土砂や洪水等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない場合も可						
被服、雑品その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)された床上浸水等により生活上必要な被服、雑品その他生活必需品をそろえ又はき損し、最少限度の日常生活を営むことが困難な者(世帯単位)	被災者の実情に応じ 1.被服、雑品及び身のまわりの品 2.日用品 3.炊事用具及び食器 4.光熱材料	下表金額の範囲内					1.現物給与に際し、 2.輸送費、人件費は、別途計上する。	応急仮設期間における応急仮設住宅の使用	応急仮設期間を要する被災者のうち、応急仮設期間が1か月を超え、自宅が半壊以上の被害を受け、給の住まいの確保が困難な者	家賃、共益費、税金、礼金、手数料又は火災保険料等、民間賃貸住宅の家主又は仲介業者との契約に不可な状態のもの	地域の実情に応じた額(実費)	災害発生の日から原則6か月(応急仮設住宅の確保が完了時は延べ6か月)	条件により応急仮設住宅(民間賃貸住宅)の給与との併用可			
			区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯								5人世帯	6人以上の世帯ごとの上限	
			全壊全焼流出	夏	17,300	22,300	32,700								39,100	49,600	7,200
				冬	28,500	36,900	51,400								60,300	75,600	10,300
半壊半焼床上浸水	夏	5,600	7,300	11,300	13,700	17,500	2,400										
	冬	9,000	11,900	18,900	20,000	25,300	3,300										

(つづく)

(つづく)

⑥データの更新

新旧対照表(79/81)

現行計画						修正案						備考
(つづき)						(つづき)						P108
救助の種類	対象	支出費用	費用の限度額	期間	備考	救助の種類	対象	支出費用	費用の限度額	期間	備考	⑥データの更新
死体の検束	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると想定される者	捜索のための検束器具等の借上費、検察費及び燃料費	当該地域における通常の調査	災害発生の日から10日以内	輸送費、人介費は、別途計上する。	死体の検束	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると想定される者	1. 捜索時に検束を受つた際又は見取りが恐れがある状態へのブルーシートの設置 2. 捜索や検束作業のブルーシートの設置や2階以上の部屋を閉鎖することによる被害の拡大の防止 3. 捜索時の検束に伴う落下防止ネットの設置	1. 災害発生の日から10日以内 2. 1世帯あたり1回 3. 1回につき10,000円以内	1. 捜索、検束として依頼により行う。 2. 輸送費、人介費は別途計上する。	1. 1世帯あたり1回ではなく、10日以内完了した災害発生が確認された日からは2回以内	
死体の処理	災害の発生したとき	1. 検束、検束、検察等の処置 2. 一時保存 3. 搬入	1. 検束、検束の場合 通常の調査 既存建物を利用できない場合 1. 検束、検察以外の当該地域の旅行料金の額以内	災害発生の日から10日以内	1. 検束、検察として依頼により行う。 2. 輸送費、人介費は別途計上する。	死体の処理	災害の発生したとき	1. 災害発生の日から10日以内 2. 1世帯あたり1回 3. 1回につき10,000円以内	1. 検束、検察(費用は別途に必要となる部分)の額以内 2. 1世帯あたり1回 3. 1回につき10,000円以内	1. 災害発生の日から10日以内 2. 1世帯あたり1回 3. 1回につき10,000円以内	1. 1世帯あたり1回ではなく、10日以内完了した災害発生が確認された日からは2回以内	
障害物の除去	1. 住家が半壊又は床上浸水し、居室、炊事場、浴室等に障害物が残り、当該の日常生活に支障をきたす場合に自らの能力をもっては除去することができない者 2. 消防団などの緊急対応要員数は、半壊床上浸水被害の額の100分の5以内	1. 住居、店舗、その他除去のために必要な機械器具等の借上費及び輸送費、人介費	1. 1世帯は27,000円以内	災害発生の日から10日以内	1. 実施に際し、消防団と関係において、対象者の負担ができる。 2. 各世帯ごとに限度額以内とする。	障害物の除去	住家が半壊又は床上浸水し、居室、炊事場、浴室等に障害物が残り、当該の日常生活に支障をきたす場合に自らの能力をもっては除去することができない者 2. 消防団などの緊急対応要員数は、半壊床上浸水被害の額の100分の5以内	1. 1世帯は27,000円以内	1. 1世帯は27,000円以内	1. 災害発生の日から10日以内 2. 1世帯あたり1回 3. 1回につき10,000円以内	1. 1世帯あたり1回ではなく、10日以内完了した災害発生が確認された日からは2回以内	
輸送費及び資金類具等搬上費	1. 被災者の避難 2. 飲料水の供給 3. 炊飯及び炊飯 4. 被災者の救出 5. 死体の検束 6. 死体の処理 7. 救助用物資の整理処分	当該地域における通常の調査	当該地域における通常の調査	それぞれの救助の実施が認められている期間以内		輸送費及び資金類具等搬上費	被災者の避難、飲料水の供給、炊飯及び炊飯、被災者の救出、死体の検束、死体の処理、救助用物資の整理処分	1. 1世帯は27,000円以内 2. 1世帯は27,000円以内 3. 1世帯は27,000円以内	1. 1世帯は27,000円以内 2. 1世帯は27,000円以内 3. 1世帯は27,000円以内	1. 災害発生の日から10日以内 2. 1世帯あたり1回 3. 1回につき10,000円以内	1. 1世帯あたり1回ではなく、10日以内完了した災害発生が確認された日からは2回以内	
実費弁償	1. 災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1. 住居及び燃料費 2. 食料費 3. 衣類費 4. 日用品費 5. 医療費 6. 葬儀費 7. 交通費 8. その他	1. 1人1日17,400円以内 2. 1人1日11,300円以内 3. 1人1日11,400円以内 4. 1人1日17,300円以内 5. 1人1日10,300円以内	災害発生の日から10日以内	被災の実態が認められている期間以内	実費弁償	1. 災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1. 1人1日17,400円以内 2. 1人1日11,300円以内 3. 1人1日11,400円以内 4. 1人1日17,300円以内 5. 1人1日10,300円以内	1. 1人1日17,400円以内 2. 1人1日11,300円以内 3. 1人1日11,400円以内 4. 1人1日17,300円以内 5. 1人1日10,300円以内	1. 災害発生の日から10日以内 2. 1世帯あたり1回 3. 1回につき10,000円以内	1. 1世帯あたり1回ではなく、10日以内完了した災害発生が確認された日からは2回以内	

P108

⑥データの更新

(つづく)

新旧対照表(80/81)

現行計画

修正案

備考

(つぎ)

P109

⑥データの更新

(空欄)

救助の種類	対象	支出費用	費用の限度額	期間	備考
被災者に対する生活支援 (住宅の応急修理)	災害のため住宅が半壊し、自らの能力では応急修理することができない。	1 応急時に被害を受けた居室及び見取りが恐れがある居室へのブルーシートの張設 2 作業や搬送等のブルーシートの取外しやペニテリによる補修等による居室の侵入の防壁 3 作業時の足場確保等の張設	1 居室の応急処置のための必要経費の範囲内において、1 世界当たり 30,000円以内	1 災害発生の日から10日以内	1 世界当たり千円ではなく、世界全体の申請額とブルーシート、ペニテリ、そのほか取外しや補修等の取外し費用の合計 2 申請の必要経費の範囲内を示す取外し等のための、竣工後の実費を補助
	1 災害のため住宅が半壊し、自らの能力では応急修理することができない。	1 応急のため必要な費用	1 居室の応急処置のための必要経費の範囲内において、1 世界当たり 70,000円以内	1 災害発生の日から10日以内	1 世界当たり千円ではなく、世界全体の申請額と住宅の修繕費、立寄りの費用等 2 申請の必要経費の範囲内を示す取外し等のための、竣工後の実費を補助
	1 災害のため住宅が半壊し、自らの能力では応急修理することができない。	1 応急のため必要な費用	1 居室の応急処置のための必要経費の範囲内において、1 世界当たり 30,000円以内	1 災害発生の日から10日以内	1 居室の応急処置のための必要経費の範囲内において、又は住宅の生活や補修等のための必要経費の範囲内において、1 世界当たり 30,000円以内
学用品の送与	1 被災者(児童)が、災害により、学用品を使用することができず、親学上支拂のある小学校、中学校、高等学校の生徒(児童)等	1 教科書及び正規の教材(教材)として送与するものとして送与してソフトブック、辞書、辞書など 2 文具類、学習用品	1 教科書及び正規の教材(教材)として送与するものとして送与してソフトブック、辞書、辞書など 2 文具類、学習用品	1 災害発生の日から10日以内	1 地震発生後、10日以内、又は災害発生後、10日以内、又は災害発生後、10日以内、又は災害発生後、10日以内
罹 災	1 被災者(児童)が、災害により、学用品を使用することができず、親学上支拂のある小学校、中学校、高等学校の生徒(児童)等	1 被災者(児童)が、災害により、学用品を使用することができず、親学上支拂のある小学校、中学校、高等学校の生徒(児童)等	1 被災者(児童)が、災害により、学用品を使用することができず、親学上支拂のある小学校、中学校、高等学校の生徒(児童)等	1 災害発生の日から10日以内	1 被災者(児童)が、災害により、学用品を使用することができず、親学上支拂のある小学校、中学校、高等学校の生徒(児童)等
死体の搬送	1 被災者(児童)が、災害により、学用品を使用することができず、親学上支拂のある小学校、中学校、高等学校の生徒(児童)等	1 被災者(児童)が、災害により、学用品を使用することができず、親学上支拂のある小学校、中学校、高等学校の生徒(児童)等	1 被災者(児童)が、災害により、学用品を使用することができず、親学上支拂のある小学校、中学校、高等学校の生徒(児童)等	1 災害発生の日から10日以内	1 被災者(児童)が、災害により、学用品を使用することができず、親学上支拂のある小学校、中学校、高等学校の生徒(児童)等

新旧対照表(81/81)

現行計画	修正案	備考																				
<p>20 池田市防災会議委員構成員</p> <table border="1" data-bbox="114 252 922 1002"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 会長 ・池田市長</td> <td>5 大阪府警の職員 ・大阪府池田警察署長</td> </tr> <tr> <td>2 池田市の職員 ・池田市副市長 ・池田市副市長 ・池田市上下水道事業管理者 ・池田市病院事業管理者 ・池田市市長公室長 ・池田市総合政策部長 ・池田市総務部長 ・池田市市民活力部長 ・池田市福祉部長 ・池田市子ども・健康部長 ・池田市まちづくり推進部長 ・池田市都市整備部長 ・池田市上下水道部長 ・市立池田病院事務局長 ・池田市教育委員会管理部長 ・池田市教育委員会教育部長</td> <td>6 市教育長・市消防長および市消防団長 ・池田市教育長 ・池田市消防長 ・池田市消防団長 7 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員並びに会長の指名する者 ・陸上自衛隊第36普通科連隊第3中隊長 ・新関西国際空港株式会社 総務部 担当部長 ・日本郵便株式会社 池田郵便局長 ・西日本電信電話株式会社 大阪支店 設備部長 ・関西電力株式会社大阪北電力本部 北原配電営業所 配電課長 ・阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部 運輸部長 ・阪急バス株式会社 運輸部長 ・大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー 北東部専管部専管計画ゲームマネージャー ・株式会社ジェイコムウェスト 豊中・池田局長</td> </tr> <tr> <td>3 指定地方行政機関の職員 ・国土交通省大気航空局大気空港事務所長 ・国土交通省近畿地方整備局 篠名川河川事務所長 ・厚生労働省大阪労働局 池田公共職業安定所長</td> <td>・池田市農業委員会会長 ・一般社団法人池田市医師会会長 池田市池城博大師伝道委員会 ・池田エイフボランティアネットワーク会長 ・自主防災組織連絡協議会会長</td> </tr> <tr> <td>4 大阪府の職員 ・大阪府池田土木事務所長 ・大阪府池田保健所長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	職名	1 会長 ・池田市長	5 大阪府警の職員 ・大阪府池田警察署長	2 池田市の職員 ・池田市副市長 ・池田市副市長 ・池田市上下水道事業管理者 ・池田市病院事業管理者 ・池田市市長公室長 ・池田市総合政策部長 ・池田市総務部長 ・池田市市民活力部長 ・池田市福祉部長 ・池田市子ども・健康部長 ・池田市まちづくり推進部長 ・池田市都市整備部長 ・池田市上下水道部長 ・市立池田病院事務局長 ・池田市教育委員会管理部長 ・池田市教育委員会教育部長	6 市教育長・市消防長および市消防団長 ・池田市教育長 ・池田市消防長 ・池田市消防団長 7 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員並びに会長の指名する者 ・陸上自衛隊第36普通科連隊第3中隊長 ・新関西国際空港株式会社 総務部 担当部長 ・日本郵便株式会社 池田郵便局長 ・西日本電信電話株式会社 大阪支店 設備部長 ・関西電力株式会社大阪北電力本部 北原配電営業所 配電課長 ・阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部 運輸部長 ・阪急バス株式会社 運輸部長 ・大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー 北東部専管部専管計画ゲームマネージャー ・株式会社ジェイコムウェスト 豊中・池田局長	3 指定地方行政機関の職員 ・国土交通省大気航空局大気空港事務所長 ・国土交通省近畿地方整備局 篠名川河川事務所長 ・厚生労働省大阪労働局 池田公共職業安定所長	・池田市農業委員会会長 ・一般社団法人池田市医師会会長 池田市池城博大師伝道委員会 ・池田エイフボランティアネットワーク会長 ・自主防災組織連絡協議会会長	4 大阪府の職員 ・大阪府池田土木事務所長 ・大阪府池田保健所長		<p>20 池田市防災会議委員構成員</p> <table border="1" data-bbox="963 252 1785 1002"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 会長 ・池田市長</td> <td>5 大阪府警の職員 ・大阪府池田警察署長</td> </tr> <tr> <td>2 池田市の職員 ・池田市副市長 ・池田市副市長 ・池田市上下水道事業管理者 ・池田市病院事業管理者 ・池田市議会議務局長 ・池田市総合政策部長 ・池田市総務部長 ・池田市市民活動部長 ・池田市福祉部長 ・池田市子ども・健康部長 ・池田市まちづくり福祉部長 ・池田市都市整備部長 ・池田市上下水道部長 ・市立池田病院事務局長 ・池田市教育委員会管理部長 ・池田市教育委員会教育部長</td> <td>6 市教育長・市消防長および市消防団長 ・池田市教育長 ・池田市消防長 ・池田市消防団長 7 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員並びに会長の指名する者 ・陸上自衛隊第36普通科連隊第3中隊長 ・新関西国際空港株式会社 事業部長 ・日本郵便株式会社 池田郵便局長 ・NTT西日本株式会社 関西支店 設備部長 ・関西電力 池田電機株式会社大阪北本部 北原配電営業所 課長 ・阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部 運輸部長 ・阪急バス株式会社 運輸部長 ・大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部防災保安ゲーム マネージャー ・株式会社ジェイコムウェスト 北大阪局長</td> </tr> <tr> <td>3 指定地方行政機関の職員 ・国土交通省大気航空局大気空港事務所長 ・国土交通省近畿地方整備局 篠名川河川事務所長 ・厚生労働省大阪労働局 池田公共職業安定所長</td> <td>・池田市農業委員会会長 ・一般社団法人池田市医師会会長 ・池田エイフボランティアネットワーク会長 ・自主防災組織連絡協議会会長</td> </tr> <tr> <td>4 大阪府の職員 ・大阪府池田土木事務所長 ・大阪府池田保健所長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	職名	1 会長 ・池田市長	5 大阪府警の職員 ・大阪府池田警察署長	2 池田市の職員 ・池田市副市長 ・池田市副市長 ・池田市上下水道事業管理者 ・池田市病院事業管理者 ・池田市議会議務局長 ・池田市総合政策部長 ・池田市総務部長 ・池田市市民活動部長 ・池田市福祉部長 ・池田市子ども・健康部長 ・池田市まちづくり福祉部長 ・池田市都市整備部長 ・池田市上下水道部長 ・市立池田病院事務局長 ・池田市教育委員会管理部長 ・池田市教育委員会教育部長	6 市教育長・市消防長および市消防団長 ・池田市教育長 ・池田市消防長 ・池田市消防団長 7 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員並びに会長の指名する者 ・陸上自衛隊第36普通科連隊第3中隊長 ・新関西国際空港株式会社 事業部長 ・日本郵便株式会社 池田郵便局長 ・NTT西日本株式会社 関西支店 設備部長 ・関西電力 池田電機株式会社大阪北本部 北原配電営業所 課長 ・阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部 運輸部長 ・阪急バス株式会社 運輸部長 ・大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部防災保安ゲーム マネージャー ・株式会社ジェイコムウェスト 北大阪局長	3 指定地方行政機関の職員 ・国土交通省大気航空局大気空港事務所長 ・国土交通省近畿地方整備局 篠名川河川事務所長 ・厚生労働省大阪労働局 池田公共職業安定所長	・池田市農業委員会会長 ・一般社団法人池田市医師会会長 ・池田エイフボランティアネットワーク会長 ・自主防災組織連絡協議会会長	4 大阪府の職員 ・大阪府池田土木事務所長 ・大阪府池田保健所長		<p>P112</p> <p>⑧市・関係機関の組織改編の反映</p>
職名	職名																					
1 会長 ・池田市長	5 大阪府警の職員 ・大阪府池田警察署長																					
2 池田市の職員 ・池田市副市長 ・池田市副市長 ・池田市上下水道事業管理者 ・池田市病院事業管理者 ・池田市市長公室長 ・池田市総合政策部長 ・池田市総務部長 ・池田市市民活力部長 ・池田市福祉部長 ・池田市子ども・健康部長 ・池田市まちづくり推進部長 ・池田市都市整備部長 ・池田市上下水道部長 ・市立池田病院事務局長 ・池田市教育委員会管理部長 ・池田市教育委員会教育部長	6 市教育長・市消防長および市消防団長 ・池田市教育長 ・池田市消防長 ・池田市消防団長 7 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員並びに会長の指名する者 ・陸上自衛隊第36普通科連隊第3中隊長 ・新関西国際空港株式会社 総務部 担当部長 ・日本郵便株式会社 池田郵便局長 ・西日本電信電話株式会社 大阪支店 設備部長 ・関西電力株式会社大阪北電力本部 北原配電営業所 配電課長 ・阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部 運輸部長 ・阪急バス株式会社 運輸部長 ・大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー 北東部専管部専管計画ゲームマネージャー ・株式会社ジェイコムウェスト 豊中・池田局長																					
3 指定地方行政機関の職員 ・国土交通省大気航空局大気空港事務所長 ・国土交通省近畿地方整備局 篠名川河川事務所長 ・厚生労働省大阪労働局 池田公共職業安定所長	・池田市農業委員会会長 ・一般社団法人池田市医師会会長 池田市池城博大師伝道委員会 ・池田エイフボランティアネットワーク会長 ・自主防災組織連絡協議会会長																					
4 大阪府の職員 ・大阪府池田土木事務所長 ・大阪府池田保健所長																						
職名	職名																					
1 会長 ・池田市長	5 大阪府警の職員 ・大阪府池田警察署長																					
2 池田市の職員 ・池田市副市長 ・池田市副市長 ・池田市上下水道事業管理者 ・池田市病院事業管理者 ・池田市議会議務局長 ・池田市総合政策部長 ・池田市総務部長 ・池田市市民活動部長 ・池田市福祉部長 ・池田市子ども・健康部長 ・池田市まちづくり福祉部長 ・池田市都市整備部長 ・池田市上下水道部長 ・市立池田病院事務局長 ・池田市教育委員会管理部長 ・池田市教育委員会教育部長	6 市教育長・市消防長および市消防団長 ・池田市教育長 ・池田市消防長 ・池田市消防団長 7 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員並びに会長の指名する者 ・陸上自衛隊第36普通科連隊第3中隊長 ・新関西国際空港株式会社 事業部長 ・日本郵便株式会社 池田郵便局長 ・NTT西日本株式会社 関西支店 設備部長 ・関西電力 池田電機株式会社大阪北本部 北原配電営業所 課長 ・阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部 運輸部長 ・阪急バス株式会社 運輸部長 ・大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部防災保安ゲーム マネージャー ・株式会社ジェイコムウェスト 北大阪局長																					
3 指定地方行政機関の職員 ・国土交通省大気航空局大気空港事務所長 ・国土交通省近畿地方整備局 篠名川河川事務所長 ・厚生労働省大阪労働局 池田公共職業安定所長	・池田市農業委員会会長 ・一般社団法人池田市医師会会長 ・池田エイフボランティアネットワーク会長 ・自主防災組織連絡協議会会長																					
4 大阪府の職員 ・大阪府池田土木事務所長 ・大阪府池田保健所長																						